激流との戦い

—昭和61年8月 台風10号災害の記録—

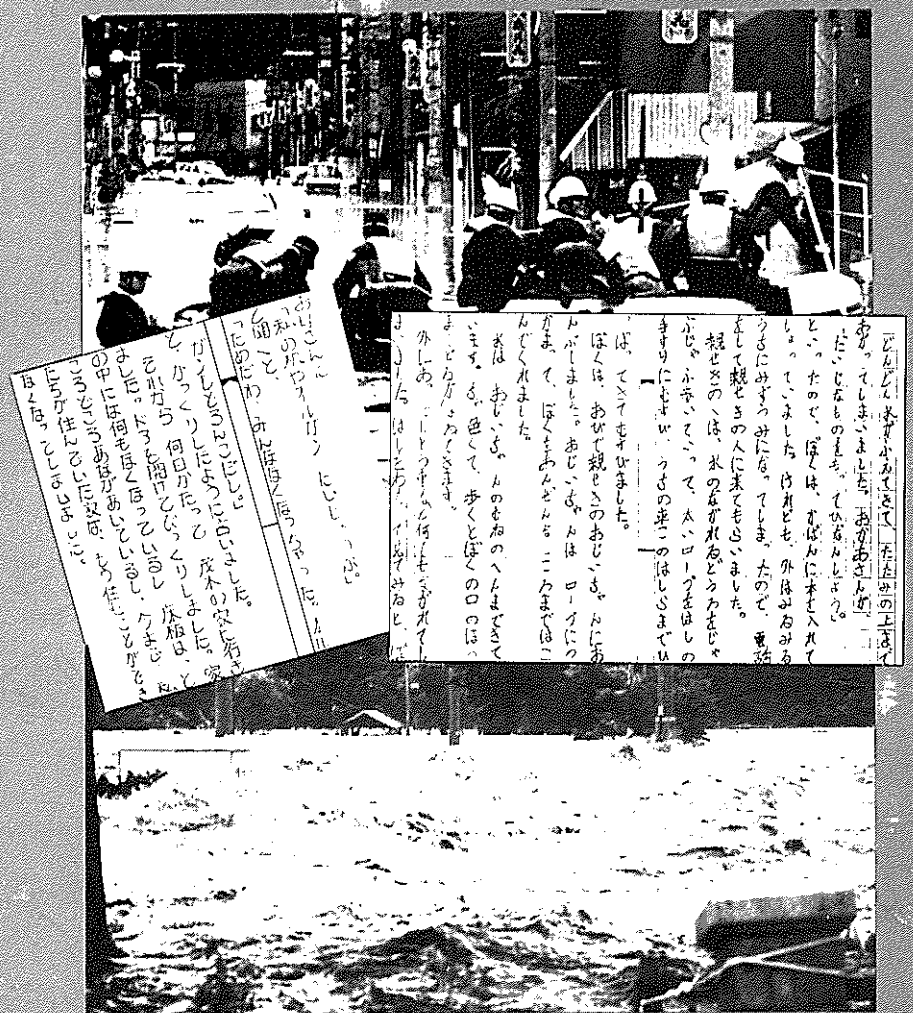

栃　木　県

激流との戦い

—昭和61年8月 台風10号災害の記録—

栃　　木　　県

はじめに

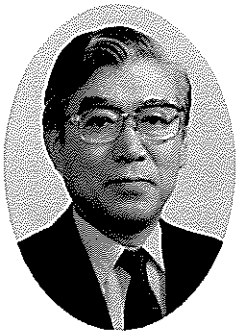

昭和61年８月４日から５日にかけての、栃木県東部地域を中心とする「台風10号及びその後の低気圧」による集中豪雨は、県内各地において中小河川の氾濫やがけ崩れ等をもたらし、死者６名、重軽傷者66名、被害額も約520億円に達する未曽有の大災害となりました。

茂木町においては町の中心部を流れる一級河川逆川が５日未明溢水氾濫し、市街部の大半が1.5メートルを越える濁流にのまれました。しかし、地元消防職団員をはじめ防災関係機関の方々の必死の水防活動、避難誘導、救助活動等により、水による犠牲者を最小限にとどめることができました。

ここに改めて亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますと共に、被害を受けられた皆様に対し心からお見舞を申し上げます。

この災害に当たって、県内はもとより全国各地の皆様からあたたかいお見舞と救援の手をさしのべていただきましたことは、被災住民はもちろん、県民にとりましても力強い励ましと勇気となりました。お寄せいただきました御厚情に対しまして衷心よりお礼を申し上げる次第であります。

私共は、この災害の貴重な体験を教訓とし、二度と再びこのような惨禍を招くことのないよう、豊かで住み良い安全な県土を築くため、防災対策に万全を期する決意であります。

本書は、災害発生の状況及び災害に際して講じた諸施策、措置等をありのまま取りまとめたものであります。この記録が今後の防災対策ひいては災害に強い県土づくりの一助となれば幸いであります。

終わりに、災害対策の実施に御支援、御協力を賜りました関係機関、団体、地域住民の皆様、そして多くのボランティアの方々に対し心から敬意と感謝を申し上げますと共に、本書の刊行に当たり各方面から寄せられました御協力に対し厚くお礼を申し上げます。

昭和62年３月

栃木県知事　渡辺文雄

逆川の氾濫により水没した茂木町

（上空からみた被災後の茂木町役場付近）

泥水に没した住宅街（茂木町）

陸上自衛隊の救助活動（二宮町）

特別救助隊員による救助活動（宇都宮市今泉新町地内）

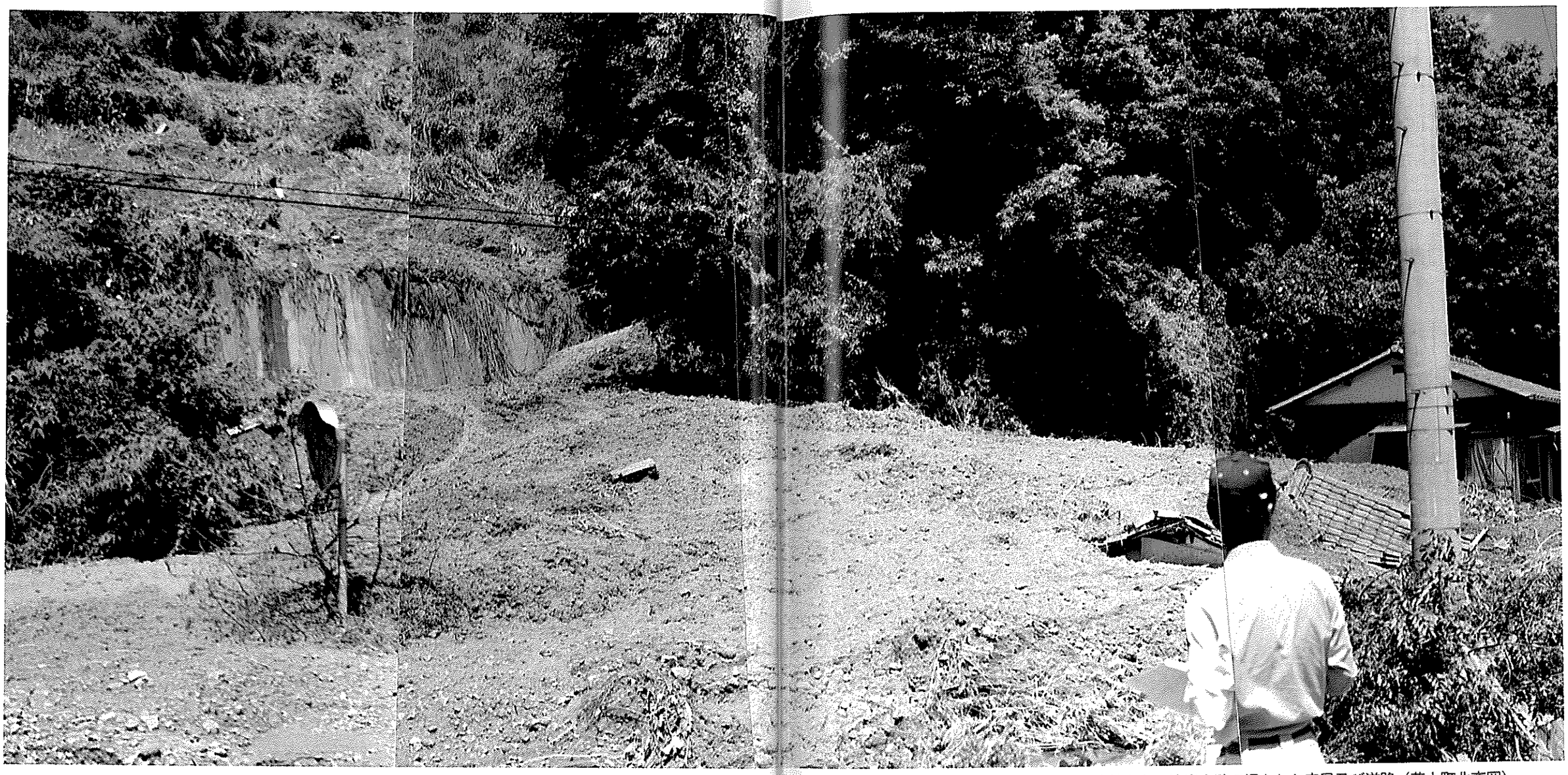

山地からの流出土砂で埋もれた家屋及び道路（茂木町北高岡）

林 地 の 崩 壊 状 況（烏山町小木須）

欠落した橋梁（二宮町大字石島）

決壊した道路（烏山町大木須）

日赤救護班において
治療を受ける子ども
（茂木町）

仮設電話の設置
（茂木町町民センター）

各地から寄せられた救援物資
（茂木町茂木中学校体育館）

ゴミの除去作業
（茂木町地内）

消毒薬を散布する
防疫班
（茂木町地内）

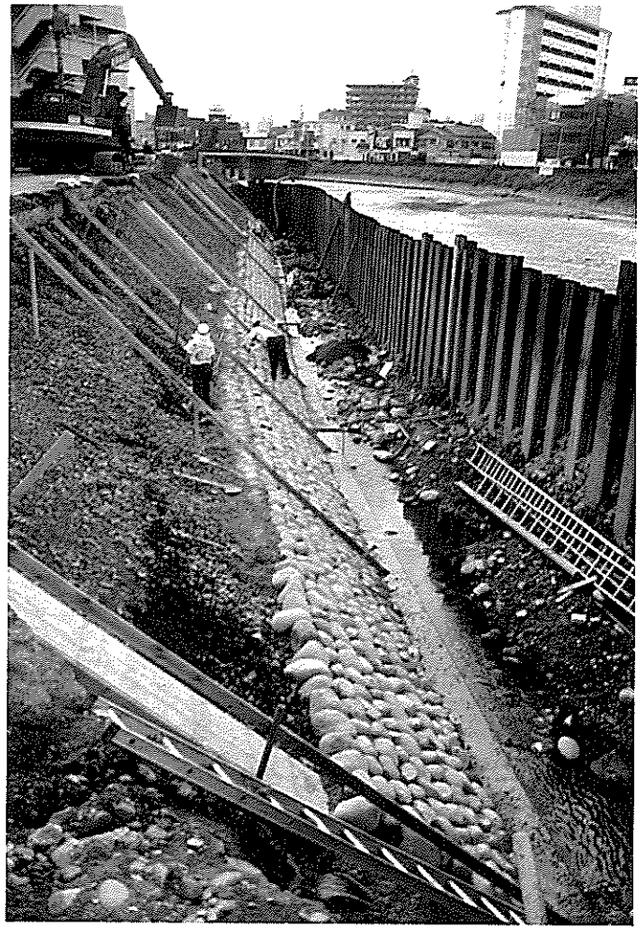

河川復旧工事（一級河川田川・宇都宮市内）

道路復旧工事
（一般県道　山本一下大羽線
益子町山本地内）

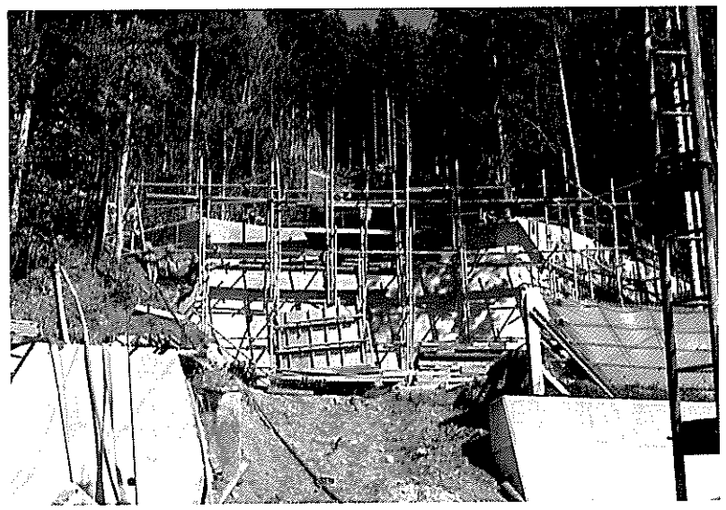

がけ崩れ災害復旧工事
（喜連川町東坪地内）

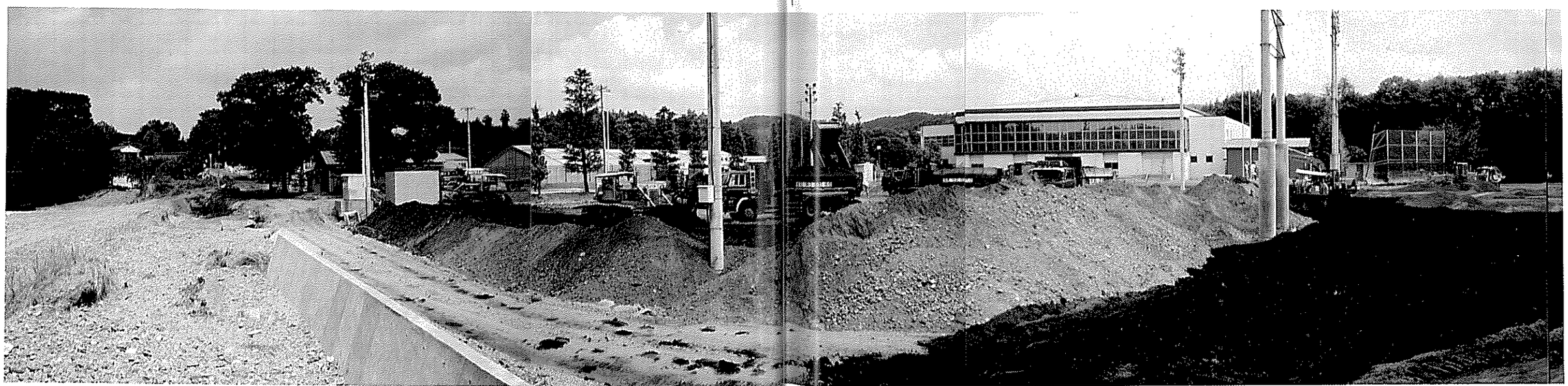

水没した総合運動公園復旧工事（南那須町）

知　事　視　察（茂木町役場）

政府調査団の被災地調査（茂木町）

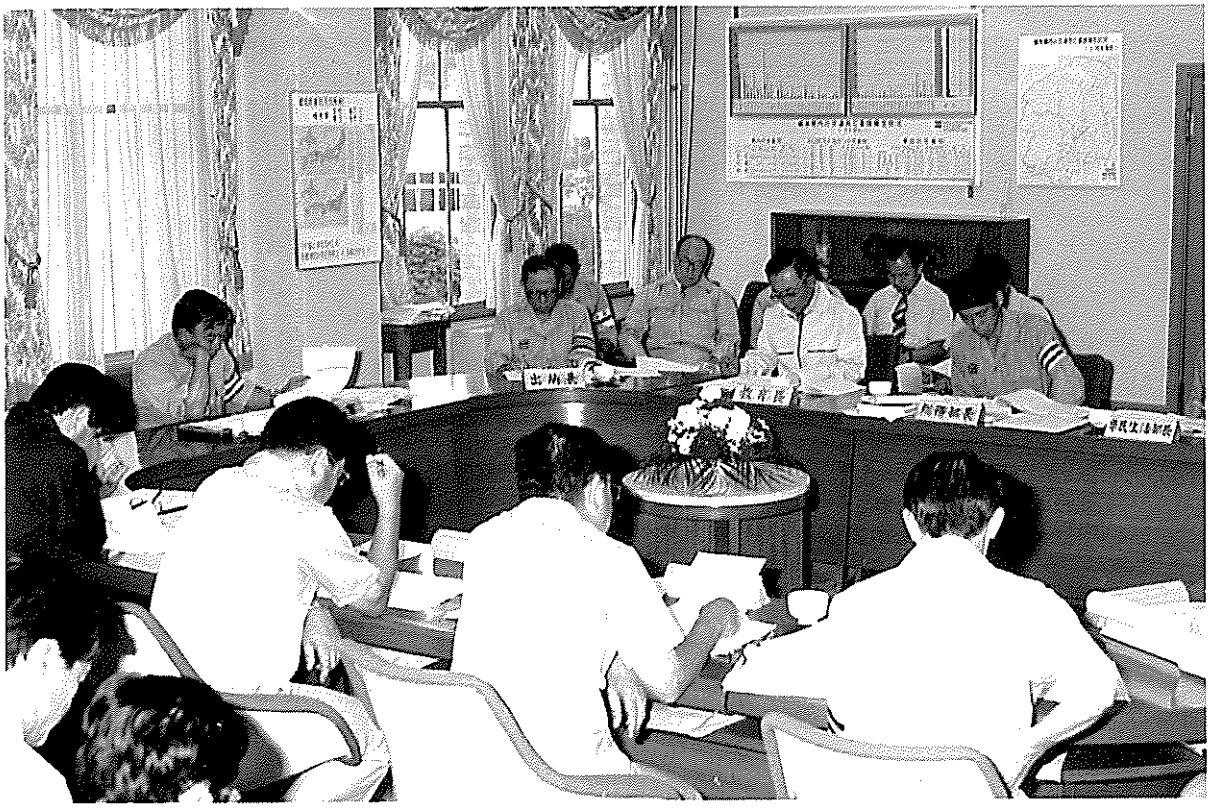

県災害対策本部会議

消防関係機関に対する知事の感謝状贈呈

目　　次

第１部　気　　象

第１章　気 象 の 概 要 …… 3

第１節　概　　況…… 3
第２節　気象現象と災害の特徴……19

第２章　気象情報 ……20

第１節　概　　況……20
第２節　注意報・警報・情報の発表状況……21

第２部　災害対策本部の設置及び活動

第１章　県の災害対策本部 ……27

第１節　注意体制及び警戒体制……27
第２節　栃木県台風10号災害対策本部の設置及び活動……27
第３節　非常配備体制……30
第４節　市町村防災体制診断の実施……30

第２章　県の水防本部 ……33

第１節　水防本部の設置……33
第２節　水防本部の活動……34
第３節　河川の状況……34

第３章　警察の災害警備本部 ……36

第１節　災害警備連絡室の設置……36
第２節　県警災害警備本部の設置……36
第３節　県警災害警備本部の活動……37

第４章　市町村の災害対策本部 ……38

第１節　注意体制及び警戒体制……38
第２節　災害対策本部の設置……38
第３節　災害対策本部の活動……39

第５章　県内官公署等の災害対策……41

第１節　宇都宮地方気象台……41
第２節　関東地方建設局……41
第３節　陸上自衛隊……43
第４節　日本電信電話株式会社栃木支社……43

第５節　東京電力株式会社栃木支店……43
第６節　日本国有鉄道東京北鉄道管理局及び水戸鉄道管理局……44
第７節　日本赤十字社栃木県支部……44

第３部　救　助　活　動

第１章　消防の活動……47
第１節　概　　況……47
第２節　活動の状況……47
第２章　警察の活動……49
第１節　概　　況……49
第２節　活動の状況……49
第３章　陸上自衛隊の活動……52
第１節　概　　況……52
第２節　活動の状況……52
第４章　日本赤十字社栃木県支部の活動……55
第１節　概　　況……55
第２節　活動の状況……55
第５章　災害救助法の適用……59
第１節　概　　況……59
第２節　災害救助法の適用状況……60
第３節　救助活動の実施状況……61

第４部　被　害　状　況

第１章　被害の概要……65
第１節　概　　況……65
第２節　被害の特徴……67
第２章　人的被害及び家屋被害……68
第１節　人的被害……68
第２節　家屋被害……69
第３章　交通及び通信設備の被害……71
第１節　交通の被害……71
第２節　通信設備の被害……75

第４章　電気・水道及びガス施設の被害 ……76
第１節　電気施設の被害……76
第２節　水道施設の被害……77
第３節　ガス施設の被害……80
第５章　土木関係の被害 ……82
第１節　概　　要……82
第２節　河川の被害……83
第３節　道路及び橋梁の被害……85
第４節　砂防施設の被害……87
第５節　都市施設の被害……89
第６節　住宅の被害……90
第７節　その他の被害……90
第６章　農林水産業の被害 ……92
第１節　概　　要……92
第２節　農業の被害……93
第３節　畜産の被害……95
第４節　林業関係の被害……96
第５節　水産物の被害……97
第６節　観光施設の被害……98
第７章　商工業の被害 ……105
第８章　福祉・医療施設等の被害 ……107
第１節　社会福祉施設の被害 ……107
第２節　医療機関等の被害 ……108
第３節　保健衛生施設等の被害 ……108
第９章　文教関係の被害 ……109
第10章　その他の被害 ……110
第１節　県有施設の被害 ……110
第２節　企業局関係の被害 ……111
第３節　警察施設関係の被害 ……111

第５部　災害応急対策

第１章　概　　要 ……115

第２章　生活関連緊急対策……117
第１節　生　活　用　水……117
第２節　電　　気……118
第３節　電　　話……119
第４節　Ｌ　Ｐ　ガ　ス……123
第５節　医　療　活　動……124
第６節　防　疫　活　動……126
第７節　廃　棄　物　処　理……129
第８節　緊急食品の確保……131
第９節　緊急輸送路の確保……131
第10節　緊急物価調査……132
第３章　幹線道路及び鉄道の緊急復旧……134
第１節　幹　線　道　路……134
第２節　日本国有鉄道……135
第４章　交　通　規　制……136
第１節　道路管理者による交通規制……136
第２節　警察による交通規制……140
第５章　その他の応急対策……143
第１節　県税等の特別措置……143
第２節　県民生活関係……147
第３節　衛生環境関係……147
第４節　商工労働関係……149
第５節　農　務　関　係……150
第６節　林務観光関係……151
第７節　土　木　関　係……151
第８節　文　教　関　係……153
第９節　広　報　活　動……154
第６部　義援金及び救援物資
第１章　義　　援　　金……159
第１節　義援金の受付……159
第２節　義援金の状況……159
第３節　義援金の配分……160
第２章　救　援　物　資……163
第１節　救援物資の受付……163
第２節　救援物資の状況……163
第３節　救援物資の配分……164

第7部　災害復旧対策

第1章　要　望　活　動……169

第1節　政府及び国会に対する要望・陳情等……169
第2節　被災団体等からの県に対する要望・陳情等……175

第2章　激甚災害の指定等……176

第1節　激甚災害の指定……176
第2節　特定地域に係る激甚災害の指定……177

第3章　災害復旧対策計画……178

第1節　概　　要……178
第2節　栃木県台風10号災害復旧対策計画……178
第3節　災害復旧予算措置等……182

第4章　河川激甚災害対策特別緊急事業……185

第1節　概　　況……185
第2節　台風10号による被災状況……185
第3節　事業の概要……186

第5章　復旧資金等の融資・貸付け等……188

第1節　中小企業向け融資措置……188
第2節　災害復興住宅資金の融資……190
第3節　農業災害経営資金等の融資……192
第4節　その他の復旧資金等の貸付等……192

第8部　議会の活動

第1章　災害現地調査及び要望活動……199

第1節　現地調査……199
第2節　要望活動……202

第2章　災害対策に関する質疑質問……204

第3章　感謝決議……211

第9部　災害対策本部の解散と感謝状及び礼状の贈呈等

第1章　県の災害対策本部の解散……215

第1節　概　　要……215
第2節　栃木県台風10号災害対策本部の解散……215

第２章　市町村の災害対策本部の解散 ……216
第１節　概　　要 ……216
第２節　市町村の災害対策本部の解散 ……216
第３章　感謝状及び礼状の贈呈等 ……217
第１節　感謝状の贈呈 ……217
第２節　礼状の送付及び謝礼広告 ……219

第10部　災害に強い県土づくりを目指して

第１章　消防防災対策の確立 ……224
第１節　消防防災体制の整備 ……224
第２節　救急救助体制の整備 ……225
第３節　防災対策の推進 ……225
第２章　県土の保全対策 ……226
第１節　河 川 の 整 備 ……226
第２節　道路防災施設の整備推進 ……227
第３節　治山対策の推進 ……227
第４節　砂防対策の推進 ……227

〈災　害　実　録〉

第１章　災 害 体 験 記 ……231
第２章　災害関係新聞記事（抜粋） ……292
第３章　災　害　日　誌 ……305

〈参　考　資　料〉

○　災害対策本部組織図 ……321
○　災害時非常招集系統図 ……322
○　栃木県台風10号災害対策本部員等名簿 ……323
○　栃木県水防本部組織図 ……324
○　栃木県警災害警備本部組織図 ……325
○　栃木県台風10号災害記録誌編集委員会 ……326

第1部　気　　象

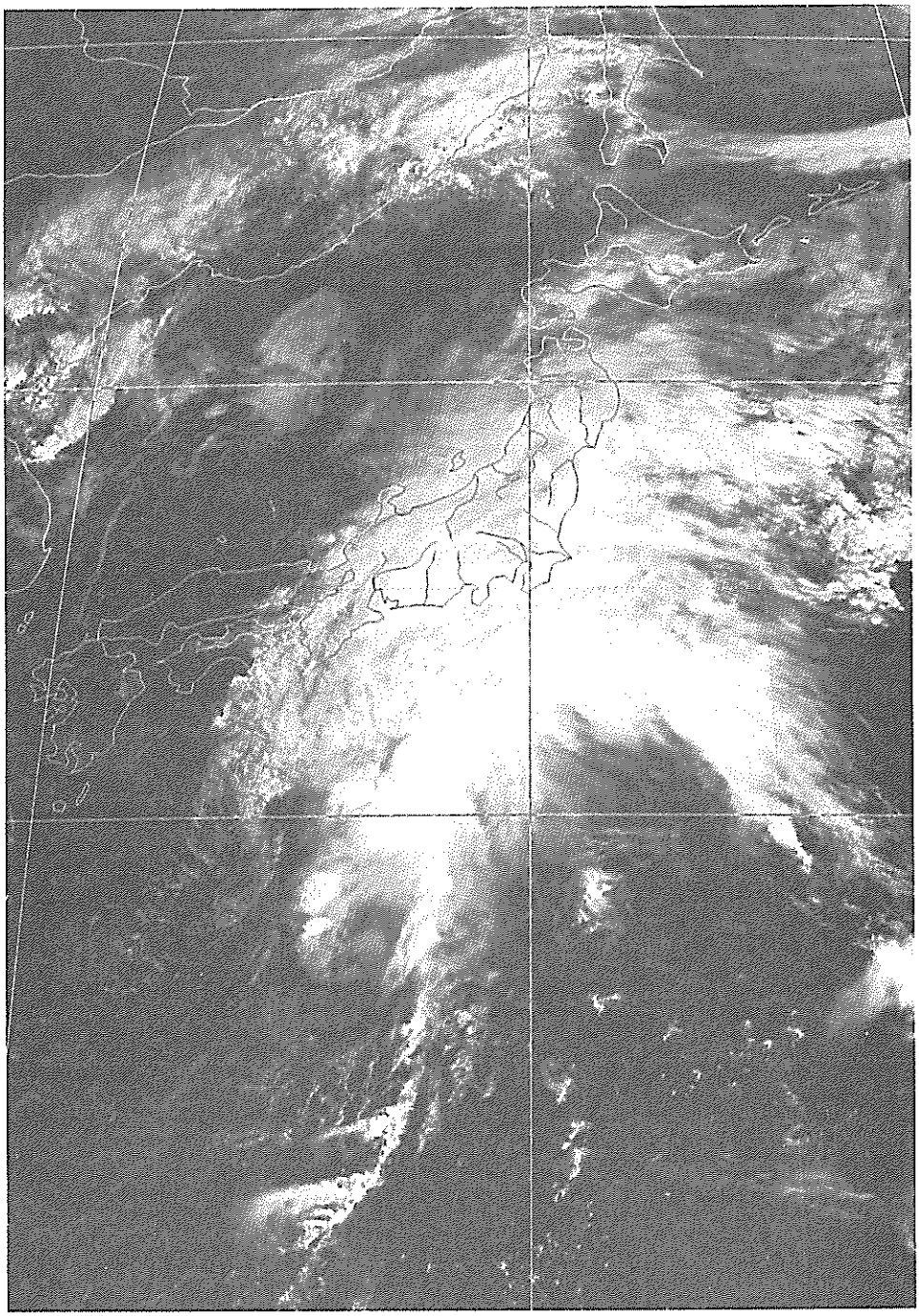

気象衛星「ひまわり」から撮影した台風第10号

昭和61年8月4日09時（可視画像）

第１章　気象の概要

第１節　概　　況

１　気象の経過

７月29日21時、フイリピン東方海上に発生した弱い熱帯低気圧は、８月１日３時、ルソン島の東で台風第10号となった。その後、台風は北東進して沖大東島の南を通り、中心気圧985mbの勢力を保ちながら速度をはやめ、４日には本州の南方海上に達した。

一方、千島付近に中心をもつ冷涼な高気圧があって、北日本から東日本に張り出していた。この状況下で台風は、４日21時、石廊崎の南約120kmの海上で温帯低気圧（980mb）に変わり、夜半前、千葉県に上陸後、急速に進行速度をゆるめ、５日未明霞ケ浦付近を通り三陸沖に抜け、ほとんど停滞状態となった（図１及び図２参照）。

台風がもたらした高温多湿な気流によって、低気圧に伴う前線が活発化したことと、低気圧の移動速度が遅くなったことにより、関東・東北地方の太平洋側を中心に、広い地域で多量の降雨があり、栃木県でも一部で総雨量300mm以上を観測し、河川の溢水、提防の欠壊、崖くずれ、山くずれ等により甚大な被害を生じた。

２　降雨状況（降雨域の移動と変化）

台風10号が潮岬の南方約600kmの海上にあった４日６時頃から、栃木県は台風を取巻く北側の雲バンドにより１mm以上の雨量を観測しはじめた（表4及び表5参照）。

その後、台風の接近とともに次第に雨足が強くなり、温帯低気圧に変った21時頃から県の東部を中心に１時間20mm以上となった。更に、前線を伴った低気圧の中心が茨城県をゆっくりした速度で北上を続けた４日24時から５日４時の間に雨量のピークを観測し、烏山観測所では５日２時における前１時間雨量は64mmの短時間強雨を記録した（図２～図７参照）。

その後、低気圧の中心が栃木県から遠ざかるに従い雨域はゆっくり北上し、５日８時頃には県北部でも小雨程度となった。

3　気象図表

図　1　台風10号経路図

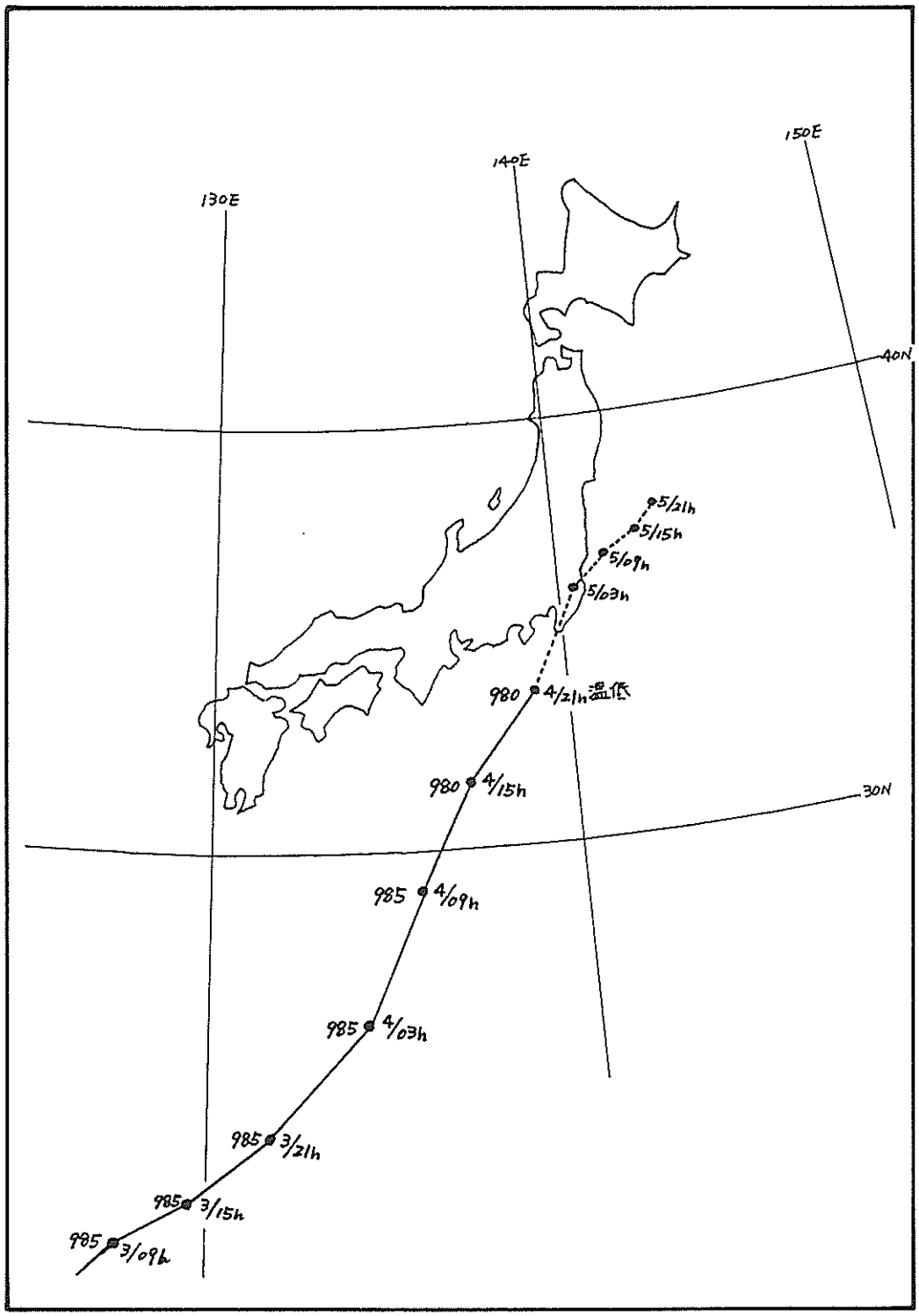

図　2　アメダス資料により決定した温帯低気圧の経路（黒丸は低気圧中心）

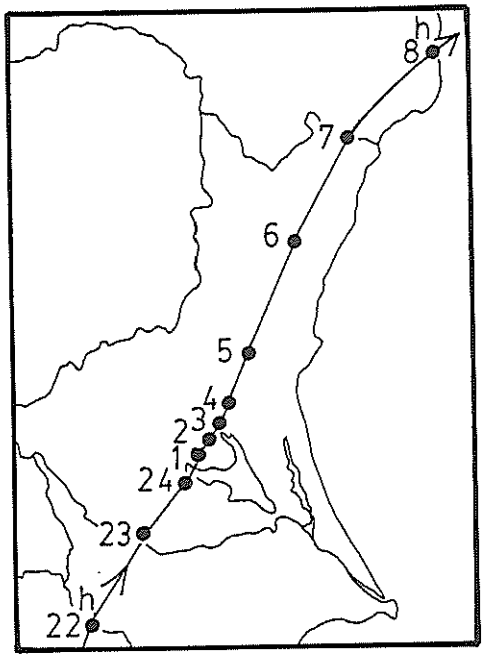

図　3　地上天気図　昭和61年８月５日３時
（等圧線は４mb毎）

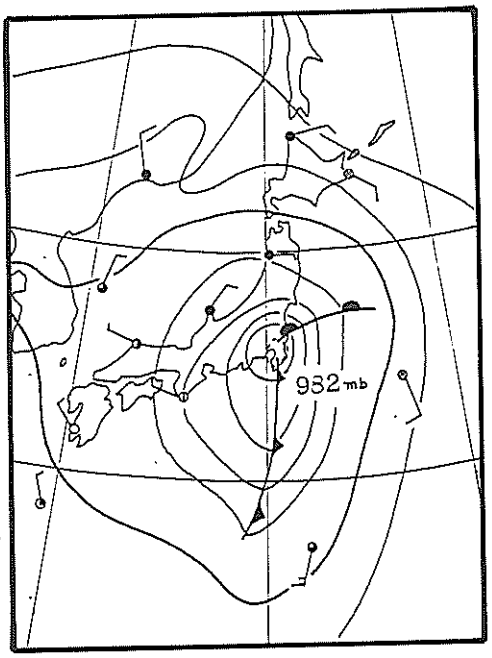

図４－１　雲解析図　８月４日21時

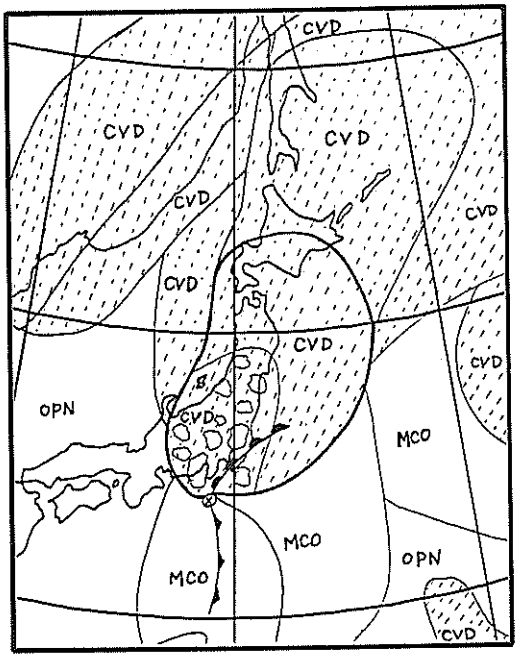

図４－２　雲解析図　８月５日３時

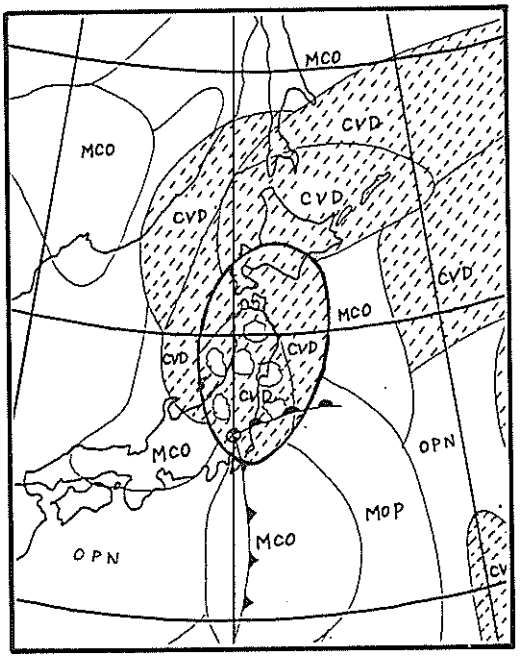

凡例　CVD　雲におおわれている地域　　MCO　雲におおわれているが切れ間も多い地域
MOP　雲が少ない地域　　OPN　雲のない地域
活発な積雲系の雲域（積乱雲）

図５　８月４日24時～８月５日５時のレーダー・アメダス雨量合成図

レーダー・アメダス雨量合成図

表示記号　雨量値（㎜）

一	0 ～ 1
二	1 ～ 5
三	5 ～ 10
◆	10 ～ 20
匚	20 ～ 30
口	30 ～ 40
凹	40 ～ 60
回	60 ～ 80
■	80 ～

図５－１　８月４日24時

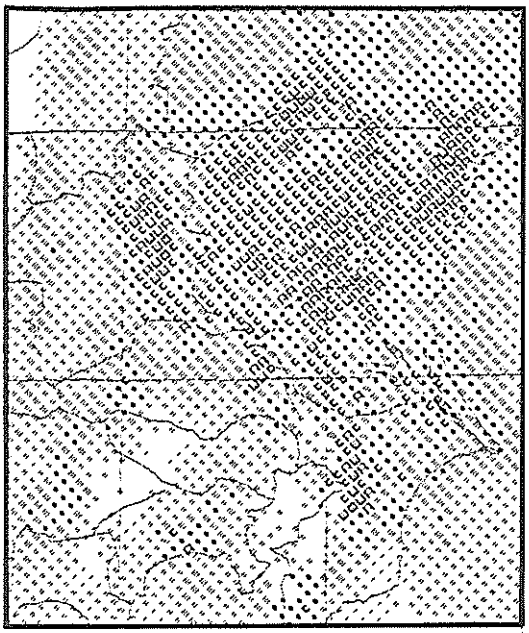

図５－２　８月５日１時

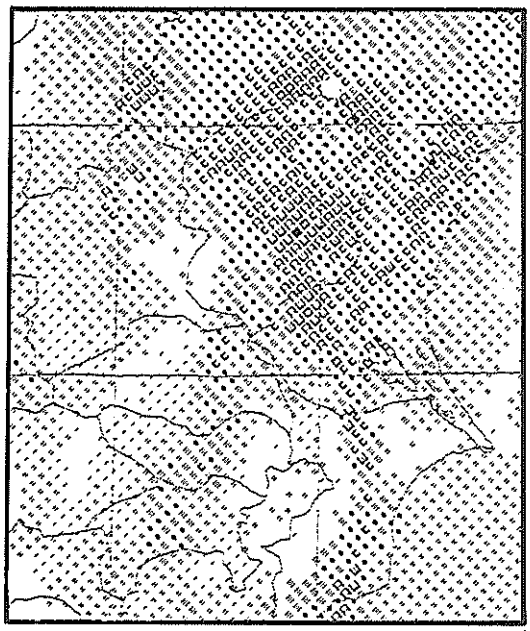

図５－３　８月５日２時

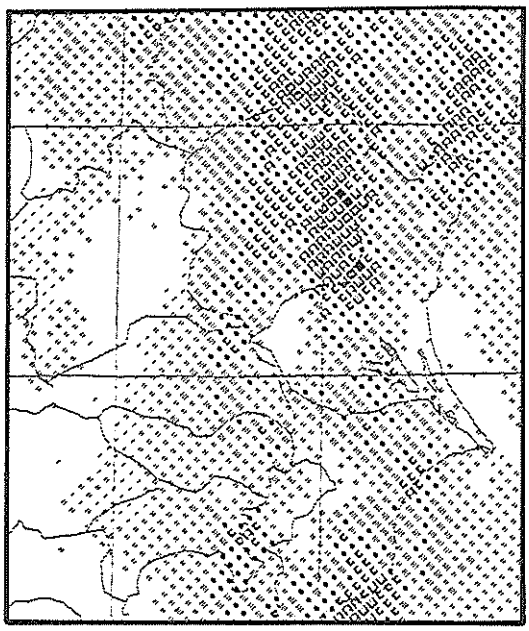

図5－4　8月5日3時

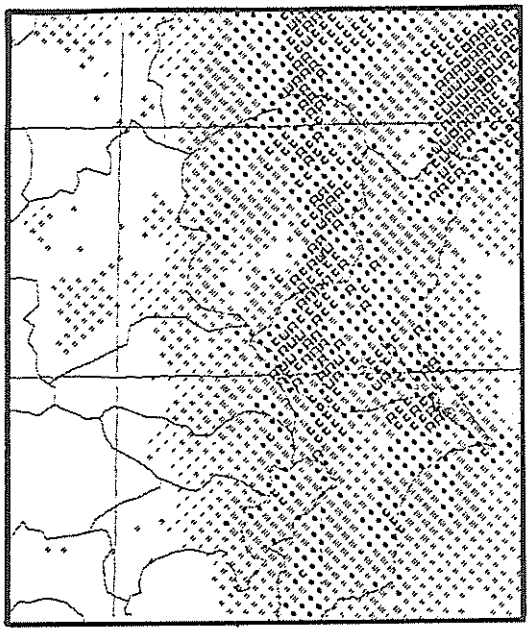

図5－5　8月5日4時

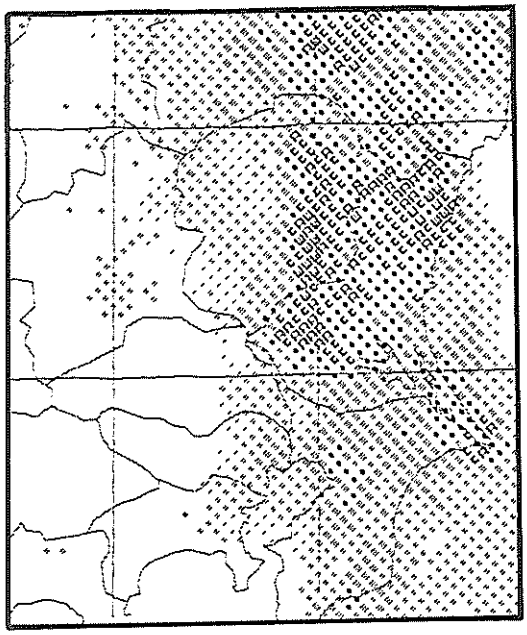

図5－6　8月5日5時

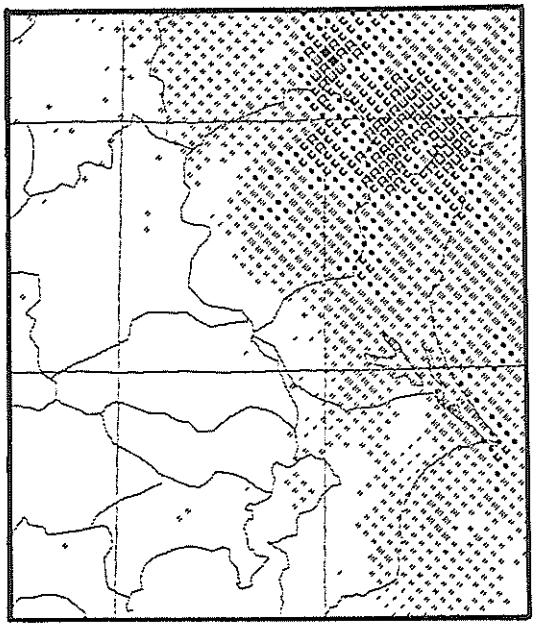

説明

温帯低気圧のスピードが時速5㎞程度となった4日24時から5日4時にかけ、栃木県内の時間雨量30㎜以上の雨域は、県の東半分にほとんど停滞している。

5日2時には、烏山町付近に最強の表示が現われている。

図６－１　アメダス資料による流線図
８月４日　24時

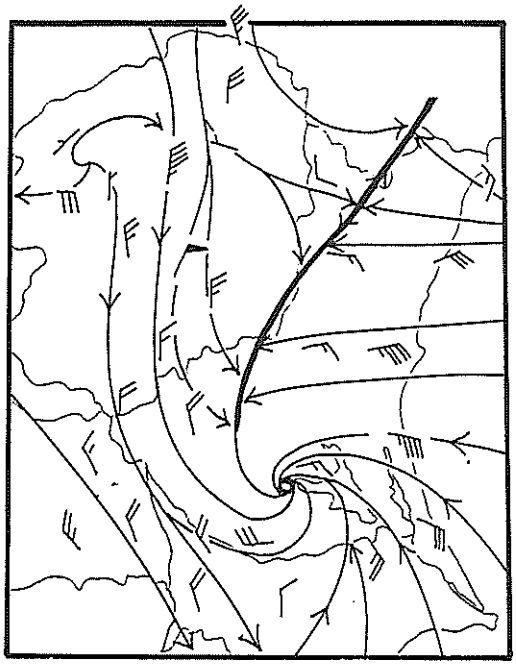

図６－２　アメダス資料による流線図
８月５日　１時

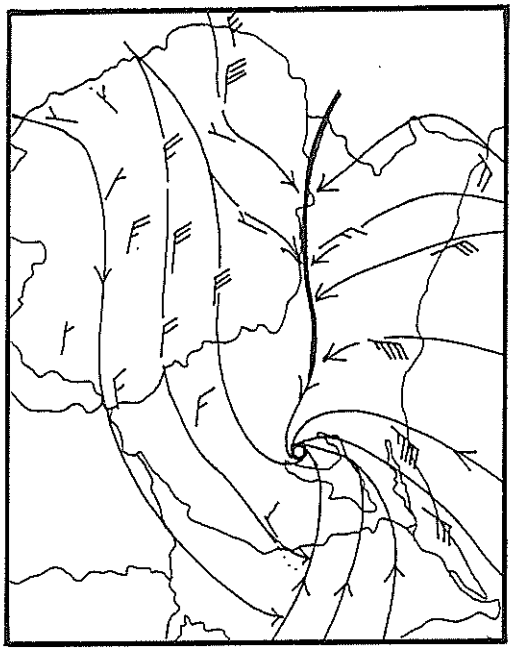

図７－１　前１時間雨量分布図（単位㎜）
８月４日　24時

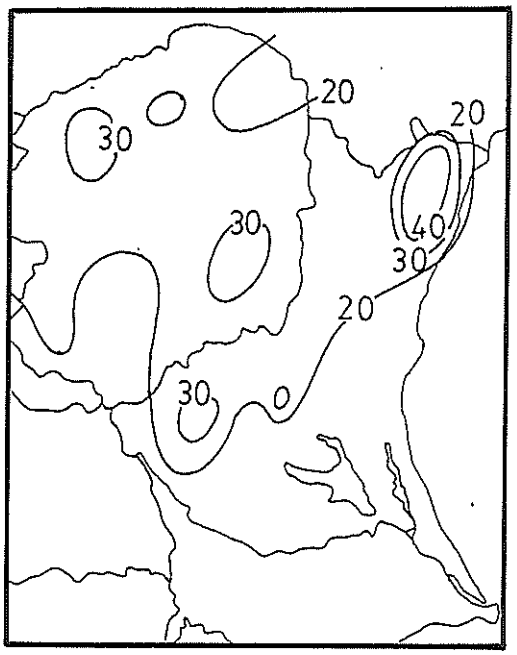

図７－２　前１時間雨量分布図（単位㎜）
８月５日　１時

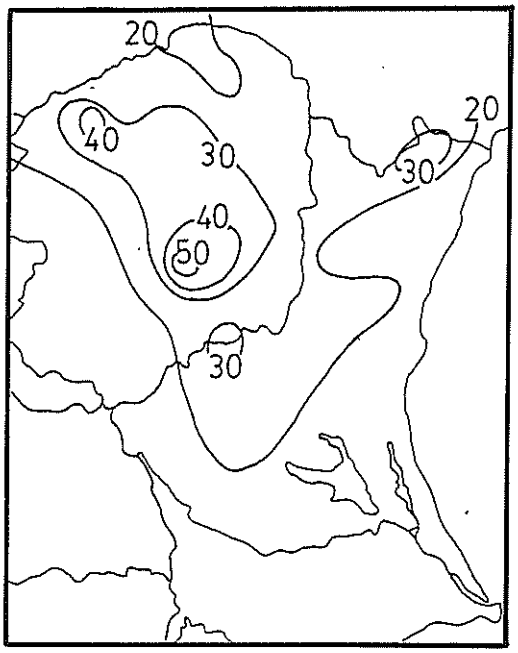

図６－３　アメダス資料による流線図
８月５日　２時

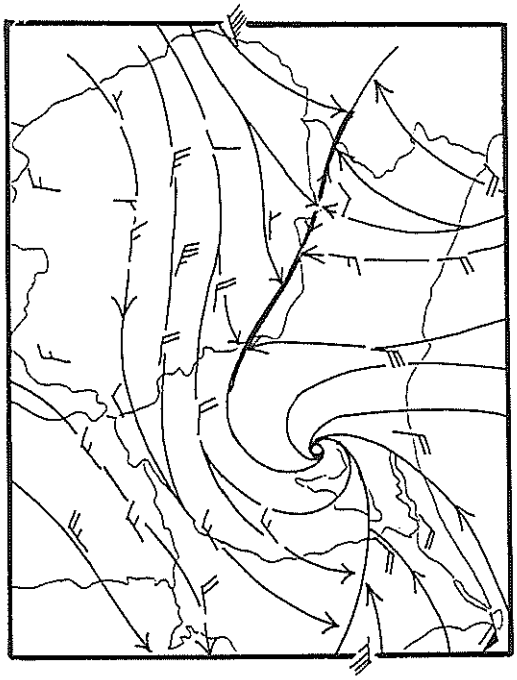

図６－４　アメダス資料による流線図
８月５日　３時

図７－３　前１時間雨量分布図（単位㎜）
８月５日　２時

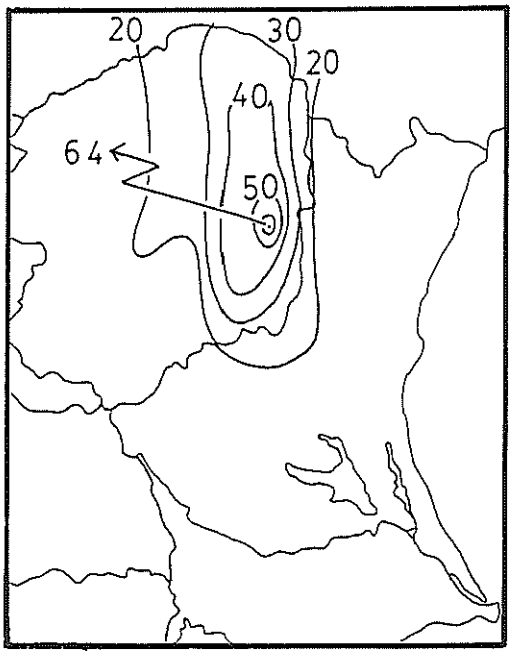

図７－４　前１時間雨量分布図（単位㎜）
８月５日　３時

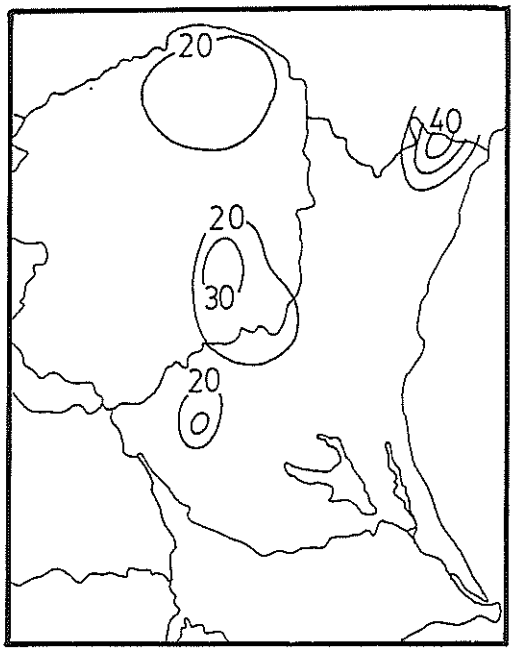

図6－5　アメダス資料による流線図
8月5日　4時

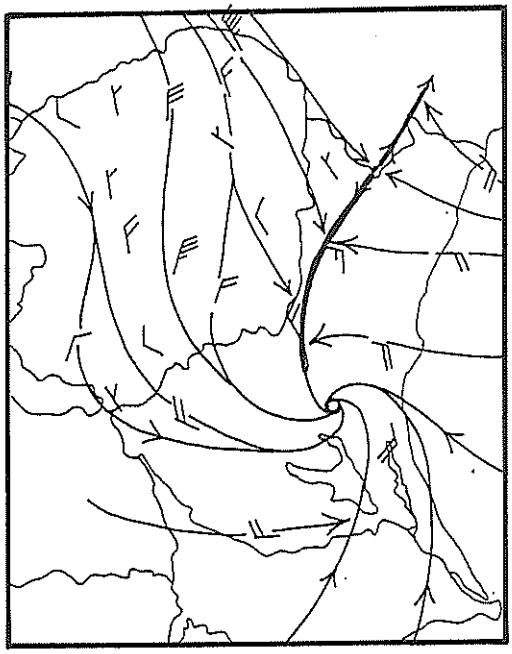

図8　3時間降水量時間変化図

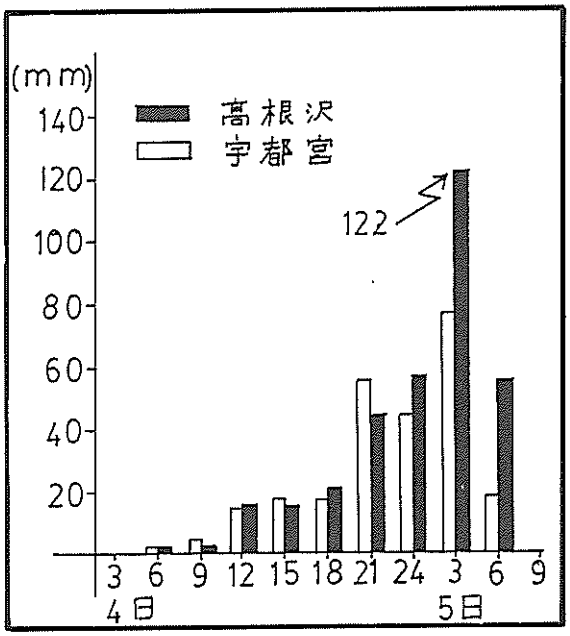

図7－5　前1時間雨量分布図（単位mm）
8月5日　4時

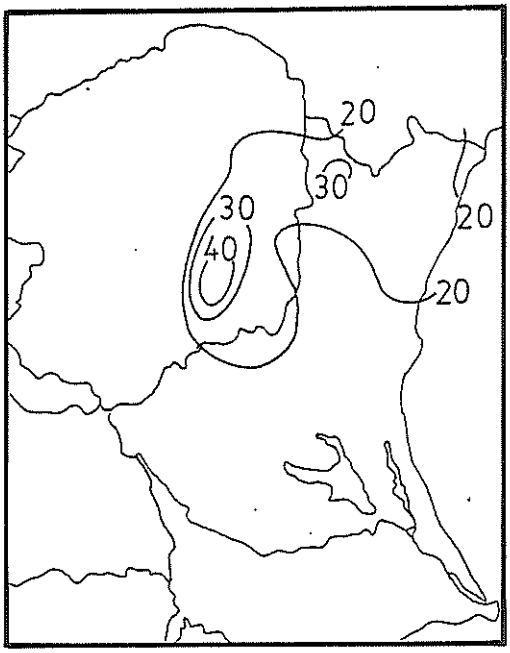

図9　総降水量分布図（単位mm）

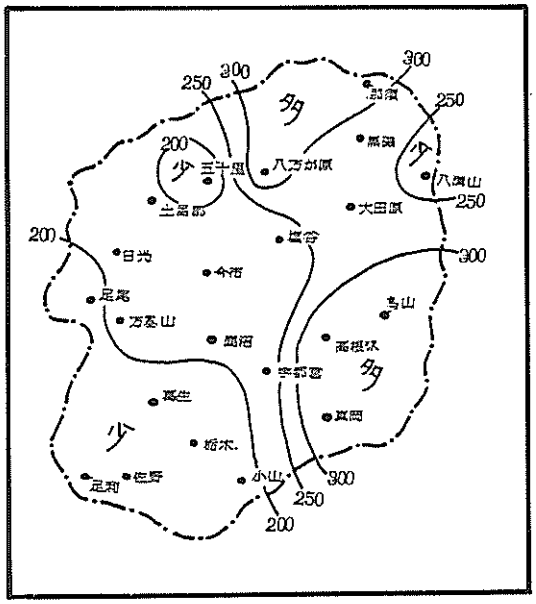

表1

地点番号 615　19 86 年 08 月 04 日　　**地上気象観測日原簿**　　8月4日

気象官署名　宇都宮地方気象台

区別番号	観測時刻	気圧・気温・湿度・風・雲量・現在天気	天気	降水量 実測	降水量 自記	視程	雲の状態・個々の雲	気圧変化	日照	全天日射量	大気現象
	01				—						
	02				—						
1	03	99270066 216 1892180851501810 80	◎	00	00	15	27X 7Cu ,X ; 10Ac ,X	7 -14			▽̇°
	04				00						
	05				15				—	000	
	06	202 16028			10				—	002	
	07				25				—	011	
	08				10				—	021	
2	09	99040044 193 1691920861604510 61	◎	65	05	15	7XX 10St X,X	8 -16	—	030	◎°
	10				30				—	028	
	11				40				—	021	
	12	189 01023			55				—	023	
	13				55				—	025	
	14				55				—	026	
3	15	98499988 201 1902200930103310 63	◎	305	70	40	72X 7St X,X ; 10Ns X,X	7 -32	—	024	=,◎'
	16				65				—	018	
	17				40				—	012	
	18	199 01051			60				—	005	
	19				185				—	000	
	20				220					000	
4	21	97959933 195 1812080921609110 63	◎	705	135	30	72X 8St X,X ; 10Ns X,X	8 -32			=,◎'
	22	97769915 193 1822090931609110 63	◎		110	40	72X 8St ,X ; 10Ns ,X	8 -39			=,◎'
	23				140						
	24	196 01095		455	205						

	気圧		気温	湿度等		雲量	降水量 実測	降水量 自記
合計	9475	0031	1591	838	356	40	1530	1530
平均	9869	0008	199	210	89	10.0		

天気概況　6時−18時　大雨
　　　　　18時−翌6時　大雨

日照時間　— 246
11 0 0 11

観測時刻	降雪の深さ cm 3回	降雪の深さ cm 2回	積雪の深さ cm
09			
15			
21			
翌09			
合計			

記事
0210 ▽̇ −0730, 0800 ◎ −
1100 = −

区別番号	日最高気温 日最低気温 日最小湿度 日平均風速 日最大風速 風向 日最大瞬間風速 風向 日照時間 全天日射量 日降水量 日最大1時間降水量 日最大10分間降水量 …	…	最高気温 最低気温 降水量 積雪の深さ合計
5	219 1838004310001 19501 — 02515300420085	08081200011	278 193 2405
起時	0250 1025 0820 2350 2325 2330 1820 -0030(5)-1830		

予備ページ

1985

表2

地点番号 615 (01 02 03) 19 86 年 08 月 05 日 (04 05) (06 07) (08 09)

地上気象観測日原簿

8月5日

気象官署名 宇都宮地方気象台

区別符号	観測時刻	気圧 0.1mb 現地・海面 / 気温 0.1℃ / 露点温度 0.1℃ / 蒸気圧 0.1mb / 相対湿度 % / 風向 風速 0.1m/s / 全雲量 10分比 / 現在天気 ww (10–44)	天気	降水量 0.1mm 実測・自記 / 視程 km	雲の状態 C_L C_M C_H / 個々の雲(量 形 向 高さ)	気圧変化 型 量 a 0.1mb / 日照時間 0.1h / 全天日射量	大気現象
	01			550			
	02			190			
1	03	97139849 211 2022370951606010 63	◉	765 25	3 0 7 2 X 6 St ,X ; 10 Ns ,X	7 -30	=. ◉'
	04			105			
	05			60		— 000	
	06	214 16035		10		— 009	
	07			00		— 019	
	08			—		— 073	
2	09	97229855 278 2122520670901903 01	①	175 — 45	1 3 0 0+ Cu X,X ; 3 Ac X,X	1 +10 09 198	
	10			—		10 259	
	11			—		10 291	
	12	321 12029		—		10 312	
	13			—		10 311	
	14			—		09 271	
3	15	97459877 320 2042400500801707 02	①	— — 45	2 0 0 7 Cu X,X	3 +13 08 220	
	16			—		02 092	
	17			—		06 094	
	18	301 01043		—		07 040	
	19			—		05 009	
	20			—		000	
4	21	98049939 255 1942250690801800+01	○	— — 40	1 0 0 0+ Cu X,X	3 +35	
	22			—			
	23			—			
	24	222 00000		— —			

	気圧		気温	蒸気圧・湿度		風速
合計	8984	9520	2122	954	281	20
平均	9746	9880	265	239	70	5.0

940940

天気 昼 6—18 初め一時雨後晴れ
夜 18—翌6 晴れ
概況 3—19

86 2198

0 0 0 0

観測時刻	積雪の深さ cm 3回	2回	積雪の深さ cm
09			
15			
21			
翌09			
合計			

記事

— ◉ — 0650.

— = — 0650.

日最低海面気圧 983.8mb

区別符号 | 日最高気温 0.1℃ | 日最低気温 0.1℃ | 日最小湿度 % | 日平均風速 0.1m/s | 日最大風速 風向 0.1m/s | 日最大瞬間風速 風向 | 日照時間 0.1h | 全天日射量 0.1MJ/m² | 日降水量 0.1mm | 日最大1時間降水量 0.1mm | 日最大10分間降水量 0.1mm | 降雪の深さ合計 cm | 日最深積雪 cm | 天気概況 (1964) | 大気現象 (1967) | 降水継続時間 h | 蒸発量 0.1mm | 日最低海面気圧 (−980mb) 0.1mb

5 330 1954503608316202010862200940055017 5 1201 1200000

最高気温 0.1℃	最低気温 0.1℃	降水量 0.1mm	降雪の深さ合計 cm
330	183	—	

1420 0030 1150 0030 0000

0000 0015
−0100 −0025

予備ページ

1965

表3

観　測　所　一　覧　表

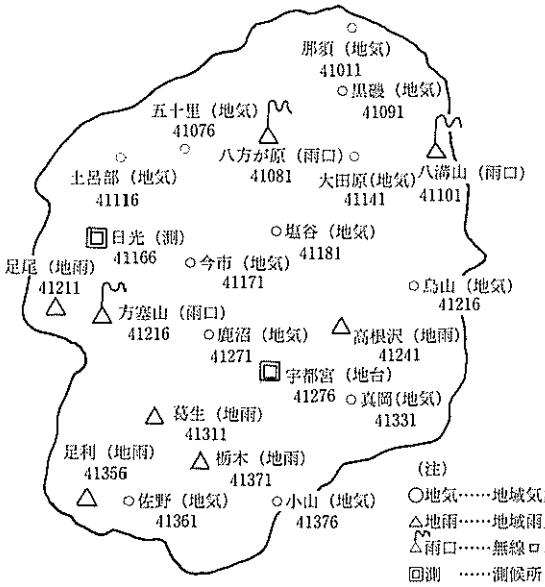

（注）
○地気……地域気象観測所（気温・風向・風速・日照・降水量・積雪）
△地雨……地域雨量観測所（降水量・積雪）
△雨口……無線ロボット雨量観測所（降水量）
回測　……測候所
回地台……地方気象台

観測所番号	種類	観測所名	所在地	設置場所	緯度	経度	海面上の高さ	風向・風速計地上の高さ
41011	地気	那須	那須郡那須町大字大島1988	那須町共同模範牧場	37°07′	140°03′	716*m*	6.6*m*
41076	〃	五十里	塩谷郡藤原町五十里堀割596-14	五十里湖観光センター	36°55′	139°42′	620	6.6
41081	雨口	八方が原	矢板市下伊佐野八助		36°55′	139°50′	1,087	
41091	地気	黒磯	黒磯市埼玉9-5	県農業試験場黒磯分場	36°59′	140°01′	343	8.0
41101	雨口	八溝山	那須郡黒羽町南方		36°56′	140°16′	800	
41116	地気	土呂部	塩谷郡栗山村土呂部97	部落共有地	36°53′	139°34′	925	8.0
41141	〃	大田原	大田原市中田原383-2	大田原老人憩の家　福寿荘	36°52′	140°03′	215	6.6
41166	測	日光	日光市中宮祠2478-12	日光測候所	36°44′	139°30′	1,292	16.7
41171	地気	今市	今市市瀬川1334	宇都宮市水道局今市浄水場	36°43′	139°41′	414	9.4
41181	〃	塩谷	塩谷郡塩谷町字玉生741	塩谷町町役場	36°46′	139°51′	255	8.0
41211	地雨	足尾	上都賀郡足尾町1535	足尾町田元老人憩の家	36°39′	139°27′	650	
41216	雨口	方塞山	上都賀郡粟野町上柏尾		36°38′	139°31′	1,385	
41241	地雨	高根沢	塩谷郡高根沢町上高根沢台の原5904	県立宇都宮農業高校高根沢農場	36°36′	140°00′	146	
41246	地気	鳥山	那須郡鳥山町金井町	鳥山町上水道貯水池	36°39′	140°09′	162	6.6
41271	地気	鹿沼	鹿沼市見野11-3	鹿沼市上水道第２浄水場	36°35′	139°44′	165	6.6
41276	地台	宇都宮	宇都宮市明保野町1-7	宇都宮地方気象台	36°33′	139°52′	120	15.1
41311	地雨	葛生	安蘇郡葛生町仙波75-3	常盤警察官駐在所	36°26′	139°36′	120	
41331	地気	真岡	真岡市下籠谷361-2	県立真岡農業高校農場	36°28′	140°00′	88	8.0
41356	地雨	足利	足利市上渋垂町1223	足利消防本部南分署	36°18′	139°29′	28	
41361	地気	佐野	佐野市小中町166	県農業試験場佐野分場	36°20′	139°34′	39	6.6
41371	地雨	栃木	栃木市平井町911	県立栃木農業高校	36°22′	139°43′	65	
41376	地気	小山	小山市出井1900	日本たばこ産業㈱宇都宮試験場	36°20′	139°50′	44	15.8

表4

チイキ キシヨウ カンソク マイジ コウスイリヨウ(MM) ニッポウ

1986ネン 8カ゛ツ 4ニチ トチキ゛(41) ケン

カンソクシヨ	シ゛コク	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	ニチカイ	サイタ゛イシ゛
NO.	チテンメイ																										
41																											
011	ナス							1		1	4	4	4	4	6	5	9	8	7	13	19	20	21	17	26	169	26 24
076	イカリ						1	2	1	1	2	6	6	5	4	5	4	5	6	4	12	13	14	14	27	132	27 24
081	ハッポ゛ウ						1	1	1	1	5	5	6	7	7	10	9	9	7	13	20	26	14	28	32	202	32 24
091	クロイソ						1	1		1	4	5	4	3	5	5	5	5	5	11	18	13	14	12	16	128	18 20
101	トミソ゛サン						2	2	2	2	6	3	4	7	5	7	7	4	5	12	13	9	12	8	21	131	21 24
116	ト゛ロフ゛						2	1	1		1	6	8	10	11	8	6	6	7	8	10	14	20	16	32	167	32 24
141	オオタワラ						2	1	1	2	6	5	3	4	5	6	4	5	5	13	21	12	15	15	21	146	21 24+
166	ニッコウ					2	2	2	1		2	8	11	14	11	8	8	9	7	12	8	14	20	19	26	184	26 24
171	イマイチ						2		2	1	3	6	5	6	8	7	5	6	8	9	13	19	13	18	29	160	29 24
181	シオト					1	1		2	1	5	5	4	4	6	7	5	5	6	9	12	16	9	16	24	138	24 24
211	アシオ					2	2	1	1		2	6	8	7	4	5	4	3	5	5	5	12	21	16	23	132	23 24
216	ホクサイザ゛ン					1	3		2		3	8	9	10	10	9	9	7	10	10	8	20	20	24	27	190	27 24
241	タカネサ゛ワ					1	1	1	1	1	5	5	4	5	4	6	5	4	12	12	18	13	10	15	32	155	32 24
246	カラストマ						1	1		3	7	5	3	5	4	8	5	2	6	19	17	12	10	19	30	157	30 24
271	カヌマ					1	2	1	1	1	3	5	6	6	5	6	5	3	6	14	13	19	14	16	21	148	21 24
276	ウフノミト					1	1	3	1		3	4	6	5	6	7	6	4	6	19	22	14	10	15	20	153	22 20
311	クス゛ク					2	1	3	1	1		3	7	7	7	8	5	2	9	6	13	31	10	18	16	150	31 21
331	モオカ					1	2			1	3	4	6	6	6	7	11	5	8	12	27	12	9	20	30	170	30 24
356	アシカカ゛				1	3	1	2	1			2	8	7	8	5	5	3	11	7	17	16	9	25	16	147	25 23
361	サノ					1	1	3			1	2	7	7	8	6	5	2	8	6	16	29	13	18	24	157	29 21
371	トチキ゛				1	1	1	2				4	7	9	7	7	6	5	7	7	21	20	10	12	13	140	21 20
376	オトマ					1	2				1	3	10	7	7	8	7	3	6	11	31	15	6	14	26	158	31 20

表5

チイキ キシヨウ カンソク マイシ゛ コウスイリヨウ(MM) ニッポ゛ウ

1986ネン 8カ゛ツ 5ニチ トチキ゛(41) ケン

ンソクシヨ	シ゛コウ	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	ニチケイ	サイタ゛イ゛シ゛
0. チテンメイ																											
1																											
11 ナス		26	35	20	15	27	8	4	1																	136	35 02
76 イカリ		27	17	12	1	3	3																			63	27 01
81 ハッポ゛ウ		32	28	23	8	9	8																			108	32 01
91 クロイソ		18	40	29	15	22	8	2																		134	40 02
01 トミソ゛サン		26	22	11	14	23	6	4																		106	26 01
16 ト゛ロフ゛		41	9	12	1	3	1																			67	41 01
41 オオタワラ		25	44	20	25	23	4	1																		142	44 02
66 ニッコウ		15	5	8	4																					32	15 01
71 イマイチ		25	17	5		6																				53	25 01
81 シオヤ		34	20	12	5	6	7																			84	34 01
!11 アシオ		3	4	8	3	1																				19	8 03
!16 ホクサイサ゛ン		8	7	9	3	1																				28	9 03
!41 タカネサ゛ワ		42	42	38	45	5	5																			177	45 04
!46 カラストマ		31	64	15	20	10	5	1																		146	64 02
!71 カヌマ		22	23	8	3	7	4																			67	23 02
!76 クラノミト		55	19	2	11	6	1																			94	55 01
311 ウス゛ク		7	11	1	1	3							1													24	11 02
331 モオカ		27	37	31	41	4	1																			141	41 04
356 アシカカ゛		1	6	2	1																					10	6 02
361 サノ		9	9	3	1		1																			23	9 02*
371 トチキ゛		9	10	6	6	2																				33	10 02
376 オヤマ		16	3	5	6	3	1																			34	16 01

表6

チイキ キショウ カンソク マイジ フウコウ フウソク (H/S) ニッポウ

1986ネン 8ガツ 4ニチ トケイ(41) ケン

カンソクシヨ	シュベツ	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	サイタ	サイタイ
NO. チテンメイ 41																										ヘイキン	フウソク ジ
011 ナス	フウコウ	SSW	SSW	SSW	SW	SW	WSW	W	WSW	SW	SW	ESE	WNW	NW	NW	NNE	NE	ENE	NNE	N	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	
	フウソク	1	2	2	2	1	2	1	1	2	1	1	2	3	3	1	2	1	3	4	5	5	6	7	7	2.7	7 24*
076 イカリ	フウコウ	SE	SE	SSE	-	SE	E	-	-	-	-	-	NNW	-	-	-	-	-	SE	-	N	-	NNW	NNW	-	SE	N
	フウソク	2	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	1	0	0.5	2 20*
091 クロイソ	フウコウ	-	W	-	NW	-	NNW	ENE	NNW	NNW	NNW	N	NE	N	N	N	NNW	N	N	N	NNW	NNW	NNW	N	N	N	N
	フウソク	0	1	0	1	0	1	1	1	1	2	2	2	3	2	2	2	3	4	4	4	4	6	6	6	2.4	6 24*
116 トロコ	フウコウ	-	NW	-	WNW	-	-	NW	-	-	NNW	-	NNE	NNE	SE	SE	SE	SE	ESE	-	N	-	NW	WNW	SW	SE	SE
	フウソク	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	1	2	4	5	5	1	0	1	0	1	1	1	1.1	5 17*
141 オオタワラ	フウコウ	NE	-	-	ENE	-	-	-	-	WNW	-	-	ENE	-	-	-	-	-	W	WNW	WNW	-	-	-	WNW	WNW	ENE
	フウソク	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0.4	2 04
166 ニッコウ	フウコウ	W	W	-	WSW	WSW	W	W	E	ENE	ENE	ENE	ENE	ENE	ENE	ENE	E	E	ENE	E	E	ESE	E	E	E	E	E
	フウソク	1	1	0	1	2	2	1	3	2	4	3	5	5	6	5	6	6	6	5	6	4	3	5	6	3.7	6 24*
171 イマイチ	フウコウ	SSE	-	W	N	WNW	WNW	NW	WNW	-	N	N	-	-	-	-	N	-	-	-	-	-	-	SSW	N	N	WNW
	フウソク	1	0	1	1	1	2	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0.5	2 06
181 シオト	フウコウ	NW	NNW	NW	-	NNW	NW	NNW	NNW	NNW	-	NE	NNW	NNE	NNE	NNW	NE	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N
	フウソク	1	2	2	0	1	1	3	2	2	0	1	1	3	3	2	2	3	5	6	7	7	7	7	9	3.2	9 24
246 カラストマ	フウコウ	-	-	-	N	-	N	-	NNE	N	N	N	-	N	NNE	N	ENE	NNE	NNE	N	WNW	NNW	N	N	-	N	ENE
	フウソク	0	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	0	1	1	2	3	2	1	2	1	1	2	2	0	1.0	3 16
271 カヌマ	フウコウ	-	-	NNW	N	NNW	NW	NW	NW	N	N	N	N	NNW	N	NNW	NE	N	N	N	NNW	N	N	N	NNW	N	NNW
	フウソク	0	0	1	2	1	1	1	2	2	4	4	2	1	2	2	2	3	2	3	3	5	5	5	5	2.4	5 24*
276 クラノミト	フウコウ	NNE	NNE	NNW	N	NNW	N	NNE	N	N	N	NNE	NNE	N	NNE	NNE	NE	NNE	NNE	N	N	N	N	NNE	NNE	NNE	NNE
	フウソク	2	2	2	3	3	3	3	3	4	5	4	2	4	3	3	4	4	5	7	7	9	9	8	10	4.5	10 24
331 モオカ	フウコウ	NNE	NNE	N	NNE	N	NNE	NNE	NNW	N	N	N	N	NNE	N	NNE	NE	NNE	NNE	N	N	N	N	NNE	N	N	N
	フウソク	1	1	1	1	1	1	3	1	2	2	2	2	2	2	3	4	5	3	2	4	4	5	4	5	2.5	5 24*
361 ヤノ	フウコウ	NNE	NNE	N	N	NNW	-	N	N	-	N	WSW	-	SW	S	NNW	NE	NNE	NNE	NNE	NNE	NNE	NNE	NNW	-	NNE	NNE
	フウソク	1	1	3	1	2	0	3	1	0	1	2	0	1	2	2	5	6	6	7	8	8	8	3	0	3.0	8 22*
376 オトマ	フウコウ	NNW	N	NNW	NW	N	N	N	N	N	NNW	NNE	-	N	N	N	NE	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N
	フウソク	2	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	0	1	2	2	5	3	4	5	4	4	5	5	3	2.5	5 23*

表7

チイキ キショウ カンソク マイジ フウコウ フウソク (M/S) ニッポウ

1986ネン 8ガツ 5ニチ トチキ(41) ケン

カンソクシヨ	ジコク	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	ヘイキン	ヘイキン
NO.	チテンメイ																									フクソク	ジ
41																											
011	ナス	フクコク	NNW	NNW	NW	NW	NNW	NW	UNW	N	W	W	SW	SW	SW	SW	WSW	WSW	WSW	ESE	NW	SE	ESE	ESE	SSW	SSW	SW	NW
		フクソク	6	9	8	9	8	8	8	2	4	5	4	5	6	4	3	5	4	3	6	4	2	1	2	1	4.9	9	04
076	イカリ	フクコク	NW	NNW	NNW	NNW	-	N	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNE	N	N	-	NNW	NNW
		フクソク	1	1	1	1	0	1	1	1	2	2	3	1	2	2	3	2	2	2	1	2	1	1	2	0	1.5	3	15
091	クロイソ	フクコク	N	NW	NNW	NNW	NNW	NNW	NW	NNW	NW	NW	NW	NNW	NW	UNW	NW	NW	NW	NNW	NW	NW	NW	NW	NW	NW	NW	NW	NW
		フクソク	8	4	4	3	5	5	5	6	7	6	7	8	5	7	8	5	6	6	5	6	6	4	5	5	5.7	8	15
116	トノロノ	フクコク	W	-	-	UNW	-	NW	-	-	UNW	NW	UNW	UNW	UNW	UNW	UNW	UNW	NW	W	UNW	W	NNW	NW	NW	NW	UNW	UNW	UNW
		フクソク	1	0	0	2	0	1	0	0	2	3	3	3	2	3	3	4	2	2	2	2	1	2	2	1	1.7	4	16
141	オオタワラ	フクコク	UNW	W	W	UNW	NW	-	-	-	ENE	UNW	UNW	W	UNW	UNW	UNW	WSW	-	-	UNW	UNW	UNW	UNW	NW	-	ENE	UNW	UNW
		フクソク	1	2	1	1	1	0	0	0	1	2	1	1	1	1	1	0	0	1	2	2	1	1	0	1	0.9	2	20
166	ニッコウ	フクコク	E	W	NW	WSW	SSW	NNW	SE	NW	UNW	UNW	W	SW	WSW	WSW	WSW	UNW	WSW	WSW	ESE	SSE	-	-	NNE	NNE	-	WSW	UNW
		フクソク	4	3	3	3	1	1	1	8	6	8	4	5	7	4	5	4	7	5	2	0	0	1	2	0	3.5	8	10
171	イマイチ	フクコク	NNE	E	N	NNW	NE	NNE	NNE	W	S	SE	S	ESE	S	SSE	SE	SSE	WSW	NNE	-	-	-	W	-	-	NNE	SSE
		フクソク	1	1	2	1	3	2	2	1	2	4	4	2	2	5	2	2	1	1	0	0	0	1	0	0	1.6	5	14
181	シオト	フクコク	NNW	N	N	N	UNW	-	SSW	ESE	SE	SE	NW	NW	NW	NW	NW	NW	NW	NNW	NNW	NW	NNW	NW	NW	UNW	NW	NW
		フクソク	5	5	5	6	3	0	1	2	3	2	7	5	6	8	8	6	7	3	5	5	4	3	6	6	4.6	8	15
246	カラストマ	フクコク	UNW	N	NNW	NW	NNW	NW	N	N	N	NNE	N	NNE	N	NW	W	NNW	NW	UNW	N	NNE	WSW	-	NNE	E	N	NNE
		フクソク	1	1	2	2	1	2	2	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	1	0	1	1	1.3	2	20
271	カヌマ	フクコク	N	N	NNW	NNW	NW	NNW	W	W	SSW	S	S	SSW	S	S	S	SSE	SE	NW	UNW	NW	NNW	UNW	NNW	NNW	NNW	N
		フクソク	5	3	4	4	2	2	1	2	3	2	3	3	3	3	2	3	3	2	2	2	1	2	1	1	2.5	5	01
276	ウフノミト	フクコク	N	NNE	N	NNE	NNW	N	N	NNE	SSW	SSW	NNW	W	SSW	SW	S	E	ENE	NNE	NNE	WSW	S	E	N	-	N	NNE
		フクソク	7	7	6	7	4	3	2	4	2	3	1	3	4	4	2	3	2	4	4	2	2	1	2	0	3.3	7	04
331	モチカ	フクコク	N	N	W	NNE	N	N	NW	NNE	N	NE	NE	NNW	N	SSW	SW	NE	N	N	N	SW	-	SE	ENE	NE	N	N
		フクソク	6	4	4	4	5	3	2	2	1	3	4	4	3	2	2	1	2	2	2	2	0	1	1	1	2.5	6	01
361	サノ	フクコク	N	W	UNW	NNE	SW	N	E	ENE	ENE	E	E	ESE	SE	UNW	UNW	W	UNW	UNW	UNW	NW	N	NNE	NNW	NW	UNW	UNW
		フクソク	1	3	2	2	1	1	1	1	2	3	4	4	4	6	7	7	7	5	3	3	1	2	2	2	3.1	7	17
376	オトマ	フクコク	N	N	N	UNW	NW	W	NNW	ENE	SE	SE	ESE	ESE	S	S	SE	SSE	E	NNE	SSE	SSE	SE	SE	ENE	NNE	SE	N
		フクソク	3	4	3	2	3	1	1	1	1	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	3	2	1	2	2	1.8	4	02

表８　台風10号による総降水量表

地　点	８月４日	８月５日	計	地　点	８月４日	８月５日	計
	(mm)	(mm)	(mm)		(mm)	(mm)	(mm)
那　須	169	136	305	方　塞　山	190	28	218
五　十　里	132	63	195	高　根　沢	155	177	332
八方が原	202	108	310	鳥　山	157	146	303
黒　磯	128	134	262	鹿　沼	148	67	215
八　溝　山	131	106	237	宇　都　宮	153	94	247
土　呂　部	167	67	234	葛　生	150	24	174
大　田　原	146	142	288	真　岡	170	141	311
日　光	184	32	216	足　利	147	10	157
今　市	160	53	213	佐　野	157	23	180
塩　谷	138	84	222	栃　木	140	33	173
足　尾	132	19	151	小　山	158	34	192

表９　台風10号による宇都宮、日光の極値表

種別＼地点	宇　都　宮	日　光
最　低　気　圧	(海面) 983.8mb ５日03時20分	(現地) 848.1mb ５日05時50分
最　大　風　速	ＮＮＥ　10.0m/s ４日23時50分	ＷＮＷ　9.1m/s ５日08時20分
最大瞬間風速	ＮＮＥ　20.2m/s ５日00時00分	ＷＮＷ　24.6m/s ５日08時10分
風速10ｍ/ｓ以上の持続した期間	４日23時40分から ４日23時50分まで	
総　降　水　量	247.0mm ４日02時10分から５日06時50分まで	216.0mm ４日03時50分から５日07時45分まで
日降水量の最大値	153.0mm ４日	182.5mm ４日
１時間降水量の最大値	55.0mm ５日01時00分まで	28.0mm ５日00時10分まで
10分間降水量の最大値	17.5mm ５日00時25分まで	8.5mm ４日21時30分まで

第２節　気象現象と災害の特徴

１　気象現象の特徴

台風は温帯低気圧に変って千葉県、茨城県を通過したものの、大雨をもたらす暖湿気流は引き続き強く、しかも図２のアメダス資料により決定した温帯低気圧の経路で見られるように、低気圧の速度は茨城県を通過中の４日夜半頃から５日未明にかけて時速５㎞前後と非常にゆっくり北上を続けた。

このため、図６のアメダス資料による流線図で太い実線でしめたように、この期間は茨城県の東寄りの風と栃木県の北西の風によって形成される収束線（気流の集まるところ）が両県の県境付近にほとんど停滞状態となった。

栃木県の大雨は、この収束線の近傍におけるものであり、従って県の東半分に豪雨をもたらしたものである。

２　災害の特徴

今回の災害は、梅雨末期の連続した大雨による災害とは異り、８月４日朝から５日朝までのほぼ24時間という比較的短時間に300㎜を超える降雨がもたらした災害であった。

被害の内容は、中小河川の破堤、溢水による洪水被害や林地からの湧水によって発生した山崩れ、崖崩れによる被害であり、特に強雨の集中した県東部地域でこの傾向が強かった。

第2章　気象情報

第1節　概　　況

8月4日13時10分宇都宮地方気象台から県下全域に大雨・洪水注意報が発表された。そして20時30分には大雨・洪水警報及び強風注意報が発表され、県域は5日未明に到るまで強雨にみまわれた。

宇都宮地方気象台から発表された気象注意報・警報等の発表状況は表10表のとおりである。

表10　気象情報の発表状況

61年8月
宇都宮地方気象台

種　　別	対象地域	発表時刻			解除時刻		
		日	時	分	日	時	分
大雨・洪水注意報	県下全域	4	13	10			
大雨と台風10号に関する情報（第1号）	〃	4	18	50			
大雨・洪水警報、強風注意報	〃	4	20	30			
大雨と低気圧に関する情報（第2号）	〃	4	22	30			
大雨と低気圧に関する情報（第3号）	〃	5	00	30			
大雨と低気圧に関する情報（第4号）	〃	5	02	30			
大雨と低気圧に関する情報（第5号）	〃	5	04	20			
洪水警報	〃	5	06	15			
洪水注意報、強風注意報	〃	5	14	50			
洪水注意報	県南部地域	5	17	20	6	11	30

第2節　注意報・警報・情報の発表状況

1　注意報・警報

(1)　大雨・洪水注意報

61年8月4日13時10分発表

対象地域：栃木県

本文：台風10号が関東地方に接近しています。これから明日午前中にかけて、県内では大雨となる恐れがあります。

今後の雨量は、多い所で1時間30ミリ前後、総雨量は平野部で70～100ミリ、山沿いでは100～150ミリに達する見込み。河川の増水、はんらん、低地の浸水、がけ崩れ等に十分注意して下さい。

(2)　大雨・洪水警報、強風注意報

61年8月4日20時30分発表

対象地域：栃木県

本文：大型で並の台風10号が、今夜半すぎから明早朝にかけ、当地方をかなり接近して通過する見込みです。

県内では今朝から既に100ミリ前後の雨が降っており、明日朝迄に更に100ミリ位の雨が降り、総雨量が平野部でも200ミリを超える所がある見込みです。

河川のはんらん、浸水、山くずれ、崖くずれ等、災害の起こる恐れがありますので、厳重に警戒して下さい。また、北寄りの風が最大風速で15m/s前後になりますので、併せて注意して下さい。

(3)　洪水警報

61年8月5日06時15分発表

対象地域：栃木県

本文：大雨の恐れは無くなりましたが、今迄の雨で河川が増水、はんらん、低地の浸水に厳重な警戒を要します。

(4)　洪水注意報・強風注意報

61年8月5日14時50分発表

対象地域：栃木県

本文：洪水警報を解除し、洪水注意報・強風注意報に切替えます。県内の河川の水位はピークを過ぎ、減少に向っていますが、まだ、警戒水位を起えている所がありますので、なお、注意を続けて下さい。また、台風くずれの低気圧に吹き込む北西の風が強まって、最大風速が12m/sに達する所がある見込みですので、併せて注意して下さい。

(5) 洪水注意報

61年8月5日17時20分発表

対象地域：県南部

本文：県内の河川の水位は減少していますが、南部ではまだ、警戒水位を超えている所がありますので、なお注意を続けて下さい。

(6) 洪水注意報解除

61年8月6日11時30分

2 気象情報

(1) 大雨と台風10号に関する情報（第1号）

61年8月4日18時50分発表

本文：大型で並の台風10号は、4日夜半過ぎごろ県内に最も接近する見込みです。

台風10号の中心は、4日18時現在、静岡県御前崎の南32°40′N137°50′Eにあって、1時間に55kmの速さで北北東に進んでいます。中心気圧は980mb、中心付近の最大風速は25m/s、中心から東側600kmと西側400km以内では15m/s以上の強い風が吹いています。今後の予想は5日朝6時には38°0′N140°0′Eを中心とする半径160kmの円内に達する見込みです。

今後の雨量は、平地で50～80ミリ、山地で80～120ミリの見込みです。また、あす朝までの総雨量は平地で120～150ミリ、山地で150～200ミリ、多い所で250ミリに達する見込みです。河川の増水、はんらん、低地の浸水、がけくずれ、山くずれに十分注意して下さい。

4日早朝から18時までの雨量は、八方ケ原69ミリ、日光85ミリ、方塞山81ミリ、宇都宮53ミリ、その他も50～60ミリとなっています。

(2) 大雨と低気圧に関する情報（第2号）

61年8月4日22時30分発表

本文：現在、大雨・洪水警報を発表しています。厳重な警戒が必要です。

台風10号は、4日21時温帯低気圧に変わりましたが、まだ、強い雨が断続的につづきますので、厳重な警戒を要します。

河川の増水、はんらん、低地の浸水、がけくずれ、山くずれなど、大きな災害の起こるおそれがあります。

4日降り始めから22時までの雨量は、那須126ミリ、五十里91ミリ、八方ケ原142ミリ、黒磯100ミリ、八溝山102ミリ、土呂部119ミリ、大田原110ミリ、日光139ミリ、今市113ミリ、塩谷98ミリ、足尾93ミリ、方塞山139ミリ、高根沢108ミリ、烏山108ミリ、鹿沼111ミリ、宇都宮118ミリ、葛生116ミリ、真岡120ミリ、足利106ミリ、佐野115ミリ、栃木115ミリ、小山118ミリとなっています。

(3) 大雨と低気圧に関する情報（第３号）

61年８月５日00時30分発表

本文：現在、大雨・洪水警報を発表しています。厳重な警戒が必要です。

台風10号から変った低気圧が、関東南部を北東に進んでいます。なお、大雨が降り続いており、厳重な警戒を要します。

４日降り始めから５日０時までの雨量は、那須169ミリ、五十里132ミリ、八方ケ原202ミリ、黒磯128ミリ、八溝山131ミリ、土呂部167ミリ、大田原146ミリ、日光184ミリ、今市160ミリ、塩谷138ミリ、足尾132ミリ、方塞山190ミリ、高根沢155ミリ、烏山157ミリ、鹿沼148ミリ、宇都宮153ミリ、葛生150ミリ、真岡170ミリ、足利147ミリ、佐野157ミリ、栃木140ミリ、小山158ミリとなっています。

(4) 大雨と低気圧に関する情報（第４号）

61年８月５日02時30分発表

本文：現在、大雨・洪水警報を発表しています。厳重な警戒が必要です。

台風10号から変った低気圧が、房総沖にあって北北東に進んでいます。なお、大雨が降り続いており、厳重な警戒を要します。４日降り始めから５日02時までの雨量は、那須230ミリ、五十里176ミリ、八方ケ原262ミリ、黒磯186ミリ、八溝山179ミリ、土呂部217ミリ、大田原215ミリ、日光204ミリ、今市202ミリ、塩谷192ミリ、足尾139ミリ、方塞山205ミリ、高根沢239ミリ、烏山252ミリ、鹿沼193ミリ、宇都宮227ミリ、葛生168ミリ、真岡234ミリ、足利154ミリ、佐野175ミリ、栃木159ミリ、小山177ミリとなっています。

なお、５日02時までの最大風速は宇都宮北の風10.0m/s、日光東南東の風7.0m/s、最大瞬間風速は宇都宮北の風20.2m/s、日光東南東の風18.4m/sです。

(5) 大雨と低気圧に関する情報（第５号）

61年８月５日04時20分発表

本文：現在、大雨・洪水警報を発表しています。厳重な警戒が必要です。

台風10号から変った低気圧が、茨城県南部にあって北北東に進んでいます。なお、県の東部を中心に大雨が降り続いており、厳重な警戒を要します。

今後の雨量は、県東部を中心に50～80ミリ、多い所で100ミリに達する見込みです。河川の増水、はんらん、低地の浸水、がけくずれ、山くずれなど、大きな災害の起こる恐れがあります。

４日降り始めから５日04時までの雨量は、那須265ミリ、五十里189ミリ、八方ケ原293ミリ、黒磯230ミリ、八溝山204ミリ、土呂部230ミリ、大田原260ミリ、日光216ミリ、今市207ミリ、塩谷209ミリ、足尾150ミリ、方塞山217ミリ、高根沢322ミリ、烏山287ミリ、鹿沼204ミリ、宇都宮240ミリ、葛生170ミリ、真岡306ミリ、足利157ミリ、佐野179ミリ、栃木171ミリ、小山188ミリとなっています。

第２部　災害対策本部の設置及び活動

栃木県台風10号災害対策本部会議

第１章　県の災害対策本部

第１節　注意体制及び警戒体制

１　注意体制

昭和61年８月４日13時10分、宇都宮地方気象台から大雨・洪水注意報が発表されたため、消防防災課は地域防災計画の定めるところによって、注意体制を敷き、市町村、消防本部等へ気象情報等を伝達し、注意を促した。

２　警戒体制

８月４日20時30分、大雨・洪水警報が発令されたため、警戒体制に突入し、市町村、消防本部等へ気象情報等を伝達し、警戒を促す一方、被害状況の報告を求めた。

８月４日21時40分、宇都宮市消防本部から被害状況の第一報が入り、その後各消防本部から河川の溢水、家屋の浸水、がけ崩れ、死者の発生等の情報が入った。

８月５日２時50分、茂木町役場から逆川が溢水し被害が発生したことにより自衛隊の災害派遣の要請があった。また、小川町、二宮町及び烏山町から自衛隊の災害派遣要請があった。

８月５日３時30分、消防防災課長は自宅待機の職員を非常招集し、災害対策本部設置の準備体制を採るとともに、災害救助法の適用の検討について、県民生活部へ通報した。

８月５日６時00分、消防防災課長は、茂木町を始め多くの市町村で被害が更に拡大すると判断し、総務部長と協議の上、災害対策本部の設置について知事に具申した。

第２節　栃木県台風10号災害対策本部の設置及び活動

１　災害対策本部の設置及び非常配備

８月５日10時10分、県は「栃木県台風10号災害対策本部」（本部長　知事）を設置し、同時に芳賀及び南那須庁舎内にそれぞれ支部を設置した。

また、「第１非常配備体制」を決定した。

２　災害対策本部の活動

災害対策本部長は、台風10号による災害の応急対策を緊急に実施し、県民生活の安定に資する

ため、災害対策本部会議を招集し、災害応急対策に取り組んだ。

災害対策本部会議の開催状況は、次のとおりである。

第１回　８月５日　10時10分（特別会議室）

○災害対策本部の設置について

○職員の非常配備体制について

○茂木町に係る災害救助法の適用について（報告）

第２回　８月５日　18時00分（大会議室）

○被害状況について

○応急対策について

第３回　８月12日　10時00分（特別会議室）

○被害状況について

○茂木町に係る台風10号災害応急対策について

第４回　10月14日　10時00分（特別会議室）

○災害復旧計画について

○義援金について

○災害記録誌作成について

○感謝状及び礼状等について

○災害対策本部の解散について

○防災体制診断の結果について（報告）

○激甚災害政令の概要について（報告）

災害対策本部長及び副本部長は、被害状況の著しい市町村の現地調査を実施し、市町村長、同議長等から、被害状況及び応急対策等について説明を受け、今後における県の災害応急対策の実施に当たっての参考とした。

８月５日	本部長及び副本部長(副知事)	茂木町、二宮町、益子町及び芳賀町
６日	本部長	烏山町、南那須町、芳賀町及び茂木町
７日	副本部長(出納長)	茂木町、益子町及び芳賀町

また、本部員（各部局長）も現地調査を実施したほか、本部事務局員を特に被害の大きかった茂木町へ派遣した。

３　災害対策本部連絡員会議の活動

災害対策本部長は、災害応急対策の実施の細部について検討を行うため、災害対策本部事務局長（総務部長）に対し、災害対策本部連絡員会議の開催を命じた。

連絡員会議は、毎朝９時、災害対策本部室において、前日までの被害状況と県の応急対策等について報告し、関係部局間の調整を図るとともに、今後の対応等について協議した。

災害対策本部連絡員会議の開催状況は、次のとおりである。

第１回　８月６日

○被害状況及び応急対策の状況について

○団体、機関、企業の支援状況について

○現地調査について

第２回　８月７日

○各部各班における問題点と対応策について

第３回　８月８日

○現状及び問題点について

○今後の対応策について

第４回　８月９日

○現状及び問題点について

○今後の対応策について

第５回　８月11日

○現状及び問題点について

○今後の対応策について

第６回　８月12日

○現状及び問題点について

○今後の対応策について

第７回　８月13日

○現状及び問題点について

○今後の対応策について

第８回　８月19日

○現状及び問題点について

○今後の対応策について

第９回　８月27日

○市町村防災体制診断について

○現状及び問題点について

○今後の対応策について

第10回　10月７日

○災害対策本部の解散等について

第11回　10月14日

本部会議と合同で実施した

第３節　非常配備体制

災害対策本部長は、「相当規模の災害が発生した」との判断に基づき、「第１非常配備」を命じ、災害応急体制を実施し、災害の拡大に備えることとした。

第１非常配備指令により動員された職員数は、特に被害の大きかった芳賀、南那須地区の支部組織を含め、総数で約1,800名に達した。

また、災害発生から12月末までに災害対策業務に従事した職員は、本庁及び出先機関を併わせて延べ４万６千人に上り、そのうち被災地において調査、復旧等に従事した職員は延べ約１万８千人に達した。

なお、本部事務局（消防防災課）は、災害応急対策の見通しの立った８月16日まで、２交替による24時間勤務体制で対応した。

第４節　市町村防災体制診断の実施

災害対策本部長は、被災市町村の現地調査後、市町村の防災体制の診断を命じた。

市町村防災体制診断は、災害に対する日常の備えの重要性について市町村の注意を改めて喚起するとともに、今回の災害が与えた教訓を市町村と共有することを目的としたものである。

市町村防災体制診断は、被災市町村が緊急の応急体制をほぼ完了した９月２日から９月13日までの間に、各部局長及び次長をチーフとして、全市町村に対し実施した。

市町村防災体制診断の内容は、別表のとおりである。

市町村防災体制診断表

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	診断項目	現状	診断内容	結果
1	気象注意報（大雨注意報等）、気象警報（大雨警報等）の通報はありましたか。		(1)庁内の受信、連絡体制は確立しているか。 (2)トップに対する連絡は適切に行われているか。	
2	職員の非常招集を行いましたか。		(1)非常招集の基準は決められているか。 (2)動員計画、連絡体制は確立しているか。	
3	消防署、消防団、警察署等の防災関係機関との連絡は適切に行われましたか。		(1)連絡及び協力はスムーズに行われたか。 (2)関係機関との連絡体制は確立しているのか。 (3)関係機関の応援体制は確立しているのか。	
4	河川、危険な場所に対する監視は行いましたか。		(1)危険箇所等は把握していたか。 (2)監視体制は確立されていたか。 (3)通報は適切に行われたか。	
5	住民に対する広報はどのように行いましたか。		(1)広報活動は適切であったか。 (2)広報手段は適切であったか。	
6	避難の指示等は行いましたか。		(1)避難の指示等の基準はあるか。 (2)避難の指示等は適切であったか。 (3)避難場所は住民に周知されているか。 (4)避難場所への誘導は適切であったか。 (5)避難場所の受入体制は適切であったか。	
7	災害対策本部は設けましたか。		(1)災害対策本部設置の基準はあるか。 (2)災害対策本部組織及び事務分掌はあるか。 (3)災害対策本部機能は十分であるか。 (4)災害対策本部設置場所は適切か。	

番号	診断項目	現状	診断内容	結果
8	自衛隊に対する派遣要請は行いましたか。		(1)派遣申請の手続きは適切であったか。	
9	防災行政無線を利用したことがありますか。		(1)設置場所は適正であるか。 (2)利用方法を周知させているか。	
10	食料等の備蓄は確保していますか。		(1)備蓄の品目及び数量は確保されているか。 (2)備蓄場所は適切か。 (3)備蓄品の輸送手段は確保されているか。	
11	被災者・避難者に対する給水・炊き出しは行いましたか。		(1)給水・炊き出し体制は適切であったか。 (2)避難者対策は適切であったか。 (3)婦人会、婦防クラブ等の応援体制は適切であったか。	
12	被災者に対する対策はどのように行いましたか。		(1)被災者の救出体制は適切であったか。 (2)防疫体制は適切であったか。 (3)飲料水、食糧対策は適切であったか。 (4)ごみ・し尿対策は適切であったか。 (5)医療対策は適切であったか。 (6)応急物資の調達は適切であったか。	
13	被害調査はどのように行いましたか。		(1)被害調査体制は確立されているか。 (2)人的被害の把握は行われたか。 (3)物的被害の把握は行われたか。 (4)被害金額の把握は行われたか。	
14	今回の災害に際し特筆した活動はなにかありましたか。			
15	その他		(1)職員の非常招集訓練を実施したことがあるか。 (2)防災訓練等を実施したことがあるか。	

第２章　県の水防本部

第１節　水防本部の設置

水防本部は、８月４日13時10分宇都宮地方気象台から大雨・洪水注意報が発表されたのを受けて、水防業務を開始した。

第 2 節　水防本部の活動

8 月 4 日、雨は夜半に入って強さを増し、先きの注意報は同日20時30分大雨・洪水警報に切り替えられ、同時に強風注意報も発令された。

県内の各河川の水位は上昇し、逆川（茂木町20時30分）、五行川（真岡市22時45分）、田川（宇都宮市 5 日 0 時30分）に対し、水防警報を発令するとともに、県管理のダムも洪水調節のための警戒体制に入った。

特に宇都宮市から県東部にかけての雨量はすさまじく、烏山、茂木、宇都宮においては時間雨量が50㎜を越え、逆川は 5 日 1 時50分頃茂木町の中心部で氾濫し、町は壊滅的打撃をうけた。瞬時の出水のため水防活動も思うにまかせず、住民への避難命令を伝えるのが精一杯の状況であった。

5 日夜明けとともに雨は小降りとなり、6 時15分大雨警報が注意報に切り替えられた。しかし河川の水位は依然として上昇を続け、関係機関に対し引き続き警戒体制を強めるよう指示するとともに、各地の被災状況の把握につとめた。

4 日早朝から 5 日朝まで降り続いた雨は，県東部各地で300㎜を越え、各河川は氾濫し、土砂崩れ等と相いまって、まれに見る大災害となった。

第 3 節　河川の状況

8 月 4 日から 6 日にかけての河川の状況は次のとおりである。

河　川　の　状　況

地区名	河川名（観測地）	警戒水位	最高水位			備考
				日	時	
		m	m			
上三川	田　川（明治橋）	2.00	3.34	5	7	
宇都宮	〃　（幸　橋）	1.60	2.62	5	6	
小　山	思　川（観晃橋）	4.00	4.13	5	6	
栃　木	〃　（保　橋）	2.50	2.57	5	4	
粟　野	〃　（天満橋）	2.90	3.04	5	2	
壬　生	姿　川（淀　橋）	1.60	2.40	5	6	
鹿　沼	黒　川（府中橋）	3.50	3.77	5	2	
〃	大芦川（御幣岩橋）	2.40	3.01	5	2	
大　平	永野川（下皆川）	3.50	3.66	5	4	
佐　野	三杉川（越　名）	3.60	4.52	5	12	
〃	秋山川（大　橋）	2.00	2.07	5	2	
〃	旗　川（白旗橋）	2.20	2.29	5	4	
足　利	袋　川（千歳橋）	2.60	2.70	5	1	
壬　生	黒　川（東雲橋）	2.00	3.04	5	4	
益　子	小貝川（権　現）	1.20	2.87	5	2	8/5 AM2:30 量水標流失により観測不能
真　岡	五行川（妹内橋）	1.60	3.00	5	15	
芳　賀	野元川（監物橋）	2.30	2.94	5	11	
黒　磯	那珂川（黒　磯）	3.30	3.45	5	5	
茂　木	逆　川（茂　木）	1.80	4.38	5	1	8/5 AM1:30 量水標流失により観測不能
鳥　山	荒　川（向田橋）	2.40	5.37	5	7	
喜連川	〃　（連城橋）	2.10	2.60	5	5	
塩　谷	〃　（落合橋）	2.30	3.40	5	2	
矢　板	内　川（内川橋）	2.20	3.60	5	5	
湯津上	箒　川（佐良土）	2.40	4.26	5	6	
大田原	〃　（佐久山）	2.50	4.05	5	4	
〃	蛇尾川（蛇尾橋）	1.70	2.09	5	4	
那　須	余笹川（沓　掛）	2.00	3.59	5	8	
馬　頭	武茂川（馬　頭）	2.40	2.54	5	3	

第３章　警察の災害警備本部

第１節　災害警備連絡室の設置

昭和61年８月４日20時30分、宇都宮地方気象台から大雨・洪水警報が発表された。

警察本部は、21時00分「災害警備連絡室」を設置し、各警察署に対して被害情報の収集、出動体制の確立等を指示した。

第２節　県警災害警備本部の設置

８月４日23時頃から被害が発生し始め、５日１時50分頃茂木町内を流れる逆川が氾濫した。

また、土砂崩れ等による家屋の倒壊等の被害が各地で発生した。

このため、５日３時00分、災害警備連絡室を「県警災害警備本部」に切り替え、災害警備体制の強化を図るとともに、県機動隊、管区機動隊、交通機動隊、機動通信隊等を招集して出動に備えた。

第３節　県警災害警備本部の活動

県警災害警備本部は、招集した県機動隊、管区機動隊、交通機動隊、機動通信隊等を真岡、烏山及び茂木警察署へ出動させ、関係警察署との連携のもとに被災者の救出救護、行方不明者の捜索、交通整理、通信の確保等の災害警備活動を迅速、的確に実施した。

また、県警ヘリコプター「なんたい」を出動させ、県東部の被害状況の調査を行った。

第４章　市町村の災害対策本部

第１節　注意体制及び警戒体制

各市町村は、大雨・洪水注意報及び大雨・洪水警報を受けるや、各市町村の地域防災計画の定めるところによって、注意体制及び警戒体制を敷いた。

第２節　災害対策本部の設置

被災市町村は、被災状況に応じ、それぞれ災害対策本部を設置した。

市町村の災害対策本部は、３市14町の17市町で設置された。

災害対策本部設置市町村一覧

市町村名	設置日時	名称
真岡市	8／4　２３：００	真岡市災害対策本部
大田原市	8／5　５：００	大田原市　〃
黒磯市	8／4　２１：００	黒磯市台風10号災害対策本部
上三川町	8／5　４：３０	台風10号上三川町　〃
二宮町	8／4　２１：３０	二宮町災害対策本部
益子町	8／5　３：３０	益子町　〃
茂木町	8／4　２２：００	茂木町　〃
市貝町	8／5　７：３０	市貝町　〃
芳賀町	8／5　２３：００	芳賀町　〃
高根沢町	8／5　２：００	高根沢町　〃
喜連川町	8／5　１：００	喜連川町　〃
南那須町	8／5　３：００	南那須町台風10号水害対策本部
烏山町	8／5　２：００	烏山町災害対策本部
馬頭町	8／6　１０：００	馬頭町台風10号災害対策本部
小川町	8／5　２：００	小川町災害対策本部
那須町	8／5　３：００	台風10号那須町災害対策本部
田沼町	8／4　２１：００	田沼町災害対策本部
計	17市町	

第3節　災害対策本部の活動

1　住民の避難勧告等

被災市町村長は、河川の増水、がけ壊れ等の危険性に鑑み、住民に対し安全な場所への避難について勧告、指示を命じ、人命の確保に努めた。

市町村長の避難勧告・指示状況

勧告指示の別	市町村名	場所(地区名)	日時		対象世帯数	対象人員	避難施設等(施設の名称)
			発令	解除			
勧告	小山市	駅南6丁目	8/5 2:30	8/5 2:50	4	16	
勧告	真岡市	荒町	8/5 4:30	8/6 8:30	200	1,850	総合体育館
〃	〃	田町	〃	〃	300		付属 〃
指示	上三川町	川中子2区の一部	8/5 7:10	8/5 14:00	20	80	
勧告	〃	川中子2区の一部	〃	〃	120	400	明治小学校
〃	〃	川中子3区の一部	〃	〃			明治南小学校
〃	〃	石田の一部	〃	〃			
〃	〃	梁の一部	〃	〃			
〃	〃	下蒲生の一部	〃	〃			
〃	〃	五分一の一部	〃	〃			
勧告	二宮町	水戸部	8/4 21：00	自然解除	1	4	
〃	〃	沖	〃	〃	1	1	
〃	〃	三谷	〃	〃	1	6	
〃	〃	阿部品	8/5 2：30	〃	1	6	
〃	〃	桂	〃	〃	22	89	中央公民館
〃	〃	反町	8/5 5：00	〃	17	79	
勧告	益子町	新町	8/5 2：00	8/5 15：00	50	207	益子町保険センター
〃	〃	大沢駅前	〃	〃			
〃	〃	角の川	〃	〃			
〃	〃	内町	〃	〃			
〃	〃	田町	〃	〃			

市町村長の避難勧告・指示状況

勧告・指示の別	市町村名	場所(地区名)	日時		対象世帯数	対象人員	避難施設等(施設の名称)
			発令	解除			
指示	茂木町	茂木	8/4 23:45	自然解除	1,500	5,200	茂木小学校体育館 町民センター
〃	〃	北高岡	8/8 18:00	〃	1	2	
指示	市貝町	市塙	8/5 1:30	8/5 11:00	22	84	市貝町役場別館ホール 市塙駅
勧告	芳賀町	八ッ木	8/5 6:00	8/6 12:00	15	65	八ッ木公民館
〃	〃	芳志戸	〃	〃	41	176	般若塚公民館 金井公民館
勧告	烏山町	宮原	8/5 3:50	8/5 16:00	129	545	町民体育館 宮原公民館
〃	〃	下境	〃	〃	45	200	
〃	〃	城東	〃	〃	145	502	
〃	〃	旭二丁目	〃	〃	5	20	
〃	〃	初音	8/5 14:30	8/13 12:00	1	3	
〃	〃	野上	8/6 14:00	8/10 17:00	1	4	
〃	〃	屋敷	8/6 16:00	〃	1	1	
勧告	湯津上村	佐良土	8/5 6:00	8/5 10:00	9	42	湯津上村公民館
〃	〃	小船渡	8/5 7:00	〃	1	4	
計					2,653	9,586	

2　災害応急対策の実施

各市町村の災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、各種の災害応急対策を実施し、住民生活の安定と生活環境の整備に努めた。

第５章　県内官公署等の災害対策

第１節　宇都宮地方気象台

宇都宮地方気象台は、台風10号の接近により気象観測を強化するとともに、県及び関係機関との情報交換を緊密に実施した。

１　臨時編成による観測

４日17時00分から、夜勤は通常２名のところ３名の応援を得、５名の体制を組み、毎時観測を実施した。

５日５時00分、応援を２名とし、４名の編成とした。

５日９時30分、臨時編成を解いた。

２　主な活動は次のとおりである。

- ○　天気図作成及び解析
- ○　台風経路図の作成
- ○　気象情報の発表及び各機関へ伝達
- ○　大雨情報の作成及び伝達
- ○　日光へ指示報伝達
- ○　レーダー監視
- ○　アメダス資料の収集
- ○　電話応答
- ○　県との情報交換及び資料収集等

第２節　関東地方建設局

関東地方建設局は、雨量、国直轄河川の水位等の状況把握及び通信、連絡の確保に努めた。

各事務所ごとの体制は次のとおりである。

(1)　下館工事事務所（小貝川）

- ○　８月４日19時15分　準備体制
- ○　　５日０時30分　警戒体制

○　　4時50分　緊急体制
○　　11時30分　非常体制
○　18日17時00分　解除

(2) 常陸工事事務所（那珂川）
○　8月4日17時00分　準備体制
○　　23時30分　警戒体制
○　　5日7時10分　緊急体制
○　　10時10分　非常体制
○　　9日18時00分　解除

(3) 渡良瀬川工事事務所（渡良瀬川）
○　8月4日19時30分　準備体制
○　　5日5時00分　警戒体制
○　　21時30分　解除

(4) 利根川上流工事事務所（利根川）
○　8月4日17時00分　準備体制
○　　5日8時00分　警戒体制
○　　6日21時00分　解除

(5) 鬼怒川ダム統合管理事務所
○　8月4日16時00分　準備体制
○　　5日0時30分　警戒体制
○　　6日16時00分　解除

(6) 湯西川ダム工事事務所
○　8月4日16時50分　準備体制
○　　5日15時30分　解除

(7) 日光砂防工事事務所
○　8月4日20時30分　準備体制
○　　5日16時30分　解除

準備体制　洪水の起る恐れがあるが、まだ注意体制の人員を必要とせず気象、雨量及び水位状況の把握、通信、連絡の確保を行う場合の体制
注意体制　洪水の起る恐れが予想される場合の体制
警戒体制　警戒水位以上の洪水となる恐れが予想される場合の体制
緊急体制　計画高水以上の洪水が予想される場合、又は、水害が起る恐れのある場合の体制
非常体制　洪水によって被害が生じた場合の応急体制

第３節　陸上自衛隊

陸上自衛隊は台風10号の接近に伴い気象情報の収集に努めた。災害が発生し、知事からの災害派遣要請があるや、直ちに災害派遣部隊を編成し、現地に出動して救援救護活動に当たった。

第４節　日本電信電話株式会社栃木支社

日本電信電話株式会社栃木支社は、８月４日13時10分に「大雨・洪水注意報」が発表されると、直ちに管内の各電報電話局に事前準備警戒体制を発動し、災害対策機器の点検、緊急動員体制及び情報連絡体制を確立した。

また、16時30分に支社及び各電報電話局に情報連絡室を設置し、関東総支社及び県総務部消防防災課、宇都宮地方気象台等から情報を収集するため、待機体制をとり被災に向けての事前体制を敷いた。

８月５日２時45分に茂木電報電話局長から栃木支社情報連絡室へ「逆川が氾濫し、住民に避難命令が出た、茂木地区は停電中、電報電話局の床下に浸水はじまる」の第一報を受け、真岡局へ現地パトロールの出動指示をした。

８月５日３時20分、真岡電報電話局に災害対策本部を設置するとともに、同日３時30分には栃木支社災害対策本部を設置して、災害措置計画に基づく復旧体制を確立した。

第５節　東京電力株式会社栃木支店

東京電力株式会社栃木支店は、８月４日17時20分気象庁発表の〝台風10号は速度を早めながら北東に進んでおり、まもなく東海地方に接近する見込〟との情報に基づき、県内の営業所及び工務所に対し、警戒体制に入るよう指示するとともに、関連工事会社に対しても出動の準備を要請した。

災害発生後は、あらかじめ準備していた人員・資材・装備の全機動力を動員し、電話通信線の不通、同社無線通信設備の浸水による交信不能に加えて被災地への主要道路寸断といった悪条件を克服、被害設備の早期復旧に総力を挙げて取り組んだ。この結果８月５日17時43分には送電を完了し、早期復旧を図ることができた。

第 6 節　日本国有鉄道東京北鉄道管理局及び水戸鉄道管理局

日本国有鉄道東京北鉄道管理局は、８月５日４時00分、宇都宮運輸部に現地対策本部を設置するとともに復旧体制を確立した。

また、水戸鉄道管理局は、８月４日19時50分、管理局に災害対策本部を設置するとともに復旧体制を確立した。

第 7 節　日本赤十字社栃木県支部

日本赤十字社栃木県支部は、県東部を中心とする豪雨災害を察知し、８月５日午前６時に支部職員全員を非常招集、支部内に災害救護対策本部を設置、日赤アマチュア無線奉仕団に対し災害情報の収集を依頼するとともに、芳賀赤十字病院に対し救護班の出動体制を整えるよう指示した。

更に、救護資材の点検並びに救援物資の発送準備を行った。

栃木県災害対策本部から茂木町に医療救護班を派遣するよう要請があり、直ちに芳賀赤十字病院に連絡、救護班を派遣するとともに足利、大田原の両赤十字病院に対し救護班の待機を指令した。

一方、日赤アマチュア無線奉仕団及び栃木県災害対本部からの災害情報に基づき、被災市町村に救援物資の輸送を開始し、併せて災害義援金の受付準備を整えた。

第３部　救助活動

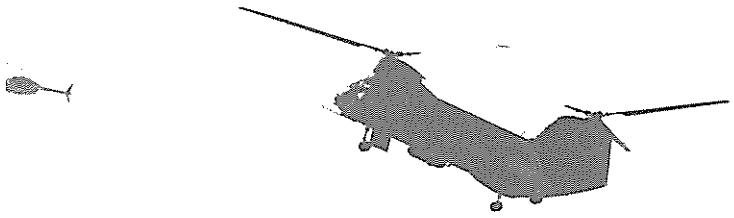

自衛隊のヘリコプターで救出される住民（二宮町）

第１章　消防の活動

第１節　概　　況

市町村の消防本部（署・分遣所を含む）は、台風10号の接近とともに警戒体制を強化し、被害が発生するや逸早く人命の救助、避難誘導等に従事し、延べ1,509人が出動した。

また、消防団も出動し、管轄地区の巡視、生き埋めになった者の救出、避難誘導等に、延べ9,540人が活躍した。

第２節　活動の状況

各市町村の消防関係機関は、大雨・洪水注意報を受信するとともに、消防職員、消防団員の非常招集を行い、河川の監視、危険地域の巡回監視等警戒体制をとった。

更に、豪雨による被害が発生するにつれ、消防職団員の活動は増加し、夜間豪雨濁流の中、自らの危険も顧りみず、次のような諸活動を実施した。

- ○　河川決壊に備えた土のう積み、木流し工法による被害の拡大防止
- ○　地域住民に対する避難勧告、避難誘導
- ○　倒壊家屋からの住民の救出、家財の搬出
- ○　がけ崩れ等による生き埋め者の救出
- ○　洪水による孤立者の救助

また、被災地においても、被災地域の交通規制、消防ポンプ自動車による泥等の除去、倒壊家屋の跡かたづけなど広範囲にわたり不眠不休で活躍した。

なお、台風10号災害時における消防職団員の出動状況は、次のとおりである。

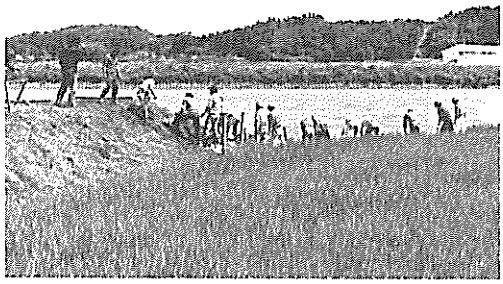

消防団による堤防決壊防止作業（喜連川町地内荒川）

消防団による流出物の除去作業（茂木町）

市町村消防職員・団員の出動状況

	出動人員		主な使用資機材				
	消防団員出動延人員	消防職員出動延人員	消防ポンプ自動車資機材輸送車等	土のう等	杭等	防水シート	その他
宇都宮市	276人	334人	112台	2,077袋	116本	1	ボート2隻
足利市	76	7	27				
栃木市	309	31	9	—			
佐野市	300	28	33	300		3	
鹿沼市	199	103	29	655			
日光市	28	—	1	—			チェーンソー
今市市	76	39	13	134			
小山市	138	88	44	177	30		
真岡市	149	124	42	327	14		
大田原市	151	7	17	500	196		
矢板市	223	27	23	500	5		
黒磯市	464	58	41	1,035	22		
上三川町	251	17	32	3,000	127		大谷石50本
南河内町	69	10	7	250	10		
上河内村	30	3	5	200			
河内町	231	7	26	1,500	30	3	
西方村	25	8	4	—			
粟野町	212	30	26	50	11		
足尾町	—	—	—	—			
二宮町	327	34	26	—			
益子町	876	36	62	—			シャベル等85本
茂木町	430	182	78	500			
市貝町	269	21	23	—			
芳賀町	446	50	38	6,000	400		
壬生町	13	10	23	150			
石橋町	92	10	6	400			
国分寺町	—	—	—				
野木町	34	—	4				
大平町	24	9	2				
藤岡町	5	9	5				
岩舟町	50	—	4	100			
都賀町	—	8	2				
粟山村	—	—	—				
藤原町	—	—	—				
塩谷町	97	3	11	70			
氏家町	161	21	15				
高根沢町	135	23	13	800	60		
喜連川町	216	18	16	940	260	10	
南那須町	430	13	29	2,500	500		
烏山町	531	35	27	570	40		
馬頭町	908	38	23	2,450			
小川町	210	15	11	200			
湯津上村	136	8	11	65			
黒羽町	440	20	26	336	30		
那須町	472	12	17	884			
西那須野町	27	9	4				
塩原町	—	4	2	20			
田沼町	—	—	—				
葛生町	4	—	1				
	9,540	1,509	970	26,690	1,851	17	

第２章　警察の活動

第１節　概　　況

警察本部は、８月４日21時00分「災害警備連絡室」を設置し、各警察署に対して被害情報の収集、出動体制の確立等を指示した。次いで、５日３時00分災害警備連絡室を「県警災害警備本部」に切り替え、災害警備体制の強化を図るとともに、県機動隊等を招集して出動に備えた。

県警災害警備本部は、被害が相ついで発生したため、招集した県機動隊等を真岡、烏山及び茂木警察署に出動させ、関係警察署との連携のもとに被災者の救出・救護等の災害警備活動を迅速、的確に実施した。

この災害に対しては、警察官延べ2,612人（うち茂木町の災害出動延べ1,337人）が従事するとともに，ヘリコプター延べ５機、舟艇延べ14艘、車両延べ389台、その他災害警備資器材をフルに活用し、災害警備活動を実施した。

なお、茂木町は町の中心部が水没状態となったため、茂木警察署に「茂木警察署災害警備本部」を設置し、警備体制を強化するとともに、行方不明者の捜索、警ら活動等の第２次活動を実施し、被災地の治安を維持した。また、一般加入電話、警察電話、防災行政無線が使用不能となったため、新たに茂木警察署に警察電話を設置し通信を確保した。

第２節　活動の状況

１　人命救助

８月４日(月)夜半から県東部の真岡、烏山、茂木警察署管内を中心に、山（がけ）崩れ等による家屋の倒壊、河川の氾濫による家屋の浸水、道路の損壊等の被害が相ついで発生した。

各警察署は、県機動隊等の応援を得て人命救助活動等に従事した。

この中で、主な救出・救護人員は次のとおりであった。

- ○　真岡警察署　２人（益子町で土砂くずれにより生き埋めとなった者）
- ○　黒羽警察署　２人（那珂川の増水で避難できなくなった者）
- ○　馬頭警察署　７人（権津川の増水で脱出不可能となった者）
- ○　茂木警察署　２人（逆川の増水により避難できなくなった者）

人命救助に活動する警察官（茂木町）

2　被害調査及び救助、復旧機関への協力

(1)　各警察署は、被害が発生するや直ちに現場に出動して、人的、物的被害の実態を把握し、県警災害警備本部へ即報する一方、市町村災害対策本部等の関係機関へ連絡した。

また、被災者の救出、救護、避難誘導、捜索さらには復旧作業用車両、救援物資運送車両の先導及び交通整理等に努め、被災住民の早期救護と被災地域の早期復旧に協力した。

(2)　県警災害警備本部は、県内の被害状況を把握して警察活動に反映させるとともに、県災害対策本部へ連絡員を派遣して、行方不明者の捜索状況、交通対策、防犯対策等について連絡し復旧作業に協力した。

(3)　国（私）鉄、気象台、自衛隊、電気、通信等の関係機関とも適時連絡をとり復旧体制の確立に協力した。

3　防犯捜査活動

(1)　茂木、真岡、烏山の３警察署管内に死者が出たため、応援の捜査班を編成して検視活動を実施した。

(2)　災害に付随して発生する各種犯罪を予防するため、茂木警察署へ警察本部の警察官を派遣して警戒を実施し、事件事故を未然に防止した。

(3)　茂木警察署管内の銃砲店が浸水し、散弾実砲1,262個が使用不能となった。このため銃砲店

から同散弾実砲の廃棄依頼を受けたので、事故防止のためこれを陸上自衛隊第12師団に引き継いだ。

4　交通秩序の確保

(1)　8月5日(火)　県警災害警備本部の設置と同時に、交通部各課（隊）員及び交通管制センター職員等を招集し、被災地域の交通障害等の実態把握等を実施した。

(2)　茂木町を中心とした災害復旧活動を円滑に行うため

- ○　道路交通法第6条に基づく交通規制（8月5日）
- ○　災害対策基本法第76条に基づく交通の制限（8月6日から8月13日までの8日間）
- ○　災害対策基本法施行令第32条に基づく緊急輸送車両の標章の交付
- ○　救援物資の輸送、応急対策に従事する車両の先導

等を実施した。

(3)　被災地以外の国道、県道、市町村道についても道路管理者と協議し、道路交通法に基づく車両通行止等の交通規制を実施した。

(4)　交通情報は、交通管制センターで一元的にとりまとめ、県民等からの電話照会に対応した。

また、ラジオやビラ(7,000枚)、立看板（158本）等により交通規制の状況、迂回路の状況を広報するとともに、マイカーの使用自粛等を訴えて交通の安全と円滑を図った。

5　広報活動

(1)　秘書課員で広報班を編成し、県内の被害状況、交通規制の状況等をその都度、災害関係機関及び報道機関に積極的に提供した。

また、被災地の家族、知人等の安否を確める県内外からの照会に対しても積極的に対応するなど住民サービスを行い、警察活動に対する住民の理解と協力を得た。

(2)　各警察署に広報係を設け、気象情報、河川の増水状況、災害発生状況、避難誘導等の災害情報をパトカー等で住民に広報した。

第３章　陸上自衛隊の活動

第１節　概　　況

陸上自衛隊は８月５日から７日の３日間、知事の災害派遣要請を受け、空陸からの救助活動及び給水支援活動に当たり、３日間に延べ人員310名、車両95両、航空機15機により、増水等により孤立した住民を55名救助するとともに、給水施設冠水による飲料水不足に対する給水(給水量168ｔ）を実施する等、部隊の積極的活動は被災地の地元住民に大きな安心感を与えるとともに復旧に立ち上る意欲を振起させた。

第２節　活動の状況

１　茂木町に対する活動

(1)　８月５日午前４時５分、県から孤立者の救出要請を受け、直ちに宇都宮駐屯地全部隊に対し非常呼集を行い出動準備に入った。

(2)　同４時50分、第12特科連隊から人員25名、車両３両を派遣、現地までの接近経路を偵察させつつ前進させた。

同５時55分、第４施設群から人員24名、車両５両、ボート６隻を派遣した。

同７時37分、第12特科連隊の第２次派遣部隊として人員45名、車両７両を派遣した。

(3)　８時40分､夜明けとともに上空偵察を実施していたヘリコプターが孤立者を２名救助した。

(4)　同13時20分、更に給水支援部隊を派遣した。

(5)　同14時02分、県から給水部隊を除き撤収要請があり災害派遣部隊を撤収した。

(6)　同16時30分、朝霞駐屯地から第１施設団の給水支援部隊が増援され、ただちに茂木町へ追求派遣を命じた。給水支援部隊は、茂木小学校に宿泊した。

(7)　６日８時25分から給水支援を開始、取水場所を茂木町八幡に変更。

(8)　同19時20分、県からの給水支援部隊の撤収要請に基づき、全部隊を撤収した。

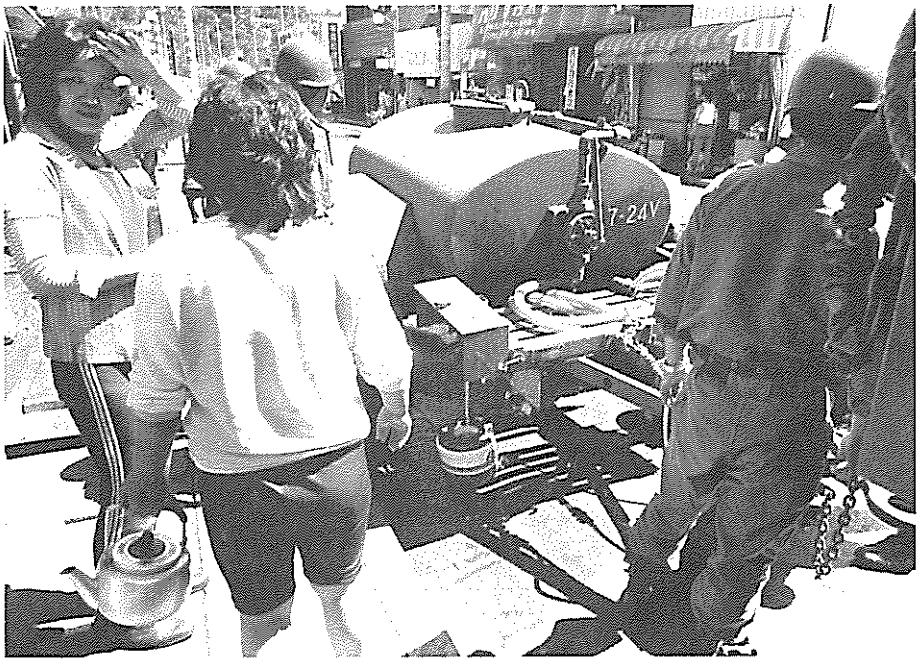

給水支援に活動する自衛隊員（茂木町）

2　二宮町に対する活動状況

(1)　5日7時30分、県から二宮町反町の孤立中の住民の救助要請を受けた。

(2)　同7時50分、大型ヘリコプター1機、中型ヘリコプター2機をもって救出を実施し、12時頃までに41名を救出した。

(3)　同8時15分、第12特科連隊から人員51名、車両10両、ボート3隻（第4施設群の人員16名、車両3両、ボート3隻を含む）を災害派遣部隊として出動させ13時までに12名を救助した。

(4)　同13時34分、県から救助終了に伴う撤収要請に基づき撤収した。

3　烏山町に対する活動状況

(1)　5日8時10分、県から給水施設が冠水したため給水支援の要請があり、第12特科連隊から人員13名、車両6両、給水トレーラ5台の派遣準備を命じた。

10時4分給水支援部隊の準備完了に伴い出動を命じた。

(2)　11時45分現地当着、12時から給水支援を開始し、16時30分までに約10tの給水支援を実施した。

(3)　同16時50分、第12師団直轄部隊の第12施設大隊から人員20名、車両6両、1t水トレーラ4台、水缶（20ℓ入り）30本、第12補給隊から人員6名、車両3両、水タンク1台、浄水セット1基のそれぞれ増援をうけ、直ちに烏山町に追求派遣し、給水支援を開始した。給水支援部隊は、烏山町公民館に宿泊した。

(4)　6日6時から給水支援を開始したが、19時40分、県から師団直轄部隊の撤収要請を受けたので、連隊から派遣した部隊を除き、撤収を命じた。なお、連隊から派遣した部隊は、23時まで給水支援を実施した。

(5)　7日16時連隊からの給水支援部隊を撤収した。

4　陸上自衛隊の災害派遣状況

派遣場所	派遣部隊名	派遣期間	人員	車両	ボート	給水車	航空機
茂木町	第12特科連隊	8.5～8.7	94人	16両	隻	台	OH-6(小型) ×8機 HU-1（中型） ×2 V-107（大型） ×2 第12飛行隊 含む 第1ヘリ団 東部方面 ヘリコプター隊
	第4施設群		36	10	6	4	
	第1施設団増援部隊		12	6		4	
烏山町	第12特科連隊	8.5～8.7	65	25		15	
	第12施設大隊増援部隊		45	19		8	
	第12補給隊増援部隊		12	9		2	
二宮町	第12特科連隊	8.5	35	7			
	第4施設群		16	3	3		
合計			310	95	9	33	12

5　災害派遣成果の概要

日（曜）	5（火）	6（水）	7（木）
人員救助数	55名		
給水量	79.5t	88.8t	支援待機

第４章　日本赤十字社栃木県支部の活動

第１節　概　　況

日本赤十字社栃木県支部は、８月５日６時に支部職員全員を非常招集し、災害救護対策本部を設置し、医療救護活動、救援物資及び災害義援金の受け付け等の救援活動を実施した。

第２節　活動の状況

１　医療救護活動

被害のもっとも大きかった茂木町は、町の全医療機関が診療不能となったため、県災害対策本部、茂木町災害対策本部及び地元医師会と協議の上、一部診療を開始するまでの期間、芳賀赤十字病院を始め、足利、大田原の両赤十字病院から8コ班延130名の救護員が24時間体制で被災者の救護にあたり、取扱患者も1,542名に及んだ。

医療救護に活動する日赤栃木県支部（茂木町）

医療救護の活動状況

派遣先支部名	派遣救護班										取扱患者数(延)	備考		
	班数		医師		看護婦		その他		計			派遣日数	帰着月日	摘要
	実班数	延班数	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員				
	班	班	人	人	人	人	人	人	人	人				
茂木町役場	1	2	2 (1)	3	4	8	5 (3)	7	11	18	121	第1班 2	5～6	支部芳賀
〃	1	2	1	2	4	8	4 (2)	6	9	16	229	第2班 2	6～7	〃
〃	1	2	1	2	4	8	4 (2)	6	9	16	319	第3班 2	7～8	〃
〃	1	2	1	2	4	8	4 (2)	6	9	16	263	第4班 2	8～9	支部大田原
〃	1	2	1	2	4	8	4 (2)	6	9	16	202	第5班 2	9～10	支部足利
〃	1	2	1	2	4	8	4 (2)	6	9	16	180	第6班 2	10～11	支部大田原
〃	1	2	1	2	4	8	4 (2)	6	9	16	125	第7班 2	11～12	支部足利
〃	1	2	1	2	4	8	4 (2)	6	9	16	103	第8班 2	12～13	支部芳賀
計	8	16	9 (1)	17	32	64	33 (17)	49	74	130	1,542	16		

( ) 内は日帰りの数

2　赤十字救援物資、災害義援金の送付による救援活動

日本赤十字社栃木県支部は、8月5日から被災各市町村に対し、直ちに救援物資の輸送を開始した。

今回の災害は、栃木県では始めて災害救助法が適用された大災害であったので、救援物資の不足が予想されたため、日赤本社へ救援物資の送付方を依頼したところ、直ちに毛布1,000枚、日用品セット1,500個、お見舞品セット3,000個が陸送されたので、一刻も早く被災者に渡せるよう県支部に到着と同時にそのまま支部職員が同乗し、茂木町、益子町等に持参し関係市町村の災害対策本部に配布方を依頼した。

赤十字救援物資の配布状況は、表1のとおりである。

また、災害義援金について、8月5日から受付を開始したところ、県民各位から多額の義援金が県支部に寄せられた。更に日赤本社から、台風10号災害義援金として全国からよせられた中から栃木県支部に1,795,000円の配分があったので、併せて被害状況に応じ、被災市町村に送付した。

義援金の配分状況は表2のとおりである。

表1

救援物質の配布状況

地区分区名	世帯人員				毛布	日用品セット	布団	お見舞品セット	弔慰金	備考
	全壊	流失	半壊	床上						
					枚	個	組	個	円	
宇都宮市				174—577	330	235				
足利市				7—29	13	7				
鹿沼市				4—15	7	4				
小山市				5—19	10	5				
真岡市				32—109	53	32				
大田原市				30—104	56	28				
矢板市				41—126	62	41				
黒磯市				3—13	5	3				
上三川町				15—75	27	15				
南河内町				6—27	11	6				
河内町				9—35	16	9				
二宮町		2—10		49—216	97	53	6			
益子町	5—14		10—26	274—1,089	260	205	19	1,000	1件1名 10,000	
茂木町	20—71	5—11	78—198	691—2,565	863	805	3	2,000	2件3名 30,000	
市貝町				25—83	33	25			1件1名 10,000	
芳賀町	4—27				27	8	14			
氏家町				1—1	1	1				
高根沢町				24—99	53	24				
喜連川町			6—27	9—31	16	20	5			
南那須町	4—11		2—9	6—25	15	15	7			
烏山町	4—17		17—61	113—416	209	155	27		1件1名 10,000	
馬頭町	2—5			15—63	38	18	3			
小川町			1—8	9—33	16	11	1			
湯津上村				11—56	21	11				
黒羽町				6—17	9	6				
那須町				2—8	3	2				
西那須野町				1—3	2	1				
合計	37—145	7—21	114—329	1,562—5,834	2,253	1,745	85	3,000	60,000	

表2

義援金の配分状況

地区分区名＼区分		配分額	内訳 均等配分額	内訳 比例配分額	配分率（点数）
宇都宮市		451,000円	15,000円	436,000円	537
足利市		32,000	15,000	17,000	21
栃木市					
佐野市					
鹿沼市		24,000	15,000	9,000	12
日光市		17,000	15,000	2,000	3
今市市		22,000	15,000	7,000	9
小山市		27,000	15,000	12,000	15
真岡市		200,000	15,000	185,000	228
大田原市		83,000	15,000	68,000	84
矢板市		112,000	15,000	97,000	120
黒磯市		24,000	15,000	9,000	12
市地区計		992,000	150,000	842,000	1,041
河内	上三川町	44,000	15,000	29,000	36
	南河内町	29,000	15,000	14,000	18
	上河内村				
	河内町	36,000	15,000	21,000	27
	地区計	109,000	45,000	64,000	81
上都賀	西方村				
	粟野町				
	足尾町				
	栗山村				
	藤原町				
	地区計				
芳賀	二宮町	141,000	15,000	126,000	156
	益子町	711,000	15,000	696,000	857
	茂木町	2,234,514	15,000	2,219,514	2,715
	市貝町	84,000	15,000	69,000	86
	芳賀町	417,000	15,000	402,000	495
	地区計	3,587,514	75,000	3,512,514	4,309
下都賀	壬生町				
	石橋町				
	国分寺町				
	野木町				
	大平町				
	藤岡町				
	岩舟町				
	都賀町				
	地区計				
塩谷	塩谷町				
	氏家町	79,000	15,000	64,000	80
	高根沢町	68,000	15,000	53,000	66
	喜連川町	111,000	15,000	96,000	119
	地区計	258,000	45,000	213,000	265
南那須	南那須町	95,000	15,000	80,000	99
	烏山町	411,000	15,000	396,000	488
	馬頭町	94,000	15,000	79,000	98
	小川町	38,000	15,000	23,000	29
	地区計	638,000	60,000	578,000	714
那須	湯津上村	29,000	15,000	14,000	18
	黒羽町	51,000	15,000	36,000	45
	那須町	19,000	15,000	4,000	6
	西那須野町	44,000	15,000	29,000	36
	塩原町				
	地区計	143,000	60,000	83,000	105
安蘇	田沼町				
	葛生町				
	地区計				
郡地区計		4,735,514	285,000	4,450,514	5,474
合計		5,727,514	435,000	5,292,514	6,515

第５章　災害救助法の適用

第１節　概　　況

８月４日の夜半から５日の朝にかけての台風10号及びその後の低気圧による集中豪雨は、観測史上まれにみる豪雨となり、県下全域にわたり大きな災害をもたらした。特に県東部を中心に河川の決壊、はん濫、がけくずれなどにより大災害となった。

茂木町は役場を含め市街地が水没し、交通、通信が途絶し、被害状況の把握が不能に陥ったが、通信手段がまだ残っていた時点での状況から判断し、床上浸水は、200世帯以上にのぼることは確実で、災害救助法施行令第１条第１項第１号の基準（床上浸水150世帯）に達したと認められたため、茂木町に対し５日午前10時10分本県で初めて災害救助法を適用した。

その後、各地の被害状況が判明するにしたがい災害救助法の適用基準に達した益子町及び芳賀町に対しても災害救助法を適用することとなった。

災害救助法の適用は本県で初めてのことではあったが、情報収集をはじめ救援物資の輸送等のため、現地へ向かう者、外部との連絡をする者、県庁内部の調整をする者など、関係課(所)職員それぞれが決定された役割分担にしたがい行動し、救援活動に万全を期した。

特に、茂木町においては、役場自体が被災したなどのため、住民への情報伝達手段が欠けたり、通信回線の混乱等が生じたため、県は同町に対して県広報車の配車や県厚生課職員のアマチュア移動無線車を配車するなどして通信手段の確保対策をとった。

また、８月７日、茂木町長は県、宇都宮市及び真岡市に対し、災害り災調査を実施するため職員の応援協力要請を行った。８月９日、県50名、宇都宮市21名、真岡市21名の職員が派遣されることとなり、茂木町の消防署員36名、消防団員40名合せて総数168名の調査体制が組織され、災害被災者の全戸数について調査が実施された。

第 2 節　災害救助法の適用状況

災害救助法関係の被害及び救助の状況は、次のとおりである。

災害救助法の適用及び被害の状況

災害救助法適用町	救助法適用		人的被害					住家被害					
								全壊		半壊		床上浸水	
	年月日	時間	死者	行方不明	重傷	軽傷	計	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
茂木町	61.8.5	10:10	3		4	54	61	23	74	71	263	694	2,543
益子町	〃	16:30	1		1		2	3	8	3	13	257	1,058
芳賀町	〃	20:30										165	843
計			4		5	54	63	26	82	74	276	1,116	4,444

（注）　適用基準　住家の滅失世帯数による（換算率　全壊　1 世帯　半壊$\frac{1}{2}$世帯　床上浸水$\frac{1}{3}$世帯）

災害救助法に基づく救助の状況

市町村名＼救助種目＼区分		避難所	炊出し食品	飲料水	被服・寝具生活必需品	医療・助産	救出	住宅の応急修理	学用品		障害物の除去
									文房具等	教科書等	
茂木町	期間	◎8/5～8/18	◎8/5～8/13	○8/5～8/8	◎8/5～8/24	○8/5～8/13	○8/5～8/6	○8/5～8/21	◎8/5～8/31	○8/5～8/31	○8/5～8/13
	数量	延525人	延31,103食	延8,470人	788世帯	延1,542人		14世帯	323人	281人	
益子町	期間	○8/5～8/6	○8/5～8/.6	○8/5～8/7	○8/5～8/14		○8/5		○8/5～8/18	○8/5～8/18	
	数量	延8人	延1,907食	延3,050人					47人	31人	
芳賀町	期間	○8/5～8/6	○8/5	○8/5	○8/5～8/14				○8/5～8/15	○8/5～8/15	
	数量	延35人	延90食	延417人	4世帯				3人		
計	数量	延568人	延33,100食	延11,937人		延1,542人		14世帯	373人	312人	

○　実施された救助項目
◎　期間延長を行った救助項目

第３節　救助活動の実施状況

災害救助法が適用となった茂木町、益子町及び芳賀町では、応急救助活動として、次のような措置を講じた。

1　避難所の設置

・３町で６か所設置

・り災者約440人を収容（最大時）

住宅の被害を受けたり、受けるおそれのある者が避難命令等で、学校、町民センター、公民館等に避難した。

2　炊出し、その他による食品の給与

・３町で実施　延33,100食

避難所に避難したり、住宅の被害で炊事が出来ない人に対し、炊出しのほかレトルト食品、パン、牛乳及び民間からの援助食糧品を給与した。

3　飲料水の供給

・３町の52地区で実施

水源地の汚染や水道の故障等により、飲料水を得ることが出来ない地域に給水車や給水タンク等により飲料水を供給した。

4　被服、寝具その他生活必需品の給与

・３町で実施

床上浸水以上の被害を受けた世帯で生活必需品等を必要とする世帯に対し、毛布、タオルケット、トイレットペーパー、タワシ、身回り品等の生活必需物資を県からの給与及び民間からの救援物品で供給した。

5　医　　療

・茂木町で実施患者　延1,542人

日本赤十字社栃木県支部の救護班が出動し、住民に対して応急的な医療を実施した。

6　住宅の応急修理

・茂木町で実施　14世帯

災害により住家が半壊し、そのままでは日常生活を営むことが困難で、自力での応急修理が出来ない場合に応急修理を実施した。

7　学用品の給与

・3町で実施

小学生　276人

中学生　135人

住家が床上浸水以上の被害を受けた、小中学校児童・生徒で、学用品がなく就学に支障を生じている場合に、教科書、教材、文房具、通学用品等を給与した。

幸い、災害発生が夏休み期間中であったので、給与は始業式前後に行われた。

8　災害にあった者の救出

・茂木、益子両町で実施

水に流されたり、生埋め等になった人々の救出作業を行った。

9　障害物の除去

・茂木町で実施

住宅が半壊又は床上浸水した世帯で、当面の日常生活上支障を来たす障害物の除去が自力で出来ないものについて行った。

10　応急救助のための輸送、人夫

前記の諸活動の実施のための輸送及び人夫の雇上げを行った。

第4部 被害状況

逆川の氾濫により水没した茂木町

第１章　被害の概要

第１節　概　　況

台風10号災害は、茂木町をはじめ近隣の町を無残な姿に変え、未曽有の惨禍をもたらした。人的被害は、死者６人、負傷者66人に上った。

また住家の被害は、全壊36棟、半壊99棟、一部破損79棟、床上浸水1,849棟、床下浸水4,965棟に及んだ。

次に物的被害は、公共土木施設被害が最も大きく226億円(被害総額の43.58%)次いで農林水産業施設被害94億円（同18.10%)、農産被害66億円（同12.73%)、治山被害55億円（同10.64%)、商工被害54億円（10.49%）などとなっており、総額520億円という膨大な額に達した。

最も被害の大きい公共土木施設被害は、河川、道路、橋梁などの決壊、流失などによる被害が主である。

次の農林水産業施設被害は、農地、農道及び畜舎などの農業用施設、林道などの林産施設、養魚場などの水産施設などの被害である。

また、農産被害は、水稲、野菜、工芸作物などが主な被害である。

この災害による被害状況（確定）は、次のとおりである。

被害状況（災害確定報告）

都道府県	栃木県
災害名	台風第10号及びその後の低気圧による災害
確定年月日	昭和61年11月1日 12時 確定
報告者名	阿部 訓幸

区分				被害
人的被害	死者		人	6
	行方不明者		人	—
	負傷者	重傷	人	7
		軽傷	人	59
住家被害	全壊		棟	37
			世帯	36
			人	129
	半壊		棟	100
			世帯	94
			人	370
	一部破損		棟	83
			世帯	79
			人	321
	床上浸水		棟	1,849
			世帯	1,799
			人	6,900
	床下浸水		棟	4,965
			世帯	4,941
			人	19,721
非住家	公共建物		棟	6
	その他		棟	94

区分			被害
その他	田	流失・埋没 ha	557.3
		冠水 ha	16,805.4
	畑	流失・埋没 ha	103.2
		冠水 ha	2,449.4
	文教施設	箇所	32
	病院	箇所	8
	道路	箇所	1,642
	橋りょう	箇所	36
	河川	箇所	1,925
	港湾	箇所	—
	砂防	箇所	678
	清掃施設	箇所	2
	がけ崩れ	箇所	66
	鉄道不通	箇所	3
	被害船舶	隻	—
	水道	戸	16,036
	電話	回線	5,596
	電気	戸	16,225
	ガス	戸	—
	ブロック塀等	箇所	—
	治山	箇所	769
	林道	箇所	319
	り災世帯数	世帯	1,929
	り災者数	人	7,399
火災発生	建物	件	—
	危険物	件	—
	その他	件	—

区分			被害
公立文教施設		千円	128,846
農林水産業施設		千円	9,409,970
公共土木施設		千円	22,649,591
その他の公共施設		千円	554,739
小計		千円	32,743,146
公共施設被害市町村数		団体	48
その他	農産被害	千円	6,619,080
	林産被害	千円	48,311
	畜産被害	千円	24,680
	水産被害	千円	75,634
	商工被害	千円	5,451,977
	治山被害	千円	5,531,500
	その他	千円	1,482,471
被害総額		千円	51,976,799

都道府県対策本部	名称	栃木県台風10号災害対策本部
	設置	8月5日　10時10分
	解散	10月14日　10時00分
災害対策本部	設置市町村名	真岡市　茂木町　烏山町 大田原市　市貝町　馬頭町 黒磯市　芳賀町　小川町 上三川町　高根沢町　那須町 二宮町　喜連川町　田沼町 益子町　南那須町
	計	17団体
災害救助法	適用市町村名	茂木町　8月5日　10：00 益子町　8月5日　16：30 芳賀町　8月5日　20：30
	計	3団体

消防職員出動延人数	人	1,509
消防団員出動延人数	人	9,540

備考	
	災害発生場所　県内全域
	災害発生年月日　昭和61年8月4日～5日
	災害の概要　豪雨
	消防機関の活動状況　水防、巡視、広報、避難誘導等
	その他　避難の勧告・指示をした市町村：10市町村

（注）　被害に計上してある数字は、災害査定額とは異なる。

第2節　被害の特徴

台風10号による豪雨災害の特徴は、被害の集中した県東部の茂木町に見ることが出来る。

総雨量300ミリ以上の豪雨に見舞われた茂木町では、人口の集中している町中心部を流れる那珂川支流の逆川が、急速に増水し、4日深夜溢水がはじまり、5日未明には町全体が水没してしまった。このため、電気、水道、ガス、電話等のライフラインに壊滅的な被害を受け、死者も発生した。

このように、予想しなかった豪雨により、中小河川が溢水し、町全体が水没し、町そのものの機能が完全に停止してしまい、外部から孤立してしまうという状態になったのが、特徴といえるだろう。

第２章　人的被害及び家屋被害

第１節　人的被害

台風10号による死者及び負傷者は72人であった。

このうち死者は６人で、原因別にみると、山崩れ、がけ崩れにより倒壊した家屋の下敷となって死亡した者が４人、濁流に流され死亡した者が２人となっている。負傷者は66人で、茂木町で58人、二宮町、市貝町、高根沢町でそれぞれ２人、益子町、小川町でそれぞれ１人となっている。

人的被害の状況は、次のとおりである。

人的被害の状況

区分 / 市町村名	死者	うち水死	負傷者 重傷者	負傷者 軽傷者	計
二宮町				2	2
益子町	1		1		2
茂木町	3	1	4	54	61
市貝町	1	1		2	3
高根沢町			2		2
烏山町	1				1
小川町				1	1
計	6	2	7	59	72

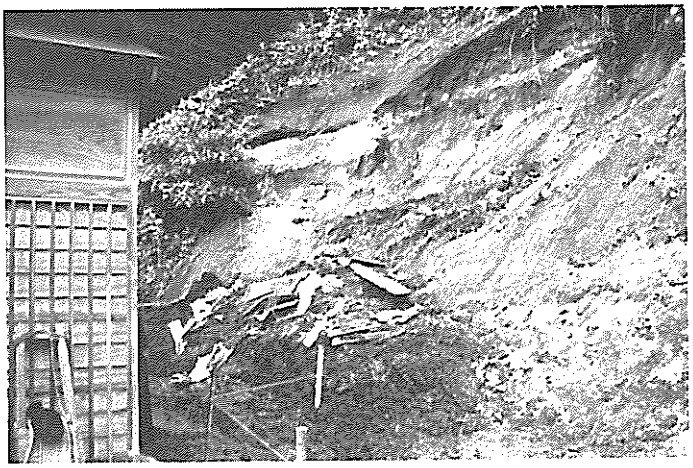

土砂崩れによる死亡事故現場（茂木町町田立石地内）

第2節　家屋被害

河川の氾濫、山崩れ、がけ崩れによって、各地で家屋（非住家含まず）の全壊、半壊、浸水等の被害が続出し、住家被害は7,034棟、6,949世帯、27,441人に及んだ。

家屋被害の状況は次のとおりである。

家屋被害の状況

項目 / 市町村名	全壊			半壊			一部破損			床上浸水			床下浸水			計		
	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人
宇都宮市							1	1	4	178	178	557	470	470	1,530	649	649	2,091
足利市							1	1	4	7	7	24	134	134	456	142	142	484
栃木市																		
佐野市							1	1	5				27	27	108	28	28	113
鹿沼市										4	4	15	22	22	61	26	26	76
日光市							1	1	2							1	1	2
今市市										3	3	14	18	18	67	21	21	81
小山市										7	5	19	68	57	187	75	62	206
真岡市										78	78	289	487	506	1,872	565	584	2,161
大田原市										28	28	105	315	315	1,181	343	343	1,286
矢板市										36	41	129	350	354	1,150	386	395	1,279
黒磯市							1	1	2	3	3	10	135	135	540	139	139	552
市計							5	5	17	344	347	1,162	2,026	2,038	7,152	2,375	2,390	8,331
上三川町										15	15	60	245	245	980	260	260	1,040
南河内町							1	1	4	5	5	32	49	45	260	55	51	296
上河内村													7	7	30	7	7	30
河内町										9	9	35	69	69	287	78	78	322
西方村																		
粟野町																		
足尾町																		
二宮町							1	1	5	52	52	207	105	105	498	158	158	710
益子町	4	3	8	3	3	13	11	11	35	257	257	1,058	152	152	605	427	426	1,719
茂木町	23	23	74	76	71	263	11	7	28	735	694	2,543	163	138	525	1,008	933	3,433
市貝町				3	3	11	4	4	23	18	18	61	59	57	247	84	82	342
芳賀町										168	165	843	648	646	3,135	816	811	3,978
壬生町													6	6	21	6	6	21
石橋町													10	9	17	10	9	17
国分寺町																		
野木町																		
大平町																		
藤岡町																		
岩舟町																		
都賀町																		
栗山村																		
藤原町																		
塩谷町													5	5	25	5	5	25
氏家町							1	1	4	15	15	48	130	130	517	146	146	569
高根沢町							2	2	10	26	26	130	466	466	2,300	494	494	2,440
喜連川町	1	1	1	5	5	26	8	8	24	20	20	60	97	97	290	131	131	401
南那須町	4	4	27	4	4	22	3	3	12	8	8	35	32	32	162	51	51	258
烏山町	3	3	14	7	6	24	24	24	102	118	109	404	108	106	439	260	248	983
馬頭町	2	2	5	1	1	3	12	12	57	12	12	44	56	56	176	83	83	285
小川町				1	1	8				8	8	26	29	29	131	38	38	165
湯津上村										11	11	57	43	43	210	54	54	267
黒羽町										13	13	43	80	80	369	93	93	412
那須町										2	2	6	14	14	64	16	16	70
西那須野町										13	13	46	360	360	1,255	373	373	1,301
塩原町																		
田沼町													6	6	26	6	6	26
葛生町																		
町村計	37	36	129	100	94	370	78	74	304	1,505	1,452	5,738	2,939	2,903	12,569	4,659	4,559	19,110
県計	37	36	129	100	94	370	83	79	321	1,849	1,799	6,900	4,965	4,941	19,721	7,034	6,949	27,441

濁流にのまれた全壊した民家（茂木町桔梗町地内）

第３章　交通及び通信設備の被害

第１節　交通の被害

１　鉄道の被害

(1)　日本国有鉄道東京北鉄道管理局管内

８月４日から８月９日までに運転を休止した列車本数は、延べ269本で、運休区間の旅客輸送は、バス代行にて延べ105台を使用し、9,300人の旅客を輸送した。

災害発生後、８月５日４時00分、宇都宮運輸部に現地対策本部を設置するとともに復旧体制を確立し、関係機関による日夜の復旧作業を実施し、８月10日には、全線復旧した。

鉄道の被害状況

（単位：千円）

線名	概要	被害額
東北本線	施設関係	18,000
	電気関係	6,630
	付帯経費	3,292
		(小計 27,922)
烏山線	施設関係	81,215
	電気関係	5,050
	付帯経費	1,374
		(小計 87,639)
計		115,561

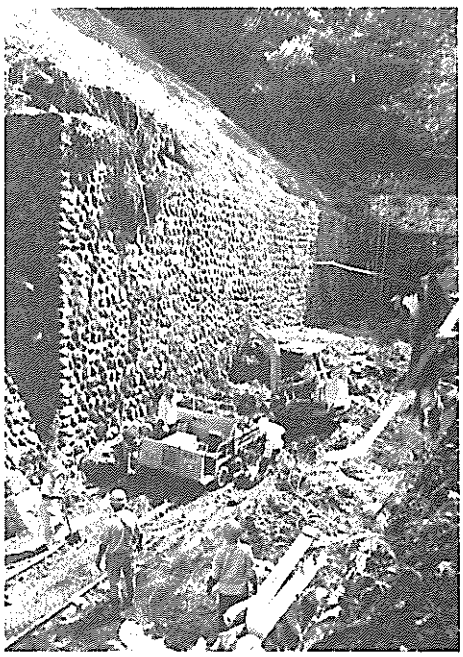

がけ崩れにより不通となった国鉄烏山線
（烏山町滝地内）

鉄　道　の　復　旧　状　況

線名	8　月　5　日	8　月　7　日	8　月　9　日
東北本線	自治医大～宇都宮 1：45～3：00　運転中止 以降所定運転 宇　都　宮～豊　原 1：45～8：43　運転中止 以降所定運転		
烏山線	不　通	宝積寺～仁井田 13：15　開通	仁井田～烏　山 21：13　開通

(2)　日本国有鉄道水戸鉄道管理局管内

8月4日から8月10日までに運転を休止した列車本数は、延べ111本で、運休区間の旅客輸送は、バス代行にて延べ53台を使用し、285人の旅客を輸送した。

8月4日、19時50分、管理局に災害対策本部を設置するとともに復旧体制を確立し、関係機関による日夜の復旧作業を実施し8月10日には、全線復旧した。

鉄　道　の　被　害　状　況

(単位：千円)

線　名	概　要	被　害　額
真岡線	施設関係　工事経費	14,900
	鉄道経費	34,140
	電気関係　鉄道経費	2,733
		(計　51,773)

鉄　道　の　復　旧　状　況

線　名	8　月　5　日	8　月　7　日	8　月　9　日	8　月　10　日
真岡線	不　通	下　館～真　岡 15：44　開通	益　子～市　塙 18：00　開通	市　塙～茂　木 19：00　開通

2　バスの被害

(1)　日本国有鉄道

路線又は区間名	運　休	復　旧	備　考
鳥　山～常陸大子	8月5日 始発から	8月5日 12：08　開始	
鳥　山～小　川～馬頭車庫	8月5日 始発から	8月5日 10：25　開始	
鳥　山～東回り～馬頭車庫	8月5日から 8月7日まで	10月16日 開始	8月8日から10月15日まで 迂回運行
鳥　山～茂　木	8月5日から 8月9日まで	8月10日 18：30　開始	
鳥　山～市　塙	8月5日から 8月6日まで	8月7日 開始	
鳥　山～椎谷口	8月5日	8月6日 17：55　開始	
馬　頭～来目木	8月5日 始発から	8月5日 13：10　開始	
馬　頭～大　内～五輪場	8月5日	8月6日 開始	
鳥　山～上金沢	8月5日	8月6日 開始	
常陸大子～上金沢	8月5日	8月6日 開始	
馬頭車庫～上金沢	8月5日	8月6日 開始	

(2)　東武鉄道株式会社

路線又は区間名	運　休	復　旧	備　考
下　館～宇都宮東武	——	8月5日 12：30　開始	8月5日 始発から12：30まで 迂回運行
宇都宮東武～東野真岡営業所	——	8月5日 12：30　開始	8月5日 始発から12：30まで 迂回運行

(3) 東野交通株式会社

路線又は区間名	運休	復旧	備考
宇都宮東武～大金～烏山営業所	8月5日	8月6日 開始	
宇都宮東武～熊田～烏山営業所	8月5日	8月6日 開始	
真岡営業所～茂木車庫	8月5日	8月6日 開始	
真岡営業所～柳原	8月5日	8月6日 開始	
真岡営業所～益子駅前	8月5日	8月6日 開始	
茂木車庫～河井車庫前	8月5日	8月6日 開始	
益子車庫～岩瀬車庫前	8月5日	8月6日 開始	
那須湯本出張所～北条～黒田原駅前	8月5日	8月6日 開始	
那須湯本出張所～大沢～黒田原駅前	8月5日	8月6日 開始	
烏山車庫～川井田	8月5日から 8月8日まで	8月9日 開始	
宇都宮東武～東高橋～益子駅前	8月5日	8月12日 開始	8月6日～11日 迂回運行
宇都宮東武～延生～益子駅前	8月5日	8月12日 開始	8月6日～11日 迂回運行
烏山車庫～片岡駅前	8月5日	8月25日 開始	8月6日～24日 烏山車庫～喜連川台町 折返運行
茂木車庫～大瀬	8月5日	8月21日 開始	8月6日～20日 茂木車庫～烏生田 折返運行
宇都宮東武～喜連川～馬頭車庫	8月5日から 8月8日まで	8月15日 開始	8月9日～14日 鹿子畑相互折返運行
烏山営業所～馬頭車庫	8月5日から 8月7日まで	10月16日 開始	8月8日～10月15日 馬頭地内迂回運行
烏山営業所～国見わらび荘	8月5日から 8月8日まで	8月12日 開始	8月9日～8月11日 烏山～駒妙折返運行
烏山営業所～滝見谷～烏山営業所	8月5日から 8月8日まで	12月15日 開始	8月9日～12月14日 烏山～横枕～河又 折返運転

(4) 関東自動車株式会社

路線又は区間名	運休	復旧	備考
桜通～中里原～玉生線	8月5日 始発から	8月5日 10：35 開始	
桜通～宮山田	8月5日 始発から	8月5日 10：35 開始	
桜通～宝井～宇都宮グリーンタウン	8月5日 始発から	8月5日 10：35 開始	
桜通～新道～柳田	8月5日 始発から	8月5日 10：35 開始	
駒生～峰経由～松下電器	8月5日 始発から	8月5日 10：35 開始	
桜通～蓼沼～上三川	8月5日 始発から	8月5日 9：30 開始	
桜通～屋板～上三川	8月5日 始発から	8月5日 9：30 開始	
大畑～与州	8月5日から 8月25日まで	8月26日 開始	

第２節　通信設備の被害

1．県防災行政無線電話

逆川の溢水氾濫により茂木町役場も約1.5mの床上浸水となり、同役場内１階に諸置してあった県防災行政無線電話は、８月５日午前４時頃不通となった。

2．日本電信電話株式会社通信施設

日本電信電話株式会社栃木支社管内の通信設備は、茂木町の逆川の氾濫で茂木電報電話局が浸水したため交換機能が停止したほか、電柱の倒壊等の被害があった。

特に、茂木電報電話局では、茂木局（4,271加入）の市内外通話の発着信が不能となり、その後市外通話回線等も被災したため逆川局（715加入）及び茂木北局（561加入）も市外通話の発着信が不能となった。また、同時に加入者宅の電話機も653台が被災した。

通信設備の被害状況

局　名	交換局水没（局）	中継装置（システム）	電話機（個）	公衆電話機（個）	電柱（本）	架空ケーブル（km）	引込線（件）
茂木局	1	23	600	80	20	0	0
その他の局	0	0	0	0	50	1	50
合　計	1	23	600	80	70	1	50

電話回線の故障状況

局　名	収容加入数（世帯）	回線数				災害状況
		市外回線	専用線	画像通信	データ回線	
茂木局	4,271	160	23	0	4	市内外通話不能
茂木北局	561	40	1	0	0	市外通話のみ不能
逆川局	715	20	3	0	0	〃
その他の局	653	0	0	2	0	——
合　計	6,200	220	27	2	4	——

第４章　電気・水道及びガス施設の被害

第１節　電気施設の被害

東京電力株式会社栃木支店の営業区域では、配電線路19回線が被害を受け、延べ16,225戸が停電した。

最も被害の大きかったのは、茂木町及び烏山町を中心とする区域で、停電戸数が11,703戸と全体の72%を占めた。

今回の被害の特徴は、河川の氾濫が各所で起ったため、支持物（電柱）の流出・折損・倒壊・傾斜が127基にも達し、家屋の流出により取引用計器119箇が流出・破損し、また引込線73か所に断混線が発生した。

幸い、水力発電所・送電線路・変電所の設備には、電力供給に支障となる被害は生じなかったが、県内各所で山崩れが発生、この影響で送電線鉄塔周辺14か所に土砂の流出が見られた。

このため、東京電力㈱栃木支店では、今後に備え土留対策を実施した。

電気施設の被害状況

（単位：百万円）

設　備	被　害　の　概　要	復旧費
送電線	供給支障事故は発生しなかったが、烏山町と茂木町を通過している送電線鉄塔14基の周辺部に土砂の流出が見られたので、土留め対策を実施した。	22.0
配電線	宇都宮・大田原・氏家（烏山町を含む）及び真岡（茂木町、益子町、芳賀町を含む）の４営業所管内で、電柱127基、取引用計器119箇、引込線73か所、その他64件、合計383件の被害を受けた。	46.5
その他	逆川の氾濫により、茂木営業所の建物に浸水、建物をはじめ通信設備、測定用機器・工具類、オンライン端末機などに被害を受けた。	37.0
合　計		105.5

第２節　水道施設の被害

水道施設の被害は、13市町にわたり、用水供給１か所、水道９か所、簡易水道17か所、飲料水供給施設１か所の計28施設が被害を受け、特に茂木町と烏山町では壊滅的であった。被害総額は、269,910千円に及んだ。

水道施設については、民生の安定を最優先としたため比較的早く復旧できたが、取水あるいは浄水施設が水没被災したところや、河川横断部等で増水のため被災確認に手間どったところでは復旧に日数を要した。

用水供給事業の被害状況

事業主体	施設名	現事給水人口（人）	被災数 戸数（戸）	被災数 人口（人）	被害額（千円）	被害状況
芳賀中部上水道企業団	浄水施設	—	—	—	4,530	浄水場浸水
	送水施設	—	—	—	11,970	橋梁添架破損１カ所
	計	—	—	—	16,500	

水道事業の被害状況

市町村名	事業者名	現在給水人口（人）	被災数 戸数（戸）	被災数 人口（人）	被害額（千円）	被害状況
大田原市	大田原市	35,834	—	—	400	浄水場浸水 橋梁添架破損１カ所
矢板市	矢板市	32,898	１施設	78	160	水源ポンプ盤等浸水 配水管破損１カ所
黒磯市	黒磯市	43,563	200	800	33,900	水源流失
益子町	益子町	21,134	4,000	16,321	300	配水管破損１カ所
茂木町	茂木町	9,762	2,365	9,290	77,500	水源敷地法面崩壊 配水管破損７カ所 橋梁添架破損５カ所
市貝町	市貝町	10,174	936	3,800	8,372	浄水場浸水 配水管破損５カ所 橋梁添架破損３カ所

市町村名	事業者名	現在給水人口(人)	被災数 戸数(戸)	被災数 人口(人)	被害額(千円)	被害状況
芳賀町	芳賀町	11,964	2,719	11,964	—	用水供給事業送水管破損のため受水停止
烏山町	烏山町	12,070	3,565	12,070	50,000	取水場浸水 浄水場浸水 配水管破損1カ所
馬頭町	馬頭町	8,886	100	400	6,000	配水池敷地法面崩落 橋梁添架破損1カ所
計		186,285	13,886	54,723	176,632	

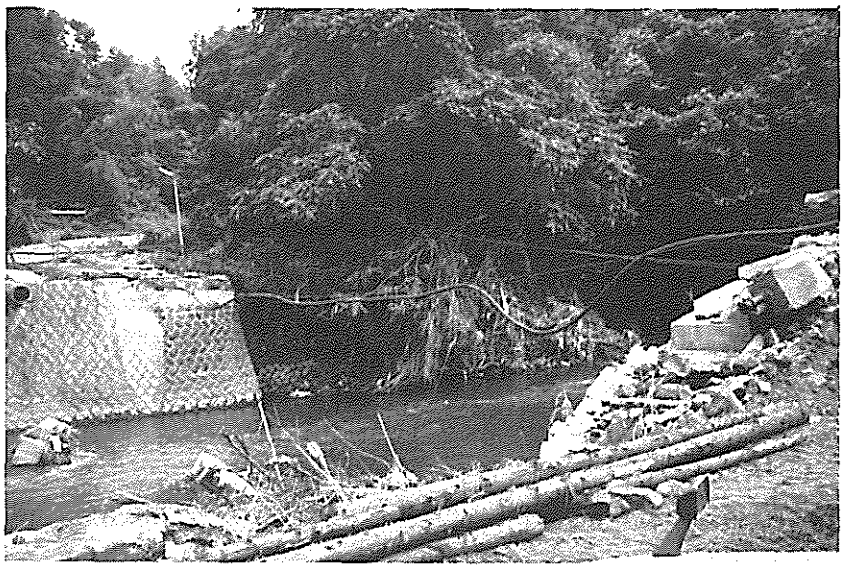

濁流により寸断された配水管（茂木町上飯野地区）

簡易水道事業の被害状況

市町村名	施設名	現在給水人口(人)	被災数 戸数(戸)	被災数 人口(人)	被害額(千円)	被害状況
大田原市	佐久山東部	1,960	—	—	100	浄水場浸水
二宮町	東部	430	100	430	1,170	浄水場浸水
益子町	大羽	2,208	400	1,700	300	橋梁添架破損1カ所
茂木町	須藤	3,106	700	3,053	13,000	配水管破損
	飯野	970	200	850	39,300	取水、浄水場水没 配水管破損 橋梁添架破損1カ所
南那須町	中央部	2,198	500	2,000	900	取水場浸水
	南部	3,100	200	800	957	浄水場浸水
	北部	4,700	10	40	300	浄水場内土砂入流 配水管破損3カ所
烏山町	興野	847	—	—	2,000	送、配水管路破損 配水池法面崩壊
	境	1,890	—	—	6,300	浄水場浸水
馬頭町	小砂	1,201	40	160	3,6000	配水管路流失
	東部	3,119	—	—	651	配水管路々肩崩落
小川町	中部	4,115	—	—	750	送、配水管路破損2カ所 配水池法面崩落
	北部	1,479	—	—	800	送、配水管路破損 1カ所
	西部	291	—	—	450	配水管路破損2カ所
黒羽町	北滝	455	—	—	500	取水口埋没
	両郷	1,382	—	—	2,700	浄水場浸水 配水管路破損2カ所
計		33,451	2,150	9,033	73,778	

飲料水供給事業の被害状況

市町村名	施設名	現在給水人口(人)	被災数 戸数(戸)	被災数 人口(人)	被害額(千円)	被害状況
鳥山町	国見	99	—	—	3,000	取水場浸水
計		99	—	—	3,000	

3 市 9 町

用水供給事業 1 簡易水道事業 17 上水道事業 9 飲料水供給施設 1	人 219,835	戸 16,036	人 63,756	千円 269,910	

計 28ヵ所

第3節 ガス施設の被害

都市ガス施設は、豪雨が県東部地域の市町に集中したため、被害は特になかった。

ＬＰガス施設は、茂木町と烏山町を中心に一般消費家庭で、家屋の流出・倒壊・浸水によって、ＬＰガス容器の流出、配管の折損、ガス設備の冠水など、880戸、2,106件の被害があった。また、ＬＰガス容器の被害は356本で、うち260本が回収されたものの96本がいまだに不明である。(その後、回収が進み、昭和61年12月末では66本不明である)。

ＬＰガス販売所及び消費先の被害状況

61. 8. 31 現在

販売所					消費先										
床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	車両(台)		台帳(戸)	被害戸数(戸)				被害件数(件)						被害金額(千円)
		使用不能	修理後使用可		流出全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	コンロ・湯沸器等	風呂釜	ガス漏れ警報器	配管折損等	メーター交換	調整器交換	
8	3	4	23	8	29	67	729	55	584	101	456	174	357	434	11,979

ＬＰガス容器の被害状況

61. 8. 31 現在

	流出(埋土を含む)					回収					未回収					備考
容器の種類(kg)	50	20	10	他	計	50	20	10	他	計	50	20	10	他	計	
販売所	8	32	68	0	108	5	27	55	0	87	3	5	13	0	21	
消費先	18	112	117	1	248	5	82	86	0	173	13	30	31	1	75	
計	26	144	185	1	356	10	109	141	0	260	16	35	44	1	96	

第５章　土木関係の被害

第１節　概　　要

台風10号による本県の被害は、特に県東部を中心に発生している。

県内の年降水量は多い所で2,000㎜、少ない地域で1,200㎜程度となっているが、県東部地域は年間の降水量は比較的少ない1,400㎜程度であり、台風10号による雨は日雨量300㎜以上を記録し、年間降水量の約20％が１日に降ったことになり、大きな被害が発生している。

この台風10号による被害は、主に関東、東北地方が中心になっており、被害額では福島県、宮城県につぎ本県は第３位となっている。又昭和61年発生災害としても、全国第５位の被害額となっており、比較的災害の少ない本県にとっては激甚な被害が発生した。これは本県における過去最大の被害金額となっている。ただし、昭和61年度を100とした場合の換算指数によれば、昭和22年のキャスリーン台風につぐ被害額となる。

公共土木施設の被害額

（単位：千円）

土木事務所名	県工事		市町村工事		合計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
宇都宮	171	2,094,500	62	184,050	233	2,278,550
鹿沼	170	1,859,400	54	311,310	224	2,170,710
日光	87	717,158	14	26,300	101	743,458
真岡	389	3,495,448	839	3,711,836	1,228	7,207,284
栃木	91	1,439,050	6	23,200	97	1,462,250
矢板	152	1,482,400	137	456,276	289	1,938,696
大田原	297	2,335,240	86	268,850	383	2,604,090
烏山	321	2,399,730	593	1,515,158	914	3,914,888
佐野	73	488,790	35	109,400	108	598,190
足利	56	279,000	68	412,822	124	691,822
計	1,807	16,590,716	1,894	7,019,222	3,701	23,609,938

第２節　河川の被害

利根川水系の一級河川、那珂川水系の一級河川及び同久慈川水系の一級河川で被害が発生し、特に那珂川水系の逆川での被害は甚大であった。

河川の被害は、1,925か所、総額183億1,470万円で、特に那珂川水系の逆川が町の中心部を流れている茂木町では、148か所で11億9,847万円もの被害があった。

河川の管理者別にみると、建設省直轄河川で25か所、12億3,917万円、県管理河川で1,311か所、140億5,399万円、市町村管理河川は21市町で589か所、30億2,153万円であった。

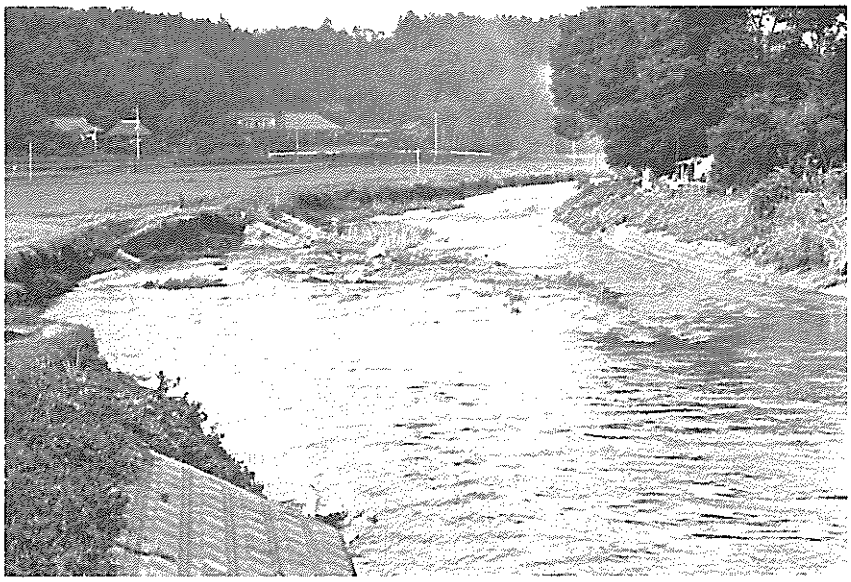

決壊した逆川護岸（茂木町北高岡地内）

建設省直轄管理河川の被害状況

（単位：千円）

河川名	箇所数	被害額	摘要
小貝川	11	447,598	
鬼怒川	3	99,926	
渡良瀬川	6	463,539	
那珂川	5	228,111	
計	25	1,239,174	

県管理河川の被害状況

(単位：千円)

土木事務所名	箇所数	被害額	摘要
宇都宮　土木事務所	129	1,931,600	
鹿沼　〃	129	1,603,000	
日光　〃	73	532,543	
真岡　〃	231	2,683,216	
栃木　〃	78	1,290,700	
矢板　〃	115	1,319,300	
大田原　〃	225	2,060,840	
烏山　〃	229	1,952,550	
佐野　〃	61	461,240	
足利　〃	41	219,000	
計	1,311	14,053,989	

市町村管理河川の被害状況

(単位：千円)

市町村名	箇所数	被害額	市町村名	箇所数	被害額
宇都宮市	4	15,740	南那須町	8	11,200
足利市	39	321,090	烏山町	84	361,000
佐野市	8	21,140	馬頭町	186	365,190
鹿沼市	32	229,700	小川町	2	40,000
大田原市	7	39,330	湯津上村	3	15,800
矢板市	7	47,700	黒羽町	2	5,420
粟野町	8	50,000	那須町	14	59,920
二宮町	1	68,607	田沼町	10	44,920
益子町	7	75,700	葛生町	15	39,810
茂木町	148	1,198,465			
塩谷町	3	7,800			
氏家町	1	3,000	計	589	3,021,532

第３節　道路及び橋梁の被害

県管理の道路の被害は366か所、17億8,293万円、橋梁の被害は７か所、１億4,260万円である。

市町村管理の道路の被害は、1,276か所、36億3,727万円、橋梁の被害は29か所、３億6,041万円である。

県管理道路及び橋梁の被害状況

（単位：千円）

土木事務所名	道路		橋梁		摘要
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	
宇都宮土木事務所	35	125,500	—	—	
鹿沼〃	26	142,900	—	—	
日光〃	12	166,200	—	—	
真岡〃	127	676,600	2	5.600	
栃木〃	8	25,250	1	80,000	
矢板〃	34	105,200	1	50,000	
大田原〃	55	217,200	—	—	
烏山〃	60	295,280	—	—	
佐野〃	6	9,800	3	7,000	
足利〃	3	19,000	—	—	
計	366	1,782,930	7	142,600	

決壊した県道飯・岩瀬線（茂木町石沢地内）

落下した五行川大橋（二宮町）

市町村管理の道路及び橋梁の被害状況

（単位：千円）

市町村名	道路		橋梁		摘要
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	
宇都宮市	28	57,810	—	—	
上三川町	5	26,200	1	5,000	
上河内村	8	17,300	—	—	
河内町	16	62,000	—	—	
鹿沼市	11	21,610	—	—	
粟野町	2	8,000	1	2,000	
今市市	9	15,300	—	—	
栗山村	5	11,000	—	—	
真岡市	23	77,170	—	—	
二宮町	16	63,397	2	44,582	
益子町	65	283,600	4	42,000	
茂木町	357	1,236,025	3	74,725	
市貝町	146	402,325	2	7,410	
芳賀町	65	137,830	—	—	
栃木市	2	7,000	—	—	
国分寺町	1	8,000	—	—	
藤岡町	3	8,200	—	—	
矢板市	33	92,800	3	3,400	
塩谷町	6	6,240	—	—	
氏家町	7	16,498	—	—	
高根沢町	13	33,740	—	—	
喜連川町	62	231,718	2	13,400	
黒磯市	3	4,100	—	—	
湯津上村	17	24,800	2	37,000	
黒羽町	26	46,080	1	15,000	
那須町	11	21,400	—	—	
烏山町	93	239,150	3	27,700	
南那須町	93	139,968	1	7,500	
馬頭町	65	112,750	4	80,700	

市町村名	道路		橋梁		摘要
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	
小川町	54	130,000	—	—	
佐野市	1	2,850	—	—	
葛生町	1	680	—	—	
足利市	29	91,732	—	—	
計	1,276	3,637,273	29	360,417	

第 4 節　砂防施設の被害

渓流砂防施設の被害は、114か所、5億5,716万円、普通河川砂防施設の被害は、564か所、21億5,765万円である。

大羽川の氾濫により崩壊した砂防施設（益子町下大羽地内）

砂防施設の被害状況

渓流別被害状況

（単位：千円）

土木事務所	市町村	渓流	箇所	金額
宇都宮	宇都宮	姿川ほか	6	40,278
鹿沼	鹿沼	荒井川ほか	7	54,721
	粟野	思川ほか	7	56,054
	計		14	110,775
日光	今市	長畑川	4	20,863
真岡	益子	大羽川ほか	21	116,820
	茂木	逆川ほか	7	20,301
	計		28	137,121
栃木	栃木	出流川ほか	3	14,261
	岩舟	羽田川	1	14,787
	計		4	29,048
矢板	矢板	内川	1	4,476
	塩谷	泉川	1	2,493
	計		2	6,969
大田原	黒磯	熊川ほか	9	17,988
	黒羽	立沢	4	12,466
	那須	余笹川ほか	2	3,603
	塩原	蛇尾川ほか	3	18,491
	計		18	52,548
烏山	烏山	清水川ほか	7	20,873
	馬頭	富山川ほか	18	57,752
	小川	権津川	1	26,726
	計		26	105,351
佐野	田沼	彦間川ほか	3	13,456
足利	足利	松田川	9	40,752
合計			114	557,161

普通河川災害被害状況

（単位：千円）

土木事務所	市町村	渓流	箇所	金額
宇都宮	宇都宮	一侍川ほか	5	21,540
鹿沼	鹿沼	柿沢川ほか	32	205,762
	粟野	境沢川ほか	8	43,218
	計		40	248,980
真岡	二宮	川西川	1	40,676
	益子	谷井田川ほか	7	47,878
	茂木	菅又川ほか	140	589,317
	計		148	677,871
矢板	矢板	曲堀川ほか	9	38,383
	塩谷	沢尻川ほか	3	10,203
	氏家	杉ノ沢川	1	2,110
	計		13	50,696
大田原	大田原	屋島川	6	14,798
	黒羽	前松葉川	1	1,207
	那須	根岸川ほか	14	48,533
	湯津上	岩川	3	17,759
	計		24	82,297
烏山	南那須	岩川支流ほか	4	6,009
	烏山	清水川ほか	59	266,859
	馬頭	山仲川ほか	186	430,069
	小川	白久川	2	21,761
	計		251	724,698
佐野	佐野	鷲川ほか	8	23,552
	田沼	美路川ほか	9	38,590
	葛生	サナギ川ほか	13	36,983
	計		30	99,125
足利	足利	樺崎川ほか	53	252,443
合計			564	2,157,650

第５節　都市施設の被害

都市施設の被害は、市町村関係で、３か所、7,300万円である。

公園、都市施設の被害状況

（単位：千円）

区分	市町村関係		計	
	箇所	被害額	箇所	被害額
街路	—	—	—	—
公園	2	65,000	2	65,000
下水道	—	—	—	—
排水路	—	—	—	—
排土事業	1	8,000	1	8,000
計	3	73,000	3	73,000

土砂崩れにより崩壊した大田原市御殿山公園

第 6 節　住宅の被害

住宅の修理対象戸数（災害救助法が適用された市町村の半壊住宅戸数）は、茂木町71戸、益子町 3 戸の計74戸であった。

県は災害救助法適用（昭和61年 8 月 5 日）により、自己の資力では応急修理を行うことの出来ない世帯14戸について、当面の日常生活を営むのに必要で、かつ、緊急を要する部分（居室、すい事場、便所等）の応急修理を行った。

公営住宅については、幸い被害がなかった。

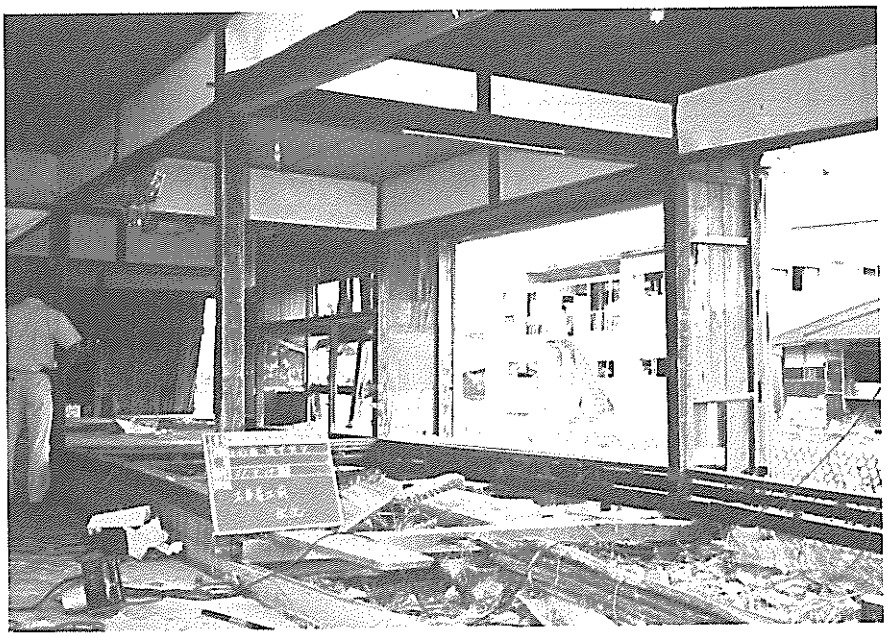

濁流にのまれた住宅内部（茂木町）

第 7 節　その他の被害

その他の被害は、地すべり及び急傾斜地の被害として、 6 か所 2 億660万円、がけ崩れによる人的被害が 5 名、家屋被害が68棟である。

1. 地すべり及び急傾斜地の被害

（単位：千円）

市町村 / 事業名	矢板		益子		茂木		喜連川		合計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
緊急地すべり対策事業	1	60,300			1	77,100				137,400
緊急急傾斜地崩壊対策事業			2	32,800	1	17,400	1	19,000		69,200
計	1	60,300	2	32,800	2	94,500	1	19,000		206,600

2. がけ崩れによる被害状況

市町村名	がけ崩れ（箇所）	人的被害（人）				家屋被害（棟）				摘要
		死者	行方不明	負傷者	合計	全壊	半壊	一部損壊	合計	
足利	1							1	1	
鹿沼	1							1	1	
二宮	1							1	1	
益子	16	1		1	2	4	2	10	16	
茂木	8	2			2	3	3	2	8	
市貝	5						1	4	5	
氏家	1							1	1	
高根沢	1							1	1	
喜連川	5					1	3	2	6	
南那須	8					4	2	3	9	
烏山	9	1			1	2	2	5	9	
馬頭	9					2	1	6	9	
小川	1						1		1	
計	66	4		1	5	16	15	37	68	

第６章　農林水産業の被害

第１節　概　　要

農林水産業関係の被害は222億3,823万円で、その内訳は、農業被害は161億6,703万円(72.7%)、林業被害は59億9,556万円（27.0%)、水産物被害は7,563万円（0.3%）である。

農業関係の被害は、農地・農業用施設が4,001か所、91億2,000万円（56.4%)，農作物の被害は20,386ha、65億3,921万円（40.4%)、畜産物等の被害は2,468万円（3.2%）である。

林業関係は、治山の被害771か所、55億4,150万円(92.4%)、林道等の被害285路線、４億370万円（6.7%)、山林、林産物等の被害5,036万円（3.2%）である。

水産物関係は、魚類、養魚施設の被害で7,563万円である。

農林水産業関係の被害の概要　　（単位：千円）

区分		概要	被害額
農業	農地、農業用施設	田畑流失、埋没等660ha 3 水路損壊889ケ所、道路損壊482ケ所、頭首工損壊154ケ所、その他	9,120,000
	農作物等	農作物の被害20,386.3ha（水稲、かんぴょう、こんにゃく、いちご、にら、なす、大豆等)、養蚕、農協倉庫保管物被害、ビニールハウス、納屋、果樹棚	7,022,351
	畜産物等	家畜、家きん、畜産物（生乳）畜舎等	24,680
	小計		16,167,031
林業	治山	荒廃渓流64ケ所、山腹崩壊705ケ所、計60.6ha、施設２ケ所	5,541,500
	林道等	林道142路線（319ケ所)、作業道143路線	403,700
	山林	人工林14.90ha、天然林38.51ha	37,171
	林産物等	しいたけほだ木4,300本、乾しいたけ2,566kg、その他	13,190
	小計		5,995,561
水産物	水産物等	魚類、養魚施設	75,634
合計			22,238,226

第２節　農業の被害

農業の被害は、農地及び農業用施設が91億2,000万円、農作物が65億3,920万５千円、養蚕が270万円、非共同利用施設が7,717万円、農協倉庫保管物が４億327万円である。

冠水した水田（真岡市山前地内）

農地及び農業用施設の被害

区分		数量		被害額
		件数	面積	
農地		2,378	ha 660.49	千円 4,251,000
農業用施設	溜池損壊	31	—	200,000
	頭首工損壊	154	—	1,150,000
	水路損壊	889	—	2,144,000
	揚水機損壊	39	—	148,000
	農道損壊	482	—	1,099,000
	橋梁流失	28	—	128,000
	小計	1,623	—	4,869,000
合計		4,001	—	9,120,000

農作物の被害

区分	被害面積	損害量	被害額	備考
	ha	t	千円	
水稲	16,257.6	11,298.8	3,493,986	
飼料作物	550.4	6,170.2	89,475	
野菜	772.0	8,955.4 (4,045千本)	1,235,242	にら、なす、トマト、きうり等 (いちご)
果樹	295.7	370.0 (50本)	153,654	ぶどう、なし等 (ゆず)
花き	21.8	11,584.5千本	132,364	きく、カーネーション等
工芸作物	1,171.7	1,514.4	1,283,569	かんぴょう、こんにゃく等
桑	29.5	4.8	8,531	
その他	1,287.6	619.7	142,384	
計	20,386.3	28,833.5 (15,629.5千本)	6,539,205	

養蚕の被害

区分	数量	被害企額
	kg	千円
蚕	1,500	2,700

非共同利用施設の被害

区分	小破		中破		大破		全壊		計	
	被害量	被害金額	被害量	被害金額	被害量	被害金額	被害量	被害金額	被害量	被害金額
ビニールハウス	22棟 11,164㎡	千円 1,761	41棟 11,500㎡	千円 8,500	2棟 396㎡	千円 689	43棟 10,264㎡	千円 8,444	108棟 33,324㎡	千円 19,394
〃 (附帯施設)	—	—	—	—	—	—	20基	5,500	20基	5,500
納屋	5棟 344㎡	4,200	24棟 831㎡	26,500	2棟 99㎡	1,500	9棟 330㎡	11,210	40棟 1,604㎡	43,410
果樹棚	—	—	—	—	2,000㎡	588	—	—	2,000㎡	588
蚕室	—	—	2棟 183㎡	3,333	1棟 231㎡	2,450	2棟 315㎡	2,500	5棟 729㎡	8,283
計	27棟 11,508㎡	5,961	67棟 12,514㎡	38,333	5棟 2,726㎡	5,227	54棟、20基 10,909㎡	27,654	153棟、20基 37,657㎡	77,175

農協倉庫保管物被害

区　　分	数　　量	被　害　額
米	918.0 t	275,400千円
麦	195.1 t	38,318
肥　　料	—	1,220
飼　　料	—	4,321
農　　薬	—	4,500
こんにゃく荒粉	265袋	11,600
コンピューター端末機	5台	5,500
そ　の　他	(生活資材・農機具他)	62,412
計		403,271

第3節　畜産の被害

畜産の被害は、畜舎等の全壊、家畜及び家きんの死亡、流失、また、畜産物についても、道路の決壊により、生乳を廃棄する等の甚大な被害を受けた。

家畜及び家きんの被害

区　　分	被害頭羽数		被害額
	死　亡	行方不明	
			千円
乳用牛	1頭		500
豚	138頭		2,557
猪　　豚		2頭	600
採卵鶏	3,500羽		5,700
ブロイラー	28,250羽		9,543
計			18,900

畜産物の被害

区　　分	数　　量	被　害　額
	kg	千円
生　　乳	8,000	800

畜　舎　等　の　被　害

区　分	小　破		中　破		大　破		全　壊		計	
	被害量	被害額	被害量	被害額	被害量	被害額	被害量	被害額	被害量	被害額
鶏　舎	—	千円 —	—	千円 —	—	千円 —	2棟 149㎡	千円 2,000	2棟 149㎡	千円 2,000
牛　舎 (含附帯施設)	—	—	1棟1基 45㎡	1,400	—	—	1基	80	1棟、2基 45㎡	1,480
家畜糞尿 処理施設	1棟 84㎡	1,500	—	—	—	—	—	—	1棟 84㎡	1,500
計	1棟 84㎡	1,500	1棟、1基 45㎡	1,400	—	—	2棟、1基 149㎡	2,080	4棟、2基 278㎡	4,980

第4節　林業関係の被害

山林関係被害は、県東部地域の茂木町、南那須町、烏山町、馬頭町、市貝町に被害が集中している。

被害の特徴は、年間降雨量が1,200㎜と本県としては少ない芳賀、南那須地域にその四分の一強に相当する集中豪雨があったため、低山地帯に小規模な崩壊地が多数発生し、人家、道路等に直接被害を与えたこと。次いで、林道、作業道の路面洗堀、路肩欠壊等の被害と山腹崩壊によるスギ、ヒノキの造木林の倒伏、埋没等の被害となっている。

集中豪雨により崩壊した烏山町大沢林道幕焼線

林業関係の被害状況

(単位：千円)

区分		数量	被害額
治山	崩壊地	荒廃渓流64箇所、山腹崩壊705箇所 計769箇所（60.6ha）	5,531,500
	施設	2箇所	10,000
	小計		5,541,500
林道	路線数	142路線（319箇所）	289,970
	小計		289,970
作業道	路線数	143路線	113,730
	小計		113,730
山林	人口林	14.90ha	37,171
	天然林	38.51ha	—
	小計		37,171
林産物	特用林産物	しいたけほだ木4,300本 幹しいたけ　2,566kg	11,140
	小計		11,140
その他			2,050
合計			5,995,561

第5節　水産物の被害

水産物関係の被害は、19件、7,563万円である。

水産物の被害

区分	件数	被害額
	件	千円
魚類	12	62,084
養魚施設	7	13,550
計	19	75,634

第 6 節　観光施設の被害

歩車道の路肩崩壊、園地内の山腹崩壊などの被害が、那須町など北部山岳地帯及び県南東部の益子町を中心に 8 市町村で発生した。

観光施設の被害状況は、次のとおりである。

（単位：千円）

区　　分	数　　量	被　害　額
園　　地	4 箇 所	7,570
駐 車 場	3 箇 所	3,110
車　　道	3 路 線	1,070
歩　　道	6 路 線	4,300
計	16	16,050

農業被害の内訳

(単位：千円)

項目 / 市町村名	農地		農業用施設		農作物		養蚕	
	箇所	被害額	箇所	被害額	面積(ha)	被害額	箱	被害額
宇都宮市	12	27,000	48	104,000	1,302.8	339,796		
足利市			4	11,000	75.0	6,807		
栃木市								
佐野市					117.6	27,533		
鹿沼市	9	15,000	19	216,000	21.5	7.435		
日光市			1	5,000				
今市市	66	100,000	137	319,000	85.2	15,862		
小山市					210.9	24,040		
真岡市	18	103,000	53	177,000	1,954.8	517,196		
大田原市	138	240,000	45	51,000	241.6	43,436		
矢板市	165	90,000	60	135,000	109.0	21,052		
黒磯市	16	58,000	11	45,000	59.5	21,250		
市計								
上三川町	1	1,000	12	99,000	1,048.5	438,289		
南河内町	5	6,000	13	31,000	857.4	388,372		
上河内村	15	29,000	42	70,000	743.5	81,626		
河内町	4	3,000	19	26,000	46.0	9,839		
西方村					1.9	3.517		
粟野町			2	15,000	0.3	594		
足尾町								
二宮町	18	206,000	8	124,000	1,878.0	475,160		
益子町	29	144,000	69	458,000	1,003.6	306,385		
茂木町	138	485,000	160	543,000	1,141.7	630,260	3.5	252
市貝町	54	363,000	28	125,000	1,267.0	394,826	18.5	1,332
芳賀町	23	226,000	10	30,000	2,411.8	663,410		
壬生町	1	1,000	7	48,000	120.0	6,460		
石橋町			2	14,000	70.0	4,680		
国分寺町			2	4,000	95.0	23,350		
野木町					105.0	11,469		
大平町					96.0	64,840		
藤岡町			1	3,000	161.2	41,989		
岩舟町					182.0	57,040		
都賀町					8.0	760		
栗山村								
藤原町	1	30,000			13.5	16,246		
塩谷町	6	4,000	13	35,000	106.5	20,669		
氏家町	63	35,000	38	28,000	391.9	110,111		
高根沢町	47	21,000	32	32,000	1,041.6	317,634		
喜連川町	343	275,000	98	401,000	621.8	225,553		
南那須町	442	735,000	299	710,000	386.1	176,131		
烏山町	239	295,000	127	276,000	295.5	189,745		
馬頭町	196	190,000	109	395,000	184.9	187,576	2.0	144
小川町	120	157,000	75	123,000	260.5	104,778	10.0	720
湯津上村	36	45,000	26	49,000	1,167.0	243,000		
黒羽町	38	40,000	13	61,000	116.0	172,880	4.0	252
那須町	126	314,000	37	91,000	197.9	107,310		
西那須野町	1	3,000			162.0	9,212		
塩原町	8	10,000	1	1,000	22.3	30,021		
田沼町								
葛生町			2	14,000	4.0	1,066		
町村計								
県計	2,378	4,251,000	1,623	4,869,000	20,386.3	6,539,205	38	2,700

畜産被害の内訳

（単位：千円）

項目 / 市町村名	牛		豚		猪	豚	採卵鶏	
	頭	被害額	頭	被害額	頭	被害額	羽	被害額
宇都宮市								
足利市								
栃木市								
佐野市								
鹿沼市								
日光市								
今市市								
小山市								
真岡市			6	28				
大田原市								
矢板市								
黒磯市								
市計								
上三川町			95	1,910				
南河内町								
上河内村								
河内町								
西方村								
粟野町								
足尾町								
二宮町								
益子町								
茂木町	1	500	1	45	2	600		
市貝町								
芳賀町			11	430				
壬生町								
石橋町								
国分寺町								
野木町								
大平町								
藤岡町								
岩舟町								
都賀町								
粟山村								
藤原町								
塩谷町			25	144				
氏家町								
高根沢町								
喜連川町								
南那須町								
烏山町							3,500	5,700
馬頭町								
小川町								
湯津上村								
黒羽町								
那須町								
西那須野町								
塩原町								
田沼町								
葛生町								
町村計								
県計	1	500	138	2,557	2	600	3,500	5,700

畜産被害の内訳（つづき）

項目 / 市町村名	ブロイラー		生乳		鶏舎		牛舎		家畜糞尿処理施設	
	羽	被害額	t	被害額	棟	被害額	棟	被害額	棟	被害額
宇都宮市										
足利市										
栃木市										
佐野市										
鹿沼市										
日光市										
今市市										
小山市										
真岡市										
大田原市	20,000	8,000								
矢板市										
黒磯市										
市計										
上三川町										
南河内町										
上河内村										
河内町										
西方村										
粟野町										
足尾町										
二宮町										
益子町										
茂木町			8	800			1	730		
市貝町										
芳賀町										
壬生町										
石橋町										
国分寺町										
野木町										
大平町										
藤岡町										
岩舟町										
都賀町										
栗山村										
藤原町										
塩谷町										
氏家町	8,000	1,405								
高根沢町	250	138								
喜連川町										
南那須町										
烏山町					2	2,000				
馬頭町							1	750		
小川町									1	1,500
湯津上村										
黒羽町										
那須町										
西那須野町										
塩谷町										
川沼町										
葛生町										
町村計										
県計	28,250	9,543	8	800	2	2,000	2	1,480	1	1,500

林業及び観光施設被害の内訳

（単位：千円）

項目 / 市町村名	治山		県道		作業道	
	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額
宇都宮市	20	66,100	19	21,700	13	6,450
足利市	3	28,500			1	50
栃木市	2	2,500			3	550
佐野市						
鹿沼市	20	253,000	9	4,900	7	2,000
日光市	12	319,500	7	2,450		
今市市	6	184,600	13	7,500	2	1,250
小山市						
真岡市	6	24,500				
大田原市	17	252,000				
矢板市	16	186,500	8	2,700	4	1,290
黒磯市	12	86,100	4	930	2	490
市計						
上三川町						
南河内町						
上河内村	12	26,500	8	6,700	6	1,550
河内町	1	1,500				
西方村						
粟野町	11	111,800	1	200		
足尾町	4	150,700	1	500		
二宮町	1	2,000				
益子町	19	70,500				
茂木町	157	933,600	53	58,400	15	12,450
市貝町	61	326,500				
芳賀町	6	16,000				
壬生町						
石橋町						
国分寺町						
野木町						
大平町						
藤岡町						
岩舟町						
都賀町						
栗山村	8	370,900	50	30,110		
藤原町			2	3,000	1	800
塩谷町	6	52,300	7	9,900		
氏家町	7	38,500				
高根沢町	5	17,000				
喜連川町	52	394,400	1	4,000	1	2,000
南那須町	82	627,700	2	1,900		
烏山町	75	304,100	36	42,200	6	4,550
馬頭町	53	224,200	47	56,100	25	48,500
小川町	23	87,000	2	4,000		
湯津上村	2	11,000				
黒羽町	28	121,000	18	17,270	37	22,550
那須町	32	177,500	19	6,360	18	9,090
西那須野町						
塩原町	6	28,000	9	4,150		
田沼町	5	40,500	3	5,000	1	80
葛生町 1	5,000					
町村計						
県計	771	5,541,500	319	289,970	143	113,730

林業及び観光施設被害の内訳（つづき）

（単位：千円）

項目 / 市町村名	県営林		林産物		観光施設	
	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額
宇都宮市	1	2,800	21	83		
足利市						
栃木市	1	5				
佐野市					1	3,000
鹿沼市			3	93		
日光市	1	81	1	150		
今市市						
小山市						
真岡市			6	—		
大田原市			13	1,060	1	58,600
矢板市	1	1,450	15	—	1	50
黒磯市			7	74	1	10
市計						
上三川町						
南河内町						
上河内村			17	338		
河内町			1	—		
西方村						
粟野町						
足尾町						
二宮町			1	—		
益子町			29	693	2	4,800
茂木町	14	1,004	226	21,567		
市貝町			63	1,956		
芳賀町			6	7,700		
壬生町						
石橋町						
国分寺町						
野木町						
大平町						
藤岡町						
岩舟町						
都賀町						
粟山村					1	200
藤原町					2	2,270
塩谷町			5	—		
氏家町			7	—		
高根沢町			8	—		
喜連川町			50	1,630		
南那須町	23	242	82	4,487		
烏山町	9	446	79	622		
馬頭町	1	10	55	189		
小川町			23	53		
湯津上村			2	—		
黒羽町			13	1,117		
那須町			15	251	4	3,770
西那須野町						
塩原町			5	—	4	1,950
田沼町			2	210		
葛生町						
町村計						
県計	51	6,038	755	42,273	17	74,650

水産物関係被害の内訳

（単位：千円）

項目 / 市町村名	魚類		施設		合計
	件	被害額	件	被害額	
宇都宮市	3	14,430	1	1,300	15,730
足利市					
栃木市					
佐野市					
鹿沼市					
日光市					
今市市					
小山市					
真岡市					
大田原市	1	20,000			20,000
矢板市					
黒磯市					
市計					
上三川町					
南河内町					
上河内村	1	1,148			1,148
河内町	1	500	1	100	600
西方村					
粟野町					
足尾町					
二宮町					
益子町					
茂木町	1	18,100	1	5,000	23,100
市貝町					
茂賀町					
壬生町					
石橋町					
国分寺町					
野木町					
大半町					
藤岡町					
岩舟町					
都賀町					
粟山村	1	400	1	100	500
藤原町					
塩谷町					
氏家町					
高根沢町					
喜連川町					
南那須町	1	4,245	1	550	4,795
烏山町					
馬頭町	1	3,200	2	6,500	9,700
小川町					
湯津上村					
黒羽町	1	25			25
那須町					
西那須野町					
塩原町	1	36			36
田沼町					
葛生町					
町村計					
県計	12	62,084	8	13,550	75,634

第７章　商工業の被害

がれきの山と化した商店街（茂木町大町地区）

1　被災市町の商工災害の状況

商工業関係の被害は、県東部地方全域、20市町に及び、総額55億円余に達した。特に茂木町は、河川の氾濫により、町の中心部が床上浸水し、ヘドロやガレキの山と化し、工場や商店も甚大な損害を受けた。

業　　種	事業所数	被　害　額
	所	千円
工　　業	34	855,128
商　　業	380	2,532,530
建　設　業	18	125,475
合　　計	432	3,513,133

今回の災害により、激甚災害の指定を受けるため、中小企業庁の指導により、県において被害に関する実態調査を緊急に実施することとし、特に被害が大きい茂木町を対象として、8月19日から21日までの3日間調査を行った（商工振興課、工業課、経営指導課において調査）。

調査は、面談による聞きとり調査で、その結果、被害額が35億1,313万円となり、8月29日に中小企業庁へ報告を行い、9月26日激甚災害の指定が茂木町について閣議決定され、9月30日施行となった。

なお、茂木町を除く19市町については、各商工会議所、商工会職員による調査を実施した。

第８章　福祉・医療施設等の被害

第１節　社会福祉施設の被害

社会福祉施設の被害は、９市町村、13か所に及んだが、被害額は529万円であった。

社会福祉施設の被害状況

市町村名	施設名	種別	概算被害額	被害の状況
			千円	
足利市	緑ケ丘育成園	精神薄弱者更生施設	0	床下浸水
黒磯市	黒磯市通所療育援産所　心の里	心身障害者小規模通所療育授産事業	0	〃
宇都宮市	宇都宮市老人福祉センター　ことぶき会館	老人福祉センター（A型）	280	一部冠水
黒磯市	黒磯市老人憩の家　鍋掛荘	老人憩の家	0	庭から湧水
矢板市	矢板市　第３保育所	保育所	0	雨漏り
〃	〃　泉保育所	〃	0	〃
黒磯市	黒磯市　さきたま保育所	〃	0	床下浸水
高根沢町	高根沢町　第４保育所	〃	173	〃
湯津上村	湯津上村　第１保育所	〃	903	フェンス倒壊
馬頭町	馬頭町　中央保育所	〃	0	土砂流入
〃	〃　馬頭北保育所	〃	900	土手崩壊、土砂流入
南那須町	南那須町　母子健康センター	助産施設	20	倉庫流出
烏山町	烏山町　宮原児童館	児童館	3,015	床上浸水
合計			5,291千円	

第２節　医療機関等の被害

医療機関の被害は茂木町を除いて目立ったものはなかったが、同町の被害はほぼ全ての医療機関に及び町の診療機能が停止した。

施設の種類	施設数	被害施設数	備考
病院	1	1	床上浸水
診療所	6	4	〃
歯科診療所	4	3	〃
計	11	8	

その他、茂木町のへき地患者輸送用バスが、浸水のため使用不能になった。

被害を受けた医療機関（茂木町）

第３節　保健衛生施設等の被害

１　し尿処理施設

芳賀地区広域行政事務組合で設置している２施設が、洪水のため、一部冠水した。第１環境クリーンセンターでは、前処理室、第２環境クリーンセンターでは、希釈水及び冷却水の送水ポンプ室が冠水したが、モーター類の分解・修理を行い、８月６日には、復旧した。

２ごみ処理施設

真岡・二宮地区清掃事務組合の清掃センターへの搬入道路が、洪水のため一部欠壊し、これに伴い搬入道路に敷設してあった水道管も流出した。直ちに、道路及び水道管の仮復旧を行い、８月６日には、施設の運転を再開した。

なお、水道管の復旧に要した費用は、約100万円である。

第９章　文教関係の被害

文教関係の被害の状況は、まず、人的被害については、８月５日早暁、益子町内において住宅裏山の煙草畑の土砂崩れにより、益子小学校４年男子１名が土砂に埋まり、死亡するという痛ましい事故が発生した。

次に文教施設関係の被害状況であるが、公立学校関係の被害は28施設、9,783万円、社会教育施設、社会体育施設及び文化財の被害は、19施設、5,961万円となっており、被害総額は１億5,700万円余に達した。

今回の被害は、たまたま夏季休業期間中であったため、授業等に直接の支障は生じなかったものの、児童一人の犠牲者が出たことは残念であった。

公立学校関係被害状況

（単位：千円）

区分	施設数	建物	土地	工作物	設備	計
	ケ所					
小学校	11		26,582		150	26,732
中学校	9		44,427	783		45,210
高等学校	6		16,809	1,206		18,015
共同調理場	2	602	944		6,324	7,870
計	28	602	88,762	1,989	6,474	97,827

社会教育施設、社会体育施設及び文化財の被害状況

（単位：千円）

区分	件数		建物	土地	工作物	設備	計
	施設	物件					
社会教育施設	3		720	3,000		8,566	12,286
社会体育施設	15		2,666	16,966	12,059	14,131	45,822
文化財	1	3			1,500		1,500
計	19	3	3,386	19,966	13,559	22,697	59,608

第10章　その他の被害

第１節　県有施設の被害

県有施設の被害状況は、７市町、８か所で1,633万円であった。

県有施設の被害状況

(単位：千円)

場所＼区分		被害状況	被害額
市町名	施設名		
宇都宮市	農業試験場	反射ミラー破損	40
	農業大学校	土砂崩れ	3,000
栃木市	下都賀庁舎	職員駐車場土砂流失	150
矢板市	県民の森	遊歩道の橋梁流失	50
益子町	農業試験圃場	乾式予察灯破損	900
藤原町	高冷地育苗圃	土砂崩れ	308
南那須町	南那須育成牧場	土砂崩れ	1,000
小川町	水産試験場那珂川分場	床上浸水（２棟）、床下浸水（７棟）冠水（養魚池、排水路）	10,889
計			16,337

第２節　企業局関係の被害

企業局関係の被害状況は、５か所で1,230万円であった。

企業局関係の被害状況

（単位：千円）

場所＼区分 市名	施設名		被害状況	被害額
黒磯市	深山発電所	管理用道路	土砂推積、路肩崩壊、防護棚破損	4,000
		貯水池	土砂流入、推積	1,000
		土捨場	法面崩壊	500
		水位観測施設	深山橋水位計等破損	5,000
	板室発電所	矢沢管理用道路	土砂推積、路面洗掘	1,800
計				12,300

第３節　警察施設関係の被害

警察施設関係の被害状況は、９本部・署で2,016万円であった。

警察署別の被害状況

（単位：千円）

区分＼警察署	庁舎	施設被害						設備被害			計
		派出所		駐在所		その他					
		箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	交通安全	通信	車両	
本部						3	231				231
宇都宮東		1	210								210
〃　南				2	3,118						3,118
真岡		1	2,782			1	98		50	3台141	3,071
大田原						1	60				60
黒磯	500										500
石橋	110										110
茂木						3	4,644	7,900		1台25	12,569
馬頭	250					1	44				294
計	860	2	2,992	2	3,118	9	5,077	7,900	50	166	20,163

第５部　災害応急対策

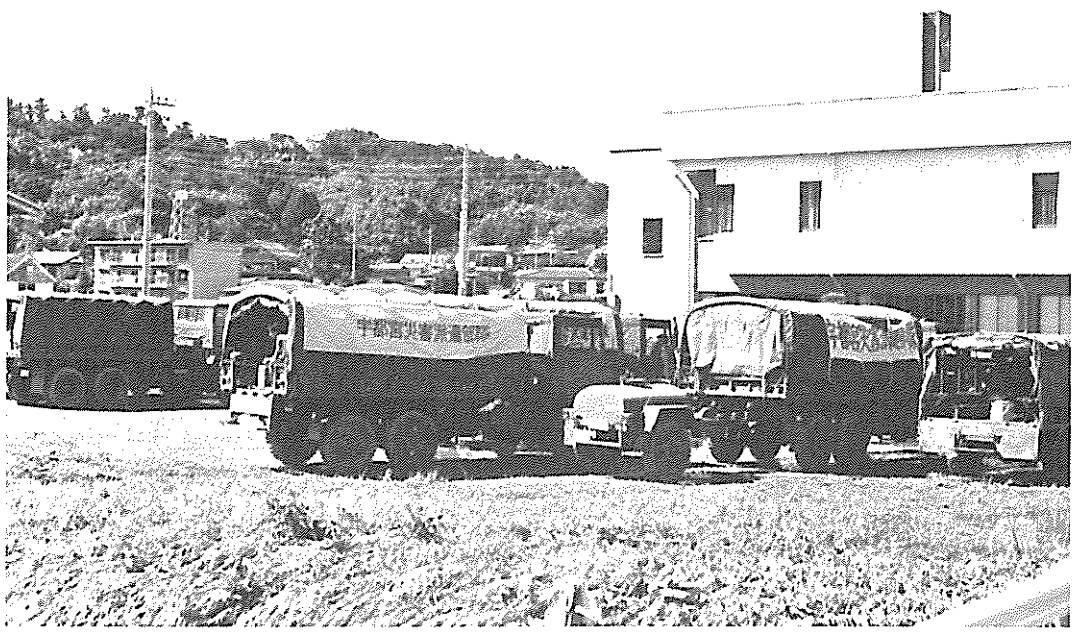

給水支援等に駆けつけた自衛隊災害派遣部隊（茂木町）

第1章　概　要

県災害対策本部は、災害応急対策を実施し被災住民の生活安定と生活環境の応急復旧に努めた。

南那須町役場前給水風景

台風10号の災害に係る主な応急対策

項　　目	対　　策　　の　　概　　要
1　知事の専決について	応急本工事等緊急に措置を要する経費について、約34億２千万円の知事専決により応急策を講じた
2　防疫対策について	1　８／６～８／８まで県職員延べ118名により消毒を２回実施（茂木町） 2　８／６～８／８まで医師、保健婦により各戸巡回検診を実施（茂木町） 3　８／５～８／９茂木町以外は、各保健所と連絡をとり実施
3　営業施設再開指導について	８／11被営業施設１市４町24施設に対する営業再開指導（真岡市・二宮・芳賀・市貝・益子各町）
4　給水対策について	1　給水車による給水（８／５～８／８）２市７町 （矢板・黒磯両市・茂木・二宮・烏山・益子・市貝・南那須・馬頭各町） 2　８／12応急復旧完了……３市９町 （大田原・矢板・黒磯各市、茂木・烏山・益子・市貝・二宮・南那須・黒羽・馬頭・小川各町）
5　環境整備対策について	1　し尿処理対策（茂木町は、他市町村業者の支援により汲み取りを実施） 2　ごみ処理対策（茂木町については、建設業者の応援により撤去作業を実施）
6　電力対策について	８／５電力供給支障16,225件の復旧作業を東電が実施完了した
7　被服・寝具その他生活必需品等の確保について	８／６～８／８タワシ1,000個、パン3,000食、牛乳900本、ジュース1,020本を茂木町へ輸送するとともに生活必需品等の確保に努めた
8　電話回線対策について	８／13に全面復旧（茂木町5,547回線）
9　災害救助法関連対策について	1　８／４～８／16まで３町６箇所に避難所を開設し罹災者約330名を収容 2　食品、被服、寝具の給与（食品57,199・被服等61,904） 3　罹災見舞金品（116件40,705,060円10／８現在県全体分） 4　災害弔意金の支給（１人1,500千円×５人＝7,500千円、3,000千円×１人＝3,000千円） 5　被災住宅のうち14戸の応急修理を８／18から実施８／26完了
10　医療助産対策について	日本赤十字社栃木県支部に医療救護班の派遣を要請(茂木町役場に救護所設置8/5～8/13まで活動)
11　道路対策について	1　迂回路表示及びパトロール強化により交通安全の確保（全止９路線、片止12路線） 2　土砂排除、盛土を行い早期開通を図った 3　交通の安全を図るため、交通規制・監視等を実施
12　河川対策について	次期出水に対処するため、橋梁等に付着している流木・ごみ等障害物の撤去作業を実施するとともに河川の応急本工事、仮工事の実施（延べ182箇所）
13　がけ崩れ対策について	二次災害防止のための応急対策工事の実施
14　農業対策について	1　有線テレビ・広報車による技術指導 2　米穀小売業者のために供給体制の整備を行うとともに被災者に対し救援米５㌔及びレトルト食品4,200食分を供給 3　家畜伝染病予防対策としてチラシの作成・配付 4　農業用水施設については、ポンプ揚水への切替え、埋没土砂の排除 5　農作物・農業施設等の災害技術対策及び災家家畜の飼養管理技術の指導
15　林業等対策について	1　生活関連作業道の応急措置 2　林道被害箇所の安全確保対策の実施（延べ226箇所） 3　観光施設被害箇所の安全確保対策の実施（６箇所）
16　警察活動について	被害者の救出、特別警ら、交通規制及び広報通信活動等の実施
17　その他	1　８／５～８／７自衛隊に対し、被災害者の救出及び応急給水活動のため、災害派遣要請 （茂木・二宮・烏山・小川各町） 2　人家等の裏に堆積している崩落土砂の排土 3　災害緊急対策資金等の創設をするとともに金融機関に対する融資等の要請を実施した 4　商工業被害調査の実施、商工関係相談窓口の開設 5　被災害者に対する求職者給付の支給の実施 6　普通交付税の繰り上げ交付（８／23交付　11町　738,000千円） 7　特別交付税・地方債の確保について国へ要望 8　被災児童・生徒に教科書・教材・文房具及び通学用品の給与を実施 9　県税関係（茂木町） (1)　申請・納付期限の延長措置（10／６まで） (2)　個人事業税の納付期限変更 (3)　賦課決定分の課税保留及び減免措置 10　学校・警察施設の応急工事を実施

第２章　生活関連緊急対策

第１節　生活用水

水道施設の被害の報告により、県は、緊急の生活用水を確保するため、断水世帯を勘案し、１人当たり３ℓ／日を目安に、給水車及び給水タンクの手配を行った。茂木町については、被害が甚大であったため道路事情が悪く、小廻りのきく小型車の方が効率よく稼動した。

また、給水車への給水は、幸い各市町ともかろうじて機能を有した水道施設が存したので、当該水道から行ったが、茂木町については一部を民間の専用水道に依存した。

各市町の生活用水の応急給水状況は、次のとおりであった。

市町村名	応急給水		8月					備考
	支援市町村等	給水機器の利用状況	5	6	7	8	9	
黒磯市	黒磯市	1.0t タンク車　1台 ポリタンク　20ℓ×10ケ						
二宮町	二宮町 足利市	ポリタンク　20ℓ×20ケ 1.8t 給水車　1台						
益子町	真岡市 国分寺町 芳賀地区広域行政事務組合 民間	1.0t タンク車　1台 2.0t 給水車　1台 1.8t 給水車　1台 2.0t 車　6台 ポリタンク　20ℓ	200	250	50			
茂木町	自衛隊 宇都宮市 鹿沼市 今市市 小山市 国分寺町 氏家町	4.0t 給水車　3台 2.0t 給水車　1台 4.0t 給水車　1台 2.0t 給水車　1台 1.0t タンク車　1台 1.0t タクン車　1台 2.0t タンク車　1台 2.0t 給水車　1台 2.0t タンク車　1台						
市貝町	市貝町	1.0t タンク車　1台 1.5t タンク車　1台 ポリタンク　20ℓ×60ケ						
芳賀町	真岡市 民間	1.0t タンク車　1台 1.0t タンク車　1台						
南那須町	南那須地区広域行政事務組合 民間	1.8ℓ 給水車　1台 1.0t タンク車　1台						

市町村名	応急給水		8月					備考
	支援市町村等	給水機器の利用状況	5	6	7	8	9	
烏山町	烏山町 自衛隊 民間	1.0t タンク車 1台 5.0t 給水車 1台 1.0t 給水車 9台 4.0t 給水車 1台 2.4t タンク車 1〃 2.1t 〃 1〃 1.4t 〃 1〃 1.0t 〃 1〃 1.0t 〃 1〃						
馬頭町	馬頭町	1.0t タンク車 1台						

第2節 電　気

1　電気は、一時的にせよ供給が停止した場合、家庭生活や産業活動における機能が停止し、計り知れない影響が現われる。

特に、今回のような災害発生時においては、供給停止の地域社会や住民に与える影響は甚大であり、電気に係る被害の早期復旧は重要な緊急対策の一つである。

このため、東京電力株式会社栃木支店は、電気供給停止による被害発生の防止や円滑な復旧活動に資するための対策を行った。復旧に当たって要した人員、機械等は次のとおりである。

人員		延　897名
車両	一般作業車	〃　108台
	建柱車	〃　17台
	電源車	〃　8台
携帯発電機		〃　23台
仮送電ケーブル		〃　12本
ヘリコプター(送電線路巡視)		〃　3機

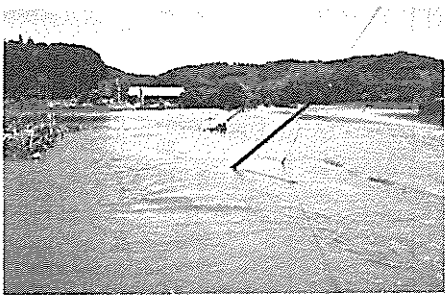

濁流に傾く電柱（茂木町地内）

2　また、同社設備の復旧終了後は、床上浸水家屋1,295戸の戸別訪問を行い、屋内配線設備の点検を実施、そのうち184戸についてのコンセント・スイッチなど451点を無料で取替え、電気安全の確保を図った。

この作業には、社員のほか関電工・栃木県電気工事業工業組合及び関東電気保安協会からも参加し、延べ215名が点検・修理に当たった。

また、茂木町で開催されたＮＨＫ宇都宮支局主催の家庭用電気製品の修理作業についても、社員を延べ10名派遣した。

3　一方、災害救助法の適用された地域（茂木町・益子町及び芳賀町）の被害需要家に対して、次の措置を講じることとした。

(1) 電気料金の徴収期限を１か月延長する。

(2) 当面全く電気を使用しない場合は、６か月に限り電気料金を無料とする。

(3) 被災需要家が再建する場合、需要場所及び契約種別が同一で、契約電力が同一若しくは、それ以下のときは、工事費負担金は無料とする。

(4) 再建に要する臨時電灯・電力の工事費について、62年２月末までの申込みについては無料とする。

(5) 一時使用不能となった設備の基本料金については、契約減少として扱い、62年２月末までは無料とする。

(6) 災害のため、新増設後１年未満で需給契約を廃止又は減少する場合は、料金及び工事費の精算は行わない。

第３節　電　　話

台風10号によるＮＴＴ栃木支社管内の電話機の故障は、6,200加入に達した。

特に逆川の氾濫で茂木電報電話局が浸水したため、８月５日４時43分に交換機機能が停止し、茂木局収容の4,300加入の市内外通話の発着信が不能となった。

その後、中継及び専用線を収容している市外通話中継装置の機能が浸水のため停止し、８月５日５時43分に逆川局（700加入）、茂木北局（600加入）も市外通話の発着信が不能となった。

ＮＴＴ栃木支社では早急に通信設備の回復を図るため、災害対策機器を出動させて復旧作業に当たるとともに、次のとおり緊急対策を講じた。

(1) 茂木局の局舎浸水による交換機能の停止が予想されるため、８月５日３時55分、宇都宮及び小山電報電話局へ災害対策機器（Ｃ２３Ｋ非常用移動電話局装置、ＴＺ－４０３可搬無線車）の出動準備を指示した。また、関東総支社災害対策本部へも災害対策機器（ＫＤ－２０大容量可搬形電話局装置、衛星車載局）の出動準備を依頼した。

(2) 茂木町の町民センター(茂木局浸水のため町民センターに設置)、茂木町農協及び逆川保育所に設置してあるＴＺ－６０孤立防止無線の運用を開始した。(運用期間　８月５日　６時40分～８月６日)

(3) ＮＴＴ茨城支社管内の塩子局、笠間局、緒川局からケーブル等を架渉し他局収容を行い、茂木地区５台(茂木局前３台、青梅地内１台、檜山地内１台)、逆川地内３台(逆川局前１台、郵便局前１台、飯駐在所前１台)の特設公衆電話を設置した。(運用期間８月５日15時00分～８月８日16時30分)

(4) ＴＺ－４０３可搬無線機により、茂木局前（10台）及び町民センター（14台）に特設公衆電話を設置した。(運用期間８月５日15時08分～８月13日10時30分)。

(5) ＮＴＴ名古屋ネットワークセンターの衛星車載局を現地に設置し、衛星通信により茂木中学校（19台）、茂木町役場（11台）、スーパー駐車場（13台）に特設公衆電話を設置した。（運用期間８月６日１時30分～８月11日16時00分）

(6) ＮＴＴ新潟ネットワークセンターの衛星車載局を現地に設置し、茂木小学校(20台)、茂木駅（10台）、宇都宮信用金庫（10台）に特設公衆電話を設置した。（運用期間８月６日１時35分～８月11日16時00分）。

特設公衆電話設置状況

設置場所	収容局	設置台数	サービス開始時分	使用機器等
茂木局	真岡	24	５日午後	ＴＺ―403
	塩子	2	５日午後	ケーブル
茂木北局	緒川	3	５日夜	ケーブル
逆川局	笠間	3	５日午後	ケーブル
茂木小学校他	大阪	40	５日午後	衛星（新潟）車載局
茂木中学校他	広島	43	５日午後	衛星(名古屋)車載局

(7) 現地への通信が不通のため伝言サービスを実施した。

このサービスは、電話が不通となっている地域へ着信通話を代行するもので、宇都宮電報電話局で伝言を受付け、茂木町の町民センターへファクシミリで送信し、あて名毎に配達したもので2,000件の利用があった。（運用期間８月５日17時30分～８月13日）。

(8) 茂木局の市外通話中継装置を修理し、茂木局～真岡局間の中継回線及び専用線の回復を図った。（８月６日３時50分からサービス開始）

(9) 加入者の電話機は浸水、流出などにより故障したため、一軒一軒、加入者宅を訪問し、600個の電話機の取り替えを行った。（８月６日10時～８月12日20時）。

(10) Ｃ２３Ｋ非常用可搬電話局装置を茂木局構内に設置し、一部の加入者（700加入）を救済し通信の確保を図った。（運用期間８月６日６時00分～８月８日19時45分）

(11) ＫＤ２０大容量可搬形電話局装置を茂木局構内に設置し、茂木局収容の全加入者(4,300加入）を逐次救済した。（運用期間８月８日19時45分～62年１月23日０時00分）

なお、62年１月23日０時00分には、ＫＤ２０大容量可搬形電話局装置から従来の交換機へ切り替えを実施した。

特設公衆電話（茂木町）

以上の復旧状況については次のとおりであり、応急復旧概要図は図１のとおりである。

復　旧　状　況

措置		設置場所等		設置数等	措置日時	措置機器	出動元等
一次措置	特設公衆電話	茂木町民センター他２カ所		3台	８月５日早朝	・孤立防止無線機（ＴＺ－60）	ＮＴＴ茂木局常時設置
		茂木局管内	茂木町役場 茂木町民センター 茂木小学校 茂木中学校 他６カ所	100台	８月５日午後	・衛星車載局 ・移動無線車（ＴＺ－403） ・隣接局収容（ケーブル）	ＮＴＴ名古屋・新潟 ＮＴＴ宇都宮局 ＮＴＴ茨城支社
		茂木北局管内	茂木北局前	3台	８月５日夜	・隣接局収容（ケーブル）	ＮＴＴ茨城支社
		逆川局管内	飯駐在所 他２カ所	3台	８月５日午後	・隣接局収容（ケーブル）	ＮＴＴ茨城支社
	伝言取次サービス		茂木町民センターに配達基地を設置	2,000件	８月５日午後	・ファクス	ＮＴＴ栃木支社管内
二次措置	被災電話機の取替			600個	８月６日午前	・600形電話機	ＮＴＴ栃木支社管内
	茂木局収容のお客様一部回復			700加入	８月６日早朝	・Ｃ23Ｋ形非常用移動電話局装置	ＮＴＴ宇都宮局
	茂木北局、逆川局の市外通話回復			20回線	８月５日夜	・移動無線車（ＴＺ403）	ＮＴＴ小山局 ＮＴＴ土浦局（茨城支社）
三次措置	茂木局～真岡局間の専用回線回復			27回線	８月６日早朝	茂木局のＰＣＭ装置を修理	ＮＴＴ千葉支社 ＮＴＴ茨城支社
	ＫＤ20形大容量可搬形電話局装置運用開始			逐次回復	８月８日夜	・ＫＤ20形大容量可搬形	ＮＴＴ鳥山局（東京総支社管内）

項目＼月日	出動先	8／5（火）	8／6（水）	8／7（木）	8／8（金）	8／9（土）	8／10（日）	8／11（月）	8／12（火）	8／13（水）
体制	災害発生（茂木局）	4:43			19:45回復					
	関東総支社	3:48 災害対策室					20:00 緊急支援本部			12:00解数
	栃木支社	8／4 16:30 配備警戒体制 3:30 災害対策室							20:00 情報連絡室	
	真岡電報電話局	8／4 17:00 配備警戒体制 3:20 災害対策室								

図1　　応急復旧図

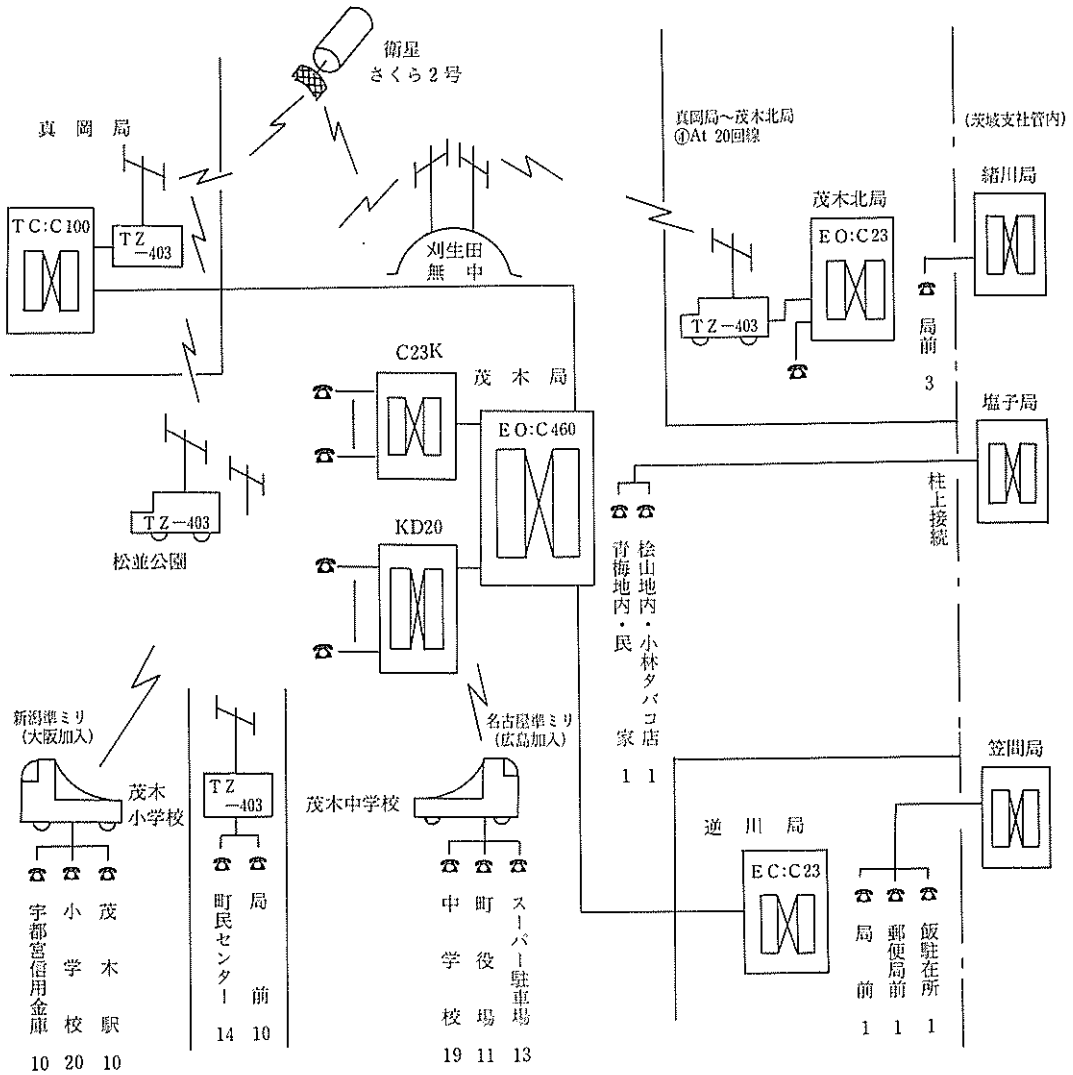

第４節　ＬＰガス

被害の甚大であった茂木地区ＬＰガスの販売店は、台風が去った５日朝から、㈱栃木県高圧ガス保安協会芳賀支部及び㈱芳賀ＬＰガス保安センターの応援を受け、各消費者宅を回り、供給設備、消費設備の調査、点検等を開始した。

水道、電気などが復旧し、ＬＰガスの再使用が予想される６日、県消防防災課は二次災害防止のため、県防災行政無線を使用して、関係市町及び各消防本部にＬＰガス再使用時の点検の励行について広報方を依頼するとともに、栃木放送により直接消費者に注意を促した。

冠水、折損等により被害のあったＬＰガス設備の復旧対策状況は表２のとおりであり、３日間で50％、10日目には95％の家庭で供給が可能となった。

また、浸水等により多数のＬＰガス容器が流出し、二次災害の危険性があるため、８月12日、県及び㈱栃木県高圧ガス保安協会芳賀支部は、合同で逆川流域のＬＰガス容器の回収を実施した。

表１　　ＬＰガス設備の調査、点検の実施状況

月日	8/5	6	7	8	9	10～16	17～23	24～31	小　計	未実施	合　計
戸　数	343戸	341	322	279	258	494	330	277	2,644	56	2,700

表２　　ＬＰガス設備の復旧状況

月日	8/5	6	7	8	9	10～16	17～23	24～31	小　計	未復旧	合　計
戸　数	112戸	177	160	182	118	145	34	8	936	※ 14	950

※ 未復旧は家屋流失、倒壊により不能となったもの。

ＬＰガス容器の回収作業（茂木町逆川流域）

第5節　医療活動

1　8月5日災害対策本部が設置されると同時に医務班は活動を開始した。

真岡、烏山及び大田原の各保健所に医師1名、保健婦4名からなる救護班の設置を指示するとともに、上記以外の保健所についても待機を指示した。

同日11時には茂木町に芳賀赤十字病院による救護所が設置され、以後同町における病院等の診療が可能になる13日まで、日本赤十字社関連3病院（芳賀、足利及び大田原赤十字病院）が被災地患者延1,542名の医療救護を行った。

また、救急医薬品、防疫薬品等の確保のため、主要医薬品卸業者及び県経済連に協力を要請し、早急に供給できる体制を整えた。

2　県内においては、町の大半が浸水被害を受けた茂木町を除き、具体的な医療救護の必要はなかったものの、同町の診療機能の回復に相当の期間を要すると見込まれたので、有事に備え県医師会、芳賀郡市医師会の協力を要請した。

県医師会では6日に罹災医療機関の視察を行った。診療室・治療室・医療用機器の冠水、医薬品流出等の被害は予想以上に甚大で、診療活動が困難な状況であることを感知し、直ちに宇都宮市医師会・芳賀郡市医師会に対して医療救護の必要な場合の支援体制を整えるよう要請するとともに、早急に地域医療が確保できるよう、医薬品卸商、医療機器メーカーに対して医療機器の修繕、医薬品の確保に等について協力を要請した。

また、罹災地とは全く連絡がとれず、罹災会員とのパイプ役を地元医師会に委ね、県医師会と共に一日も早い診療再開に努めた。

3　茂木町の使用不能となった患者輸送車の更新について補助金を交付することとした。

救護班が設置された（茂木町）

医第２７８号
昭和61年８月８日

芳賀
大田原
足利
赤十字病院長殿

栃木県衛生環境部長
鈴木忠義

台風10号の水害による被災者の
医療救護について（依頼）

救急医療については、日頃から格別の御尽力をいただき、感謝しております。

さて、この度の台風10号の水害による茂木町の災害については、昭和61年８月５日災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用となり、別添写の通り、日本赤十字社栃木県支部長に医療救護を要請したところであります。

つきましては、貴病院におかれましても、御協力方よろしくお願い申し上げます。

医第２７８号
昭和61年８月８日

栃木県医師会長
芳賀郡市医師会長
殿

栃木県衛生環境部長
鈴木忠義

台風10号の水害による被災者の
医療救護について

日頃から救急医療については格別の御協力を賜り感謝しております。

さて、この度の台風10号の水害による茂木町の被災者に対する医療救護にあたらせるため、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、日本赤十字社栃木県支部長に救護班の派遣を要請したところであります。

つきましては、事情御了知のうえ、御協力方宜しくお願い申し上げます。

なお、派遣期間は昭和61年８月５日から当分の間、派遣班数は１個班、救護所設置場所は茂木町役場地内といたします。

厚第２８１号
昭和61年８月５日

日本赤十字社栃木県支部
支部長　渡辺文雄殿

栃木県知事　渡辺文雄

災害救助法に基づく非常災害時における救助又はその応援の要請について

台風10号による大雨被害に伴い茂木町に対し、災害救助法を適用し、救助活動を実施することになったので、昭和42年９月１日付けの契約に基づき、医療、助産及び死体の処理の実施に関して要請いたします。

なお、詳細については別途協議いたします。

記

1　場所　茂木町役場地内
2　期間　昭和61年８月５日～昭和61年８月18日
3　規模　１個班

第6節　防疫活動

1　浸水により汚物等の流出がかなりあり、それが原因による伝染病の発生及び食中毒の発生が懸念された。そのため、伝染病及び食中毒の発生を防止することとし、

(1)　消毒等の防疫作業を徹底すること。

(2)　検病調査により、伝染病等発生情報を把握すること。

(3)　防疫のための広報活動を徹底すること。

以上の点について、被災地を管轄する各保健所を中心に、関係市町村とともに防疫活動を実施した。

特に、今回の被害が甚大な茂木町については、町の機能が壊滅状態となったため、伝染病予防法第27条に基づき、町からの依頼により、県が防疫活動を代執行することとし、管轄の真岡保健所の職員を中心に、本庁、各保健所の職員を派遣し、実施した。

2　茂木町における防疫活動は次のとおりである。

(1)　実施体制

8月5日、真岡保健所長以下職員3名が現地に赴き実状を調査し、帰所後県保健予防課長も交えて対応策について協議した結果、伝染病の発生の予防を最大の眼目とし、所長が責任者となりその下に消毒班、保健班及び資材調達班を設置した。

消毒は、2人1組編成20組を目途として時節柄短期集中的に実施することとした。

なお、消毒用噴霧器については、被害の少なかった市町村から借用（動力11台及び手動10台）することにし、不足分について購入（手動10台）することとした。

また併せて、住民に対する広報及び保健婦による健康チェック、生活指導を巡回により行うこととした。

(2)　消毒作業

作業に当たっては、一部の町村から支援もあり、また廃棄物処理場等からの蚊、ハエ等の発生防止のため、一部民間の業者による消毒作業の自主的な応援もあった。

○日程等　8月6日(水)　62名による消毒作業（10：00～19：00）
　　8月7日(木)　44名による消毒作業（7：00～19：00）
　　8月8日(金)　12名による消毒作業（9：00～16：00）

○噴霧器　33台

○薬　剤　クレゾール　　3,400本（各戸配布2,200本含む）
　　次亜塩素酸ナトリウム　　3,100本（井戸消毒用）
　　消石灰　　46t

飲食店の消毒作業（茂木町）

(3) 検病調査

真岡保健所の保健婦を中心に、本庁から医師１名を派遣して実施した。

○日程等　８月６日(水)　医師１名、保健婦６名による各戸巡回

８月７日(木)　〃　〃　〃

８月８日(金)　保健婦２名による各戸巡回

(4) 広報活動

町の広報網を最大限に利用するとともに、真岡保健所の広報車により次のチラシを町内に配布し、伝染病及び食中毒の予防教育を行った。

家屋と周囲の消毒のおねがい

この度被害を受けられた皆様へ、水害お見舞い申し上げます。

伝染病・食中毒等を防止し、これ以上被害を大きくしないため、各家庭の消毒を行っていただきたくお願いいたします。

1） クレゾール石けん液は、2％に薄めて雑巾に浸し、壁・床・家具等を清拭してください。

〈クレゾール石けん液（2％）…水1リットルに対してクレゾール石けん液20C.C〉

注意事項

(1) クレゾール石けん液の原液は危険です。お子さんのいらっしゃる家庭では、特に取り扱いに十分注意して下さい。

(2) 目に入った場合、原液が皮膚についた場合には、ただちに拭き取り水で洗い流して下さい。

(3) 1度薄めた石っけん液は、2日目には効力が落ちますので作り直して使って下さい。

(4) 食器類には使用しないで下さい。

2） 消石灰は、手袋をつけて、便壺・家の周囲等に散布して下さい。

その他、不明なこと等ありましたら、真岡保健所までお問い合わせ下さい。

真岡保健所
真岡市熊倉町893-1
TEL 02858(2)3321

井戸水の使用について

1） 濁りのある水・なま水は、絶対飲まないこと。

必ず煮沸するか、又は※ビューラックス（次亜塩素酸ソーダ）で消毒すること。できれば両方が望ましい。

※ビューラックスによる飲料水の滅菌方法

1 ビューラックスを30倍に薄める。

（一升ビンに牛乳ビン1／3のビューラックスを入れ、水を加えていっぱいにする。）

2 1でできた液1cc（茶さじ軽くいっぱい）を2リットルの水で薄めこれを飲料水とする。

食中毒の発生を防ぐために

調理前の手洗い、清潔な食器と清潔な布巾の使用を心がけましょう。

2） 汚染された井戸は、全水量を汲み出して井戸さらいを行い、新たに湧水した水に対して、ビューラックス（次亜塩素酸ソーダ）又はさらし粉で30分消毒すること。

ビューラックスによる井戸の消毒方法

1 下記の表により井戸の水量を割り出す。

2 水量が得られたら、水量1㎥につき約160ccの割合でビューラックスを投入する。

水深m ＼ 井戸の直径m		井戸の直径 0.5m	1m	1.5m	2m	2.5m	3m
水深	1m	㎥ 0.2	㎥ 0.8	㎥ 1.8	㎥ 3.1	㎥ 5.0	㎥ 7.1
	2m	0.4	1.6	3.5	6.3	9.8	14.1
	3m	0.6	2.3	5.3	9.4	14.7	21.2
	4m	0.8	3.1	7.1	12.6	19.6	28.3
	5m	1.0	4.0	8.8	15.7	24.5	35.3

栃木県真岡保健所

以上のように、茂木町を中心として被害が極めて大きく、広範囲であったにもかかわらず、下痢症状者が若干名あったものの、伝染病の発生は１件も無かった。

なお、茂木町を流れる逆川の下流にあたる茨城県の一部住民から、茂木町に伝染病が発生したとのうわさがながれたが．これは、茂木町の消毒作業の様子を見て、下流の住民が伝染病が発生したものと早合点したもので、今回の防疫活動がいかに徹底されたものであったかが評価されるものであった。

第７節　廃棄物処理

生活関係廃棄物であるごみ及びし尿にかかる施設は、次の市町等において災害を被った。

特に浸水世帯の多い茂木町については、便所の機能が停止してしまったため、関係企業にバキューム車の支援を要請したが、台風10号による被害が県内各地に及んでおり、それぞれの市町村が緊急な対応を迫られていたため、支援体制の確立に非常な困難を要した。

1　宇都宮市

収集したごみ（約340ｔ）は、全量宇都宮市河内清掃工場で処理した。

汲取り、収集したし尿（約950Kℓ）については、宇都宮市東横田清掃工場で処理した他、一部宇都宮市川田下水処理場に投入した。

・　なお、し尿処理に係る住民の費用負担については「小災害に伴う特別清掃業務」を適用し、減免措置を講じた。

2　北那須地区（黒磯市、大田原市、那須町、西那須野町、黒羽町、湯津上村、塩原町）

収集したごみは、それぞれ各市町村で設置している清掃工場で処理した。

汲取り、収集したし尿（約1,500Kℓ）は、一時的に一般廃棄物処理業者の貯留槽に貯留し、処理能力に応じて漸次那須地区広域行政事務組合の衛生センターで処理した。

3　南那須地区（南那須町、烏山町、馬頭町、小川町）

収集・搬入されたごみについては、南那須地区広域行政事務組合の保健衛生センターで処理したが、冠水した畳等の粗大ごみについては、処理困難のため、町有地に埋立て処分した。

汲取り・収集したし尿（約750Kℓ）は、全量同組合保健衛生センターで処理した。

4　塩谷地区（矢板市、塩谷町、氏家町、喜連川町、高根沢町）

収集・搬入されたごみは、塩谷広域行政組合の環境衛生センターで処理した。

汲取り・収集したし尿（約120kℓ）については、同組合衛生センターで処理した他、一部山地還元を行った。

5　芳賀地区（真岡市，益子町，二宮町，市貝町，芳賀町）

収集・搬入されたごみは、芳賀郡中部環境衛生事務組合及び真岡・二宮地区清掃事務組合のごみ処理施設で処理したが、冠水した畳等処理困難なごみについては、町有地に埋立て処分した。

汲取り・収集したし尿は、芳賀地区広域行政事務組合の衛生センターで全量処理した。

6　茂木町

災害により発生したごみは、ぼう大な量となり、町のごみ処理施設では処理不可能であるため、町有地（町営運動公園予定地）に搬入した（搬入量約6,700m³）。搬入したごみは、可燃物を露天焼却した後、不燃物とともに埋立て処分し、最終覆土を行った。

し尿は、他の自治体及び民間業者からバキューム車の支援を受け、被災家屋の便槽の概ね½を汲み取った（汲み取り家屋数約900戸）。汲取り・収集したし尿（約260kℓ）は、全量芳賀地区広域行政事務組合の衛生センターで処理した。

なお、災害廃棄物の処理に要した費用は、概算で4,000万円である。

バキューム車の支援状況

支援団体	支援台数					備考
	8/6	8/7	8/8	8/13	計	
足利市		3	3		6	
栃木市		1	1		2	
佐野市	1	1	1		3	
栃木県環境整備事業(協)		5	3		8	
宇都宮市環境保全(協)	3	3	8	4	18	
計	4	13	16	4	37	

町のあちこちから集められたゴミの処理作業（茂木町）

第8節　緊急食品の確保

災害用主要食糧の確保及び配給対策については、被害が甚大な茂木町では、町の機能が壊滅状態となっていたため、茂木町長から県に対し、協力依頼があった。県は、これを受けてレトルト食品4,200食（8月7日2,000食、8日1,200食、9日1,000食）を調達し、茂木町に輸送した。

また、パン3,300食、牛乳900本、缶ジュース1,020本を8月6日から8日にかけて、栃木県中小企業団体中央会をとおして調達し、茂木町に輸送した。

なお、8月10日には、栃木県米穀協会及び栃木県農協台風10号災害特別対策本部から救援米が同協会2,000kg、同本部3,000kg併せて5,000kg供給された。

第9節　緊急輸送路の確保

1　8月5日(火)　県警災害警備本部の設置と同時に、交通規制課長以下課員を被害の最も大きかった茂木町を管轄する茂木警察署に派遣し、茂木町及びその周辺における交通実態の把握に当たった。

その結果

○　茂木町は中心部を通る国道123号線が、河川の氾濫によって冠水するとともに、流失した家具、自動車、土砂等で全く通行ができないこと

○　同町へ通ずる道路は、障害により通行不能であること

等であったため、交通機動隊、隣接警察署員を派遣して、道路交通法第6条に基づく現場警察官の交通規制を実施し、茂木町への車両の流入禁止の措置をとった。

2　8月5日(火)　午後2時ごろから障害道路が復旧しはじめ、迂回路等が設定されたので、災害活動用車両と被災者との関係車両に限って、茂木町へ流入させた。更に、災害物資緊急輸送車両、応急災害対策車両の先導を白バイ、パトカーで実施した。

3　8月6日(水)から8月13日(水)までの8日間は、災害対策基本法第76条に基づき茂木町地内の国道123号線、国道294号線の交通を制限し、緊急物資輸送車両及び応急災害対策車両の通行を確保した。

4　緊急物資輸送車両等の先導及び緊急輸送車両の標章交付状況は、次のとおりであった。

○　緊急物資輸送車両等の先導　5回

○　緊急輸送車両の標章交付　公安委員会 93枚、県知事 100枚

第10節　緊急物価調査

県においては、災害による生活関連物資の供給減又は、供給途絶から生ずる価格高騰を抑制するため、小売店舗等の状況を把握し、価格調査を実施した。

また、並行して国等関係機関と連絡を密にするとともに協力を要請、緊急監視を行った。

1　状況把握と価格調査

当初5市町の現地調査を行ったが、被災の状況から対象地域を災害救助法適用の3町(茂木町，益子町及び芳賀町)とし、価格調査については被災規模の最も大きかった茂木町を対象とした。

調査日	調査場所	備考
8月5日	茂木町，益子町、二宮町、烏山町、真岡市	
6日	宇都宮中央卸売市場	被災地の業者の参加状況を調査
7日	芳賀町	
8日	益子町、茂木町	
13日	茂木町	
26日	茂木町	

茂木町以外の商店街については、ほぼ平常通りの営業となっており、需給状況に支障はないと思われた。

茂木町では、商店街を中心に浸水被害等があり、被災後しばらくは、断水や停電、電話の不通、道路の不通等が続き、各家庭でも被災したため、日常生活を営む状態ではなく、購買活動もほとんどなかった。

食生活においては、各種団体からの救援物資が豊富だったため、困ることはなかった。

供給体制は、量販店の立ち直りが早く、品質・数量とも需要にこたえられるものであったが、一般小売店においては、復旧にかなりの時間を要した。一部店舗では廃業となるところもあった。

価格は、次のとおりであり、災害による影響はあまりなかったと考えられる。逆に日用品は量販店を中心に特売としていた。

地場生産物は、「米」が中心であり、市場への影響はほとんどなかった。

緊急物価調査の結果（茂木町）

（単位円、カツコ内は％を示す）

調査品名			8月分県平均	調査日	
				8月13日	8月26日
食料品	食パン	（1袋）	155	150(96.8)	150(96.8)
	即席めん	（100g）	73	66(90.4)	68(93.2)
	まぐろ	（赤身 100g）	337	325(96.4)	398(118.1)
	鶏卵	（Mサイズ 10個）	201	183(91.0)	178(88.6)
	キャベツ	（1kg）	105	85(81.0)	91(86.7)
	きゅうり	（1kg）	265	257(97.0)	336(126.8)
	ピーマン	（1kg）	447	495(110.7)	653(146.1)
	レタス	（1kg）	287	236(82.2)	329(114.6)
	豆腐	（100g）	21	17(81.0)	17(81.0)
	牛乳	（1ℓ）	223	215(96.4)	198(88.8)
石油製品	ガソリン	（レギュラー 1ℓ）	120	—	120(100.0)
	LPガス	（5m³）	2,725	—	2,500(91.7)
	灯油	（店頭 1ℓ）	58	—	60(103.4)
日用品・雑貨	ティッシュペーパー	（400枚）	142	80(56.3)	130(91.5)
	トイレットペーパー	（4ロール）	253	—	178(70.4)
	洗たく用洗剤	（2.65kg）	886	910(102.7)	910(102.7)
	台所用洗剤	（600mℓ）	303	210(69.3)	220(72.6)
	ラップ		186	183(98.4)	198(106.5)
	ポリ袋	（65×70cm 10枚）	174	123(70.7)	150(86.2)

2　関係機関への協力要請

緊急物価調査に併せ宇都宮市中央卸売市場に生鮮食料品の確保と価格の安定を要請する一方、関東農政局、東京通商産業局へも協力要請した。

第３章　幹線道路及び鉄道の緊急復旧

第１節　幹線道路

道路・橋梁の被災について、県管理道（一般国道、主要地方道、一般県道）及び市町村道の被害状況の調査を進め、応急処置について早期対応に努めた。

その応急処置は、路面冠水、河川増水、切土法面崩落、落石、道路流失、路肩欠壊、路面陥没、盛土法面崩壊、橋梁流失、橋台取付部の欠壊等のうち小規模な災害については、地元建設業者の協力を得ながら、崩落土砂の除去・運搬、陥没箇所の埋戻し等を実施し、極力交通の確保に努めるとともに復旧工法の検討や橋梁流失箇所では仮橋の手配、架設などを実施した。

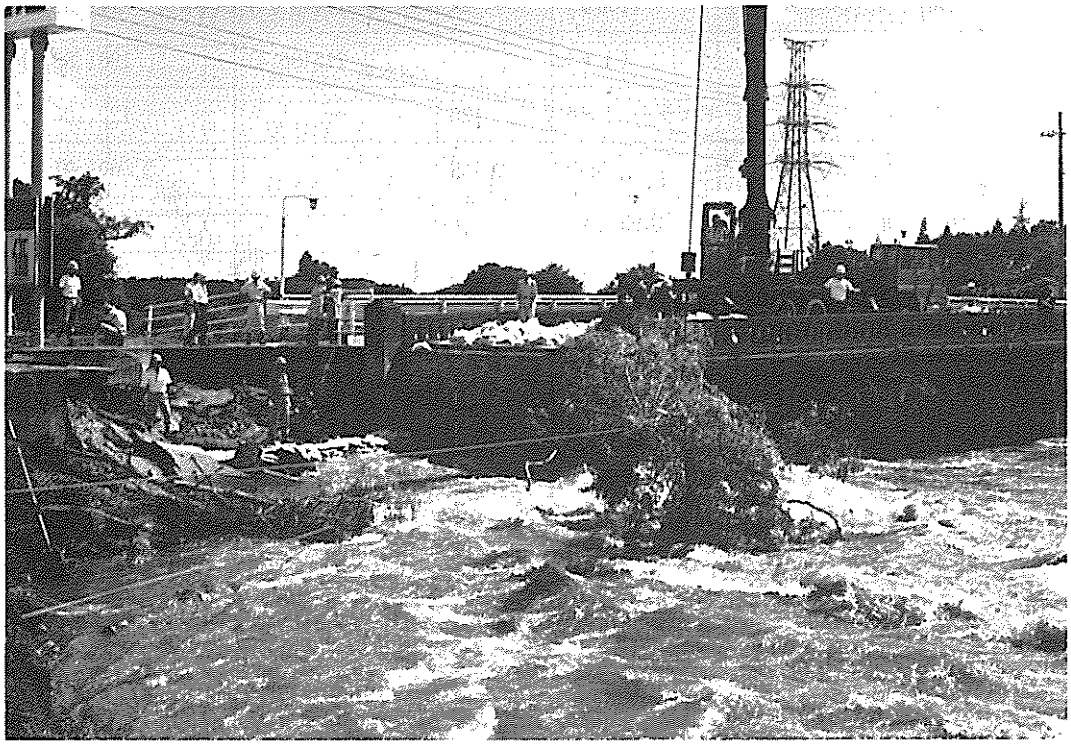

河川の増水によりえぐられた幹線道路（国道４号線那須町大島地区）

第２節　日本国有鉄道

1　東京北鉄道管理局

(1)　８月４日、19時頃から東北本線は運転規制（25ｋ／ｈ）を行った。

(2)　８月５日、１時45分頃から宇都宮をはじめ県北各地で連続降雨量が200㎜以上を記録したため、東北本線、自治医大～豊原間は、全面運転中止となったが、８時43分には所定に復した。

なお、烏山線では、早朝より道床流出、築堤崩壊等の災害が、18箇所にも及んだため、全面運転中止となり、宇都宮運輸部に現地対策本部を設置し、旅客輸送及び復旧対策に努めた。

2　水戸鉄道管理局

(1)　８月４日11時30分、「大雨が降る」との鉄道気象通達が出された。

(2)　８月４日18時、大雨のため列車の運転規制を開始した。各線区で列車の運転速度を落し注意運転とし、管内全域で災害警備体制に入った。

(3)　８月４日19時50分、管理局に災害対策本部を設置、災害に備え運転規制を強化、19時過ぎから22時までに管内全線区ですべての列車の運転を中止した。

第４章　交通規制

第１節　道路管理者による交通規制

１　道路管理者による交通規制の概況は、次の図のとおりである。

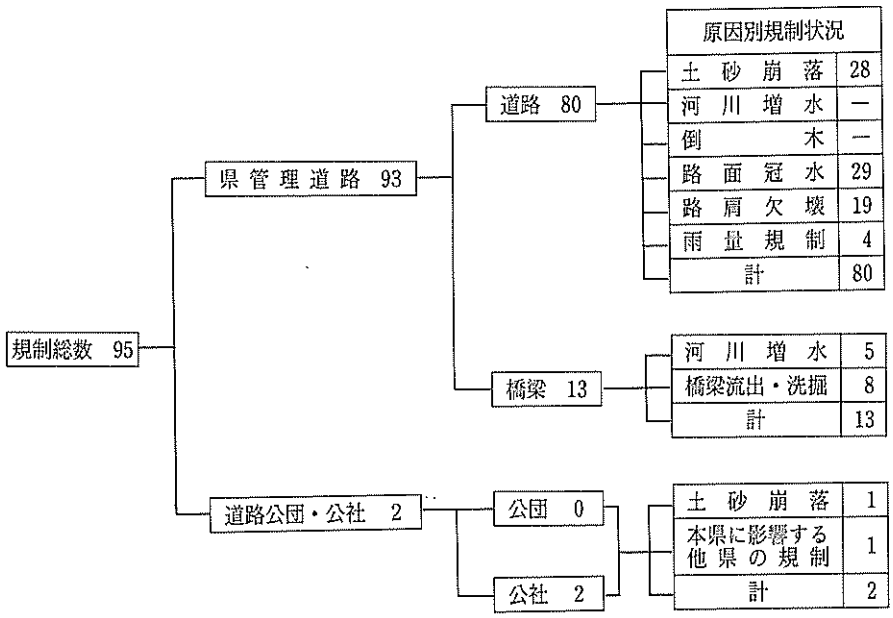

２　道路・橋梁の被災による交通規制箇所について、道路管理者は、次のような応急対策を実施した。

交通と絶箇所及び迂回路の公示

(1)　迂回路の標示

規制標識、案内看板の設置

(2)　被害箇所の安全確保

バリケード、赤色灯、トラロープ設置

(3)　交通規制箇所の処理

規制箇所の監視、連絡などについて、道路管理者によるパトロール及び地元建設業者の協力を得て、安全確保と交通確保に努めた。

なお、各路線の交通規制状況は、表１のとおりである。

各路線の交通規制状況

（その１）

No.	道路種別	路線名	規制箇所	被災状況及び規制内容	規制時間	解除時間	摘要
1	主	宇都宮ー益子	宇都宮市簗瀬(国鉄アンダー)	路面冠水により 全止	8/4 20:00	8/5 11:50	
2	主	那須ー黒羽ー茂木	茂木町 塩田	土砂崩落により 片止	8/4 20:00	8/5 23:00	
3	一	上 宿ー桜 田	〃 木幡	路肩欠壊により 全止	8/5 0:00	10/28 17:00	
4	主	那須ー黒羽ー茂木	烏山町興野～富山	土砂崩落により 全止	8/5 0:30	8/5 10:40	
5	主	宇都宮ー笠 間	宇都宮市簗瀬(国鉄アンダー)	路面冠水により 全止	8/5 0:00	8/5 12:00	
6	国	293号	足利市 樺崎	土砂崩落により 全止	8/5 1:00	8/5 9:10	
7	主	藤 原ー宇都宮	河内町 塚原	路面冠水により 全止	8/5 1:00	8/5 13:45	
8	主	川俣温泉ー川治	栗山村 若 間	土砂崩落により 全止	8/5 1:00	8/5 5:20	
9	主	那須ー黒羽ー茂木	茂木町 御前山～烏山町境	雨量規制により 全止	8/5 2:00	8/5 23:00	
10	一	御前山ー芳 賀	茂木町 山内～茂木町牧野	〃 全止	8/5 2:00	8/5 23:00	
11	一	牧 野ー大 沢	茂木町 小深～烏山町小木須	土砂崩落により 全止	8/5 2:00	8/7 16:00	
12	一	下 平 上 境	茂木町 山内～茂木町河又	雨量規制により 全止	8/5 2:00	8/6 18:00	
13	一	赤 沢ー茂 木	茂木町 飯野	〃 全止	8/5 2:00	8/6 20:00	
14	主	烏 山ー矢 板	矢板市 東町	路面冠水により 全止	8/5 2:15	8/5 9:00	
15	一	蛭 田ー喜連川	喜連川町 金枝	土砂崩落により 全止	8/5 3:10	10/22 6:00	
16	国	123号	茂木町 馬門	〃 全止	8/5 2:00	8/5 11:15	
17	主	宇都宮ー茂 木	市貝町 笹原田	〃 全止	8/5 2:30	8/5 8:20	
18	主	宇都宮ー笠 間	益子町 谷井田	〃 全止	8/5 2:30	8/5 23:00	
19	国	293号	氏家町 川岸	路面冠水により 全止	8/5 2:30	8/5 17:50	
20	国	294号	茂木町 町田	土砂崩落により 全止	8/5 3:00	8/13 10:00	
21	一	上永野ー下 元	粟野町 上永野	路肩欠壊により大型止	8/5 4:00	8/25 8:00	
22	一	緑 町ー山辺(停)	足利市 緑橋	河川増水により 全止	8/5 3:00	8/5 9:30	渡良瀬川
23	国	293号	小川町 三輪	土砂崩落により 全止	8/5 3:00	8/5 11:00	
24	主	黒 磯ー棚 倉	那須町 梓橋～福島県境	土砂崩落により 全止	8/4 21:30	8/10 13:00	
25	一	雀 宮ー真 岡	上三川町 高宮橋	河川増水により 全止	8/5 2:10	8/5 16:30	江川
26	主	大田原ー氏 家	大田原市 親園	路面冠水により 全止	8/5 5:00	8/5 10:00	
27	主	桐 生ー岩 舟	足利市 八幡町	〃 全止	8/5 5:00	8/5 18:00	
28	一	乙 畑ー喜連川	矢板市 越畑	路肩欠壊により 全止	8/5 4:30	8/22 4:30	
29	一	中 飯ー岩 瀬	茂木町 深沢	〃 全止	8/5 4:30	8/20 20:00	
30	一	御前山ー芳 賀	茂木町 中根	土砂崩落により 全止	8/5 4:30	8/5 23:00	茂木町と市貝町の境

（その２）

No	道路種別	路線名	規制箇所	被災状況及び規制内容	規制時間	解除時間	摘要
31	一	稲沢―高久	那須町　沼野井	土砂崩落により　全止	8/5　3:30	8/5　10:15	
32	主	那須黒羽―茂木	黒羽町　八塩	〃　全止	8/5　4:00	8/5　8:00	
33	一	矢板―小川	大田原市　佐久山	〃　全止	8/5　5:00	8/5　14:50	
34	一	稲沢―黒羽	黒羽町　大輪	〃　全止	8/5　5:00	8/5　12:10	
35	一	黒田―市塙―真岡	茂木町　黒田	〃　全止	8/5　6:00	8/13　10:00	
36	国	294号	茂木町　坂井	〃　全止	8/5　6:00	8/15　13:45	
37	一	那須―甲子	那須町（有料道路区間）	福島県側にて土砂崩落により全止	8/5　6:00	8/6　5:00	道路公社
38	主	宇都宮―向田	市貝町　塩田	土砂崩落により　全止	8/5　7:00	8/13　10:00	
39	国	293号	小川町　後沢	路肩欠壊により　全止	8/5　5:00	10/16　6:00	
40	国	293号	馬頭町　矢又	土砂崩落により　全止	8/5　5:00	8/5　12:40	
41	国	294号	烏山町　野上～烏山町向田	路面冠水により　全止	8/5　5:00	8/6　10:30	
42	主	宇都宮―烏山	烏山町　神長	土砂崩落により　全止	8/5　5:30	8/5　14:00	
43	主	宇都宮―烏山	南那須町　高瀬	路面冠水により　全止	8/5　6:00	8/5　16:00	
44	主	烏山―御前山	烏山町　大木須	路肩欠壊により　全止	8/5　6:00	10/20　12:00	
45	主	大子―馬頭	馬頭町　大内	土砂崩落により　全止	8/5　6:00	8/5　10:00	
46	主	那須―黒羽―茂木	烏山町　駒妙～烏山町小原沢	〃　全止	8/5　5:30	10/16　6:00	
47	主	常陸大田―烏山	烏山町　大沢	〃　全止	8/5　5:30	8/5　12:00	
48	一	小川―大金(停)	南那須町　大金	路面冠水により　全止	8/5　6:00	8/5　9:30	新荒川橋付近
49	主	宇都宮―向田	烏山町　向田	〃　全止	8/5　6:00	8/6　17:30	
50	国	293号	喜連川町　鹿子畑橋	橋脚洗掘により　全止	8/5　7:15	8/15　5:00	江川
51	国	123号	茂木町　茂木	路面冠水により　全止	8/5　5:00	8/5　23:00	
52	一	真岡―岩瀬	真岡市　道祖土	〃　全止	8/5　8:30	8/6　8:30	道祖土橋付近
53	主	宇都宮―笠間	益子町　下大羽	路肩欠壊により大型止	8/5　5:00	10/16　6:00	
54	国	123号	益子町　七井	路面冠水により　全止	8/5　5:00	8/5　13:30	
55	主	宇都宮―笠間	益子町　七井	〃　全止	8/5　5:00	8/5　23:00	
56	一	結城―二宮	小山市　中島橋	河川増水により　全止	8/5　7:00	8/7　10:30	鬼怒川
57	一	和泉―間々田	小山市　網戸橋	〃　全止	8/5　7:10	8/6　17:30	思川
58	一	南小林―松原	野木町　松原橋	〃　全止	8/5　6:45	8/7　9:20	思川
59	一	小山―環状	小山市　間中	路肩欠壊により　全止	8/5　5:40	9/5　10:00	間中橋付近
60	主	宇都宮―栃木	宇都宮市　幕田町	路面冠水により　全止	8/5　7:00	8/5　11:00	姿橋付近

（その３）

No	道路種別	路線名	規制箇所	被災状況及び規制内容	規制時間	解除時間	摘要
61	一	下高根沢―氷室	宇都宮市　氷室(無名橋)	橋梁流失により　全止	8/5　8:00	9/21 9:00	用水
62	一	益子―公園	益子町　西明寺	路肩欠壊により　全止	8/5　8:00	62年3月末予定	
63	一	上宿―桜田	茂木町　小山	〃　全止	8/5　8:00	10/25 6:00	横手橋付近
64	一	上宿―桜田	茂木町　北高岡	〃　全止	8/5　8:00	8/8 10:30	
65	一	中飯―岩瀬	茂木町　石沢	〃　全止	8/5　8:00	10/16 6:00	
66	一	真岡―協和―明野	二宮町　水戸部	路面冠水により　全止	8/5　7:00	8/5 17:00	水戸部橋付近
67	一	高田―下館	二宮町　原分	土砂崩落により　全止	8/5　7:00	8/5 19:00	
68	主	宇都宮―向田	芳賀町　般若塚	路面冠水により　全止	8/5　7:00	8/5 22:00	両郡橋付近
69	一	下平―上境	茂木町　甲	路肩欠壊により　全止	8/5　7:00	9/20 9:00	
70	一	豊原―高久	那須町　追田原	〃　全止	8/5　8:00	8/6 17:00	
71	国	294号	二宮町　久下田	路面冠水により　全止	8/5 10:40	8/5 23:00	
72	国	294号	益子町　塙	〃　全止	8/5　9:30	8/5 23:00	小貝川増水による
73	一	岩瀬―二宮	二宮町　桂	〃　全止	8/5 10:00	8/6 11:00	桂橋付近
74	一	西田井―二宮	二宮町　大根田	〃　全止	8/5 10:00	8/6 19:00	大根田橋付近
75	一	中野―御厨	足利市　小曽根	〃　全止	8/5　9:00	8/5 17:40	
76	一	八木岡―下江連―下館	真岡市　伊勢崎	〃　全止	8/5 10:00	8/6　9:00	江川橋付近
77	一	真岡―岩瀬	真岡市　田町	〃　全止	8/5 10:00	8/6　9:00	田町橋付近
78	一	上宿―桜田	茂木町　十石	土砂崩落により　全止	8/5 10:00	8/6 17:00	
79	主	烏山―矢板	喜連川町　江川橋	橋台洗掘により　全止	8/5 11:00	10/30 6:00	江川
80	主	足利―邑楽―行田	足利市　羽刈	路面冠水により　片止	8/5 12:00	8/5 17:10	
81	主	那須―黒羽―茂木	馬頭町　一渡戸橋	橋台洗掘により　全止	8/5 12:00	10/16 6:00	武茂川
82	一	小砂―小口	馬頭町　荻ノ草	路肩欠壊により　全止	8/5　8:00	10/23 12:00	
83	一	小砂―小口	馬頭町　小口	〃　全止	8/5　8:00	10/23 12:00	
84	主	藤原―塩原	藤原町　二枚沢	土砂崩落により　片止	8/5　8:30	8/5 17:00	道路公社
85	一	豊原―高久	那須町　弥次郎	路肩欠壊により　全止	8/5　8:00	10/10 6:00	
86	主	宇都宮―益子	宇都宮市　下桑島	路面冠水よにより全止	8/5　8:00	8/6 12:00	
87	一	下伊勢畑―増井	茂木町　林橋	落橋により　全止	8/5 10:00	8/7 18:00	逆川
88	一	雀宮―真岡	上三川町　西汗	路面冠水により　全止	8/5 18:00	8/6　6:00	
89	一	下岡本―上三川	上三川町　東部	〃　全止	8/5 18:00	8/6　6:00	
90	一	西小塙―真岡	真岡市　荒町	路肩欠壊により　全止	8/5 21:00	8/6　7:00	妹内橋付近

（その４）

No	道路種別	路線名	規制箇所	被災状況及び規制内容	規制時間	摘要	
91	㊀	御前山ー芳賀	市貝町　田野辺(無名橋)	落橋により　全止	8/5 23:00	9/16 9:00	用水
92	㊁	烏山ー矢板	南那須町　上川井（暗渠）	暗渠流失により　全止	8/5 6:00	8/15 14:00	用水
93	㊁	宇都宮ー向田	芳賀町　小貝橋	橋台取付欠壊により片止	8/7 12:30	12/1 6:00	大川
94	㊀	上宿ー桜田	茂木町　十石	地すべりにより　全止	8/8 18:30	62年5月末予定	
95	㊀	下平ー上境	烏山町　上境～烏山町小木須	路肩欠壊により大型止	8/9 10:30	12/16 6:00	
計			95　箇　所				

第２節　警察による交通規制

１　交通障害の実態把握

県警災害警備本部は、８月５日㈫交通部課員をもって、県内における交通障害等の状況把握を行った。

２　交通障害の発生箇所と交通規制

８月４日㈪午後８時20分、宇都宮市簗瀬町地内（東北線ガード下）の主要地方道宇都宮・益子線が冠水したため全面通行止めを行ったのを皮切りに、その後１時間に６箇所のペースで障害が発生した。

障害発生のピークは、翌５日㈫午前５時から午前６時までの間で、県東部の茂木町、烏山町に多く発生した。

８月５日㈫から８月６日㈬までの間に発生した交通障害は、60路線109箇所に及び、それぞれ道路管理者と協議のうえ、全面通行止め等の交通規制を実施した。

(1)　交通障害発生の時間別と交通規制の状況

８月４日㈪午後８時00分から６日㈬午前11時00分までの交通障害の発生状況は右のとおりであり、それぞれ交通規制を実施した。

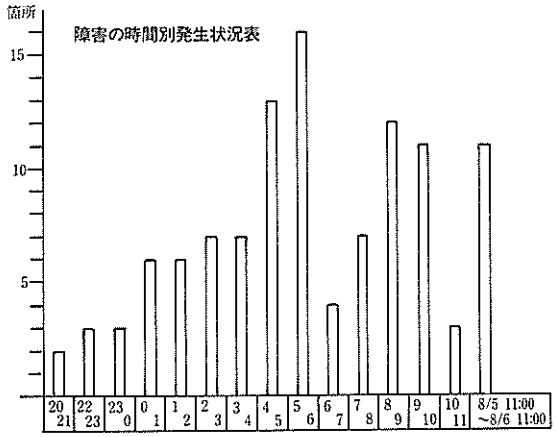

(2) 市町村別障害発生状況と交通規制

8月4日(月)から8月6日(水)までの交通障害の発生状況を市町村別にみると次のとおりであり、主に県東部を流れる逆川、小貝川、江川、荒川、余笹川等の一級河川の増水で発生している。

市町村	障害事由					
	道路決壊	道路冠水	河川増水	土砂崩れ	橋梁流出	計
茂木町	5	3	5	8	1	22
烏山町		2		7		9
益子町	1	4	1	1		7
馬頭町	2			4	1	7
喜連川町				4	2	6
真岡市		2	4			6
那須町	2	1		3		6
矢板市		2		2		4
二宮町		2	2			4
足利市		2	1	1		4
宇都宮市(東部)		3			1	4
宇都宮市(南部)		3				3
市貝町				3		3
小川町		1		2		3
南那須町	1		2			3
上三川町		2	1			3
小山市			3			3
大田原市		1		1		2
黒羽町				2		2
芳賀町	1		1			2
その他6市町村	2	2	1	1		6
計	14	30	21	39	5	109

(3) 道路別障害発生状況と交通規制

8月4日(月)から8月6日(水)までの間の道路別、障害事由別交通規制の実施状況は次のとおりである。

区分 / 道路別	路線数	箇所数	障害発生					
			障害内訳					
			道路決壊	道路冠水	河川増水	土砂崩れ	橋梁流出等	計
国道	4	25	1	12		11	1	25
主要地方道	17	34	3	10	3	16	2	34
一般県道	37	48	9	8	18	11	2	48
市町村道	2	2	1			1		2
計	60	109	14	30	21	39	5	109

3　茂木町での交通規制

(1)　8月5日(火)、甚大な被害を受けた茂木町を管轄する茂木警察署に交通機動隊員、隣接警察署員等30人と白バイ9台、パトカー6台を派遣し、道路交通法第6条に基づく交通規制を実施した。

(2)　8月6日(水)から8月13日(水)までの8日間、交通機動隊員等239人、白バイ143台、パトカー等73台で災害対策基本法第76条に基づく交通の制限を実施した。実施した路線、区間は次のとおりである。

○国道123号線

茂木町大字増井1,042（増井丁字路）～茂木町大字坂井342（天矢場丁字路）の4.4kmの区間

○　国道293号線

茂木町大字茂木1,796（山田屋前丁字路）～茂木町大字千本267（千本丁字路）の5.5kmの区間

規制並びに迂回指導状況（茂木町天矢場地内）

第５章　その他の応急対策

第１節　県税等の特別措置

１　県税の減免等について

昭和61年８月台風第10号及びその後の低気圧による被災納税者等に対し、県税の減免を実施するとともに、期限の延長、徴収の猶予などの特例措置を講じた。

(1)　期限の延長（県税条例第15条の２）

①　指定地区　　芳賀郡茂木町

②　延長する期限　昭和61年８月４日から同年10月５日までに到来する地方税法又は県税条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付納入に関する期限を、昭和61年10月６日まで延長する。

※　指定外の地域における被災納税者に対しても、申請により同様な措置を講ずる。

(2)　賦課課税の特例的取扱い

指定地区の納税者に対する個人事業税の納期の変更　県税条例第25条の32第１項を適用し、個人事業税第１期分の納期（９月１日）を、10月31日に、第２期分の納期（12月１日）を昭和62年１月31日に繰り下げた。

(3)　徴収猶予（法第15条）

被災納税者の申請に基づき、法第15条第１項第１号に該当する場合は、１年以内（当該事由が継続する場合は最大２年まで）県税の徴収を猶予する。

(4)　減免

昭和61年８月４日以後に納期限の到来する次の県税について減免を行う。

①　個人事業税（条例第25条の39）

事業用資産の損害額が事業用資産の価格の２分の１以上である者で、前年中の事業所所得が600万円以下であるものに対し、次の区分により減免する。

事　業　の　所　得	軽減又は免除の割合
300万円以下の者	全　部
450万円以下の者	2分の1
450万円を超え、600万円以下の者	4分の1

② 不動産取得税（県税条例第25条の58）

ア 災害により全部又は一部が滅失し、又は損壊した不動産に代わるものと認められる不動産の取得で、災害の日からおおむね3年以内に取得したもの。

被災年度の固定資産課税台帳価格に被災不動産の総面積に対する被災部分の面積の割合を乗じた額に税率を乗じて得た額を減免する。

イ 取得の直後（おおむね3月以内）に災害を受けた不動産

被災不動産の価格に、当該不動産の総面積に対する被災部分の面積の割合を乗じた額に税率を乗じて得た額を減免する。

③ 自動車税（県税条例第48条の2）

ア 災害により損害を受けた自動車の修繕費が、災害時における当該自動車の価格の2分の1以上の損害額である場合、次の区分に従い当該自動車税を減免する。

損　害　の　程　度		軽減の割合
自動車の価格に対しその損害に要する修繕費が	85%以上の者	2分の1
	65%以上85%未満の者	3分の1
	50%以上65%未満の者	4分の1

イ 自己所有（共有も含む。）に係る自動車が災害により甚大な損害を受け、運行の用に供されず用途を廃止した場合、

用途を廃止した日の属する月までの当該年度分の自動車税を免除する。

④ 自動車取得税（県税条例第126条の13）

取得した自動車が、その取得の日からおおむね1月以内に災害により滅失し、又は損かいした場合

その損害の程度に応じ軽減又は免除する。

なお、自動車の災害の範囲は自動車税の基準と同一である。

(5) 事故付自動車の取扱

災害により滅失し、又は損壊し運行不能となった自動車にかかる自動車税については、当該運行不能となった日の属する月の翌月以降分の自動車税を課税保留する。

(6) 県税の減免額（61年12月末現在）

個人県民税		個人事業税		計	
666件	10,892,420円	2件	26,200円	668件	10,918,620円

2 市町村税の減免等について

災害が発生した場合には、地方税法の規定に基づいて、それぞれの市町村の条例により税の減免の措置がとられることとなっているが、その減免の割合は概ね次のとおりであり、今回の台風10号災害で、県下の被災市町村においてもそれぞれの住民の必要に応じ、市町村民税、固定資産税、国民健康保険税等の減免を行った。

また、減免と合せて、期限の延長、徴収猶予などの特例措置を講じた。

(1) 減　免

① 個人の市町村民税、県民税（地方税法第323条、第45条）

ア 災害により次の事由に該当することとなった者に対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

(ア) 納税義務者が死亡した場合　　全　額

(イ) 生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合　　全　額

(ウ) 障害者となった場合　　10分の9

イ 災害により、その者の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の地方税法第23条第1項第13号又は第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が600万円以下であるものに対しては、次の区分に従い軽減し、又は免除する。

損害程度 / 合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
300万円以下であるとき	2分の1	全部
450万円以下であるとき	4分の1	2分の1
450万円を超えるとき	8分の1	4分の1

② 固定資産税（地方税法第367条）

その者の所有に係る固定資産につき災害により損害を受けた者に対しては、表1及び表2の区分により軽減し、又は免除する。

ア　土　地

(ア)　農地又は宅地

表1

損害の程度		軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の	10分の8以上であるとき	全部
	10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
	10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
	10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

(イ)　農地又は宅地以外の土地

(ア)に準じて軽減し、又は免除する。

イ　家　屋

表2

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、理没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき	全部
主要構造部が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価格を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

ウ　償却資産

イに準じて軽減し、又は免除する。

③　国民健康保険税（地方税法第717条）

個人の市町村民税、県民税の基準に準じて軽減し、又は免除する。

市町村税の減免額

	個人市町村民税Ⓐ		固定資産税　Ⓑ		Ⓐ　+　Ⓑ		国民健康保険税Ⓒ		Ⓐ + Ⓑ + Ⓒ	
	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
		円		円		円		円		円
市	103	2,321,940	130	948,920	233	3,270,860	52	1,874,830	285	5,145,690
町村	563	18,237,590	652	5,688,650	1,215	23,926,240	363	23.398,480	1,578	47,324,720
計	666	20,559,530	782	6,637,570	1,448	27,197,100	415	25,273,310	1,863	52,470,410

(2) 期限の延長（地方税法第20条の５の２）

災害により、地方税法又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出又は納付・納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認められるときは、その期限を延長する。

(3) 徴収の猶予（地方税法第15条）

減免及び期限の延長のほか、災害により、納税者又は特別徴収義務者がその者に係る財産につき相当の損害を受けた場合には、適宜徴収の猶予を行う。

第２節　県民生活関係

各福祉事務所では、被災者に対する福祉相談の体制を強化するとともに、身体障害者等の補装具等の被害については、早期に補装具等が交付できるよう対処した。

特に被害の大きかった茂木町に対しては、管轄の芳賀福祉事務所が町役場内に出張相談所を設置して対応した。

第３節　衛生環境関係

１　臨時給食施設の指導

(1) 被災者への提供食品の安全確保のため、真岡保健所職員による指導を実施した。

(2) 近隣市町村及び各団体等において、災害地へ向けての炊き出し等を実施する場合の安全確保のため、関係保健所に対し臨時給食施設の実態把握、現地指導の徹底を指示した。

２　被災地における食品衛生の確保

(1) 被災地への救援提供食品の安全確保のため、真岡保健所職員２名を派遣し現地指導を実施した。

３　飲食店等許可業種の営業再開に対する監視指導

(1) 飲食店等許可業種の営業再開に当たって、安全確保のため、真岡保健所食品衛生監視員、宇都宮保健所食品衛生機動班及び食品衛生専門監視指導班（環境衛生課）による監視指導を次のとおり行った。

許可業種営業再開に対する監視指導の状況

区分 / 市町村名	施設数	許可業種																			計	備考
		乳処理業	乳製品製造業	乳酸菌飲料製造業	めん類製造業	清涼飲料水製造業	飲食店	魚介類販売業	食肉販売業	豆腐製造業	菓子製造業	みそ製造業	酒類製造業	アイスクリーム製造業	乳類販売業	豆腐販売業	しょう油製造業	喫茶店	食肉処理業			
茂木町	12	1	1	1		1	10	4	1						1	1					21	8月11日実施
	67	1	1	1	1	1	41	10	6	4	11	1	1	1	5	3	1	1			90	8月12日 〃
真岡市	3						2	1	2						2	1					8	8月11日実施
二宮町	2						1			1											2	〃
益子町	7						4	1	1		1				2	1					10	〃
市貝町	4						3				1										4	〃
芳賀町	8				1		3	3		1	1								1		10	〃
計	103	2	2	2	2	2	64	19	10	6	14	1	1	1	10	6	1	1	1		145	〃

（注） 8月11日 真岡保健所食品衛生監視員 2名
8月12日 真岡保健所食品衛生監視員 2名
宇都宮保健所食品衛生機動班 2名
食品衛生専門監視指導班環境衛生課 2名

食品営業施設の消毒について

真岡保健所・食品衛生協会

このたびの水害に被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。
営業再開にあたり、次のことに注意して、食中毒の防止をして下さい。

1. 営業施設の消毒をおこなうこと。
壁際、床、天井等を、消毒液を噴霧するか、消毒液で拭くこと。

2. 器具、器機の消毒をおこなうこと。
食器、マナイタ、包丁、調理器具等を消毒すること。

3. 冷蔵庫の内部の消毒をおこなうこと。
消毒液を噴霧するか、消毒液で拭くこと。

4. ショーケースの内部の消毒をおこなうこと。消毒液を噴霧するか、消毒液で拭くこと。

5. 施設の周囲についても消毒をおこなうこと。

6. 調理前の手洗い消毒の実施。

7. 井戸水を使用する場合は、滅菌した水を使うこと。

消毒薬名	上記使用場所	使用方法
逆性石けん液	1、2、3、4、6	2％
次亜塩素酸ソーダ	1、2、3、4、6	100～200ppm 500～1000倍希釈
	7	0.2～0.4ppm
クレゾール石けん液	5	3％
サラシ粉	5	
消石灰	5	

第4節　商工労働関係

商工業の経営問題についての緊急経営相談所を開設した。

(1)　相談内容

①　金融、税務の対策

②　金融機関等との連絡調達

③　その他の経営問題

(2)　相談期間

昭和61年8月12日～22日（10日間）

(3)　相談場所　　茂木町商工会

(4)　相談員

商工会連合会、国民金融公庫、信用保証協会、真岡税務署、商工中金、県商工振興課、県経営指導課の各担当者

(5)　相談状況

相談日	件数	県制度・町利子補給等の内訳					
		区分	県	町	その他	計	備考
8月12日（火）	13	商業	1	4	5	10	
		工業	1	2	2	5	
		計	2	6	7	15	
8月13日（水）	9	商業	2	5	4	11	
		工業	—	—	—	—	
		計	2	5	4	11	
8月14日（木）	2	商業	—	1	—	1	
		工業	—	—	—	—	
		計	—	1	—	1	被傭者1
8月15日（金）	8	商業	1	1	5	7	
		工業	1	1	1	3	
		計	2	2	6	10	被傭者1
8月16日（土）	3	商業	—	—	—	—	
		工業	—	2	2	4	
		計	—	2	2	4	
8月18日（月）	7	商業	1	2	1	4	
		工業	—	3	1	4	
		計	1	5	2	8	
8月19日（火）	6	商業	3	4	4	11	
		工業	—	—	1	1	
		計	3	4	5	12	

相談日	件数	県制度・町利子補給等の内訳					
		区分	県	町	その他	計	備考
8月20日(水)	7	商業	3	—	5	8	
		工業	—	—	2	2	
		計	3	—	7	10	
8月21日(木)	9	商業	2	1	6	9	
		工業	—	—	2	2	
		計	2	1	8	11	
8月22日(金)	7	商業	—	—	4	4	
		工業	—	1	2	3	
		計	—	1	6	7	
合計	71	商業	13	18	34	65	
		工業	2	9	13	24	
		計	15	27	47	89	被備者2

(注1) 相談内容については重複の場合が有るので、内訳合計と件数合計は一致しない。
(注2) 被備者については、備考欄に外書きとした。
(注3) 8月23日以降の茂木町における相談の概要は次のとおり
相談件数 98件
(内訳)
金融 45件
税務・経営 29件
労務 4件
その他 20件

第5節 農務関係

1 農作物、農業施設等の災害技術対策及び災害家畜の飼養管理対策

台風10号に伴う農作物技術指導に係る「技術対策」(第1号, 第2号)を策定し、関係機関・団体との連携のもとに技術対策資料の配布、広報車や有線放送等による指導及び現地指導等により技術対策の徹底を図った。なお、技術対策の概要は次のとおりである。

(1) ほ場の排水対策
(2) 病害虫防除対策
(3) 草勢回復対策
(4) 代替作物作付対策
(5) 栽培管理対策等

また、台風10号に伴う農作物対策会議(関係8農業改良普及所・普及教育課で構成)を開催し、指導の経過と対策について協議した。

2 家畜伝染病予防対策

畜舎の冠水に伴い家畜の防疫診断を実施し、家畜伝染病予防対策として畜舎の消毒及び病畜の早期発見とその対策等について周知を図った。

3　農業用施設の対策

取水堰の決壊、水路埋没等によりかん水不能となった地域に対し、ポンプ揚水への切替え、埋没土砂の排除等の応急工事を実施した。

第6節　林務観光関係

1　治山対策

人家等の裏に多量に堆積した崩落土砂について、二次災害を防止するため地域住民の協力のもとに緊急排土を実施した。

2　林道対策

近くに人家があり、地域住民が利用する連絡林道を中心に被害箇所の安全の確保及び通行確保のため、崩落土砂の除去・路面整正等を実施した。

3　作業道対策

被害を受けた作業道のうち、生活関連作業道について通行の確保を図るため、地域住民の協力のもとに崩落土砂を除去した。

4　観光施設の応急対策

観光施設利用者の安全を確保するため、危険箇所への立入り禁止措置等を実施した。

第7節　土木関係

1　道路側溝排土及び清掃対策

茂木町、烏山町及び馬頭町等の市街地の道路側溝は、河川の溢流による土砂及びゴミの堆積埋没の被害を受けたため、次のとおり排土及び清掃を実施した。

市町村名	路線名	箇所数	延長	応急的な処理場所
茂木町	一般国道 123号 等	177	1,900m	茂木町並松公園
馬頭町 烏山町	一般国道 293号 等 主要地方道 那須黒羽茂木線等	25	2,200m	県管理の旧道敷及び町の土砂捨場
計		202	4,100m	

2　地すべり対策

台風10号通過に伴って、８月６日午後５時頃、茂木町十石地内の地盤がゆるみ、地すべりが発生した。県道上宿桜線の路面に隆起現象が起き、山地崩落の危険が生じたので、交通規制を行うとともに、附近住家に対し、避難命令を出し、次の応急対策工事を実施した。

工事内訳

盛土工	延長　38.6m	2,350千円	フトン籠　60枚
擁壁工	〃　18.0m	2,370	片方枠 4組
調査		3,740	一般移動量
計		8,460	

3　急傾斜地崩壊対策

台風10号の異常降雨によって、県内66箇所でがけ崩れが発生し、住家倒壊及び崩落土によって交通不能となった箇所の排土工、次期降雨により、崩壊面の二次崩落が予想される足利市本城町 外10箇所で、土砂片付けやシートによる被覆工を行った。

4　水防関係機関の対策

県下関係水防団42団体・延人員9,994人をもって、各河川危険箇所の見廻り、土嚢(のう)積み、杭うち等の応急処置を実施した。

また、各河川の水位の低下を待って、次期出水に対処するため護岸・築堤等の応急工事を河川 1,324か所、砂防 108か所で実施した。

5　住宅関係対策

(1)　被災世帯の公営住宅への入居指導

ア　県は被災世帯の公営住宅への入居について、適切な取扱いがなされるよう各市町村に対して通知を発し、その指導を行った。

イ　その結果、益子町ほか２町において、４被災世帯が公営住宅法第16条第１項による特定入居等の取扱いがなされた。

(2)　住宅金融公庫の災害復興住宅資金の制度の利用促進を図った。

また、県は県単融資制度の中の優先貸付の適用を被災地の取扱い金融機関に対し、指導を行った。

第8節　文　教　関　係

1　教科書の調達・あっせん

(1)　被害の状況

区　　分	児童・生徒数	冊　数	金　　額
小・中学校	210人	1,819	545,880円
高等学校	29	243	132,135
計	239	2,062	678,015

(2)　災害救助法の発動された茂木町及び益子町（芳賀町は該当者なし。）の義務教育被災児童生徒に対しては、県費負担により教科書の無償給与を行った。

(3)　その他の市及び町の児童生徒及び高等学校生徒については、㈱日本教科書協会及び栃木県教科書供給所からの寄附により教科書の無償給与が行われた。

(4)　上記による給与の措置は、8月18日、栃木県教科書供給所に対し、必要冊数の供給を指示し、9月6日完了した。

2　授業料の減免算等

(1)　今回の災害で被害を受けた県立高等学校生徒のうち、授業料の減免を申し出、減免することとした者の数は次のとおりである。

全日制　1年生　15名
　　2年生　10名
　　3年生　19名　　計　44名

(2)　これらの者に対しては、授業料月額6,200円を、昭和61年9月1日から、昭和62年3月31日までの間免除することとした。

減免の総額は1,909,600円になる。

(3)　この外、日本育英会の奨学生として3名の高等学校在学生が災害特例奨学生として採用され、昭和61年8月から奨学金の貸与を受けている。

第9節　広　報　活　動

1　8月5日早朝、被害状況は拡大のおそれがあるとの判断から、午前7時に広報課職員を配備し、直ちに県政記者クラブ対応を開始した。

2　同午前10時10分、県災害対策本部が設置されたことに伴い、災害情報や対策を県政記者クラブを通じ報道機関に発表することとし、次のとおり県政記者クラブ幹事社（栃木新聞社及び日本経済新聞社）と申し合わせた。

(1)　定時資料提供又は発表―災害対策本部―

消防防災班で次の時刻に発表

午前10時現在を同11時15分発表

午後3時現在を同4時15分発表

(2)　臨時資料提供又は発表―各班―

各班で必要に応じ発表

3　同正午茂木町外2町に災害救助法が適用されるのと同じくして、ＮＨＫ宇都宮放送局市川定夫局長及び栃木放送野住昌孝専務取締役に対し、それぞれ「災害時における放送要請に関する協定」を今後実施する際の協力を、あらかじめ要請した。

4　広報車2台を待機させ、一般住民や被災者に対する必要な情報、注意事項及び対策の広報あるいは現地派遣の必要に備えた。

5　8月6日から8日の3日間、県民生活部厚生班の要請により広報車2台を茂木町に現地派遣し、被災者に対する緊急連絡事項の広報を実施した。

6　8月8日から9月3日まで、被災現場写真（四ツ切、モノクロ）を作成し、次の関係省庁等に掲示した。

自治省

建設省

農林水産省

厚生省・国土庁

都道府県会館

自由民主党本部

7　9月2日ないし3日に、「県政だより」の臨時号として、被災者救済制度の特集を朝刊8紙（全5段）に掲載した。

8　9月3日及び4日の2日間、県及び国の関係機関は、被災者に対する一般行政相談窓口を茂木町役場内に臨時に設置し、相談に応じた。

国の機関

栃木行政監察事務所

宇都宮税務署

真岡税務署

県の機関

広報課

中央県民センター

真岡県税事務所

第６部　義援金及び救援物資

救援物資の積込み作業（茂木町）

第1章　義　援　金

第1節　義援金の受付

台風10号による被害状況がテレビ・ラジオ・新聞等で報ぜられると、県内はもとより、全国各地から救援の手がさしのべられ、天皇・皇后両陛下からの御下賜金、また、一般県民の皆様から「被災者のお役に立てゝ下さい」との言葉を添えて直接県に持参されたのをはじめとして、各都道府県からの見舞金や各種団体、個人から多額の義援金が送られてきた。

各方面からの善意に対応するため、県では速やかに県民生活部厚生課内に窓口を開設し、義援金の受付を行った。

第2節　義援金の状況

義援金は、4千万円余が県に寄せられ、市町村が直接受付けた義援金をも含めて1億7千万円余が全国各地から寄せられた。

中には、遠くブラジルの在伯栃木県人会からも義援金が寄せられた。

県が受入れた義援金の状況　　(昭和61年10月31日現在)

区分	寄贈者	金額	寄贈者	金額
見舞金	内閣総理大臣	300千円	愛知県	300千円
	衆議院災害対策特別委員会	30	三重県	200
	参議院　〃	30	岐阜県	200
	北海道	300	福岡県	250
	山形県	100	長崎県	200
	新潟県	100	鹿児島県	200
	富山県	300	佐賀県	200
	東京都	3,000	宮崎県	200
	千葉県	500	熊本県	200
	埼玉県	500	大分県	100
	群馬県	200	横浜市	300
	長野県	200	川崎市	300
	山梨県	300	長崎市	150
	神奈川県	300	王滝村（長野県）	150
	兵庫県	1,000		
	静岡県	300		

区分	寄贈者	金額	寄贈者	金額
一般義援金	佐野市婦人連絡協議会	606千円	日本テトラポット㈱	500千円
	足利市職員共済組合	500	ライオンズクラブ ＢＢＢ地区	5,000
	㈳栃木県建設業協会	10,000	㈳栃木県舗装協会	500
	栃木県遊技業協同組合	4,000	㈱日立製作所	1,000
	栃木六日会	1,000	在伯栃木県人会	352
	成田山新勝寺	1,000	水戸市ライオンズクラブ	3,500
	全国柔道整復師会	500		
	50万円未満（82件）	5,910		
			合計	44,278

第3節　義援金の配分

県は、10月20日、「昭和61年台風10号栃木県義援金配分委員会」を設置し、同27日に配分委員会を開催、被害状況等を勘案して被災市町村ごとの配分額を決定し、11月4日に関係市町村へ配分した。

なお、配分後に寄せられた義援金は、被害の一番大きかった茂木町に配分することとした。

義援金の配分状況

配分先	配分額	配分先	配分額	配分先	配分額
宇都宮市	3,646,000円	南河内町	122,000円	烏山町	3,313,000円
足利市	142,000	河内町	183,000	馬頭町	665,000
鹿沼市	81,000	二宮町	1,059,000	小川町	196,000
日光市	20,000	益子町	5,819,000	湯津上村	122,000
今市市	61,000	茂木町	18,434,000	黒羽町	305,000
小山市	101,000	市貝町	583,000	那須町	40,000
真岡市	1,548,000	芳賀町	3,414,161	西那須野町	244,000
大田原市	570,000	氏家町	543,000		
矢板市	814,000	高根沢町	448,000		
黒磯市	81,000	喜連川町	808,000		
上三川町	244,000	南那須町	672,000	合計	44,278,161

昭和61年台風10号栃木県義援金配分委員会要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、昭和61年台風10号栃木県義援金配分委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　台風10号のり災者あて台風10号栃木県災害対害本部に寄託された義援金の配分に関すること。

(2)　その他必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長には、栃木県副知事をもって充てる。

３　委員は、知事が委嘱し、又は任命する。

（運営）

第４条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、県民生活部厚生課において処理する。

（雑則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、昭和61年10月20日から施行する。

昭和61年台風10号栃木県義援金配分委員会委員名簿

栃　　木　　県	副知事(委員長)、総務部長、県民生活部長
市　　町　　村	市長会長、町村会長
日本赤十字社県支部	事務局長
県社会福祉協議会	会　　長
報　道　機　関	地元報道機関３社社長 （下野新聞　栃木新聞　栃木放送）

災害義援金配分基準

1. 配分対象市町村

台風10号により被災した市町村を対象とする。

2. 配分方法

(1) 人的被害　死者・重傷者を対象とする。(個人単位とし、祭祀を行う遺族及び本人とする。)

(2) 物的被害　住家の全・半壊、一部破損、床上浸水を対象とする。(世帯数とする。)

〈＊注　被災の確定数は、栃木県災害対策本部が発表(8月28日15時現在)した確定数による。〉

3 配 分 率

区分	人的被害		物的被害				摘要
	死者	重傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	
配分率	5点	3点	10点	5点	3点	3点	1点 6,250円

4 配分額の算出

$$\text{市町村配分額} = \frac{\text{義援金総額}}{\text{被害総点数}}\ (\text{1点あたりの金額}) \times \text{市町村の点数}$$

5 配分の時期

昭和61年10月25日の災害義援金の総額をもって配分額を決定し、速やかに配分する。

第2章　救　援　物　資

第1節　救援物資の受付

茂木町を中心とする災害が、テレビ、ラジオ、新聞等で報道されるや、県内各地はもとより、全国から続々と救援物資が寄せられた。

このように県に寄せられた救援物資の受付は、郵送扱いの救援物資については生活文化課、直接県の災害対策本部に寄せられた救援物資については同和対策課が行った。

第2節　救援物資の状況

救援物資の状況は、表1及び表2（大口分）のとおりであり、寄贈状況からみて次の3つの段階を経て行った。

1　必要な物資の種類及び量が不明な時期

期　間　・8月5日～8月10日

寄贈者　・日本赤十字栃木県支部など緊急時に対応できる県内の団体中心

寄贈品　・食料品（パン、おにぎり、インスタント食品）、毛布中心

2　物資の種類が選択されて送られた時期

期　間　・8月11日～8月14日

寄贈者　・企業、個人中心に全国的な規模で寄贈される。

寄贈品　タオル、毛布中心

その他　・茂木町でも野菜を除き被災者に対する配給を停止し、保管場所を2カ所に拡大する。

3　救援物資が多過ぎて寄贈を辞退した時期

期　間　・8月15日～8月20日

寄贈者　・個人中心

寄贈品　・タオル・衣類中心

その他　・茂木町の保管場所を3カ所に拡大する。

救援物資の集積作業（茂木町）

第３節　救援物資の配分

救援物資は、茂木町とか益子町と指定されたものを除き、被害状況を勘案の上、茂木町85％、益子町10％、芳賀町５％の割合で配分決定をした。

県に直接寄せられた救援物資は、県庁内の保管倉庫から随時現地災害対策本部あてに、配分決定に基づきトラックで輸送された。

また、郵送された救援物資は、祖母井郵便局に全て転送され、芳賀町立体育館において、配分基準に基づき仕訳を行い、町有トラックでそれぞれの町へ輸送された。

なお、配分状況は表１のとおりである。

表１　救援物資の寄贈及び配分状況一覧

町名	寄贈物資			寄贈者	
	食料品	衣類等	その他	団体	個人
茂木町	握り飯 2,500 パン 500 牛乳 500 レトルト 7,000 ジュース 11,380 菓子 3,200 缶詰 15,789 カップラーメン 6,300 インスタント味噌汁 1,040 冷麦 600 ソーセージ 5,000 塩(1kg) 1,200 砂糖(1kg) 20 野菜 果物 その他4品目 23	毛布等 550 ポロシャツ 100 作業衣 300 Tシャツ 770 布団等 17 その他衣類等 1,133	日用品セット 300 缶切り 600 ティッシュ等 14,015 たばこ 2,500 畳 70 タオル等 31,542 布団カバー等 20 絆創膏 1,200 洗剤等 783 帽子 30 靴 41 石鹸 4,270 防臭剤 1 その他60品目 2,899	・日本赤十字社栃木県支部 ・栃木県経済農業協同組合連合会 ・栃木県民生活協同組合 ・東京ゲートボールワーム社 ・主婦の店㈱上野ストアー ・みのわ食品㈱ ・キッコーマン㈱ ・栃木県社会福祉協議会 ・㈱小野川通商 ・日清食品㈱ ・大洋漁業㈱ ・祐徳薬品工業㈱ ・東洋水産㈱ ・日本消防協会 ・日本たばこ㈱宇都宮支社 ・湯津上村商工会青年部 ・消防設備保守協会 ・栃木ＹＫＫ産業㈱ ・佐野ＹＫＫ産業㈱ ・聖　建　設 ・宇都宮動物園 ・㈱クラウン美材 ・西那須野町社会福祉協議会 ・平松商店会婦人部 ・埼玉物産㈱ ・栃木県生活協同組合連合会 ・信濃家そば ・㈱ミツウロコ ・栃木県職員生活協同組合 ・新日本婦人の会栃木県支部 ・佐野市行政課 ・荒木医院 ・日本生活協同組合連合会 ・白石物産㈱ ・㈱　宮　下 ・宇都宮市事務管理課 ・はごろも缶詰㈱ ・ＮＨＫ宇都宮支局 ・県　議　会 ほか68団体 （計107団体）	・高野　静子 ・五十嵐　茂二 ・原　健儀 ・荒井　信幸 ・半田　幸子 ・濱崎　隆一次 ・檜山　隆光 ・矢沢　征子 ・相合　包吉 ・落合　計司 ・君島　久美子 ・西丸　典和 ・渡辺　康明 ・熊倉　敬次 ・白川　勝一 ・日笠田　哲夫 ・金田　文子 ・大貫　ヨシ子 ・水沼　フミヨ ・菅野　サヨ ・横前　善次 ・前田　善次郎 ・金子　昌一 ・渡辺　公鋭 ・竹田　恒雄 ・舟生　孝 ・加藤勝三郎 ・荻原　健一 ・江田　聡 ・福村　利幸 ・増沢　良江 ・金子　光代 ・川上ひさ子 ・ほか 124名 （計158名）
茂木町（郵送分）	食料品 8	衣類 333	その他(日用品等) 109		
益子町	ジュース 900 菓子 800 缶詰 1,550 カップラーメン 100 塩(1kg) 288	毛布 250 布団 19	日用品セット 250 ティッシュ等 360 絆創膏 250 たばこ 500 その他１品目 1,000		
益子町（郵送分）	食料品 5	衣類 104	その他(日用品等) 31		
芳賀町	塩(1kg) 192	毛布 1 衣類等 166	絆創膏 150 たばこ 500 タオル等 237 日用品 10 石鹸 147 その他４品目 18		
芳賀町（郵送分）	食料品 4	衣類 47	17	（郵送分） 450個人及び団体	

表２　救援物資の受入状況（大口分）

品名	数量	寄贈者	品名	数量	寄贈者
レトルト食品	6,000食	栃木県経済農業協同組合連合会	タオル	2,880本	西武百貨店
			タオル	2,000本	総本山知恩院
缶ジュース・缶詰等	24,000個	主婦の店㈱上野ストア	タオル	1,000本	㈱　宮　下
			タオル	500本	労働金庫本店
おにぎり・パン	3,000食	栃木県民生活協同組合	タオル	1,433本	佐野市役所職員一同
			タオル	1,000本	宇都宮中央卸売市場
カップラーメン	2,000食	みのわ食品㈱	タオル	2,000本	大橋染工
カップヌードル	2,000食	日清食品㈱宇都宮営業所	タオル	300本	㈱丸井 宇都宮店
			タオル	308本	北　川　㈱
カップラーメン	1,200食	東洋水産㈱北関東営業所	タオル	233本	平和生命保険㈱宇都宮支社
カップゾウスイ等	700食	キッコーマン㈱	タオル	231本	旭幼稚園
塩（1　kg　入）	1,680袋	日本たばこ産業㈱宇都宮支社	タオル	400本	大渕　暁司
			Tシャツ	350枚	斉藤　文男
毛布	650枚	日本赤十字社栃木県支部	作業衣	300枚	栃木県社会福祉協議会
日用品セット等	3,500個		タオル	19,000本	栃木県庁職員一同
絆創膏	1,600個	祐徳薬品工業㈱			

第７部　災害復旧対策

被害状況を説明する知事（茂木町にて）

第１章　要望活動

第１節　政府及び国会に対する要望・陳情等

１　国及び県選出国会議員に対する要望

昭和61年８月８日、知事及び副知事が上京し、国土庁、関係各省庁及び県選出国会議員に対し、被害状況を説明するとともに、激甚災害の指定、財政援助措置等について強く要望した。

要望内容は、次のとおりである。

台風10号（昭和61年８月４日～５日）に伴う豪雨による災害復旧対策に関する

要　望　書

去る８月４日から５日の未明にかけて本県を襲った台風10号くずれの温帯性低気圧に伴う豪雨は、宇都宮地方気象台観測史上最大の24時間降水量244.5ミリメートルを記録し、この集中豪雨により、県東部の茂木町、益子町、芳賀町を中心として死者、行方不明者７名を出すとともに、河川の氾濫、がけ崩れ等により住宅、公共土木施設、農地等に甚大なる被害を受けました。

本県におきましては目下関係市町村と一体となって災害復旧に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

国におかれましては、今回の豪雨災害の実情を十分ご賢察の上、次のような措置について特段のご配慮を賜りますよう要望申し上げます。

昭和61年８月８日

栃木県知事　　渡辺文雄

1　激甚災害の指定について

公共土木施設、学校施設等にかかる被害、農地・農業用施設及び林道等にかかる被害等について、激甚災害に指定の上、特別の財政援助措置を願いたい。

2　災害査定の早期実施について

公共土木施設、農地・農業用施設及び林道等の災害に対して、早急に災害査定を実施されたい。

3　災害救助費に係る国庫負担等について（厚生省）

被災住民に対する食糧等生活必需品の給与等の救援活動に係る災害救助費についての国庫負担及び災害弔慰金の支給等に関する財政援助等について特段の配慮を願いたい。

4　農畜産物災害対策について（農林水産省）

本県全域にわたり、水稲、野菜をはじめ各種の農畜産物に甚大な被害が発生し、農家経済に及ぼす影響は極めて大きく、憂慮すべき状況となっているので、低利資金等の円滑な融通措置、農業共済金の早期支払等についての実施を図られたい。

5　緊急治山事業の採択について（農林水産省）

山地崩壊が発生し、人家、生命、その他公共施設等に多大な被害を与え、また、今後拡大崩壊のおそれがあるので、本年度の緊急治山事業として採択を図られたい。

6　治水事業の促進について（建設省）

茂木町の一級河川逆川をはじめ多数の河川が氾濫し、床上浸水、田畑の冠水等多くの被害が発生しており、県内中小河川の整備は急務を要することから、河川改修等本県治水事業の促進について特段の配慮を願いたい。

また、県選出国会議員に対しては、県の情報提供紙である「県政レターとちぎ」により、被害状況、応急対策の状況、災害復旧事業等について、随時情報を提供した。

2　政府及び国会調査団に対する要望

(1)　被災状況調査のため、政府、国会及び関係機関派遣による調査団が相次いで来県した。

県及び被災市町村は、被害、災害応急対策等についてその状況を報告するとともに、被災地の早期復旧のための援助協力を強力に要請した。

月　日	調　査　団　名	調　査　員	調査箇所	摘　　要
8月5日 (火)	上野参議院議員 武藤衆議院議員		茂木町	
8月6日 (水)	広瀬衆議院議員	広瀬衆議院議員 他社会党県議団5名	茂木町	
8月7日 (木)	神田衆議院議員	神田衆議院議員 他4名	茂木町 益子町	
8月9日 (土)	藤尾文部大臣	藤尾文部大臣 他随行	茂木町 益子町	・9:36　宇都宮駅 ・10:30～13:00　現地調査(県対応者茂木町役場10:30集合) ・15:00　小山市
	国土庁長官を団長とする政府調査団	団長：国土庁長官 他約15名	茂木町	・11:30～13:00　ヘリコプターによる
	武藤衆議院議員		茂木町	・14:50　茂木町役場
8月11日 (月)	衆議院災害対策特別委員会調査団	伊藤委員長　外22名	茂木町	・12:50～13:45　チャーターバスで現地到着
	自民党本部災害対策委員長	井上　孝委員長 他3名	茂木町	・13:30～14:35　茂木町役場・現地
	天野建設大臣	天野建設大臣 他6名	茂木町	・13:00～14:10　ヘリコプターによる
	稲村環境庁長官	稲村環境庁長官 他3名	茂木町	・11:11　宇都宮駅 ・13:00～14:30　天野建設大臣に合流(茂木中学校)
	岩崎参議院議員 森山参議院議員		茂木町	・13:00
8月19日 (火)	参議院災害対策特別委員会調査団	久保委員長　外18名	茂木町	・14:00　チャータバスで県庁到着 ・15:30～　茂木町役場・現地

(2)　衆参両議院災害対策特別委員会においては、これらの現地調査をもとにその対策が審議され、本県選出の水谷弘委員（8月20日）及び上野雄文委員（8月8日及び9月26日）が、激甚災害の指定、災害の早期査定、財政援助、逆川の抜本的改修等について強く要請を行った。

(3) 政府及び衆参両議院災害対策特別委員会派遣による調査団の調査日程及びメンバー等は次のとおりである。

○ 台風10号による被害状況政府調査団

1 調査日時　8月9日(土)11:30～13:00

2 調査内容　被災地調査
県の被災状況説明　(知　事)
町の被災状況説明及び陳情（茂木町長）

3 調査団員

	役職名	氏名
1	国土庁長官	綿貫民輔
2	国土庁防災局長	山本重三
3	国土庁大臣秘書官	内田俊一
4	国土庁防災局震災対策課長	荒井治
5	国土庁防災局防災企画官	小笠原憲一
6	警察庁警備局警備課災害対策官	小山田潔
7	防衛庁防衛局運用課　防衛庁部員	深草雅利
8	文部省大臣官房文教施設部指導課長	佐川政夫
9	厚生省社会局施設課長	福田孝雄
10	農林水産省構造改善局防災課長	田内尭
11	中小企業庁小規模企画部指導官	宮西今朝幸
12	気象庁予報部予報課主任予報官	櫃間道夫
13	建設省河川局防災課長	帆足建八
14	自治省大臣官房参事官	柳原暁
15	消防庁防災課長	田中基介

○ 衆議院災害対策特別委員会

1 調査日時　8月11日(月)12:50～13:45

2 調査内容　県の被災状況説明　(知　事)
町の被災状況説明及び陳情（茂木町長）
被災地調査

3 調査団員

	役職名	氏名	備考
1	委員長	伊藤宗一郎	自民党
2	理事	桜井新	自民党
3	〃	笹山登生	自民党
4	〃	松前仰	社会党
5	〃	藪仲義彦	公明党
6	〃	安藤巌	共産党
随行者	特別委員会第三調査室調査員	杉田一	
	衆議院参事	鬼塚誠	
	特別委員会第三調査室調査員	谷内真次	
同政府行関者係	国土庁担当官3名、建設省担当官2名、文部省・厚生省・農林水産省・林野庁・中小企業庁・自治省・消防庁より、担当官各1名、関東農政局2名が同行		

○ 参議院災害対策特別委員会

1　調査日時　　8月19日(火)14:00～17:00

2　調査内容　　県の被災状況説明（知事、関係部長）
　　町の被災状況説明及び陳情（茂木町長）
　　被災地調査

3　調査団員

	役職名	氏名	備考
1	委員長	久保　亘	社会党
2	理事	大河原　太一郎	自民党
3	〃	片上公人	公明党
4	委員	岩崎純三	自民党
5	〃	矢田部　理	社会党
6	〃	近藤忠孝	共産党
7	〃	秋山　肇	新政ク
8	参議院議員	高杉迪忠	社会党
随行者	参議院参事	山本隆幸	
随行者	建設委員会調査員	加藤一宇	
同行者 政府関係	国土庁担当官2名、中小企業庁・文部省・建設省・厚生省・自治省・農林水産省・消防庁より、担当官各1名、関東農政局2名が同行。		

3　政府主催全国知事会議における総理大臣への要望

9月3日開催された政府主催による全国知事会議において、知事は被災県を代表し、総理大臣に対し次のような要望を行った。

政府主催全国知事会議 総理大臣への要望

台風10号に関連いたします災害対策について、御要望申し上げます。

去る8月4日から5日にかけての台風10号及びその後の温帯低気圧に伴う豪雨は、全国各地において死者19名及び多数の負傷者を出すとともに、住宅、道路、河川、農地等に多くの被害をもたらし、その被害地域は1都15県と広範囲に及んでおります。

本県はかねてより災害の少ないことについては、全国有数の県でございましたが、今回の集中豪雨では、死者6名、負傷者66名と全国一の人的被害を受け、町の中心部が水没してしまいました茂木町を中心として、被害総額も500億円を超える思いもかけぬ甚大な被害を被った訳であります。

この災害に対し、国におかれましては、災害救助法の適用、あるいは、政府調査団の派遣など、迅速かつ的確な対策を講じていただきましたことを、県民を代表しまして深く感謝申し上げる次第でございます。

現在、県では、該当市町村と一体となって、関係機関の御協力を得ながら、総力をあげて被災者救済及び被災地の速やかな復旧に取り組んでいますが、今後、本格的な災害復旧を行ってまいりますためには、更に膨大な財源を要し、国の強力な御援助が必要でございます。

国におかれましては、今回の豪雨災害の実情を御賢察のうえ、

○　まず、公共土木及び農林水産業施設災害並びに中小企業関係被害等に対する激甚災害の指定及び災害復旧事業の災害査定を早急に実施すること。

○　次に、被災農林漁業及び中小企業者に対し、低利資金等の円滑な融通措置を行うこと。

○　次に、山地の崩壊、河川の氾濫等により、住宅、農地等に多大な被害が発生しており、今後ともその恐れがあることから、災害の未然防止のため、緊急治山・河川改修事業の採択等、治山治水事業の促進を行うこと。

○　次に災害対策には多額の経費を要するので、特別交付税の配分に当たっては、特段の配慮を行うこと。

以上のような措置につきまして、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

第２節　被災団体等からの県に対する要望・陳情等

災害後、被災町及び関係団体等から県に対し、次のような災害復旧対策等に関する要望、陳情があった。

被災団体等からの県に対する要望等

年月日	市町村等名	要望、陳情の内容
61、8、5	栃木県議会	台風10号による災害対策について　(全般)
〃	自由民主党栃木県支部連合会	同上　(〃)
〃	日本社会党栃木県本部	台風10号による被害対策に関する要請　(〃)
〃	民社党栃木県連合会	台風10号による災害対策について　(〃)
〃	公明党栃木県本部	同上　(〃)
〃	新自由クラブ栃木県連合	台風10号、豪雨被害対策について　(〃)
〃	日本共産党栃木県委員会	台風10号(低気圧)災害の緊急対策等について　(〃)
61、8、7	栃木県商工会連合会	被災商工業者再建のための緊急救助措置について
61、8、8	栃木県農協台風10号災害特別対策本部	台風10号の襲来による農業関係被害救済の特別措置について
〃	南河内町	台風10号による農作物等の被害対策について
61、8、9	栃木県農業会議 栃木県農政対策協議会	台風10号による被害農家救済の特別措置について
61、8、16	栃木県森林組合連合会	台風10号による被害林地復旧に対する特別措置について
61、8、18	烏山町	激甚災害の指定と財政援助について
61、9、4	上三川町	谷川沿岸の県営かんがい排水事業実施について
61、9、8	栃木県町村会	豪雨被害に対する激甚災害指定について
61、9、16、17	小川町、小川町議会	那珂川及び権津川の改修、築堤と激甚災害指定について
61、9、22	南那須町議会	豪雨災害に対する激甚災害指定について
61、11、20	茂木町	災害復旧に対する財政援助措置について　(全般)

第２章　激甚災害の指定等

第１節　激甚災害の指定

激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律は、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定する」（第２条第１項）こととし、また激甚災害の指定を行う場合には、「当該激甚災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定する」こととなっている。

政府は、昭和61年９月30日、「昭和61年８月４日から６日までの間の豪雨についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（政令第319号）を公布し、即日施行した。

激甚災害政令の概要は、次のとおりである。

１　激甚災害名

昭和61年８月４日から６日までの間の豪雨による災害

２　適用すべき措置及びその概要

〈激甚災害〉

(1) 法第５条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の補助を控除した残りの地元負担額に応じて、さらに国庫補助のかさ上げを行う。

(2) 法第６条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）

農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合が所有する農林水産業共同利用施設の災害復旧事業について「暫定法」に基づく通常の国庫補助率のかさ上げを行う。

(3) 法第８条（天災融資法の特例）　…宮城県、福島県、茨城県及び栃木県に本特例を適用

天災融資法に基づく被害農漁業者への資金融通に対して、その資付限度額と償還期限の特例措置を講ずる。

(4) 法第10条（湛水排除事業に対する補助）

土地改良区又は土地改良区連合会の行う湛水の排除事業に対して、都道府県を経由して補助を行う。

(5) 法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業で、「暫定法」の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金の一定割合を地方交付税の基準財政需要額に算入する。

〈局地激甚災害〉　（宮城県志田郡鹿島台町、福島県伊達郡梁川町、栃木県芳賀郡茂木町の区域に係る災害に適用）

(1) 法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）

信用保証協会の行う災害関係保証について

① 通常保険額と同額を別枠として設ける。

② 普通保険のてん補率を70%から80%に引き上げる。

③ 保険料率は通常の約3分の2に引き下げる。

(2) 法第13条（中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例）

中小企業近代化資金等助成法に基づく設備近代化資金等の償還期間について2年を超えない範囲内で延長することができる。

(3) 法第15条（商工組合中央金庫による低利融資）

中小企業者に対し1人につき1,000万円（組合は3,000万円）までを限度として当初3年間年6,05%（特別被害者に対しては年3%）の低利融資を行う。

第2節　特定地域に係る激甚災害の指定

政府は、昭和62年2月24日、「昭和61年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（政令第22号）を公布し、即日施行した。

政令の概要は、次のとおりである。

1　激甚災害名

昭和61年8月4日から6日までの間の豪雨による災害で、岩手県東磐井郡室根村及び下閉伊郡普代村、宮城県伊具郡丸森町及び本吉郡津山町、福島県双葉郡川内村、茨城県西茨城郡七会村及び那珂郡緒川村並びに栃木県芳賀郡茂木町の区域に係るもの。

2　適用すべき措置

(1) 法第3条（特別の財政援助及びその対象となる事業）

(2) 法第4条（特別財政援助額等）

(3) 法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）

第３章　災害復旧対策計画

第１節　概　　要

県は、地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を強力に推進し、被災後の住民生活の安定と生活環境の整備に務めたところである。

一方、被災市町村においても各種の災害応急対策を実施し、更には災害復旧対策事業にも着手し、復興へ向けて力強い息吹をみせた。

災害対策本部は、県の災害応急対策がその所期の目的を達成し、また災害復旧対策事業を計画的、効率的に執行する見地からも復旧対策計画の必要性を痛感し、「栃木県台風10号災害復旧対策計画」を策定することとした。

本計画は、県が実施する災害復旧対策事業の、いわばガイドラインとなるものとしてとりあえず策定したものであり、県の各部局は事業の推進に当たっては、更に詳細な計画を樹て、住民又は市町村のニーズに応えることとなっているものである。

第２節　栃木県台風10号災害復旧対策計画

１　計画の体系

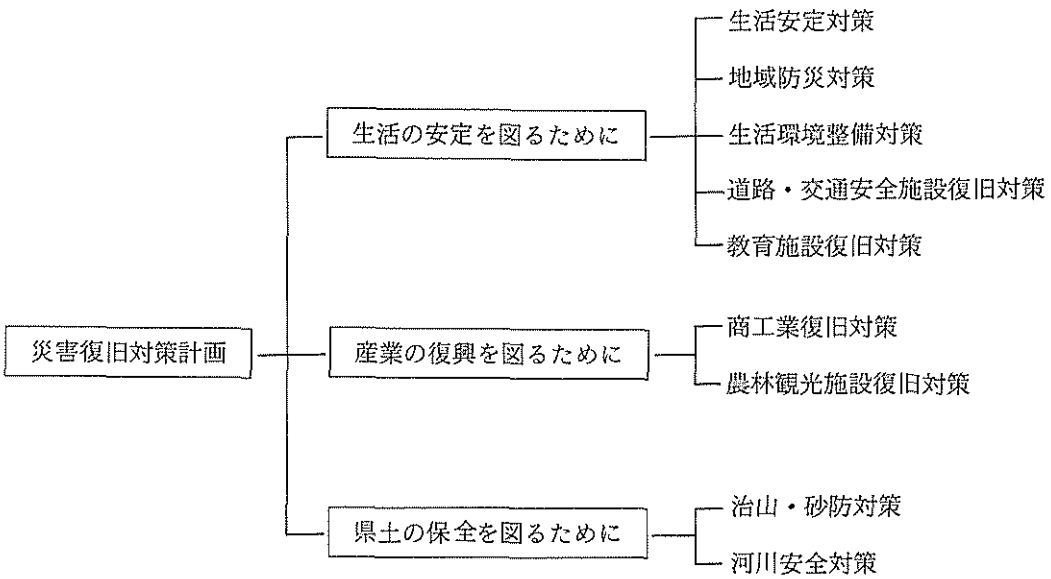

2　計画の内容

(1)　生活の安定を図るために…

被災した住民生活の安定を図るために生活、居住環境、道路交通、教育の各分野において、従来の生活が確保できるよう早急に復旧対策を実施する。

復旧対策計画	復旧対策事業	対策経費	完了年度	備考
① 生活安定対策 ○住民生活の早期安定を図るための資金対策	1 国税、県税、市町村税の申告、申請等の期限延長及び徴収猶予等の措置を講じた。	千円	61	(総務部)
	2 災害援護資金貸付金 ・貸付額　600千円～1,800千円 ・償還期限　10年(うち据え置き3年又は5年) ・利　率　年3%(据置期間は無利子) ・実施主体　市町村	120,000	61	(県民生活部)
	3 母子福祉資金、寡婦福祉資金貸付事業 ・住宅貸付　1500千円 ・償還期限の延長、据置期間の延長		61	(県民生活部)
	4 僻地患者輸送車整備事業（茂木町） 患者輸送車両の購入	3,300	61	(衛生環境部)
	5 住宅、宅地対策費 罹災者に対し、優先的に栃木県住宅建設資金の融資を行う。		61	(土木部)
② 地域防災対策 ○台風10号を教訓として地域防災計画の見直しを行う	1 県地域防災計画の見直し検討		62	(総務部)
	2 市町村地域防災計画の見直し検討と市町村防災体制診断の実施		62 61	(総務部)
③ 生活環境整備対策 ○住民の生活に必要な上水道、廃棄物処理施設の復旧対策	1 災害廃棄物埋め立て処分場整備事業 (茂木町……覆土、囲いの設置)	900	61	(衛生環境部) (茂木町)
	2 ごみ処理施設送水管復旧事業 (真岡、二宮地区清掃事務組合において措置)	1,000	61	(衛生環境部)
	3 水道施設災害復旧事業 3市9町　・用水供給事業　1か所 ・上水道事業　8か所 ・簡易水道事業　17か所 ・飲料水供給施設　1か所	242,726	62	(衛生環境部)
	4 都市災害復旧事業 (1) 都市施設(公園)の復旧事業　65,000千円 (2) 堆積土砂排除事業　8,000千円	73,000	61	(土木部)
④ 道路、交通安全施設復旧対策 ○安全かつ円滑な道路交通機能を確保するための復旧対策	1 道路災害復旧対策 道路決壊及び路肩決壊箇所の復旧、土砂崩落箇所の取りかたづけ等　(県内1,569か所)	4,962,348	63	(概算)(土木部)
	2 橋梁災害復旧対策 落橋箇所の復旧、仮橋の設置、洗掘防止等 (県内 35か所)	442,704	63	(概算)(土木部)
	3 交通安全施設復旧対策 交通信号機制御機等の復旧	8,379	61	(警察本部)

復旧対策計画	復旧対策事業	対策経費	完了年度	備考
⑤ 教育施設復旧対策 ○小中学校、高等学校及び公民館等の教育施設復旧対策	11 県立学校災害復旧事業 ・宇都宮北高等学校　グラウンド、テニスコート、フェンス、道路 ・佐野商業高等学校　側溝、法面、囲障 ・喜連川高等学校　土手、コンクリート擁壁	千円 18,156	61	(教育委員会)
	2 芳賀青年の家法面復旧工事	3,000	61	(教育委員会)
	3 県立学校地整備費 日光高、烏山高、馬頭高	1,160	61	(教育委員会)
	4 県立高等学校授業料の減免 罹災生徒約100名の授業料を9月～3月まで減免		61	(教育委員会)
	5 市町村教育施設復旧事業 11市町村の小中学校及び公民館等25施設の復旧を国庫補助制度等の導入を図り実施する。		62	(教育委員会)

(2) 産業の復旧を図るために…

被災した商店街、農作物、林産物、観光施設等に対し、再建、復旧を図るための対策

復旧対策計画	復旧対策事業	対策経費	完了年度	備考
① 商工業復旧対策 ○被災商工業者の再建復興を図るための対策	1 緊急融資制度等の創設 (1) 台風10号商工災害緊急対策資金 ・使　途　運転・設備資金 ・融資限度額　2,000万円 ・融資利率　4.5%以内(保証付　4.0%以内)	融資枠 20億円	61 (71)	
	(2) 台風10号商工災害緊急対策資金保証料補助金 ・保証料率の0.2%	13,000 千円	61	(商工労働部)
	2 中小企業基盤強化資金の活用促進		61	(商工労働部)
	3 信用保証協会において、保証率の引き下げ (1.0%⟶0.8%)		61	(商工労働部)
	4 商工会に金融・経営相談等の窓口の開設		61	(商工労働部)
	5 局地激甚災害の指定（茂木町) (指定年月日 昭和61年9月30日) (1) 信用保証協会の行う災害関係保証枠の拡大等 (2) 中小企業近代化資金等助成法に基づく設備近代化資金等の償還期間の2年延長 (3) 政府系金融機関による低利融資 ・融資限度額　1,000万円 ・融資利率　3.0%（7年のうち3年間)			※局激

復旧対策計画	復旧対策事業	対策経費	完了年度	備考
② 農林観光施設復旧対策 ○農作物、林産物の回復を図るとともに、農地、農業用施設、林道、観光施設等の復旧を図るための対策	11 農作物、農業施設、家畜災害について技術指導	千円	61	(農 務 部)
	2 農地及び農業用施設の災害復旧について、土地改良災害対策班を設置		61	(農 務 部)
	3 農業災害対策特別措置費 農薬、肥料、種苗、取りかたづけ作業に対する助成23市町村、補助率1/2	150,000	61	(農 務 部) (うち補助金75,000千円)
	4 農業災害対策特別措置費 ・利子補給費補助金 (61年～66年) ・融資枠 200,000千円 災害経営資金 130,000 農業用施設復旧資金 70,000	22,186	61 (66)	※天災 (農 務 部) (うち補助金 11,093千円)
	5 共同利用施設災害復旧事業 (米麦低温倉庫、こんにゃく処理加工施設)	6,084	61	※激甚 (農 務 部) (うち補助金 5,175千円)
	6 農地、農業用施設災害復旧事業 農地 507か所、農業用施設 955か所の復旧	3,405,000	63	※激甚 (農 務 部) (うち補助金 2,960,000千円)
	7 林道・作業道復旧対策 林道191か所、作業道140か所の復旧	358,441	63	※激甚 (林道のみ) (林務観光部)
	8 林産被害復旧対策 27市町村749か所のうち、復旧造林可能地における被害跡地造林事業に対する助成		62年度 以 降	(林務観光部)
	9 観光施設災害復旧事業 園地 3、駐車場 2、車道 3、歩道 6	14,950	61	(林務観光部) (ほか市町村の復旧費 1,100千円)

(3) 県土の保全を図るために…

安全な県土を築くために、治水、治山、砂防事業等の復旧対策を早急に実施する。

復旧対策計画	復旧対策事業	対策経費	完了年度	備考
① 治山、砂防対策 ○荒廃地、崩壊地の早期安全対策を実施するとともに、治水上障害となる土砂対策を実施する。	1 治山復旧対策 34市町村771か所の復旧整備	千円 5,541,500	66	(林務観光部)
	2 砂防災害復旧事業 (県内 108か所)	530,961	63	(土 木 部)
	3 緊急急傾斜崩壊対策事業 擁 壁 工 延 長 147m 法面保護工 4か所 997m²	84,200	61	益子 2、茂木 1 喜連川 1 (土 木 部)
	4 緊急地すべり対策事業 押さえ盛土工 40m アンカー工 80m² 片 法 枠 工 42m² ボーリング 275m 表 面 排 水 工 150m	137,400	61	茂木 1、矢板 1 (土 木 部)
② 河川安全対策 ○次期出水に備え、被害河川の早期復旧を図り、河川の安全を確保する。	1 河川災害復旧事業 (1) 被害河川調査 (県内 1,823か所) (2) 災害復旧事業 (県内 1,823か所) (3) 河川激甚災害対策特別緊急事業 ・逆川の抜本的河川改修	 239,732 13,570,580 8,420,000	 61 63 65	(土 木 部) (概 算) (概 算)

(4) その他の復旧対策

復旧対策計画	復旧対策事業	対策経費	完了年度	備考
その他の復旧対策	1 県有財産の災害対策 農業試験場、下都賀庁舎、県営林等	千円 8,143	61	(関係各部)
	2 県営発電所関係施設の災害復旧	12,300	61	(企業局)
	2 市町村行財政援助 (1) 普通交付税の繰り上げ交付 11町村 738,000千円 (2) 特別交付税の要望 (3) 地方債の確保 (4) まちづくりアドバイザーの確保			(総務部)

第3節 災害復旧予算措置等

1 概 要

台風10号災害について、県は被災者の災害救助を実施するとともに、各般の応急対策及び復旧対策を講じ、これらに要する経費について予算措置を行った。

61年度における台風10号災害関係予算は、188億5,845万円となり、このうち災害復旧事業費が157億566万6千円（初年度実施率約70%）、災害関連の公共事業費が16億7,885万1千円（初年度実施率約10%）となっている。

(1) 8月11日付け専決処分 34億2,383万1千円

緊急に措置すべき次の事項について、予算措置を行った。

①災害救助法に基づく被災者の災害救助等に要する経費

②農業及び商工業における被害に対する融資等に要する経費

③道路・河川・農業用施設等の被害のうち早急に復旧が必要な工事等に要する経費

(2) 9月補正予算 94億1,770万6千円

本格的な災害復旧を図るため所要の経費を計上し、復旧に万全を期することとした。

また、主要河川について洪水痕跡、降雨解析等の調査を行うこととした。

災害関係予算は、補正予算177億4,946万2千円の約53%を占めている。

(3) 10月29日付け専決処分 58万8千円

台風10号災害が、天災融資法に基づく適用災害に指定されたため、これに要する経費等について予算措置を行った。

(4) 12月補正予算 55億1,307万円

61年度中の災害復旧額がほぼ確定したことにより、補正を行った。

災害関係予算は、補正予算総額77億4,537万円(給与改定分を除く)の約71%を占めている。

(5) 2月補正予算 6億9,197万6千円

61年度中に実施する災害復旧事業費の確定に伴い補正を行った。

年間を通じた８月台風10号災害関係予算は190億4,717万１千円となり、このうち災害復旧事業費が158億9,438万７千円（初年度実施率約75％）となっている。

2. 61年度中の予算措置状況

(1) 災害復旧事業

（単位：千円、％）

部局名等		事業名	復旧等に要する県事業費	予算額 専決処分 8月11日	予算額 9月補正予算	予算額 専決処分 10月29日	予算額 12月補正予算	予算額 2月補正予算	予算額 計	本年度実施率
農林施設	農務部	農業用施設	2,339,542	250,000	660,000		1,074,155	43,739	2,027,894	86.7
		農地	992,465	50,000	224,000		515,410	△ 3,629	785,781	79.2
		計	3,332,007	300,000	884,000		1,589,565	40,110	2,813,675	84.4
	林務観光部	治山施設	477,960	318,682	86,005			△ 20,701	383,986	80.3
		林道	130,125		94,230		16,218		110,448	84.9
		県単災害復旧 治山	1,481,900	122,000	178,000				300,000	20.2
		県単災害復旧 林道	85,550		50,390				50,390	58.9
		県単災害復旧 小計	1,567,450	122,000	228,390				350,390	22.4
		計	2,175,535	440,682	408,625		16,218	△ 20,701	844,824	38.8
土木施設	土木部	災害復旧		1,265,560	8,032,324		3,182,331	△355,433	12,124,782	78.2
		災害監督費	74,105				74,105		74,105	100.0
		計		1,265,560	8,032,324		3,256,436	△355,433	12,198,887	78.4
その他の施設			37,001	18,156	18,845				37,001	100.0
災害復旧事業費計				2,024,398	9,343,794		4,862,219	△336,024	15,894,387	75.3

(2) 災害関連公共事業

（単位：千円）

部局名等	事業名	復旧等に要する県事業費	予算額 専決処分 8月11日	予算額 9月補正予算	予算額 専決処分 10月29日	予算額 12月補正予算	予算額 2月補正予算	予算額 計
農務	災害関連事業	14,000				14,000		14,000
林務	治山	4,917,000				53,251		53,251
土木	河川激甚災特別	8,420,000				369,000		369,000
	その他災害関係	3,455,600				214,600	1,028,000	1,242,600
災害関連公共事業費計		16,806,600				650,851	1,028,000	1,678,851

(3) その他

（単位：千円）

事業名	復旧等に要する県事業費	予算額 専決処分 8月11日	予算額 9月補正予算	予算額 専決処分 10月29日	予算額 12月補正予算	予算額 2月補正予算	予算額 計
関連調査費等	316,066	242,154	73,912				316,066
金融関係	925,453	924,865		588			925,453
防疫・防除	81,148	81,148					81,148
救助関係	151,266	151,266					151,266
計	1,473,933	1,399,433	73,912	588			1,473,933

3　市町村に対する普通交付税の繰上げ交付

被災市町村のうち11町村について、普通交付税の９月交付額の繰上げ交付を自治大臣あて申請（昭和61年８月15日付け地第357号）し、次のとおり繰上げ交付が決定され（昭和61年８月22日付け自治交第95号）、８月23日に現金交付が行われた。

町村別の交付額は次のとおりである。

二宮町	71,000千円	南那須町	66,000千円
益子町	84,000千円	烏山町	88,000千円
茂木町	104,000千円	馬頭町	92,000千円
市貝町	43,000千円	小川町	35,000千円
芳賀町	65,000千円	湯津上村	43,000千円
喜連川町	47,000千円	計	738,000千円

第４章　河川激甚災害対策特別緊急事業

第１節　概況

1　事業の目的

「河川激甚災害対策特別緊急事業」は、激甚な災害を受けた地域について、一定の計画に基づき一定期間（５か年程度）で河川を改修し、再度の災害の防止する目的で、昭和51年度から補助制度として始まった事業で、本県では始めて実施するものである。

2　事業の範囲

事業の範囲は、全体事業費10億円以上（150億円限度）で、かつ原則として、当該災害による一般被害総額に相当する額を限度として、次の各号の１に該当するものである。

(1)　河川の氾濫による一区域の被害が次のいずれかに該当する場合

①　流失（全壊）家屋数50戸以上

②　浸水家屋2,000戸以上（床上、床下浸水等は換算）

(2)　河川の氾濫による一市町村の区域内の一水系に係わる被害が前号のいずれかに該当する場合となっている。

第２節　台風10号による被災状況

1　降雨状況（茂木町役場雨量観測所）

連続雨量（S61.8.4、４時～5日７時）	324mm
24時間最大雨量（S61.8.4、８時～５日、８時）	321mm
１時間最大雨量（S61.8.5、１時～２時）	57mm

2　水位状況（茂木町小学校横水位観測所）

警戒水位	1.80m
洪水痕跡水位	5.30m

3　被災状況（市街地部）

浸水面積	約110ha
浸水戸数	約1,200戸（床下101戸、床上1,099戸）

家屋の被害状況

(単位：戸)

区　　分	全　壊	半　壊	軒下浸水	床上浸水	床下浸水	計
実　戸　数	16	46	483	554	101	1,200
100㎡@換算戸数	16	46	673	723	169	1,627
全壊換算戸数	16	23	224	18	4	285
浸水換算戸数	640	920	8,973	723	169	11,425

第3節　事業の概要

1　概　　要

逆川は、茨城県境の八溝地内にその源を発し、山間部を流下し、石沢地先で深沢川を合流した後、茂木町の市街地部を貫流し、坂井川、神井川、塩田川、鮎田川を合流し、伊川勢地先にて那珂川（直轄管理区間）に流入する流域面積A＝116.6㎢，流路延長L＝30.75kmの一級河川である。

台風10号を契機として、茂木町を再度災害から守り、災害に強い町を造るため、地元の協力を得て、逆川のうち茂木町市街地部を中心に一定計画に基づいて、現況河川の拡幅、河床堀削、構造物の改築など抜本的な河川改修を実施する。なお、市街地下流部から那珂川合流点までは、小規模河川改修事業等、上流部については災害助成事業等により、本事業と整合を図り、一連区間の河川改修を実施する計画である。

全体計画延長　　L＝5,800m

（本川　逆　川　　5,400m
　支川　坂井川　　400m）

起点　　茂木町北高岡地先

終点　　茂木町林地先

2　全体事業費　　84億2千万円

3　年次計画　　昭和61年度～昭和65年度（5か年計画）

4　計画諸元

計画高水流量　Q＝510～390㎥/s

計画時間雨量　r＝78.9㎜/h

5　流量配分図

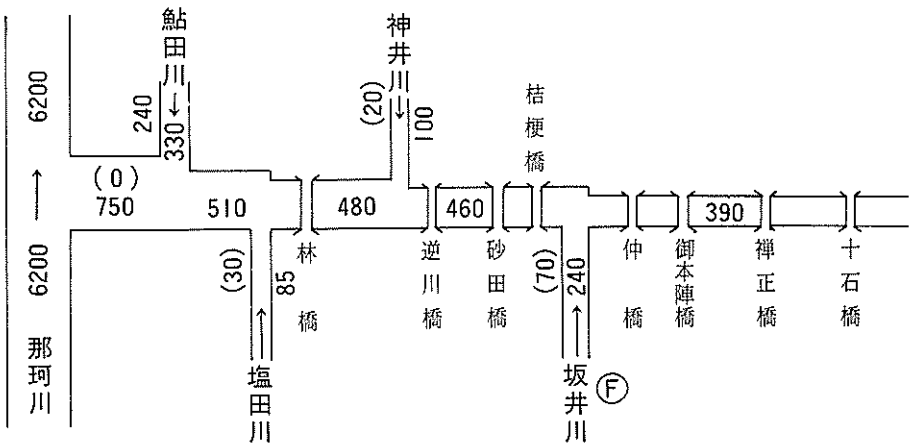
6200
6200
那珂川
240
330
鮎田川
(0)
750
510
(30)
塩田川
85
林橋
(20)
100
神井川
480
460
逆川橋
砂田橋
桔梗橋
(70)
240
坂井川
Ⓕ
仲橋
390
御本陣橋
禅正橋
十石橋

第５章　復旧資金等の融資・貸付け等

第１節　中小企業向け融資措置

1　中小企業基盤強化資金の融資

被災後の当面の対策として、既存の融資制度である「中小企業基盤強化資金」による運転資金の緊急融資を促進することとした。

2　台風10号商工災害緊急対策資金の融資

商工業者の被害は、茂木町を中心に大きなものがあったため、従来の融資制度の活用だけでは企業再建の対策として不十分であり、新しい緊急対策資金の創設による金融面での強力な財政措置が必要となった。

県は、昭和61年８月28日、「台風10号商工災害緊急対策資金資付金要綱」を定め、非常時の緊急対策であることに鑑み、既存の制度よりも低利かつ長期の新しい制度を設けた。

台風10号商工災害緊急対策資金の概要は、次のとおりである。

区　分	内　容
資金使途	運転資金・設備資金
融資枠	20億円
融資限度額	2,000万円
融資期間	10年以内（据置２年以内）
融資利率	4.5%（保証協会の保証付は、4.0%以内）
融資対象・融資基準	被害額が、年間総収入の10/100以上、又は事業資産価額の50/100以上であることについて、市町村長の証明を受けた中小企業者等（特別被害証明書の交付を受けること）
申込期間	昭和61年８月28日～昭和62年２月28日

3　信用保証料率の引下げ及び保証料の補助

栃木県信用保証協会は、商工業者が緊急対策資金の融資を保証協会の保証付で利用する場合、金利負担の軽減を図るため、保証料率を通常の1.0%から0.8%に引き下げることとした。

また、県においては、保証料の補助制度を創設し、0.2%の補助を行うこととした。

この結果、企業の保証料の負担は0.6%まで軽減された。

4　その他の復旧資金等の融資

(1)　政府系金融機関の金融措置

中小企業金融公庫、国民金融公庫及び商工組合中央金庫は、災害発生後に被災地で開設された経営相談にも参加し、いち早く災害貸付制度による融資を開始したが、当初の融資利率は通常利率の6.4％とされた。

その後、９月30日に激甚災害指定の政令が公布されるとともに、これら政府系金融機関は、市町村長の証明を受けた特別被害者に対して、貸付当初３年間の融資利率を3.0％まで引き下げた。

その他の融資条件は次のとおりである。

区　分	内　容
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	中小企業金融公庫7,500万円、国民金融公庫1,500万円
融資期間	10年以内（据置２年以内）

(2)　民間金融機関の対応

茂木町を中心とした被災地域に店舗を有する民間金融機関も、独自に緊急特別融資制度を創設し、企業の資金需要に対応できる体制が取られた。

融資期間については、当初は、昭和62年12月31日までとされたが、その後５年に延長されたものである。

融資条件は次のとおり。

区　分	内　容
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	300万円
融資期間	５年以内
融資利率	5.5％
取扱金融機関	足利銀行、栃木相互銀行、宇都宮信用金庫、真岡信用組合

(3)　茂木町における利子補給制度

茂木町は、被災中小企業者の金利負担の軽減を図るため、民間金融機関の緊急融資を受けた企業に対し、昭和62年12月31日まで融資利率（5.5％）の$\frac{1}{2}$に当たる2.75％の利子補給を行うこととした。

これにより、その間の企業の金利負担は大幅に軽減され、結果的に民間金融機関の融資を促進することになった。

災害復旧資金の融資状況

(昭和62年２月28日現在)

機関別＼項目		件数	金額
県	台風10号商工災害緊急対策資金	91	1,062,600千円
	中小企業基盤強化資金	15	163,500
	計	106	1,226,100
政府系金融機関	激甚災害貸付	27	225,600
	災害貸付	6	76,500
	計	33	302,100
民間金融機関		433	※ 1,139,300
合計		572	2,667,500

※(注) 民間金融機関の融資実績には、商工業者の他、一般の勤労者への融資が含まれている。

第２節　災害復興住宅資金の融資

住宅金融公庫は被災者の住宅復興に資するため、住宅金融公庫法第17条第６項に基づき資金の借し付けを行った。その概要は次のとおりである。

１　建設の場合

り災直前の建物の価額の５割以上の被害を受けた場合は、次表の融資限度額以内で、建設資金の融資をする。また、宅地が流失して新たに宅地を取得するときは土地取得資金を、建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ建設資金とあわせて融資をする。

イ　融資金の限度額

家屋の構造	建設資金の融資限度額	土地取得資金の融資限度額	整地資金の融資限度額
耐火構造又は簡易耐火構造	910万円	500万円	250万円
木造	800万円		

ロ　利率　年5.05%

ハ　償還期間

耐火構造	簡易耐火構造	木造	備考
35年以内	30年以内	25年以内	融資の日から３年以内のすえおき期間を設けることができ、その期間、償還期間を延長できます。

ニ　償還方法　原則として、元利均等毎月払い(融資額が100万円以上の場合はボーナス払いを併用できる。)

2　購入の場合

り災直前の建物の価額の５割以上の被害を受けた場合は、次表の融資限度額以内で、新築家屋又は中古家屋の購入資金の融資をする。

イ　融資金の限度額

家屋の構造	新築家屋購入資金の限度額	中古家屋購入資金の限度額
耐火構造	1,410万円	980万円
簡易耐火構造	1,410万円	900万円
木造	1,300万円	800万円

ロ　利率　年5.05%

ハ　償還期間

区分	耐火構造	簡易耐火構造	木造	備考
新築	35年以内	30年以内	25年以内	1　融資の日から３年以内のすえおき期間を設けることができ、その期間、償還期間を延長できます。 2　木造中古は、申込受理日の属する年度（４月１日を始期とします。）前５年度以後の新築のものは20年以内、同前６年度以前の新築のものは15年以内となります（例えば、昭和60年度中の申込の場合、「申込受理日の属する年度前５年度」とは、昭和55年度をいいます。）。
中古	20年以内	20年以内	20年以内又は15年以内	

ニ　償還方法　原則として元利均等毎月払い（融資額が100万円以上の場合はボーナス払いを併用することができる。）

3　補修の場合

補修に要する額が10万円以上の被害を受けた場合は、次表の融資限度額以内で、補修資金の融資をする（門や塀だけが損壊した場合にも融資が受けられる。）。また、補修する家屋を引方移転するときは移転資金を、宅地について被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金とあわせて融資をする。

融資金の限度額

家屋の構造	補修資金の融資限度額	移転資金の融資限度額	整地資金の融資限度額	備考
耐火構造又は簡易耐火構造	10万円以上450万円以下	250万円	250万円	補修資金のほか移転資金と整地資金をあわせて融資する場合における移転資金と整地資金の合計額の限度額は、250万円
木造	10万円以上400万円以下			

ロ　利　率　年5.05%

ハ　償還期間　10年以内。この期間内でご希望の方には借入金の返済について１年以内のすえおき期間を設けることができる。

二　償還方法　元利均等毎月払い又は元利均等２か月払い（融資額が100万円以上の場合はボーナス払いを併用することができる。）

4　実　　績（昭和61年11月30日現在）

建　設　　1件

購　入　　0〃

補　修　　1〃

外に建設の認定済10件

第３節　農業災害経営資金等の融資

県は、被害農業者の経営の安定を図るため、栃木県農業災害対策特別措置条例及び天災融資法にもとづき災害経営資金等の融通措置を講じた。

なお、天災融資法にもとづく融資に関しては、激甚災害法の特別措置が適用された。

災害経営資金の融資状況

資金区分	資金種類		貸付利率	件数	金額	備考
条例資金	農業用施設復旧資金		3.2%	13	13,740千円	昭和61年10月31日融資完了
天災資金	災害経営資金	１割以上被害農業者	2.7（6.05）	12	15,130	昭和62年２月28日融資完了
		３割以上被害農業者	2.2（5.05）	13	15,080	
		特別（５割以上）被害農業者	2.0（3.0）	4	2,700	
計				42	46,650千円	

（注）；（　）内は天災融資法にもとづく法定利率であるが、県、市町村の利子補給の上乗せにより上記貸付率としている。
なお、災害経営資金の被害割合は、平年の総農業収入額に対する天災による損失額の割合である。

第４節　その他の復旧資金等の貸付等

１　災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく貸付制度の対象となる者で、台風10号災害で被災し、生活の早期立て直しの為に資金を必要とする者に対し、次の要領で資金の貸付を行った。

区分	内　　容
資金の使途	災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金
貸付限度	1,800千円以内
利　　息	年3％
据置期間	3　年
償還方法	据置期間を含み10年以内、年賦又は半年賦

災害援護資金貸付状況

区分 / 貸付種別	申込		貸付決定	
	件数	金額	件数	金額
世帯主の負傷による貸付	0	0千円	0	0千円
住居の全壊等による貸付	4	6,600	4	6,600
住居の半壊による貸付	7	6,200	7	6,200
家財の損害による貸付	23	13,400	23	13,400
合　　計	34	26,200	34	26,200

2　世帯更生資金の貸付

世帯更生資金貸付制度要綱（昭36.4.6厚生事務次官通知）に基づく貸付制度の対象となる低所得者等で、台風10号災害で被災し、住宅の補修等の資金を必要とする者に対し、次の要領で資金の貸付を行った。

区分 / 資金種別	更生資金	住宅資金	災害援護資金
資金の使途	生業を営むのに必要な資金	住宅を改築、補修し又は保全するのに必要な資金	災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金
貸付限度	890千円	1,000千円	600千円
利　　息	年3％	年3％	年3％
据置期間	1年以内	6ヶ月以内	1年以内
償還方法	7年以内	6年以内	7年以内

世帯更生資金貸付状況

区分 / 資金種別	申込		貸付決定	
	件数	金額	件数	金額
更生資金	2	1,890千円	2	1,890千円
住宅資金	9	6,300	8	5,800
災害援護資金	17	9,500	14	8,100
合計	28	17,690	24	15,790

3　母子福祉資金の貸付

母子及び寡婦福祉法に基づく貸付制度の対象となる母子世帯で、台風10号災害で被災し、住居の補修について資金を必要とする者に対し、次の要領で資金の貸付を行った。

資金種別 / 区分	住宅資金
資金使途	建物の主要構造部分を補修するのに必要な資金
貸付限度	1,500千円以内
利息	年3％
据置期間	2年以内
償還方法	据置期間経過後6年以内、年賦又は半年賦

母子福祉資金貸付状況

区分 / 資金種別	申込		貸付決定	
	件数	金額	件数	金額
住宅資金	2	990千円	2	990千円
合計	2	990	2	990

4　寡婦福祉資金の貸付

母子及び寡婦福祉法に基づく貸付制度の対象となる寡婦世帯で、台風10号災害で被災し、住居の補修について資金を必要とする者に対し、次の要領で資金の貸付を行った。

区分＼資金種別	住　宅　資　金
資金使途	建物の主要構造部分を補修するに必要な資金
貸付限度	1,500千円以内
利　息	年 3 %
据置期間	2年以内
償還方法	据置期間経過後6年以内、年賦又は半年賦

寡婦福祉資金貸付状況

区分＼資金種別	申込		貸付決定	
	件数	金額	件数	金額
住宅資金	4	4,500千円	4	4,500千円
合計	4	4,500	4	4,500

第８部　議会の活動

議会を代表して激励に訪れた正副議長等（茂木町役場）

第１章　災害現地調査及び要望活動

第１節　現地調査

昭和61年８月５日、議長は県警ヘリコプター「なんたい」にて、被害の最も著しかった茂木町の被災状況を視察し、見舞金を贈った。

また、土木委員会正副委員長も、茂木町の現地を調査した。

８月６日から10月６日にかけ、各委員会は現地調査を実施し、被害状況の把握、災害応急対策及び復旧対策の概要、災害査定等について調査等を実施した。

議会の現地調査及び各種の活動状況は、次のとおりである。

月　日	場　　所	構　成　主　体	活　　動　　内　　容
８月５日	茂　木　町	議　　長	県警ヘリコプターにて、茂木町の被災状況を視察し、見舞金を贈った。
８月５日	茂　木　町	土木委員会正副委員長	災害状況を調査した。
８月５日	知　事　室	議　　長	災害復旧と救済措置の早急な実施について知事に要請した。
８月６日	茂木町・芳賀町 益子町	県民生活衛生環境委員長	災害状況を調査した。
８月７日	栃木土木事務所	土木委員会委員 地元議員	被害状況について執行部から説明を受け質疑を行った。
８月７日	議長応接室	正副議長 各派代表者 議運委員長	1　被害の現状と対策の概要について、執行部から説明を受け質疑を行った。 2　緊急を要する事項について対策本部に要望する旨決定した。 3　議会から見舞金及び必要物資の提供する旨決定した。
８月７日	知　事　室	全　議　員	災害見舞金100万円を贈った。
８月８日	佐野土木事務所	土木委員会委員 地元議員	被害状況について執行部から説明を受け質疑を行った。

月　日	場　　所	構　成　主　体	活　　動　　内　　容
8月8日	知　事　室	議　　長	災害復旧と救済措置の早急な実施について知事に再度要請した。
8月11日	足利土木事務所	土木委員会委員 地　元　議　員	被害状況について執行部から説明を受け質疑を行った。
8月11日	大　蔵　省 自　治　省	総務企画委員会 正副委員長	災害復旧対策について、大蔵省及び自治省へ陳情を行い要望書を提出した。
8月11日	厚　生　省	県民生活衛生環境 委員会委員長	災害復旧対策について、厚生省へ陳情を行い要望書を提出した。
8月12日	烏山土木事務所 益子町・茂木町 市貝町・南那須町 烏山町	土木委員会正副委員長	災害地の現地調査を行った。
8月12日	農林水産省 林　野　庁	農林観光委員会 正副委員長	災害復旧対策について、農林水産省及び林野庁へ陳情を行い要望書を提出した。
8月12日	議員会館	正副議長 各派代表者 議運委員会	1　関係機関への陳情等の報告を行った。 ○知事に対する要請 ○関係省庁、県選出国会議員に対する陳情 2　被害状況の報告を執行部から受けた。
8月13日	建　設　省 国　土　庁	土木委員会正副委員長	災害復旧対策について建設省及び国土庁へ陳情を行い要望書を提出した。
8月14日	災害対策本部	全　議　員	次の救援物資を贈った。 石けん タオル ビニールシート トイレットペーパー　等1,550点余
8月18日	大田原土木事務所	土木委員会委員 地　元　議　員	被害状況について執行部から説明を受け質疑を行った。
8月19日	烏山土木事務所	土木委員会委員 地　元　議　員	被害状況について執行部から説明を受けて質疑を行った。

月　日	場　　所	構　成　主　体	活　　動　　内　　容
8月19日	県立がんセンター内 会　議　室	県民生活衛生環境 委　員　会　委　員	被害状況（衛生環境部所管事項）について執行部から説明を受け質疑を行った。
8月20日	農林観光委員会室	農林観光委員会委員	被害の状況について、執行部から報告を受け質疑を行った。
9月1日	茂　木　町	総務企画委員会委員長	被害の現状と対策の概要について、茂木町長から説明を受け被害地の現地調査を実施した。
9月3日	県民生活衛生環境 委　員　会　室	県民生活衛生環境 委　員　会　委　員	被害状況（県民生活部所管事項）について執行部から説明を受け質疑を行った。
9月4日	日光土木事務所	土木委員会委員	土木部より那珂川水系一級河川逆川筋河川激甚災害対策特別緊急事業(案)について提出があり、説明を受け質疑を行った。
9月10日	総務企画委員会室	総務企画委員会委員	被害の現状と対策の概要について、執行部から説明を受け質疑を行った。
9月16日	議　　場	栃木県議会	定例会の議長の開会挨拶及び知事の議案説明の中で被災者に対するお見舞と災害対策について報告があった。
9月18日 9月19日	議　　場	栃木県議会	次の議員から災害についての質疑・質問があり、執行部からの答弁があった。 増渕賢一　議員 高橋巖雄　議員 栃本　健　議員 相馬経雄　議員 小野瀬楠雄　議員 小林　守　議員 吉田宗夫　議員
9月22日 9月24日	各常任委員会室	各常任委員会委員	被害の状況、対策等について執行部から報告を受け質疑を行った。
9月27日	議　　場	栃木県議会	「台風10号に伴う豪雨災害の救援活動等に対する感謝決議」を決議した。
10月6日	宇都宮土木事務所	土木委員会委員	逆川の河川改修及び災害査定について報告を受け質疑を行った。
11月19日	土木委員会室	土木委員会委員	災害査定及び災害関連緊急地すべり事業について説明を受け質疑を行った。

第２節　要望活動

８月５日、議長は知事に対し、台風10号による災害対策について、「県民の被害状況の的確な把握に務め、その救済措置を早急に実施する」ことを要請した。

８月11日から13日にかけ、総務企画、県民生活衛生環境、農林観光及び土木の各委員会は、国の関係省庁に対し、災害復旧対策について陳情を行い、要望書を提出した。

知事に対する要請及び国に対する要望は、次のとおりである。

○ 知事に対する要請

台風十号による災害対策について

八月四日から五日未明にかけて本県を通過した台風十号による豪雨のため、県内各地に河川のはん濫・土砂の崩壊などにより人命をはじめ、河川・道路等の公共施設の損壊、また、家屋・建物等の浸水、さらに、水稲・野菜等農作物の冠水などによって大きな被害をもたらした。

現在、県は茂木町に災害救助法の適用を発動し、救助活動や応急的な復旧活動及び広域にわたる災害状況の調査に努力されているところであるが被害の状況は極めて大規模であり、被災地住民の不安はまことに大きいものがある。

よって県は、住民生活の安定を図るため、公共施設の災害復旧に万全を期するとともに、県民の被害状況の的確な把握に努め、その救済措置を早急に実施するよう要請する。

昭和六十一年八月五日

栃木県議会議長　板　橋　一　好

栃木県知事　渡　辺　文　雄　殿

○国に対する要望

要望先	要望内容
大蔵省	災害復旧対策に対する財政援助措置
厚生省	被災住民に係る災害救助費の国庫負担及び災害弔慰金の支給等に関する財政援助措置
農林水産省	農地、農業用施設、林道等の激甚災害の指定、低利資金の融資と農業共済金の早期支払及び緊急治山事業の採択
建設省	中小河川の改修等治水事業の促進、激甚災害の指定と災害査定の早期実施
自治省	特別交付税の配分
国土庁	災害対策に対する全般的措置

第２章　災害対策に関する質疑質問

第199回定例会は、９月16日に開会され、18日、19日の両日本会議において７人の議員が登壇し、上程議案並びに県の一般事務に関して質疑質問を行ったが、災害対策に関する質疑質問等の要旨は、次のとおりであった（議会時報より抜粋）。

９月18日

○　増渕賢一議員（自民党）

質疑質問

１　災害対策について

(1)　災害防止対策について

ア、　台風10号関連豪雨による災害は、茂木町を中心に、県内各地に未曽有の被害をもたらしたが、今後、災害の無い、災害に強い町づくりを進めることは、県政にとって緊急の課題である。

今回の災害を契機として、どのような災害防止対策を実施し、災害に強い町づくり、県土づくりを進めようとしているのか聞きたい。

イ、　今回の災害では、茂木町役場自体が１ｍ以上もの水につかり、非常災害時の命綱ともいえる防災行政無線が機能を停止したが、このような事は二度と繰り返されてはいけない。

県は、市町村の防災体制の診断を行ったが、その調査結果と今後の指導方針について聞きたい。

(2)　今回の災害は、県内の商工業者に商品等の流出、水没など甚大な被害を与え、特に茂木町の商店街においては、逆川の氾濫により総額35億円の被害を受け、被災した商工業者の中には廃業を考えている者もある。このような状況から、被災商工業者の経営の安定を確保し、町の活性化を図るためには、今回新規に創設された融資制度や既存の融資制度等の各種施策の周知徹底を図ることはもとより、親身になって相談を受け、指導・助言を行うことが最も大切であると考えるが、どのように対応しようとしているのか聞きたい。

(3)　今回の豪雨により、農作物も水稲を中心に甚大な被害をこうむった。

県は被災農業者に対し、早期に農業共済金を支払い、農家負担の軽減と農業再生産の確保を図るべきと思うがどうか。

また、被害農作物の技術指導についてどのように対応するのか併せて聞きたい。

(4) 河川の災害復旧対策について

ア、 これからの出水期を控え、早急に災害復旧を実施し、今後の災害防止に万全を期すべきであると思うが考え方を聞きたい。

イ、 茂木町の中心を流れる逆川の改修には莫大な費用がかかるほか、相当数の家屋移転が伴うが、この計画をどのように進めていくのか聞きたい。

ウ、 今回の水害を考え、県内の中小河川の基本的な整備計画を見直す必要があると思うがどうか。

(5) 今回の災害により他市町村へ移転する住民が出ているが、過疎化に歯止めをかけ、町の振興を図るため県の振興策が必要と考えるが県の考え方を聞きたい。

(6) 台風10号関連の豪雨による被害は、かつてないほど甚大であり、その復旧等に要する経費も膨大な額に達するものと考えるが、財源確保はどうするのか聞きたい。

答　弁

▽渡辺知事

1 (1)ア、 今回の災害の教訓をもとに、治水、治山、砂防等の保全工事を計画的、体系的に進めていく。特に、今回溢水した河川について詳細な調査を行い今後の河川改修事業に役立てる。災害が起こった時に適切に応急対策が可能となるよう職員の日常の災害対策訓練の充実を図る。県民一人ひとりが「自らの生活、自らの町は自らが守る」という県民の防災意識の高揚に努力していきたい。

(5) 茂木町における当面の課題は、災害復旧にあり、その対策の推進に当たっては、災害が町の振興方策にいかなる影響を及ぼすかを十分検討した上で、町当局の意向を聞きながら町の振興を図るべく、出来るだけ支援をしていきたい。

▽小坂総務部長

1 (1)イ、 まず、警報の発令、伝達、避難の勧告等については、おおむね適正であった。次に、非常時における消防署等関係機関との連絡、協力体制等について、ほぼ確立されていたと認められた。宿直をやっていない市町村における災害情報の受信連絡体制、これには不備な点が見られ、今後検討を要するところである。また、防災訓練については、ほぼ半数の市町村が訓練を実施しているが、職員の非常招集訓練は各市町村とも未実施である。最後に食糧等の備蓄であるが、大部分の市町村が備えをしていない状況であった。

以上の点を考慮し、市町村の防災行政事務担当者等への研修等、防災体制の強化を図っていく。

2 (6) 現段階での所要経費は、130億円余りになっており、今後も増加するものと見込んでいるところである。それらに対しては、国庫支出金、地方債等を積極的に導入し、既定予算の効率

的な執行に努力し、財源を確保していきたい。

▽大気商工労働部長

1　(2)　茂木町の被災商工業者について、政府系の金融機関の低利融資制度と、県の災害融資制度を有効に活用してもらうとともに、商店診断等の施策と合わせて、将来の計画づくりを積極的に支援していきたい。

▽和賀井農務部長

1　(3)　被害を受けた農家の負担軽減を図るため、共済金の早期支払いについて、国に対し強く要請するとともに、農業共済団体に対しても迅速適切な対応を指導してきたところである。その結果、水稲の被害が７割を超える圃場については10月中旬を目途に共済金の仮渡しについて手続中であり、その他についても早期に支払えるよう指導、督励していきたい。

被害農産物の技術指導については、災害発生後「台風10号に伴う技術対策」を策定し指導の徹底を図ってきた。今後も引き続き指導を行い、農産物の生産安定のため万全を期していきたい。

▽岡田土木部長

1　(4)ア、　被害箇所のうち、緊急を要する県工事分207か所の応急工事に着手しており、その他の箇所も再度災害の防止に万全を期すべく早期復旧に努力していく。

イ、　今回の出水規模に対応できる抜本的な改修計画を立て、今年度から５か年で実施していく。家屋の移転に当たっては、町当局と協議を進めていきたい。

ウ、　今後の治水事業の基本方針を策定すべく、早急に見直し調査を実施し、治水対策を立てていきたい。

○ 高橋巖雄議員（社議団）

質疑質問

1　防災対策について

(1)　茂木町逆川の激甚災害対策特別緊急事業は、今年度から５か年計画でやると言うが茂木町の振興とどのように調整を図るのか。

(2)　茂木町十石地区で地すべりが起きたが、地すべり危険地区の指定にはなっていないとのことである。聞くところによると、この山腹は植林したとのことであるが、こうした地区の造林の在り方と防災対策を聞きたい。

答　弁

▽渡辺知事

1　(1)　茂木町逆川の河川改修については、国庫補助により、再度の災害の防止を目的とし、短期間で災害に強い茂木町をつくるため、現在地元関係者、町当局などと協議を進めている。この事業に伴う家屋の移転は約120棟ぐらいになるのではないかということで、町の振興対策上の大きな課題であり、この事業の実施が町の振興にも十分寄与するよう措置していきたい。

(2)　地すべり防止区域の指定は、国が指定するもので、当該地区について、現在国に指定申請の手続を進めている。

造林を進めるに当たっては、適地適木を原則としているが、人工造林の適地であっても、林地の保全を十分考慮した新しい手法による造林を指導している。

また、防災対策については、年度内工事完成を目途に、災害関連緊急地すべり対策事業として防止工事を実施すべく国に要望している。

○ 栃本　健議員（無所属・県民クラブ）

質疑質問

2　台風10号災害の諸対策について

(1)　茂木町の災害の状況を調査し、諸対策の協議をしてきたところであるが、いまだにその惨状があちこちに残されたままとなっており、これからの対策を考えると極めて問題が大きく、大変なことと思う。

そこで、まず被害発生の原因をどのように分析しているのか。また、行政側施策、例えば上流からの河川改修、堤防の有効高さ基準の設定や橋梁構造について欠陥がなかったのか、これら認識について聞きたい。

(2)　既に被害総額が報告されているが、稲の収穫期を迎え、冠水や倒伏後の被害が当初予想した被害より悪化している現状にある。農業関係被害額及び被害総額は最終でどの程度になる見込みか聞きたい。

(3)　逆川の河川改修事業計画は地元関係者との協議が不足していると思われるが、立ち退きの際の代替地の問題や上流から神井川に直接バイパスを抜いたらという地元の要望を県はどのように考えているのか聞きたい。

(4)　今回の災害復旧にとどまらず、今後の茂木町の地域振興策について抜本的な考え方を聞きたい。

答　弁

▽渡辺知事

2　(4)　茂木町においては、町当局と住民の皆様とが一致団結し、一日も早く明日の飛躍のため、

地域振興策に取り組まれるよう期待している。

県としては出来る限りの施策を講じていきたい。今回の災害により、どのような影響があり、地域振興施策推進にどのような問題が生じてくるかなど、分析検討し、長期的視点に立って、どのような振興方策をとるか町と十分協議しながら進めていきたい。

なお、逆川復旧事業等の実施に当たってもこのような長期的視点を忘れることなく進めていきたい。

▽小坂総務部長

2　(1)　今回の災害は極めて多岐にわたっており、その原因もそれぞれであると考えられるが、特に一部地域では300㎜を超える雨量を記録しており、総じてこの豪雨に帰せられるものと思われる。

災害発生時の県、市町村の対応については、防災無線の一時不通のような反省点はあるものの、総じて言えばその対応、体制は概して適切だったと考えている。

▽和賀井農務部長

2　(2)　台風10号、台風15号による農作物被害見込みは合わせて71億５千万円程度となっているが、天候不順が続いており、稲作作況への悪影響が懸念されている。

また、このような実態に鑑み、農業共済団体に対し、被害実態の適正把握、共済金の早期支払等について十分指導していきたい。

▽岡田土木部長

2　(3)　逆川の河川改修計画策定に当たっては、降雨、出水状況、被災状況等を調査し、バイパス計画等の可能性も検討したが、総合的に判断し、本計画を採用した。

また、代替地を含めた移転対策については、今後、関係者と十分協議し、理解と協力を得て事業を推進したい。

なお、移転家屋等については、本日からの地元説明後、現地調査測量により確定することになるため、地権者の意向を踏まえ、町振興対策も考慮し、町当局と連携を図りながら進めていきたい。

○ 相馬経雄議員（自民党）

質疑質問

6　土木行政について

イ、　今回の台風10号等は、県北の河川においても大きな爪跡を残した。特に熊川においては被害が大きく、地域住民は早期復旧を望んでおり、河川改修の早期完成を図るために積極的に事業を推進すべきと思うが、今後の対応について聞きたい。

答　弁

▽岡田土木部長

6　土木行政について

イ、　熊川の河川整備については、まず災害復旧対策についてであるが、今回の被害箇所のうち、特に緊急を要する所は既に応急工事を実施している。その他の箇所についても、災害査定を待って、早期復旧を図るよう努力していく。

次に、河川の改修については、現在までに約80％を完成しており、今後ともこれらの事業の推進を図り、早期完成に努めていく。

9月19日

○ 小野瀬楠雄議員（自民党）

質疑質問

9　土木行政について

(5)　今回の台風10号の豪雨により、県南部を流れる緩流河川において、土砂等が流入し、河床が上がるいわゆる天井河川が各所で見られ、小山市の一級河川与良川についても、その現象が随所に見られる。災害を未然に防止するためにも、早急に河川内に堆積した土砂等を除去すべきと思うが、これらの対策についてどのように考えているのか。

答　弁

▽岡田土木部長

9　土木行政について

(5)　今回の台風10号により河床に土砂等の堆積が見られるところについては、再度災害を防止するため、土砂等の排除を行っている。与良川についても排除を行っており、特に河道内の堆積土、竹木等により洪水の障害となる所を優先的に整備していく考えである。

○ 小林　守議員（社議団）

要　望

台風10号の災害に伴い復旧対策に日夜奮闘された関係職員に、心から敬意と感謝を申し上げる。

当局においては、それらの職員の労苦に対し十分こたえていけるような諸条件の改善を期待する。

○ 吉谷宗夫議員（自民党）

質疑質問

9　土木行政について

(3)　足利市の市街地北部を流れる田島川は今回の台風10号により3,200万円余の被害を受けた。

そこで、この田島川の改修が急がれると思うが、県の今後の方針を聞きたい。

答　弁

▽岡田土木部長

9　土木行政について

(3)　田島川の改修は、袋川合流点より田島町持舟地先までの約1,700mの区間を完了しており、その上流部の未改修区間について昭和62年度から補助事業により着手できるよう国に要望している。

第３章　感謝決議

９月27日の第199回定例会最終日において、議会は、「台風10号に伴う豪雨災害の救援活動等に対する感謝決議」を行い、各方面から寄せられた献身的な救援活動及び物心両面にわたる温かい支援に対し、全県民を代表して、深甚なる感謝の意を表した。

感謝決議は次のとおりである。

台風十号に伴う豪雨災害の救援活動等に対する感謝決議

去る八月四日から五日未明にかけて本県を襲った台風十号に伴う豪雨は、県東部の茂木町、益子町、芳賀町を中心として県下各地に河川の氾濫、がけ崩れ等を引き起こし、死者六名、負傷者多数をはじめ、住宅、公共土木施設、農作物等に甚大な被害をもたらしました。

この災害にあたって、消防団、自衛隊、警察、日本赤十字社など各関係機関をはじめ、民間団体・企業や県民の方々、更には全国各方面から献身的な救援活動並びに物心両面にわたる温かい支援を賜り感謝にたえません。

これら各方面からの力強い救援活動やお見舞いは、被災者を大いに力づけ、希望と勇気を与え、県民ひとしく忘れ得ないところです。

よって、本県議会は、ここに全県民を代表して、関係各位に対し、謹んで深甚なる感謝の意を表します。

昭和六十一年九月二十七日

栃木県議会

第９部　災害対策本部の解散と感謝状及び礼状の贈呈等

在伯栃木県人会を代表して、知事の感謝状を受けている
ブラジルからの栃木県在留学生（県民生活部関係）

第１章　県の災害対策本部の解散

第１節　概　　要

県は、昭和61年８月５日、「栃木県台風10号災害対策本部」を設置し、民生の安定を図るため、飲水・食料品等の確保及び防疫対策の徹底に努め、また二次災害の防止と生活環境の整備を進めるため、決壊提防の復旧及び生活道路、幹線道路等の復旧に総力を挙げて取り組んだ。

この結果、茂木町を始め被災市町村では、真夏の被災であるにもかかわらず、伝染病の発生も無く、またその後の大雨にもかかわらず二次災害の発生も無く、予想以上に早い立ち直りを見せた。

第２節　栃木県台風10号災害対策本部の解散

災害対策本部は、昭和61年10月14日に第４回目の本部会議を開催し、「栃木県台風10号災害復旧対策計画」を承認した。

また、「市町村防災体制診断」の結果について報告し、今後における市町村の防災対制の指導方針が明示された。

このため、災害対策本部は所期の目的を達成したので、同日をもって解散することを決定した。

災害対策本部の解散の事由は次のとおりである。

１　「台風第10号及びその後の低気圧による災害」の応急対策が一応完了したこと。

２　「栃木県台風10号災害復旧対策計画」が承認されたこと。

３　市町村に対する防災対制の指導方針が明示されたこと。

４　市町村の災害対策本部がほぼ解散されたこと。

第２章　市町村の災害対策本部の解散

第１節　概　　要

被災市町村は、災害の発生後、逸早く災害対策本部を設置し、人命救助を最優先に、住民の避難誘導等に必死の活動を実施した。

この結果、例えば茂木町では市街地で1.5～2.5mの浸水があったにもかかわらず水死者１名と、同規模の災害に比し極めて少ない犠牲で済んだ。

第２節　市町村の災害対策本部の解散

市町村の災害対策本部は、災害応急対策の進捗にあわせ、順次解散したが、その状況は次のとおりである。

市町村名	設置日時	解散日時	備考
真岡市	8／4　23：00	8／9　12：00	
大田原市	8／5　5：00	8／21　11：00	
黒磯市	8／4　21：00	8／8　16：00	
上三川町	8／5　4：30	8／6　17：00	
二宮町	8／4　21：30	8／11　17：00	
益子町	8／5　3：30	10／22　14：00	
茂木町	8／4　22：00	10／24　12：00	
市貝町	8／5　7：30	8／12　17：00	
芳賀町	8／5　23：00	9／1　17：00	
高根沢町	8／5　2：00	8／20　17：00	
喜連川町	8／5　1：00	11／5　11：00	
南那須町	8／5　3：00	12／27　17：00	
烏山町	8／5　2：00	10／31　17：00	
馬頭町	8／6　10：00	9／20　12：00	
小川町	8／5　2：00	8／14　17：00	
那須町	8／5　3：00	3／31　17：00	
田沼町	8／4　21：00	8／5　1：00	
計	17団体		

第３章　感謝状及び礼状の贈呈等

第１節　感謝状の贈呈

災害が発生するや、市町村や消防機関を始め、警察、自衛隊等の不眠不休の救出救助活動が行われ、また県、他の市町村、日赤、建設業界、各種ボランティア団体等あらゆる方面から支援、協力があり、関係者の必死の努力によって、災害応急対策が実施された。

これら各方面から寄せられた救援活動は、災害にうちひしがれた人々に、大きな希望と勇気を与えてくれ、被災地の復興のための力強い支えとなった。

このため、災害応急対策がほぼ終了し、災害復旧対策が緒に就いた時期を見計らい知事は、被災者の救出救助及び救援活動等に多大な尽力をいただいた団体に対し、感謝状を贈呈した。

感謝状の贈呈状況は、次のとおりである。

区　　分	団　　体
救助、救援及び給水支援活動	陸上自衛隊宇都宮駐屯地台風10号災害対策部隊
救助、救援活動	真岡市消防団
〃	大田原市消防団
〃	矢板市消防団
〃	黒磯市消防団
〃	上三川町消防団
〃	河内町消防団
〃	粟野町消防団
〃	二宮町消防団
〃	益子町消防団
〃	茂木町消防団
〃	市貝町消防団
〃	芳賀町消防団
〃	氏家町消防団
〃	高根沢町消防団
〃	喜連川町消防団
〃	南那須町消防団
〃	烏山町消防団
〃	馬頭町消防団

区　　分	団　　体
救助、救援活動	小川町消防団
〃	湯津上村消防団
〃	黒羽町消防団
〃	那須町消防団
救助活動	株式会社フジテレビジョン
救援物資提供	栃木県民生活協同組合
〃	栃木県経済農業協同組合連合会
〃	主婦の店㈱上野ストアー
災害見舞金	栃木六日会
〃	(社)栃木県建設業協会
〃	成田山新勝寺
〃	(株)日立製作所
〃	足利市職員共済組合
〃	全国柔道整復師会
〃	日本テトラポット(株)東京支店
〃	佐野市婦人連絡協議会
〃	栃木県遊技業協同組合
〃	(社)栃木県舗装協会
〃	333-B地区キャビネット事務局
〃	在伯栃木県人会
〃	自治労栃木県本部
医療救護活動	日本赤十字社栃木県支部
〃	芳賀赤十字病院
〃	大田原赤十字病院
〃	足利赤十字病院
殺虫、殺蛆、殺菌のための消毒作業	邦和理工株式会社
し尿処理活動	栃木県環境整備事業協同組合
〃	宇都宮市環境保全協同組合
救援物資	栃木県中小企業団体中央会
〃	栃木県畳協同組合
〃	栃木県農協台風10号災害特別対策本部
災害見舞金	東京都中央卸売市場栃木県人会
〃	東京都中央卸売市場栃木県人会会長　村井荘次郎

区　　分	団　　体
救援物資	栃木県米穀協会
奉仕活動	栃木県建設業協会芳賀支部
〃	栃木県立茂木高等学校

第2節　礼状の送付及び謝礼広告

被災後、県内はもとより全国各地の方々から、災害見舞金や救援物資等が寄せられた。

知事及び議長は、災害見舞金や救援物資等が寄せられたことに対して感謝の意を表するため、礼状を送るとともに新聞紙面に謝礼広告を掲載した。

礼状、謝礼広告の内容及び礼状の発送状況は次のとおりである。

〈礼状の文面〉

拝啓　時下益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

去る8月4日から5日にかけての台風10号に伴う豪雨は、本県災害史上未曽有の被害をもたらしました。

特に、中小河川の氾濫、がけ崩れ等によって死者、重軽傷者72名、公共土木施設等の被害総額も 520億に達するなど多くの人的被害と物的被害を蒙ったことは、まことにおおきな痛手でございました。

この災害にあたって、天皇皇后両陛下からのお見舞いをはじめ全国各地の皆様から暖かいお見舞いと救援の手をさしのべていただきましたことは被災住民にとっては、このうえもない励みとなり、既に復旧に向かって懸命に頑張っております。

お寄せいただきました皆様方の御厚情に対し衷心から厚く御礼申し上げます。

私達は、この災害を克服し、一日も早い復興に全力を尽くすとともに、二度とこのような惨禍を招来することのない、豊かな住みよい災害に強い県土づくりを目指し、県民挙げて努力を積み重ねて参る決意でございます。

ここに書状をもって重ねて御礼申し上げ、御挨拶といたします。

昭和61年10月15日

栃木県知事　渡　辺　文　雄

栃木県議会議長　板　橋　一　好

〈謝礼広告の文面〉

謝　礼　広　告

台風10号災害の御援助に心から感謝申し上げます

台風10号に伴う豪雨は、各地に河川の氾濫、がけ崩れ等を引き起こし、死者６名、重軽傷者66名、被害総額 520億円にのぼる大惨禍をもたらしました。

この災害にあたって、県内はもとより全国各地から暖かいお見舞いと救援の手をさしのべていただきましたことは、被災住民にとってはこのうえもない励みとなり、心から厚く御礼申し上げます。

現在、県民を挙げて一日も早く復興するよう全力を尽くすとともに、災害に強い県土づくりを目指し、再びこのような惨禍を招来することのないよう努力しております。

ここに紙面をもって各方面から賜りました多大な御援助に重ねて感謝し、御礼の御挨拶といたします。

昭和61年10月15日

栃木県知事　渡　辺　文　雄
栃木県議会議長　板　橋　一　好

礼状発送状況

発送元	発送数
総務部	73
県民生活部	392
衛生環境部	50
農務部	14
林務観光部	8
土木部	45
教育委員会	2
合計	584

第10部　災害に強い県土づくりを目指して

防災訓練で活躍する県警ヘリ「なんたい」

県民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、国、県、市町村及び防災関係機関、団体等が緊密な連携の下に協力して災害対策について、総合性と統一性を確保しつつ対処することが必要不可欠である。

県においては、本趣旨を目的とした災害対策基本法の規定に基づき、「栃木県地域防災計画」を策定し、風水害を始め地震等の各種災害に関する災害予防、災害応急及び災害復旧等について各計画を具体的に定め、災害対策に万全を期してきたところである。

今後の災害対策について、より一層実情に即し、的確かつ、実効の挙がるものとするため、このたびの災害の経験に照らし、「栃木県地域防災計画」の見直し改善を行うとともに、県民生活に最も身近かな係わりを持つ市町村の災害対策についても、各市町村の地域防災計画の見直し検討をはじめとする防災体制の充実強化を積極的に促進する。

また、「災害に強い県土づくり」のために、県民の理解と協力の下に県民と一体となって「消防防災対策の確立」と「県土保全対策」等を中心とする具体的な各種の施策を積極的に実施する。

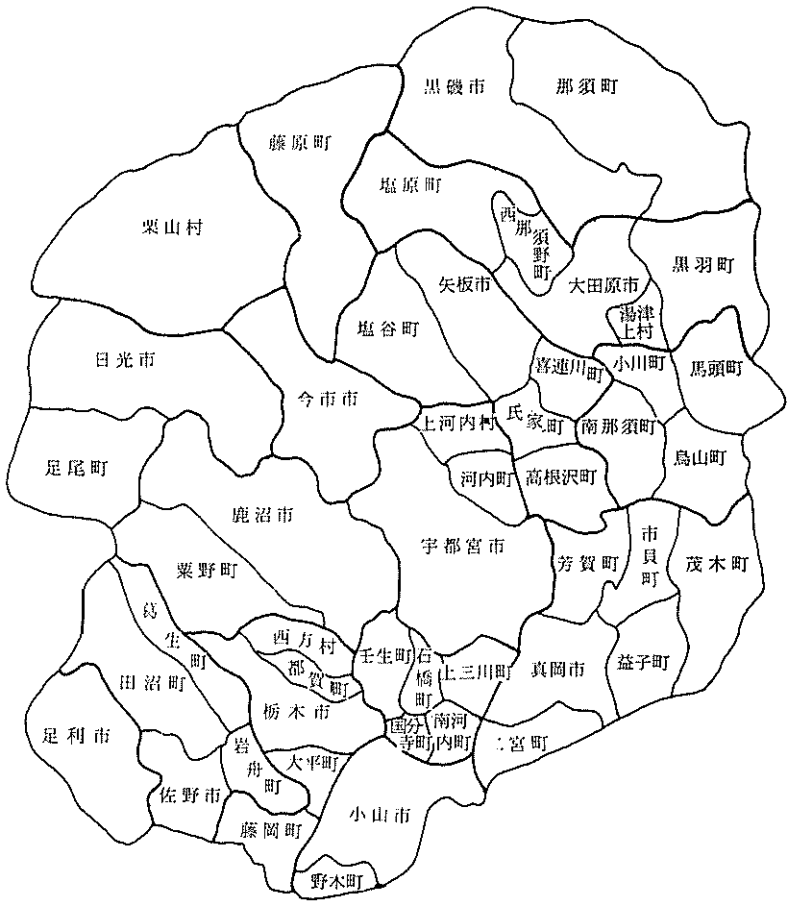

第１章　消防防災対策の確立

都市・建築構造の変化、危険物の増加、住民の生活様式の変化等に対応し、消防防災施設の近代化や人的充実を図り、複雑多様化する災害に即応できるような地域防災体制の確立、救急救助体制の整備等を推進する。また、県民一人ひとりが常に自主防災の意識を持ち、災害が発生した場合に冷静に対処できるよう、防災に対する心構えを啓発する。

第１節　消防防災体制の整備

１　消防防災施設の整備

(1)　複雑化する火災、その他の災害に対して、適切な消防防災活動ができるよう、消防防災施設の整備を促進する。

(2)　災害に際し、迅速、的確に対応できるよう、市町村における防災行政無線網の整備を促進し、情報連絡体制の確立を図る。

２　消防防災組織の充実

(1)　消防職団員の効率的、重点的な人員配置と機動力の強化を促進する。また、消防学校の整備を行い、専門的な教育訓練の充実強化を図る。

(2)　若年層を中心とした消防団員の確保は、中堅幹部の養成に努め、消防団活動の活性化を促進する。

(3)　地域における消防防災活動を強化するため、自主防災組織や幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人消防クラブの育成を促進する。

３　避難場所の確保及び整備

大規模な火災や地震等に対処し、住民の安全な避難場所としての広場や公園等のオープンスペースを確保し、それを整備する。

４　災害警備体制の確立

災害発生に備え、災害警備技術の向上と災害警備資機材の整備充実を図る。

第 2 節　救急救助体制の整備

救急・救助隊員の資質の向上、消防署、救急医療機関との広域的、システム的な連絡体制の充実を図り、救急救助体制の整備を促進する。

第 3 節　防災対策の推進

1　防災意識の高揚

(1)　学校教育、各種広報、防災訓練の実施等を通して県民の防災に対する関心を高め、防災活動の向上を図る。

(2)　防災意識の高揚、防災知識の普及徹底を図るための拠点とし、防災センターを整備する。

2　災害防止対策の推進

(1)　災害の多様化、複雑化、大規模化等に対処するため防災に関する調査研究を推進する。

(2)　防災資材機の備蓄、食糧、飲料水等救援物資の供給、緊急輸送等の体制を整備し、災害応急対制の確立を図る。

3　災害予防対策の推進

(1)　不特定多数の者が利用する建築物等の安全を確保するため、指導監督の強化、施設管理者等による防災設備の整備と維持管理の充実を促進する。

(2)　高圧ガスや危険物について、その保安を確保するため、施設の保安検査、立入検査の実施、取扱者に対する講習会の開催等を推進する。また、事業所における設備の安全対策や防災体制の整備等を促進する。

第２章　県土の保全対策

台風や豪雨など自然現象が原因となって発生する災害から、県土のより一層の安全性を確保するため、治水、治山、砂防等の保全施設の整備など、山地から平坦地まで一貫した体系的な施策を進める。特に、都市化や各種開発の活性化によって、災害の危険性が増加する傾向にあるため、秩序ある土地利用への誘導と併せて、災害防止施設の整備充実を図る。また、森林が有する土砂流出防止や、山地崩壊防止等の県土保全機能が高度に発揮されるよう、適切な維持管理を図る。

第１節　河川の整備

１　治水施設の整備

(1)　都市河川の整備を推進する。特に、都市化の著しい地域については、保水、遊水機能の確保や防災調整池、雨水貯留施設の整備等総合的な治水対策のシステムづくりを進める。

(2)　地域の生活基盤に係る中小河川の整備を図るうえで基幹施設となる国直轄河川の整備を促進する。

(3)　災害の危険性の高い地域等の中小河川の整備を促進するとともに、生活小河川の計画的改修を促進する

２　多目的ダム等の建設

治水及び水需要の増大等に対応して、周辺の自然環境との調和などに配慮しつつ、河川総合開発事業としての多目的ダムの建設を進める。

３　河川情報システムの整備

異常気象時における雨量・水位情報等の収集・伝達方式等の強化に加え、洪水から低水までの河川流水の適正な把握を行い、情報を提供するための河川情報のシステムを整備する。

４　河川環境の保全整備

汚泥のしゅんせつ等の推進及び住民参加による河川愛護・美化等の促進に努め、河川、湖沼の浄化を図るとともに治水機能を確保する。

第 2 節　道路防災施設の整備推進

道路空間を交通機能だけでなく都市防災機能の性格を持つ施設として体系的に整備する。

また、山地部等の落石、決壊、雪崩等による事故を防止するため、各種防災施設の整備情報の提供、パトロールの強化に努める。

第 3 節　治山対策の推進

1　治山事業の推進

(1) 山地荒廃の現況等を踏まえ、荒廃地の復旧と荒廃危険地の保全事業、地すべり防止対策事業を計画的に推進する。

(2) 山腹崩壊や土砂流出の危険性の高い集落周辺山地における治山事業と、水源かん養上重要な流域の森林地域における総合的な治山事業を重点的に実施する。

(3) 治山機能と水源確保を兼ねた水資源確保治水ダムの建設を推進する。

(4) 激甚な山地災害が発生する恐れがある地域を対象として、避難路、避難時等の周辺山地の保全施設の整備及び発生源対策等を総合的に推進するとともに、山地災害に関する防災意識の普及、啓発に努める。

2　保安林の整備

(1) 重要地域における保安林について、森林保全施設の整備を総合的に実施し、その機能の充実強化を図る。

(2) 保安林の改良・保育と管理事業の計画的実施を進め、森林のもつ県土保全・水源かん養等公益的機能の維持向上を図る。

(3) 県有林の整備と水源林整備基金の拡充に基づく水源林整備事業の実施により、森林の水源かん養機能の充実向上を図る。

第 4 節　砂防対策の推進

1　砂防事業等の推進

(1) 荒廃の著しい渓流、土石流危険渓流等について、土砂災害防止のための砂防事業を推進する。

(2) 地すべり対策を推進するとともに、地すべりが予想される区域の調査を進める。

(3) 急傾斜地の崩壊危険区域の指定を促進し、危険度の高い区域から崩壊防止対策を推進する。

2　総合的な土石流対策の推進

土石流危険渓流表示や警戒避難体制等予報・警報システム設置等の整備を促進する。

〈災害実録〉

第１章　災害体験記

○ こわいたいふう	木幡小　２年	綱川則明	……232
○ 大好きな茂木町が	茂木小　３年	渡辺ひとみ	……236
○ 自然の力におどろく	飯野小　５年	大貫和枝	……240
○ あ、水が増えて店の品物が流される	逆川中　１年	川田さおり	……244
○ 夢のような出来事	茂木中　２年	金子光代	……250
○ 洪水との戦い（茂木町大瀬）	須藤中　３年	堀江収一	……256
○ 大水害に見舞われて	茂木町役場	石崎清	……261
○ 夕べの雨は強かった	茂木町婦人防火	戸田福乃	……262
○ 「電気がきた！」「水が出た！」	東京電力㈱栃木	山口正夫	……264
○ 茂木電話交換局復旧作業に従事して	ＮＴＴ㈱栃木	半田真	……265
○ 救護班の活動を通じて	芳賀赤十字病院	長澤正彦	……266
○ 台風10号による水害救護体験記	芳賀赤十字病院	綱川芳子	……267
○ 「早く、早く起きてくれ！」	茂木警察署	小池明彦	……268
○ 台風10号に遭遇して	益子町役場	久保正	……269
○ 救援タンク車とともに	国分寺町役場	山田庄平	……270
○ 「早くたすけて」	宇都宮市中央消防署	岡田吉久	……271
○ 台風10号による水防活動について	黒磯市消防団	磯久米信	……272
○ 台風10号による水害活動について	黒磯那須消防組合	大森信也	……273
○ 広報班として思うこと	県広報課	木曽弘	……274
○ 災害救助法適用初体験の一日	県厚生課	岩崎隆夫	……275
○ 災害救助の現場体験から	県厚生課	辻浦秀夫	……277
○ 水害体験記	今市保健所	塚原太郎	……278
○ 災害業務を担当して	県森林土木課	高橋東平	……279
○ 農作物の技術対策に取り組んで	県普及教育課	山崎晃	……280
○ ８月４、５日を顧みて	県河川課	入江貢	……281
○ 台風10号災害に対処して	県教育委員会	塚田昭夫	……282
○ 消毒作業を振り返って	真岡保健所	横田公宏	……283
○ 忘れられない１日	宇都宮林観事務所	植田文雄	……284
○ 真岡土木事務所最前線	真岡土木事務所	田城均	……286
○ 未曽有の大災害を経験して	芳賀土地改良事務所	大貫雅道	……287
○ 悪夢の24時間	県消防防災課	小堀清充	……289

こわいたいふう

木幡小　二年　細川　則明

ぼくの家は　けんどうをはさんで、川ととなり合っています。

八月四日の夜、みんなが何だかさわいでいるので、目がさめました。一時四十分ごろでした。

さわいでいるうちにしょうばうだんの人が来て、

「さか川があふれたので、気をつけてください。」

といって帰ってしまいました。

そのときは、ぼくの家のげんかんに水がへってきていました。

おかあさんとおばあちゃんは、げんかんにおいてあるくつなどを上にあげていました。

おとうさんは、会社のしゅっちょうでいませんでした。

そうしているうちに、電気もきえてしまいました。

コクヨ　ケ-10　20×20

どんどん水がふえてきて、たたみの上まで
あがってしまいました。おかあさんが、
「だいじなものをもってひなんしよう。」
といったので、ぼくは、かばんに本を入れて
しょっていました。けれども、外はみるみる
うちにみずうみになってしまったので、電話
をして親せきの人に来てもらいました。
親せきの人は、水のながれるどうろをじゃ
ぶじゃふ歩いていって、太いロープをはしの
手すりにむすび、うちの車このはしらまでひ
っぱってきてむすびました。
ぼくは、おびで親せきのおじいちゃんにお
んぶしました。おじいちゃんは、ロープにつ
かまって、ぼくをあんぜんなところまではこ
んでくれました。
水は、おじいちゃんのむねのへんまできて
います。ちゃ色くて、歩くとぼくの口のほう
までどろがはねてきます。
外にあったじどう車など何でもながれてし
まいました。はしをわたって見てみると、ぼ

コクヨ ケ-10 20×20

くの家は水にかこまれていきます。

ぼくは、なみだが出そうになりました。おばあさんもおかあさんも、け、子さやんもにもみ子やんもだまって、います。

「ゴーゴー。」と、う水の音とながされてはしにぶつかるものの音で、こじいさんが何かいってもよく聞こえないほどです。

夜があけて雨もやみ、親せきの人やきんじょのへがしんぱいしてきてくれました。そして、あとでたづけがはじまりました。

家の中に入ってしまったどろをはこび出す。たたみをあらってほす。ぐやゆかをあらう。親せきの人ときんじょの人に何日も何日も手つだってもらいました。あせとどろ水でびっしょりになって、みんなでかんばりました。でも、じどう車もテレビもお百しょうにつかうさかいもだめになってしまいました。

この間まで、おとうさんや友だちと魚をつってあそんだ川が、こんなおそろしい川になってあばれ出し、どうろやはしをこわし

コクヨ ケー10 20×20

家や田んぼを水にしずめてしまうなんて、おもってもみませんでした。

こんなおそろしい水がいはもういやです。

楽しみにしていた夏休みも半分ぎめになってしまいました。でも、親せきの人やきんじょの人から手つだってもらって、今はもう、前のようになりました。

コクヨ ケ-10 20×20

大すきな茂木町が

茂木小　三年　渡辺　ひとみ

ガヤガヤ、ガタガタ、ゴトゴト……。さわがしい物音で目がさめました。家に、パーマ屋さんのみんなが来ていました。みんな、ズボンがびっしょりです。

サイレンガ二回だったので、みんなに教えました。台所にいたおかあさんが

「うちもあぶないから、みんなでなんしなくちゃだめだね。」

と言いました。

お父さんは、つらのパーマ屋さんに行ったきり帰ってきません。げんかんを見ると、水が入っていて、みんなのくつがうかんでいます。とても不安になりました。パーマ屋さんのみんなは、家から出ていきました。

お母さんが、着がえなどを用意していると、雨と風の音にまじって、窓をたたく者がしました。わたくにのおじさんとおばさんが、助けに来てくれたのです。

20×20

道路が川のようになっていてあぶないので、私と妹はおんぶをしてもらいました。

まだ、水のきていない仲田ゆきちゃんの家の前で車に乗り、お父さん達のくるのを待ちました。

その間にも、水がどんどんせまってくるし、体ががたがたふるえとまりませんでした。

みんなで、お父さんの実家に行きましたけれども、家がどうなってしまうのか、とても心配でねむれませんでした。

明るくなってきたので、みんなで家の方に歩いて行きました。でも、町民センターの前の道路が川になっているので、しかたなく、また来た道をひき返えしました。

しかし、水のひくのが待ちきれず、お父さんとお母さんは、私と妹に

「家に帰ってそうじをしてくるから、むかえに来るまでいい子にしていてね。」

と言って、帰って行きました。

いつもは、けんかばかりしている私と妹な

20×20

のに、とても仲良く遊びました。みどりちゃんが、おにぎりを作ってくれたのご飯でました。おみこをつけただけのおにぎりでしたがおいしいので、全部食べてしまいました。

夕方になって、お母さんがむかえに来たので、車で益子の家に行きました。

お母さんに

「私の机やオルガン、だいじょうぶ。」

と聞くと、

「だめだわ、みんなくなっちゃった。オルガンもどろんこだし。」

と、がっくりしたように言いました。

こおから、何日かたって、茂木の家に行きました。ドアを開けてびっくりしました。家の中には何もなくなっているし、床板は、ところどころあながあいているし、今まで、私たちが住んでいた家は、もう住むことができなくなってしまいました。

今、私の家族は、益子にいます。仲良しのお友だちのいる、大きな茂木小とわかれた

20×20

くないので、毎日、お母さんにおくってこら
って、元気に通学しています。

20×20

自然の力におどろく

飯野小　五年　大貫　和枝

あの晩、私は、よく眠っていました。雨は強く降っていたけれど、まさか洪水になるなどとは思ってもいなかったからです。でも、家族のさわがしい声が聞こえ、やがて母が

「和枝、早く起きて。家が大変なのよ。」

と、私や妹を起こしに来ました。何事だろうと眠い目をこすり、服に着がえ、窓の外を見ました。その時、これが本当のことだろうかと、一しゅん目をうたがいました。川があふれ、水が周りの畑にの？っていたのです。

寝る前に、このくらい大丈夫だろうと、私は気楽に考えていましたが、その水が少しずつ家におしよせ、ついには家の中まで入ってきてしまいました。

それから、家族みんなで荷物を二階に運び上げました。私の家は、那珂川橋のたもとにあり、二階だてとは言うものの、一階は、川のすぐ近くにあるため、このような時は、水

原稿用紙 20×20

が庭まで上がってくる心配があるのです。でも、今までにもこんなことはしょっ中ありました。今回だって、もうしばらくすれば雨もやむだろうと思っていただけに、荷物を上に運び上げる時には、こんなはずじゃなかったと悲しくなりました。

荷物はたくさんありました。細かいものは私たち家族でどうにかしましたが、私や妹の机は、重くてとても持ち上げられません。他の家具も同じなので困ってしまいました。

しばらくしてから、近所の方が手伝いに来て下さって、私たちの机を上にあげて下さいましたが、大きな本だなどは、間に合わなくて置き去りです。

そうしているうちにも、水はどんどんふえてきて、私の首ぐらいまでになりました。家の中は、川のようだな、てしまいました。

雨ー。ととやさしく降る雨ー。花や草や木や大地に、うるおいを与えてくれる雨。

でも、今度の雨には、そんなやさしさも静

けさもありませんでした。私たちは、不安と恐しさをつのらせ、生活の場をうばい取ってしまいました。家の中は、前とすっかり変わってしまいました。

父は、植木や花を大切にしていました。特に今年は、つげやしょうぶを念入りに手入れをしていましたが、ほとんど流されてしまったり、せっかく残ったものも、ヘドロでうもれてしまい育ちそうもありません。父は、大変残念そうに、水のひいた庭をぼんやりながめていました。

母は、浸水してしまった部屋のドロを流したり、使えるものと捨てるものをいりわけていました。でも、すっかり疲れた様子で大変だなぁと思いました。私は、そんな母を見ても、あまりのひどさに、どこから手伝ってよいのかわかりませんでした。

今は、もうきれいにな、てすっかり元の生活にもどりましたが、色の変った部屋のかべを見るたび、あの日のことを思い出してし

原稿 20×20

まいます。

はじめは、たいしたことないと、気にもしませんでしたが、今回の大洪水で、自然の力って恐しいなと思いました。

これからまた、雨が降るとどんなことが起こるか心配ですが、河川が整備され、川ぞいの私たちも、安心して住めるようになることを希望しています。

あ、水が増えて店の品物が流される

（辻川中一年　川田さおり）

「お父さん、お父さん、起きてよ。水がいっぱいで家が流されちゃうよ。」

八月五日、午前一時三十分、母のさけび声とともに目を覚ました私。あめてて窓の外を見てみると、暗くてはっきりとは分からないが、たが暗がりの中、水の増えていることに気付きました。

「水なんかのるはずがない。」

といっていた父もねむい目をこすりこすり外へ出てみると、あまりの水の多さに驚いてしまいました。

実をいうと、母も犬の鳴き声で目を覚まし、その時初めて水の増えているのに気付いたということです。

それから、近所のおじさんやおばさんなどは

コクヨ　ケ−10　20×20

「ねていて背中がつめたいので起きて、辺りを見まわすと、まわりのたたみが全部ぷかぷか浮いていた。」

などと言っていました。ある人は、逃げる場所も見つからず、気が動転していたのか、自分の家のベランダから

「おーい、助けてくれ。助けてくれ。」

と大声でさけんでいました。

窓からその様子を見ていた私は、身ぶるいをして、声を出すこともできませんでした。

そんな間に水はどんどんふえていきます。雨はまだまだやみそうにありません。その時はすでに停電になっていたので真っ黒でした。その中で私達は水の増えていくのをただ見ているだけでした。そんな時、父が

「何か二階に運べる物は運ぼう。」

と言い出しました。言い出したかと思うと、もう父も母も階段をおり、荷物を運び出す用意をしています。私も何か手伝うことはないかとおりていくと、父も母も一生懸命に荷

コクヨ ケ-10 20×20

物を運び出しています。私が父に
「何か手伝うよ。」
と言うと、父は
「じゃあ、これ動かないようにしっかりおさえてて。」
と言われ、ダンボールをおさえていました。
その時水はひざの上あたりまでありました。
あとで、その運んだ荷物をみてみると、なんとタオルでした。あの時には、もっと運び出さなければならない大事な物があったはずなのに、そんな時の私には考える余裕もありませんでした。
それから私達は懐中電気の光をつけ、じっと座っていました。私や妹、弟は時々窓の外を見ては
「あっ、水がまた増えたよ。」
などと目印を決め、水の増えるのを見ていました。あっという間に五センチも十センチも増えていきます。田とリがつながってしまいまるで湖のように見えました。

コクヨ ケ-10 20×20

いやな事があったり、時間が早く進むといいなどと思っていたりする時に限って、時間がなかなか進んでくれません。この日もそうでした。一分が十分、十分が一時間ぐらいに思えて夜の明けるのが遅く感じました。

しかし、三時を過ぎたころ、急に水がぐんぐん減っていきました。この時には家族全員ほっとしました。水が減ればもう安心ということで、少しねむろうということになり、横になりました。

目が覚めたのは六時過ぎたころでした。父も母も起きて近所の人達と何か話していました。私も外に出ていくと、店のタイヤヤドラムカンは泥にまみれてぷかぷかと浮いていました。

家の中に入ってみると予想どおりたたみの上まで水がのっていて、たたみが泥だらけになっていました。店へ入ってみると、品物がめちゃめちゃにそこらじゅうにたおれたらばっていました。道しようがないくらい

コクヨ ケ-10 20×20

に、めちゃめちゃでした。

「こんなになっちゃって、これからどうしよう。」

という母の声。目の前が真っ暗になってしまいました。

しかし人間は、ここで立ち直るための心構えが大切なことを知りました。父は泥にまみれ汗を流しながら、流れた店の品物を運びはじめました。母も力の限り仕事をしました。

「早く家と店のまわりを整理しなければ、駄目だ。」と……。

私も夏休みだったので部活動を休み、家の手伝いをしました。

泥で汚れたタイヤを水で洗ったり、店の中に入ってしまった泥をはき出したりしました。窓などにも泥がつき、汚れてしまったので、窓ふきもしました。弟や妹も、水で流し終わった後の床を雑きんでふいたり、流れてきたゴミを集めたりしました。一生懸命働きました。そして、一日も早くこの泥をとって、お

コクヨ ケ-10 20×20

客さんが利用できる店にするように頑張りました。

その時の人の力とは、復興を進めるための努力やエネルギーなどが、その災害たあ、てさらに強められたような気がしました。

一つ一つ、人の手と心でその災害のあとをとり除いていきました。くたくたになりながら・・・。

そんな時、おにぎりを持ってきてくれたりお茶を持ってきてくれたりしたとても親切な人がたくさんいました。本当にうれしかったです。手伝いに来てくれた人もいたので、思ったより早く、片付けることができました。

今は、もう、普通の生活にもどっています。この時のことは一生忘れることはできません。

手伝いに来てくれたり、おにぎりやお茶を持ってきてくれた人達に対し、感謝の気持ちでいっぱいになり、涙がとまりませんでした。

コクヨ ケ-10 20×20

夢のような出来事

茂木中二年　金子光代

私達は今、学校へ会社へと、平凡な生活を送っています。何一つ変わったことなどなかったかのように…。

一九八六年八月四日の夕方。

外は、雨が多いとも少ないともいえぬ量で降っていました。ふだんはうっとうしい雨もこの日に限って、なぜか、気持ちをすっきりさせてくれるような感じの雨でした。

私はこの時、「昔の見習」の葉書と、ペンフレンドへの手紙の文面を、必死に考え、書いていました。

夜になり、私は十時三十分ごろふとんに入りましたが、この時も雨は降っており、夕方のころより、強かったと思います。目をつむると、硝子にあたる雨の音、戸にあたる風の音が、やけに響いてくるのでした。それは、なかなか私を眠りにつかせてくれませんでした。

コクヨ　ケ-10　20×20

やっと眠りについた十二時ごろ、私は母に起こされました。それは、増水していたためでした。表は、歩道の所まで水が押し寄せてきていました。けれど、この程度の事は、前にも何度かあったので、さほど気にしませんでした。しかし、母は兄も起こし、ここよりも低い倉庫へ、さっさっと行ってしまいました。荷物が心配だからです。家の方は私にまかされました。このころ父は、消防団として、林へ行っていました。

私は、「心配することもないだろう」と思い、又寝てしまいました。しかし、二十分程で、再び母に起こされました。起きて見てみると、店内にはじわじわと水が入ってくるところでした。水というものが、あのように不気味に見えたことはありませんでした。私はすぐ、自分の呑気さを後悔しました。もし母が戻ってこなかったらと思うと、なんとも情けない思いでした。急いで店の床に置いてある品物を、少しでも高い所へ移し変えはじめ

コクヨ　ケ-10　20×20

ました。一通り終えて、ほっと一息入れる間もなく、水はどんどん増えてきました。ここまでは来まい、ここまでは…。二十センチの高さ…四十センチの高さと、品物を次々と上げてはヌより高い所に上ゆきました。けれど、予想外の増水量と、その速さには追いつきませんでした。小物の品物ばかり確保して、紙園祭りの際に新しく飾ったばかりの、26型TV等、沢山の値打ち物を確保できなかったことは、とても悔やまれます。店内でこれですから、すまいの物に手を付けるのは遅くなってしまいました。店の硝子戸を閉めておけば、品物も流れはしないだろうと、程々であきらめ、みんなですまいの方の物を、二階へ移す作業に取りかかりました。最後の最後までねばっていましたが、なにしろ急なことなので、あまり多くのものを確保することはできませんでした。水は、とめどなく増えていきました。畳まで水が上がった時、おじいちゃんと弟を二階へ行かせました。早く二階へ上がり

コクヨ　ケ-10　20×20

たいーバでしたが、荷物や母達のこともべ配で、おろおろしていました。でも、あきらめて、父母達の少し前に上りました。濛流は畳をのみこみ、それでもなお増えつづけ、家の中全体がどろ沼と化してしまいました。兄も母も二階へ上がりました。父もやっと帰ってきて、二階へ上がりました。

すると、隣りの家の人が、屋根がたいにやってきて、「おばあちゃん達を助けてほしい。」と叫びました。隣りは平家で、女三人で住んでいて、うち二人はおばあちゃんなのです。戸を閉めておいたら、押し寄せてきた水のために、開かなくなってしまったらしいのです。

父は、足元がどうなっているかもわからないとても危ない水の中を、助けに行きました。そして、二人のおばあちゃんを、やっとの思いで連てくることができました。

着がえをすませ、一段落付いたころは、二時半をまわっていたと思います。雨は少し弱まったものの、まだ降り続いていました。

コクヨ ケ-10 20×20

私はこの夜、興奮していたせいか、眠れませんでした。ですからその間、色々な事を考えていました。

例えば、「暑中見舞」の葉書、あれはゴミ箱行きだな…って、全然暑くないのだもの…。ペンフレンドの手紙には、今日の事も書きたいから、新しく文面を考えてそれを英訳しなくちゃな…。とか、ラジオかTVで、この事がニュースになってないかな…。でも、田舎だからな…。そうかと思うと今度は、テニス部の部室に置いたままの、ラケットやシューズのことなどのべ配をしてみたり、大切なものがいっぱいなくなってしまうんだな。明日の生活はどうなるんだろうなどと、他にも色々なことを考えていました。

5

そうこうして、水もすっかり引いた、七、八時ごろ下へ降りてみました。畳やタンス等何もかも、それぞれの役割は果たさず、ぐちゃぐちゃで、その周りはヘドロでべとべとになってあり、それはそれは汚ないものでした。

コクヨ ケ-10 20×20

6

その中を店まで行くだけでも、大変でした。行ってみると、店の硝子戸が一枚なくなってました。商品で飾っている物は、高い所にある安物の電球ぐらいで、TVなどあとかたもありませんでした。なんともいえない気持ちでいっぱいで、家を一通り見て回りました。

やがて、父が、

「片付けでも始めるか！」

と言ったのですが、どこから手を付ければいいのやら、みな途方にくれてしまうのでした。

今の生活からみると、あのころのことが、本当に夢のような出来事に思えます。けれど、この夢は、この先ずっと、忘れることなく心に残り続けることと思います。

コクヨ ケー10 20×20

洪水との戦い（茂木町大瀬）

須藤中　三年　堀江　收一

去る、八月五日未明に、大きな災害をもたらした台風十号。その被害は、我々茂木町住民がかつて予想を、したことのないものになりました。大小にかかわらず、すべての河川が大きな決壊、道路決壊による、交通の分断、山及び土砂崩れ、家屋の浸水、農作物の被害、どれをとっても恐ろしく苦い思い出として、我々の脳裏に焼きついております。今後再び災害が起きないように対策を立てていかなくては、ならないと思います。私も実際に、この災害を生のままに見たり、体験したこと、これから考えてゆかねばならないことのいくつかについて述べていきたいと思います。

私の住んでいる大瀬地区は、回りを山にかこまれ、地区の東側に那珂川が流れています。この那珂川が、八月四日の夜半から増水しはじめ、五日の未明にかけて、大氾濫をおこしました。

コクヨ　ケ-10　20×20

朝早く、今までにない、那珂川の増水だと言うので、恐れて河原の方へ行きました。（五日、午前四時ごろでした。）竹藪の向こう側は、ゴーゴーと、凄まじい唸りを上げて、過激にそしてまた力強く流れています。水は濁り、川幅は普段の三倍位、私には、今まで見たことのない大氾濫でした。昨日あれほど、穏やかな流れだったのに、初め見た時は信じられませんでした。でも実際に大氾濫です。しかし信じないわけにはいきません。

3

初めのうち、何をやればいいのか全然わかりません。水位は少しづつですが確実に増えています。父の指導で、流水の抵抗を少しでも少なくするため、じゃまな障害物を取りこわすことにしました。父がはっての縄を切り分解すると、私がその丸太を、一か所にあつめました。すでに腰のまわりまで水が増水していたので、自分の思うように足が動いてくれません。足腰が強いと思っても、全然流水にさからえません。本当に危険な状態になり、

4

丘に上がりました。丘にあがっても河川のゴーゴーという唸りが耳に入ってきます。途中メキゴゴゴーメキメキメキという土砂崩れの唸りなども耳に入ってきます。

そして、「孤立」という言葉も入ってきました。各県道および街道に出る山道が、土砂崩れのため、通行止めになり、完全に孤立してしまったのです。停電、電話不通と回りの様子も全然わからなくなり、ただ大瀬に住んでいる人達だけが協力し合っていかなければ

ならない状態となりました。

タバコが流されると言って手もだせずただ見ている人がいました。近所の人が来て「助かるタバコだけでも運び出しましょう。」と言うので、その家族と近所の人々数名で、水に濡れてないタバコから、運び出し始めました。二百連くらい、運ぶと増水のため残りは運びだすことができませんでした。どこかで、ガラスの割れる音が聞こえてきます。ガラスが水圧にたえられず割れているのです。

コクヨ ケ-10 20×20

水のいきおいは、数時間前よりも激しくなり、水かさも増えています。突然、河原から、数十メートルもはなれた所にあった納屋二軒が流されはじめました。一つの納屋は、ものすごい音をたてて、つぶれ、波にのまれながら、下流の方へ流れて行き、もう一つの納屋は、川の流れのまん中にぽっかり浮いています。まだまだ水は増えつづけます。あゆの養魚場の床下まで水はせまってきました。高価なあゆのえさを運びだしたり、養魚場に住んでいる人の荷物を運び出したりてんやわんやです。水かさがだんだん増してくるので、養魚場より、少し高い所にある、稲葉さんの家でも荷物をまとめ、運び始めました。大さわぎです。いそがしいのが倍加してきます。水かさは結局、稲葉さんの家の床下三十センチ程度で止まり、それ以上は増えませんでした。しかし、川幅は普段の四倍以上、水かさも普段の四倍以上で、とてもすごいものでした。ちょっとまちがえれば、川の濁流にのみこまれそうで

コクヨ　ケ−10　20×20

した。

約九時間後水かさは、少しずつ減りはじめて行くことに気がつきました。減水後は泥が溜りものすごいものです。

我々の大瀬地区の被害は、家屋浸水七軒、魚類約二十七トン、河川に沿った田畑は全部と、大変なものでした。それに河原は今までみたことのない河原に変ってしまいました。

このように、ものすごい傷跡をのこし、去っていった〝水害〟でした。

これから、このようなことが起こらないよう増水の様子に気をつけ、寸前まで、監視を怠らないで、早め早めに避難をして行かねばならないと思います。

これから台風がくるときは、茂木町住民全員が油断をせず気象情報を分析しながら、災害に対処してゆかなければならないと思いますす

コクヨ ケ-10 20×20

大水害に見舞われて

茂木町役場厚生課
課長 石崎 清

やむことを知らず降り続く雨が一段と激しさを増した８月４日21時30分頃、「危険個所の土のう積みを開始しました」、消防副団長からの電話連絡があり５キロの路を役場に向かう。ワイパーを「Hi」にしても前がよく見えない状態。庁舎に入ると、消防団幹部、広域消防茂木分署長、建設課長、消防防災係が集まつていた。

河川の状況を見守りながら、22時には災害対策本部を設置、続いて、23時45分避難命令発令、サイレンの吹鳴、有線テレビによる広報、同時に、警察官、消防署員、消防団員、防災協力隊員（町職員による組織）により、就寝中の河川沿い住宅を対象に戸別通報を行ない避難誘導となったが、水の足は速く、５日１時40分、道路は河川と化した。

庁舎内も、足首まで、膝まで、と水位が増し、やがて「バリッ、バリッ」という音と共にガラス窓が破れ、一瞬のうちに腰まで水に浸った。

住民から「助けてくれ」、「何とかしてくれ」の電話が入る。「外に出ないで家の中の高い場所に避難して下さい」、という以外に答えはない。手の出しようがないとはこのことだろう。庁内のカウンター、机、書庫などが倒れ、流れ始める。住民からの電話をうける者、防災無線で県災害対策本部と連絡をとる者、無線機で現場消防団員と交信する者、誰もが緊張そのものであった。そのうち誰からか「課長、自衛隊の要請だ」、と声がかかる。とはいつても町長、助役とも公務出張中、このときほど責任の重さを感じたことはなかった。

３時、停電となり、防災無線は水没、災対本部を庁舎二階に移動。「どうしたらいいんだろう」、腰まである水の中を電話まで近づき、町長の出張先へ連絡、許可を得て、自衛隊の出動を正式に知事に要請、これが外部との最後の連絡となった。ホットして気がついたら、一階には危険でいられなくなっていた。

腰までビショ濡れ、ゴム長には泥水の入ったまま二階に移動。４時には電話も不通、何をするすべもなかった。暗いなか屋上から目を見張ると、自動車、ドラム缶、ガスボンベ、洗濯機など、あらゆるものが入混って濁流と共に流れて行く。また、庁舎裏側の住宅では、家族が屋根の上から助けを求めていたが手のほどこしようがない。その頃、水位は最高値となり、路面より1.3m～2.3mに達しており、一刻も速い自衛隊の到着が待ちどうしかった。

かくして台風10号は、市街地を二分して貫流する逆川のはん濫により、市街地の約80％が水没するという大きな爪痕を残して去って行ったわけであるが、このような大災害の体験のない我々にとって、何から手をつけてよいか、一時はなす術もなかったというのが、実情であった。

しかし、無我夢中で対応したことがらが、人的災害を最少限にくい止めることができたことは、不幸中の幸いであったと言えよう。

今回の水害にあたり、県並びに各関係機関のご指導、ご協力と、県内はもちろん、全国各地の皆様から寄られた物心両面にわたるご援助につきましては、ただただ頭のさがる思いであります。

まだ、至るところに水害のあとを留めておりますが、今後、町民一体となって復興に努力してまいりますので、一層のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

夕べの雨は強かった

茂木町婦人防火クラブ連合会
会長　戸田福乃

「夕べの雨は強かったな！」と思いながら雨戸を開けて吃驚、前を流れる逆川が氾濫して、両側の水田も川となって、波打って流れている。

農協倉庫前の軽トラックの屋根が見え隠れしているし、警察の前の橋には、大きなドラム缶がガラガランとぶつかって流れている。

国道123号線は寸断され車１台通っていない。これは一大事と思ったが電話は通じないし連絡は出来ない。電気・水道も駄目になっている。

街の中心部に入る道は三本あるが全部増水で一歩も入れない。昼近くやっと街に入ることが出来たが、泥だらけの店はシャッターが破られて奥まで見通せるし、商品は全部流出し見る影もない無残な光景に、唯茫然として為す術もない有様だ。

各集落から、被害を受けなかった人が親戚、友人、知人宅へ飲み水とおにぎりを持って後片付けに通う。私も、親戚、友人宅の手伝いに追われて慌ただしく過ぎた４日間、漸く冷静さを取り戻し自分の立場を考えた。「今、茂木町婦人防火クラブ連合会会長としてどうすべきか……」

防火クラブは、防火だけでなく、この様な災害の時こそ、全員が力を出し合って此の難局に当たるべきではないだろうか。

次の日は先ず、私共のクラブ員の協力を得て、炊き出しと町民センターに各地から届く救援物資の整理と野菜や食料の配布に当たった。県内は勿論、全国各地から大きなトラックで、次々と運び込まれる救援物資の整理は、ボランティアと単位クラブ員では捌き切れなかった。

次の日から、茂木地区・中川地区・逆川地区・須藤地区の役員を通して被害を受けてない会員の手伝いの依頼した。100名近い会員が盆休みもなく出動してくれた。救援物資を種類別に分類して被害地名と戸数の書かれている礼の下へ品物を並べる。次の日は、手分けをして、町民センターの泥だらけの椅子を洗う作業。町営プールの清掃、水浸しになった古文書を一枚一枚丁寧に剝して藁半紙を差し込み乾かす作業。小・中学校の体育館に届く救援物資の整理、公共物の周りや

道路に山積みされているゴミの片付け等に当たった。

そして８月20日、町会議員やボランティアの一般の方達と一緒に、自分の家にトラックの有る人はそれを使って、それぞれの被害者宅へ、救援物資を届けに出た。

全半壊家屋99棟、浸水家屋1585棟、河川決壊90か所、道路決壊302か所と台風10号による打撃は計り知れない。

それにしても、全国の方々から寄せられた物心両面による善意の援助はどれほど私達を力づけてくれたかしれません。この大きな協力に支えられ、暑い最中でも元気に頑張ることができたのです。特に県下の婦人防火クラブの皆様からの温かいお心尽しには深く感謝申し上げます。

皆様からの浄財は、町の復興に色々な形で役立たせて頂きました。誠にありがとうございました。

町民センターの椅子洗い作業中のクラブ員

救援物資を整理中のクラブ員

「電気がきた！」「水が出た！」

東京電力(株)栃木支店
茂木営業所長　山　口　正　夫

サイレンが鳴り、消防車や、パトカーから避難を呼びかける声で、町は騒然となった。８月４日午後11時50分である……。

その後も雨の勢いは衰えず、３時間後に茂木町は水没し、配電設備も甚大な被害を受けた。

東京電力茂木営業所に、県内各地から応援部隊が次々と到着し、配電設備の復旧作業を開始したのは、８月５日の９時であった。

茂木町はもちろん、市貝町の一部まで、広範囲な停電となり、１分で早く電気を送りたいと、全員が必死であった。ＮＴＴの電話が不通になり、当社の保安電話も、機械室が水没したため不通となった。一番たよりにしていた無線機も通話不能となった。

しかし、通信工事班の努力で、10時には移動用無線機の仮設置と、保安電話の別ルートへの接続を完了し、何とか社内の連絡がとれるようになった。

一方、茂木町庁舎内に設置されている災害対策本部へ、発電機の取付け、また、茂木町中央病院へは、電源車を待機させるなど、各所から搬入した機械を、適所に配置した。

11時頃には、町中心部だけではあるが、送電の見込みがつき、応援に来てくれた、保安協会、電気工事店が、被災者宅の内線点検に入った。これは、電気を送った場合に、絶縁不良などによる、感電事故を未然に防止するためである。

予定を少し遅れたが、11時35分、町の中心部に電気が送られた。復旧したのは、４つの線路の内１つであり、あと、３つの線路に電気を送らねばならない、皆んなの顔には、暑さと、疲労で、

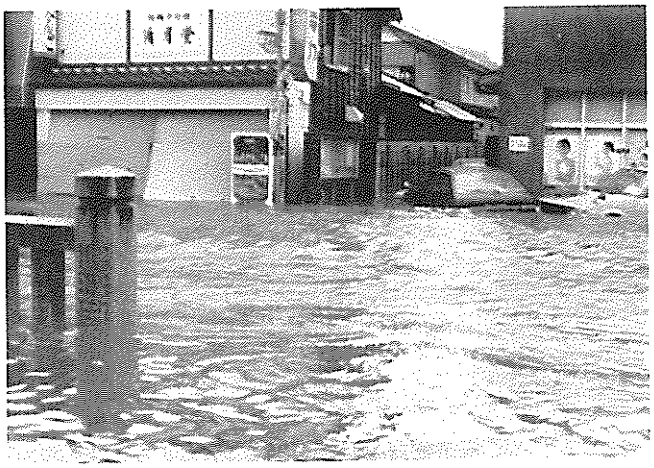

東京電力茂木営業所前

あせりの色がみえはじめた……。

午後3時になった。まだ昼食に戻ってこない人がいる。無線で呼び出してはいるが、なかなか応答がない。車両は、各所から動員されて100台を超え、そのうち無線機の登載車両も26台になっている。混信もひどい、無線指令者の目は血走り、顔も黒く光って見える。

午後3時50分、また1つの線路が送電となった。

その頃、町の中心部に給水が開始された、「電気がきた！」「水が出た！」町民は狂喜した。やがて残り2つの線路にも電気が送られ、午後5時43分、全部送電となり各地からの応援者も次々に帰って行った。

二次災害に備えて、12人の要員を残し、さっそく、明日の復旧作業のミーテイングを行ったが、半数の人は眠気を懸命にこらえていた。時計は、12時を廻り、事務所前の通りも、足音は途絶えていた。

茂木電話交換局復旧作業に従事して

ＮＴＴ㈱栃木支社
機械工事課長　半　田　　真

昭和61年8月5日早朝、電話のベルがなった。「集中豪雨により茂木電話交換局に浸水した」至急支社へ出社のこと。

5時30分支社へ到着し職員の緊急呼出しをする。7時頃全員集合し、現地被災害状況を聞くと濁流が局舎に浸水し交換機が停止している。対策本部から「浸水した交換機を復旧せよ」と命令が出た。

まず考えた、現地にきれいな水があるかどうか、連絡結果は「水道も出ない」の返事、直ちに金物店から電気店からポリタンクとドライヤーを買い集める。

ポリタンクへ水を入れ工具を持ってトラック2台に分割し現地へ向う。途中道路は川の如く流れ、山の一部が、道路まで崩れている所を通って、茂木局へたどり着く、局舎へ入った。電気は消え暗い照明でみると、リノリウム床面は一面ドロで水田の中に立っている様、機戒は床面から30センチメートル程度までヘドロがベットリ付いている。

各人水の入ったポリタンクを持ち機戒の列ごとに1人づつ入り、ヘドロ落しを始める。「早くしないと益子焼みたい固まってしまうぞ」と大声を出す。

水がなくなる、トラックに空タンクを積んで数キロ先まで水を調達しポリタンク100杯の水をかけ一通りヘドロを流した。続いて電動クリーナーにより機械の洗浄を始める。一方では移動無線車により臨時電話を茂木町民センターに設置し住民の情報連絡に供する。また、宇都宮からの非

常用電話局装置が到着し作業を開始する。交換機の洗浄が一通り終った時は夕方になっていた。今度は交換機を乾燥させるためドライヤーを一台づつ持って洗浄した所を乾かし終ったのは午後10時、この間一部中継線を開通させる。全員疲れきっていた。午後11時メーカー担当者が到着し洗浄、乾燥が終った交換機を共同で調査した結果、正常に作動させるのは困難との結論となった。

直ちに、東京から非常用電子交換機の出動となる。先に到着した衛星通信設備を使って小学校体育館へ臨時電話を開通させる。また準備を進めていた宇都宮の非常用電話局装置を使用し重要電話を仮復旧させる作業に重点を移す。

県警の誘導により東京から非常用電子交換装置一式が到着する。まず準備の進んでいる宇都宮の非常用電話局装置に公共機関等の電話を接続し終った時は東の空が白くなっていた。

続いて東京からの本復旧用非常用電子交換設備への切替作業が連日24時間作業で進められ、局外の電柱、ケーブルは流失し、局内では加入者１人１人を呼出し試験し順次復旧させていった。

救護班の活動を通じて

芳賀赤十字病院
副院長兼整形外科部長　長　澤　正　彦

８月４日から５日にかけての豪雨は茂木町に未曽有の災害をもたらし、芳賀赤十字病院を始め足利、太田原の赤十字病院から延130名の救護員が派遣され、取扱い患者も1,542名の多数にのぼった。

私の出動は８月７日で、すでに水は引いてはいるが、泥んこの家財道具と瓦礫の山の町中をなんとか救急車を走らせ、町役場の庭に設置された救護班のテントに着いた。役場の壁の水害による泥の痕は猶に大人の背丈にも達し、外に置かれたテーブルの上にはインクの溶けて消えかかった書類が乾してあった。テント脇には水没した車が泥をこびりつかせたまま無残な姿を晒していた。後日聞いたところによると周辺より救助に駆け付けた人達が逃げ遅れ放置したとのことであった。

前任者は重症患者に出くわし大変だったようだが、訪れる患者さんはほとんど小さな傷で、半日で100人以上に達したが一針も縫合を要せず、中には画鋲によるものまであり、破傷風の恐怖が如何に強いかが伺がわれた。また足部の外傷が多く、ほとんどの人がサンダル履きの泥んこであり、消毒が済めばまた同じく泥の中に入る繰返しで、消毒さえすれば菌が死滅するかのごとく錯覚する人が多いのに驚かされた。又水が自由に使えるようテントを張る際に気を配るべく感じた。

疲労して点滴を希望する人もあり、単に横になって休みたい人を収容する場所が必要であったようだ。数は少ないが救急箱が流された人、以前より内服していた降圧剤が切れた人等、車を失って身動きが出来ない人達の現実を知らされ、同時に近くの稼動状況を把握出来ない不便を感じ

た。

折から保健所で、予防に殺菌剤の散布、検便等を始めたためか、伝染病発生の噂が流れ、身内の人を呼び寄せても良いか、地元の人と同じ洗濯機を使ってよいかとの外来者の質問があり、情報ははっきりと公表し不安を出さないようすべきと思えた。

防災訓練で常々感じることは、大災害が発生した場合、医師看護婦の力は限られており、平常より一次救急処置の基本的考え方を出来るだけ多くの人に知ってもらう必要性がある。

最後に、今回重症患者の救命活動を行ったわけではないが、後日地元の方から精神的な支えになったと聞かされ自己満足した次第である。

台風10号による水害救護体験記

芳賀赤十字病院
救護婦長　綱川芳子

「恵みの雨」のはずが豪雨となり牙をむき出した。

茂木町のニュースが報じられる都度、大禍ないことを願った。しかし、午前5時には、自宅前の道路が「川」と化しているのを見て不安がつのった。

業務に就いて間もなく「医療救護班待機」の指示を受け、医療セットの再点検、次いで「医療救護班出動」の要請があり、班員総勢7名で、午前10時30分に病院を出発し、午前11時20分に茂木町役場に到着した。

災害復旧の中枢である役場は、カウンターの上まで水につかった後片付で雑踏していた。救護所設置は、役場敷地内にも泥土が数センチメートルもあるので、難渋したが、ともかくその一角を選んでテントを張った。救護準備をする一方、病院救急車で「救護所開設」の巡回広報に当った。巡回広報は、夕食後を見計い、二度行った。

救護活動は午後0時15分より開始、救護内容としては、創傷　122件(挫創　47件、切創　44件、刺創　6件、打撲　6件、その他　19件)、持病の悪化　13件（高血圧　10件、その他　3件)、風邪症状　9件、消化器症状　8件、骨折及び骨折の疑い　3件、その他　5件計160件で、うち、縫合　16件、病院搬送　4件であった。

救護業務に当たり、初めのうちはガラスや踏み抜きによる受傷が多く、創部を洗う水はあっても泥によごれた覆物を洗う水までは賄えず、ビニール袋で汚染防止に努めたが、舞上る土ぼこりに打っ手はなかった。夕方からは、疲労と手持ちの薬を流失した「持病の悪化」などの内科疾患が多くなり、内科医の要請をした。病院との連絡手段は無線のみ。盆地のためか、なかなか連絡が取れず苦労した。

現地の医療機関全てが被災し、診療不能に陥ったこと、住民に足の便が無いことから、救護所

は、診療所も兼ねることとなり、再診のケースも見られた。

来所される人の中には、気の高ぶっている人、落胆し無気力にさえうかがわれる人もあり、気持ちが休まるよう、時間の許される限り耳を傾けるよう努めた。又、来所できない人には、要請がある都度担架や救急車で対応した。夕方からは、発電機の明りの中での業務が、午後11時30分まで続いた。

日中は、かんかん照りの暑さでも、夜間は冷え込み眠ろうとしても寝就かれず、午前4時30分には、再び救護業務の開始となった。第2班に引継ぎ、茂木町を後にしたのは午前9時40分、後髪引かれる思いであった。

「早く、早く起きてくれ!」

茂木警察署
巡査小池明彦

8月4日午後10時30分招集。

応招した私には、管内の被害状況調査が命じられた。

署を出た私にたたきつける雨は、何もかも流し尽くしてしまうかの勢いである。

茂木町が壊滅的な打撃を受け、3週間にわたる災害警備活動の幕明けになることなど全く予期し得ない私でした。

土砂崩れ、冠水によって寸断された道路の被害状況の確認を終え、町内に戻ってみると逆川は橋げたまで水。今にも溢れ出そうなまでのすさまじい流れ。遠くからは、雨の音にかき消され、とぎれとぎれに聞こえてくる消防車のサイレン。

この時、私の胸の中に「逆川の水は溢れる。」という危惧の念が湧いたのでした。

私は、雨が流れ落ちる暗黒の空を見上げ「雨よやんでくれ。」と祈るばかりでした。

ふと足元を見ると、すでに濁流が溢れ出てきている。「今、何をしなければならないのか。」「そうだ、住民の避難だ。」

私は、本署に無線で一報したのでした。本署からは、「一軒でも多くの住民を避難させよ。」との指令。

無我夢中で玄関の戸をたたいたのでした。大声でたたいても起きる様子はない。「早く、早く起きてくれ。」と思いながらたたいていると、眠そうな目をこすりながらやっと起きた老夫婦。「このままだと浸水するから早く避難して下さい。」と伝え、次の家、また次の家へ避難するよう伝え終ったとき、濁流はもう私の胸まできていたのです。

奔走しているうちに迎えた朝は、昨夜の豪雨など嘘のような晴天。

パトロールに出た私が見たものは、泥、瓦礫の山。我家のかかわりはてた姿を啞然と見つめて

いる人々の姿。道端で泥にまみれた木の箱を大事そうに洗っているおばあちゃんがいた。「大変だったね。」と声をかけると、私が昨夜最初に避難して下さいと声をかけた老夫婦のおばあちゃんであった。おばあちゃんも私に気付き、「きのうのお巡りさんかね。あれからね、天井近くまで水が出たんだけっども、おかげさんで助かったよ。」と私の手を泥まみれの両手でしっかりと握りしめたのでした。おばあちゃんの頬には一筋の光るものが。その瞬間、私の心と体にこれまで警察官として味わったことのない感動が怒濤のごとく押し寄せるのを感せずにはいられませんでした。

あれから、二か月、町はいたるところに水害の爪痕を留めているが、平静を取りもどしつつある。

あのおばあちゃんの家をたずねた。家は取り壊され、あとかたもない。何でも、都会の方に住む息子夫婦が引取っていったとのこと。

今でも私の手を握りしめたおばあちゃんの手のぬくもりと、感動がよみがえってくる。一生忘れることはできない。

しかし、あのときの〝涙〟本当は、何を意味していたのだろうか。

今後、警察官としてこの職にある限り、私にとって〝永遠の糧〟となるのではないだろうか。

台風10号に遭遇して

益子町役場総務課
消防係長　久　保　　正

8月4日午前8時より降り始まった雨は午後7時になっても雨足は一向に衰えをみせず、もしやと……しかしテレビ等のニュースでは今夜半には日本海に抜けるであろうという状況に安堵感をいだいていた。早速雨合羽を身につけ取り敢えず町中心部を流れる百目鬼(どうめき)川2箇所の水門を開門しなければと一人現場に向った。現場は巾20メートルの濁流が大蛇が暴れ狂うごとく音をたてて流れ、暗闇の中3メートルの高さの水門を挙じ登り水門開閉のハンドルを回すが水圧により1メートル開門するのに30分程を要し完了した時はあまりの激流に足が縮み一瞬身震いを覚えたとこれです。

その後団長と共に町内の巡視に入るわけでありますが、小貝川より溢れた水が一面泥海化とし、これは大変になるかもと……不安をいだきながら真夏とはいえ4時間余り腰まで泥水に浸りながらの巡視は烏膚をかき我自身今後どのような状況に災害が展開していくかただ呆然としてしまいました。

8月5日午前3時40分消防無線に「西明寺地区に生埋め事故発生」の緊急連絡！直ちに正副団長と共に消防指令車により現場に向うが目的地はいたるところ道路の陥没、冠水、土砂崩れと這う這う手で現場にたどり着いたが現場は巾30メートル、高さ20メートルにわたって崖が崩れ、二

階建住宅の一階部分に約100トンの土砂が流れ込み、まさに惨事を目の当りにみたところであった。「この土砂の下に63才の老婆と小学５年生の男の子がいる」と付近住民の叫び！。水分をたっぷり含んだ土砂の搬出には機械力では到底望めず、消防団員と共にシャベルを手に必死の救出作業の結果、奇跡的に老婆を無事救出、その１時間半後無傷で掛布団にくるまった小学５年生の男子を遺体で救出……たぶん土砂による圧死であったであろう……その姿を見た時同じ年頃を持っ親として胸が痛みぽとり涙を流した……。

時計の針は８月５日午前５時10分を指し、その時程デジタル時計の文字が鮮明に見えた時はありませんでした。すっかり夜は明け高館山の裾野より真夏の太陽が眩いばかりに一面泥海と化した田畑を輝きだし、昨夜が悪夢であったかのような一コマでありました。

救援タンク車とともに

国分寺町総務課
課長　山田　庄平

８月５日は、台風10号が去って朝から快晴、いつもより早く出勤したのに、既に町長は出勤し被害の有無を心配していた。

◇取り敢えず益子町へ

午前９時ごろだった。県から益子、茂木両町の断水情報が入るや、次の連絡指示を待たず町長から「取り敢えず近い益子町へ」の給水支援指令が出た。

私たち職員６名は、給水車で益子町へ急行。益子職員の先導で給水開始、行くところ、行くところ容器を手にして集まる人は、「授乳が、お勝手が、トイレが、と叫ぶ。」断水の深刻な表情は、私たちに疲れを忘れさせた。

◇小学生の死

幼い小学生を亡くされたお宅への給水。「裏山の土砂が奥座敷を襲った」という。大きながっちりした住宅で、この家のどこで尊い命が奪われたのか、正面からでは想像もつかなかった。

◇翌日は茂木町へ

広い町の周辺集落への給水。電話が不通のため効率が悪かったが、災害現場での給水活動は十分であったと思う。

◇復旧作業と交通渋滞

市街地の幹線道路や空地には、被害の廃棄物が山と積まれ、その搬出復旧作業が交通マヒの状態の中行われていたが、非常災害の時には、一時的な通過及び見舞客車の通行止めもやむを得ないのではないかと痛感した。

「早くたすけて」

宇都宮市中央消防署
特別救助隊長　岡　田　吉　久

昭和61年８月４日の台風10号による豪雨は、茂木町をはじめ県内に大きな被害をもたらした。宇都宮市においても、いたるところで小河川がはんらんし、徹夜で水防作業や救助作業に従事した。消防が多くの作業に出動したうちで、私達救助隊の活動状況を紹介します。

最初の出動は、５日午前０時28分市内今泉町陽北中学校南で床下浸水のため積土のうをお願いしたいとの119番通報により、ダンプに砂袋を満載し救助及び消防の２隊が出動した。現場は住宅街で、上流から流れている側溝があふれ道路が川となっていた。側溝からの流出を防ぐため砂袋200袋を使用して道路への流出防止のための積土のうを実施した。

数分後、救助隊は山本町青葉台団地に発生した土砂崩れに出向せよとの無線指令により、現場を消防隊に任せ出向した。同団地は住宅地としてヒナ段に開発された地域で急斜面の山林が残されていた。その一部の山林が巾30m長さ80mにわたって崩れ、直径30cmもある大木が５～６本根こそぎ落下し、Ａ氏住宅の玄関を直撃していた。幸いＡ氏宅では、玄関をへだてた部屋に寝室があり、人的被害はなかったものの二次災害の危険があるため、Ａ氏外近くの１家族に避難を進め、６人が避難した。救助隊は、立入禁止のロープを張り安全を確認して帰署した。

帰署後一息つく間もなく、今泉新町東勤労者青少年ホーム西で増水のため、多数避難できず救助を求めているとの指令により、ゴムボートを積載して出動、低地のため池のようになっていた。住宅約40棟が床上侵水し、付近一帯は停電し不気味な感じ、強力ライトで照らすと住宅の窓から手を振り「助けてくれ」の合図、隊員３人がゴムボートに乗って救助に向う。４人を救助したが要救助者が多く、手こぎによるボート操作では行動に時間がかかり思うような救出ができない。この程度の水深なら隊員がボートから降りて行動させた方が能率的だ、隊員がボートから降り水中に入った。ゴムボートは隊員１名が前で引張り、２名で後押をする。深いとこで水深1.5mはある、顔がやっと水面にでるだけのところもあった。「早く助けて」の女の声、ボートを引いて玄関に向う。ドアが水圧でなかなか開かない。やっと開けると、下駄箱や家財道具が流れ出してきた。深みがあったり、自転車・オートバイが倒れ、足が引っかかり、降雨、暗の中で悪戦苦闘した。後続の消防隊と共に２艘のボートで55名を救出した。

続いて、救助の完了を待っていたかのように次の指令。この現場から500m下流で救助を求めているとの連絡。第４現場へ、同様低地住宅街で水深1.5mの床上浸水となっていた。屋根の上から、窓から救助を求めていた30名を前記同様救出し、「救出完了報告」を送信したときは、隊員一同力が抜けた感じ、どろ水につかって６時間10分の活動であった。

台風10号による水防活動について

黒磯市消防団第３分団第８部
部長　磯　　久米治

今回提防が決壊し水防活動をした熊川は、黒磯市街地より西南西へ６kmに位置し、流路は百村山の裾野より大田原市湯津上村で箒川に合流している一級河川で通常〝水無川〟と言われ毎年台風・大雨時には流れ出し過去にも幾度か決壊し、田畑、民家に被害を出している河川で黒磯市水防計画の重要水防河川の一つでもあり県の事業により数年前より護岸の補修工事を実施しており、今回の決壊は未補修箇所からの決壊であった。

○　決壊日時　　昭和61年８月５日　５時30分頃

○　決壊場所　　黒磯市北和田和田橋下流50m

○　決壊規模　　一級河川熊川左岸幅５m、長さ30m

○　覚知状況

８月５日５時30分頃風雨の中、危険箇所巡視の当部団員より電話連絡により覚知する。

○　現場及び附近の状況

５時40分頃現場確認、和田橋下流50m左岸が幅約５mに渡り浸食されており、さらに幅3.8m、長さ21.6mのコンクリート製橋（和田橋）中央の橋脚に流木が数本が掛かり橋上流の水位は警戒水位1.5mに達っしていた。また、現場下流には民家及び市営団地、私立幼稚園等約200戸が点在している地域である。

○　活動状況

黒磯市消防団非常時連絡網により分団長への連絡及び団員の招集を行ない第３分団第８部団員16名と共にスコップ、鉈、チェンソー等の資器材を消防車輛及び自家用軽トラックに積載し現場に向った。６時05分頃現場到着、すでに決壊を聞きつけた区長及び附近住民約８名がおり提防の決壊及び橋の破壊を心配し右往左往していた。

護岸の浸食はすでに幅約15mになり水位も提防天端から約1.5mに達していた。私は団員に決壊防止の作業準備のため、水防倉庫（現場から約２km）より土のう、鉄線、丸太等の搬送命令及び流木除去機材としてクレーン車借用を現場にいた自動車修理工場社長に依頼した。クレーン車（２t）は５分後に社長自ら運転し到着した。クレーン車を橋上流左岸提防上に設定し私は社長よりワイヤーを受け取り、護岸に出ていた流木に搦め長さ約８m、太さ約20cmの松の木を取り除いた。

６時25分頃常備消防職員がポンプ車で５名到着した。クレーン車到着少し前に来た消防団幹部と常備消防隊隊長の協議により浸食箇所へは木流し工法が決った。

木流し工法用雑木は現場南側約20mの団幹部所有林から約15年生の桜やナラの木を数本伐採し常備消防隊と協力して土のう取り付け、杭打ち作業と一糸乱れぬ統率のもとに２基施行し洗掘施

行し洗掘を防止した。

流木除去については、２回目の除去作業中一度に２本を搦め引き揚げようとしたために、引き揚げ途中水圧により搦めた流木が流されそうになりクレーン車が横転しそうになったが運転手の気転でクレーン部（ズーム）を縮小して脱出し、難を逃がれ大事には至らなかった。木流し工法、流木の除去と作業の甲斐があり大災害を未然に防いだ。台風も過ぎ去り雨もあがり薄日が差してきた８時頃水量も徐々に下がって来た。昭和62年２月現在決壊のあった護岸200mに渡り補修工事中である。

台風10号による水害活動について

黒磯那須消防組合警防課第１係

主査 大森 信也

８月４日朝６時頃から降りだした雨は、台風10号の影響を受けて、黒磯市においては、８月５日零時00分から５時00分の間に108mm、又１時00分から２時00分の１時間には、42mmを記録し、総雨量は８月４日が111.5mm（７時～24時）８月５日は115.0mm（零時～７時）で合わせて226.5mmに達した。

雨あし、雨量とも増してきた４日19時58分頃に市内各地域から道路、水田の冠水及び家屋の床下浸水の被害が続出し職員の派遣要請が数多く伝えられてきた。

これをうけて降りしきる雨や平均風速10m/sを越える風の中、土のうの配布、土のう造り、道路河川の状況調査等に11時間、不眠不休の状態で従事、次第に各職員に疲労感がつのり体力の衰えが見えはじめたが、気力でカバーしている様子がうかがえた。

追いうちをかけるように５日朝、６時13分頃熊川が決壊し附近の建物に被害が及びそうだとの指令があり、隊員５名で土のう袋、スコップ、カケヤ等資材器具を積載しポンプ車１台に乗車して現場に向った。

現地河川は黒磯市の西部方面で北和田地域の河川（平常時は流水がない）で現着時には警戒水位1.5mを越えており増水した泥水で茶褐色を帯び上流からの流木が橋桁に巻きついていた。さらに未施工の護岸を決壊、川沿いの水田の一部を浸食し熊川はくの字に流れを変えていた。近くのクレーン車所有者が橋脚の流木除去作業をしていた。

先着地元消防団員約20名と協力し風雨激しい最中、決壊しはじめた護岸に対しこれを防ぐため木流し（約５m）工法しかないと判断、団員と共に附近の林からナラの木数本の伐採、土のう作り木に取り付けて、木を投げ入れようとしたが雨で地盤が緩み、その上急な勾配で作業に手間ど

った。しかし隊員が命綱を確保しながら急流に腰までつかり見事な手さばきで投入し水の流れを変え護岸の欠壊防止に役立った。これらの作業に対して二次災害の防止と生命安全は常に第1として行動したのは言うまでもない。この間橋桁に巻きついた流木を取り除く作業をしていた2トンクレーン車が横転しそうになり操作していた運転手が危うく川に流れそうになったが自力で脱出し難を免がれた。

雨が上がり空も曇が薄れはじまりだした8時頃に川の水量も徐々に下がり流れも弱まってきた。これを見守る私や隊員、消防団員にも安堵感と満足感にひたり、消防人としての使命感の充実を喜び得て、一路署に向けて車を発進した。

広報班として思うこと

企画部広報課
課長補佐　木曽　弘

広報班（広報課）は、広報をいかに迅速かつ的確に実施するかに直価を問われる。

大上段に構えればそんなことであるが、なかなか思うようにいかないのが常である。特に災害などの非常時にはそうである。

朝、目を醒ますと些か心配だった昨夜来の豪雨は止んだようだ。特に連絡はないが、激しい降りだったのでどこか災害が発生したのではないかと念のため、栃木放送6時のニュースを寝床で聴いた。驚いたことに、それこそ災害の少ない栃木県で、茂木町の逆川が氾濫し、街中が濁流に飲まれているとのアナウンスである。テレビも生々しく現地から電波を送っていた。本当のところ普段から災害の少ない栃木県と思い込んでいたため、これ程までの大災害が起こるとは考えてもいなかった。兎に角、取るものも取らずバイクを走らせ登庁した。自宅は県庁に近いこともあって床を離れてから15分足らずで着いた。

まず、記者クラブ対策と思い記者クラブ室を覗く。ドアのカギは開いているが誰もいない。電灯は点いている。消防防災課に詰めているのだろうか、はたまた現場に飛んでいるのか、さすがプロであると思ったが、茂木町の災害現場には一歩も入れないという道路事情で、主だった県政記者はやや苛立ちの体で消防防災課にたむろしていた。そんななかで驚いたのはＮＨＫは災害現場から生中継している。多くの記者は道路寸断のため現場に踏込むことも叶わず、情報も入らずというなかで相当苛立ちの色が濃くなっていくのが解る。町役場も相当混乱しているのだろう。後で解ったことだが役場の防災行政無線装置が水没したため、使えなかったということである。何れにしても情報が入らなかった。当方としても打っ手が無いまま時がたった。ただ断片的ではあるが警察を通じて入ってくる。これとて目撃者の話などによる事故的なものである。勿論これ

も大変重要で消防団等の活動に正に必要な情報である。が本当は、当方はそれと平行して全般的・体系的な情報が、また組織だった情報が欲しいのである。それを被災地は勿論、広く広報し災害対策本部の確かな情報提供者となることが広報班の業務と考えるのである。つまり最初の事故的なものは新聞ダネである。それはそれとして、全般的な情報を得ること、それを基に被災者に対する必要な措置が適切に行われるのではないかと思うのである。何れにしても、今後の反省材料を残してくれた貴重な災害ではあった。

災害救助法適用初体験の一日

県民生活部厚生課
地域福祉係長 岩　崎　隆　夫

台風10号災害による本県初の災害救助法適用の記録は、8月5日早朝「茂木町との交信不能、益子町、市貝町、南那須町で浸水、がけくずれ等、台風による被害が出ている。」との今井次長への電話連絡からはじまる。災害状況によっては災害救助法の適用も考えられるため、関係職員の緊急出勤や芳賀、南那須福祉事務所にも現地での対応を手配した。

茂木町の激甚な災害の状況は、ＮＨＫテレビを始め、報道機関によって、早朝から全国的に報道されている。厚生省からは、再三、再四にわたる被害状況の早急な報告を求める電話照会とともに災害救助法適用の有無などについて問い合せがきた。茂木町との電話、防災無線などの通信手段が全て断絶の状態であるため、情報不足で手の打ちようがない。唯一の手段は現地に出向くしか確認のしようがない。

現地の芳賀福祉事務所からの報告を期待したが、「道路寸断、冠水等のため、どんなルートを使っても茂木町の被害地に近づくことはできない、調査不能」との返答が来た。しかし、災害救助法を適用することは県の責務である。本県では、昭和22年にこの法律ができてから一度も適用したことがないため、具体的な手続についてはまったく知らない。厚生省は、被害世帯数の報告がなければ協議に応ずることはできないという。我々は、苦悩したが、通信手段がまだ残っていた時点での状況から判断することとした。すなわち茂木町役場の１階が浸水しているとの連絡が入っていたので、逆川までの住居数を住宅地図で確認したところ、床上浸水は200世帯以上にのぼることは確実であった。このことは、法適用基準（床上浸水150世帯）を軽くオーバーする。早速、厚生省と協議、了承を得て、５日午前10時10分、茂木町に法施行以来初めて本県において災害救助法を適用することになったのである。これにより、厚生課職員全員が日常業務をストップし、現地へ向かう者、外部との連絡をする者、県庁内部の調整をする者、それぞれ役割に従って活動を開始した。それと同時に、庁内の災害救助組織本部員（各部関係課で構成）を招集した。

出席者はなにせ初めてのことでもあるため、緊張の面持ち、それぞれの分担業務について協議しその任務に基づき災害地への救援体制を取ることなる。

しかし、茂木町の災害情報が入らず町がどのような状態にあるのか、何を必要としているのか不明の状況であるため、援助の手を差しのべる手だてがない。

何をさておいても状況把握が必要である。課職員3名を派遣することとなるが、いずれも防災服などを着るのは初めてであり、緊急に出発していったのである。

そうこうしているうちに、茂木町で食糧を必要としているとの連絡。

災害救助法を適用して初めての具体的救援活動である。

消防防災課の備蓄レトルト食品や民間からの援助申し出の食品を含め、8,100食分を輸送したのである。

その後も民間からの心暖る救援物資提供の申し出が続々と寄せられ、輸送手配等に追われているとき、益子町から災害救助法の適用を願いたいとの突然の電話要請。

まさかと思ったが、被害の状況は床上浸水255世帯であるとのこと。適用基準（床上浸水150世帯）をオーバーしている。なぜもう少し早く被害情報を連絡していただけなかったかと思いながら厚生省への連絡了承を得て、5日午後4時30分益子町に災害救助法を適用したのである。

茂木町だけの対応だけであったものが2町となり、課内も救援物資等の手配や報道機関への資料提供等に追われるのであった。

日赤栃木県支部から、緊急救援物資は、茂木、益子両町へ輸送すると連絡が入り、いよいよ益子町へも救助活動が開始されるのである。

課内では、益子町が被災していれば、真岡市、二宮町は心配ないのかとの声が出される、直ちに両市町に照会の一報を入れる。両市町とも被害は出ているものの大きなものでないとの報告。追われながらの仕事の中にも一安心。

民間の方から茂木町へ救援物資を輸送したが、宇都宮から4時間もかかった、交通渋滞がひどいとの情報も寄せられる。今後の救援物資輸送手段等の検討にも追われる。

そのとき芳賀町から「床上浸水180世帯、床下浸水1,500世帯の被害が出ているので災害救助法の適用を願いたい。」との要請である。適用基準をオーバーしている。これには、課内も緊張した。午後8時30分である。厚生省に連絡するも時間が経過しているためその間の事情説明を求められる。

そのため、芳賀町と被害状況確認等のために数回にわたり、やりとりをくり返したのである。

その後、厚生省へ状況説明のうえ県としては芳賀町に午後8時30分災害救助法を適用することで了承を得たのである（とき午後10時50分であった。）。

課内では、勝井県民生活部長の指揮のもとに8月6日の対応策について協議、茂木、益子両町の被害、町の対応状況を見た厚生課派遣職員から熱っぽい報告が出される。「茂木町は役場自体が被災している。住民に情報伝達（救援物資の配付等の広報）のすべがない。県で応援すべきである。」など。これにより、県広報車を配車すること、厚生課職員を応援のためひきつづき派遣する

ことを決定した(午前0時課員退庁)。その後、担当の地城福祉係は、3町に対する災害救助法に基づき調整すべき書類の様式作成のため、徹夜の作業となった。こうして初体験の1日が終ったのである。

災害救助の現場体験から

県民生活部厚生課
主事 辻浦秀夫

昨夏の台風10号による被害は、本県において「災害救助法」が初めて適用されるという事態となったが、その際、被災地の茂木町へ派遣された私の体験を述べてみたい。

私は、8月5日から18日までの間に延べ8日間現地へ出向き、「救援物資の需要調査」、「被災状況の調査」、「住宅の応急修理及び応急仮設住宅の設置の有無」について担当した。

まず、救援物資についてだが、当初は食糧の需要が高く、その後に日用品等の需要が高まることとなる。食糧は、5日6日と1回につき数千食の需要があり、そのあまりの多さに調べてみると1人で10～20食も持って行くことが判明したので、6日の夕食時から「受付」を設置し、食糧配付場所に町職員を配置し世帯人員を確認させたところ1回二千食程度に落ち着いた。被害の復旧による減少とも考えられるが、食糧という最も重要な救援物資の制限を加えなければならなかったことは非常に残念であった。また、日用品についても同様で、広報活動により遠方から徒歩で救援物資を取りに来た時には、もう物資がないなどということも起こってしまったため、最後には品目毎に職員を配置することとなってしまった。

次に被災害状況の調査であるが、これは災害発生後3日目の7日に、全壊及び流出世帯を中心に初めて行われた。しかし、これは町中心部の流出世帯及び郊外の全壊世帯のみの調査であり、茂木町の全世帯の被災状況の調査が行われたのは9日、集計結果は10日となってしまった。流出世帯の多くは「橋」の両側の家であり、家全体が数10メートル下流に流されたもの、家の基礎部分が流され傾いてしまったもの、家の中を泥流が通り抜けてしまったものなどであった。また、全壊世帯は土砂くずれによるものがほとんどで、これは全く予期できない所で発生しており、いずれも一瞬のできごとであったらしい。ある家では、家全体が「ピシッ」「ピシッ」という異様な音がして、外に逃げるのが精一杯で「あっ」という間に家が壊れたと恐怖の体験を語ってくれた。

次に住宅の応急修理及び応急仮設住宅についてだが、まず応急仮設住宅の設置が不要と決定したのが11日であった。これは、過疎のため当時使用されていない貸家等があったことと、近隣に親類がいる世帯が多かったためである。住宅の応急修理は、対象世帯29世帯について13日に確認作業を行い、18日に実地調査が行われ最終的に13世帯に対して19日から工事が開始された。

最後に、私なりに得た教訓を述べてみたい。まず、被災地への交通規制を適切に行うこと。これは、宇都宮一茂木間の輸送に一時は4時間もかかってしまい、おにぎり数百食をダメにしてしまったなど救援活動に支障をきたすためである。次に、広報活動を充実させること。これは、救援物資に何があるのか、水道の水が飲めるのかなど住民に対する情報を豊富にすることにより、住民の心理的不安を解消するためである。次に、被害状況の調査はすみやかに行うこと。これは、今回の災害において町中心部の水害のみが考慮されたため、救援物資の配付場所を1カ所しか設置しなかったため、救援物資が全く届かない被災世帯があったためである。

文中に使用した数字等は、残された資料から引用したが、資料がなく薄れた記憶の中からのものもあるので御容赦願いたい。

水害体験記

今市保健所保健予防課兼衛生環境部医務課
技師 塚原太郎

昭和61年8月4日、栃木県東部を中心に記録的な集中豪雨があり、大量の雨水が那珂川に流れ込んだ。翌8月5日の未明その支流である逆川の水位が上がり、そして氾濫をおこし茂木町の中心街が水につかりました。

そこで真岡保健所出向を命ぜられ、8月6日より約2週間、被災地茂木町において防疫治動に従事しました。

茂木町に着くと、そこは泥水が町一面をおおい、道路には水につかった家具や水に流されたごみが山のように積まれ、その中で、泥にまみれながら、復旧作業をする住民の姿がありました。

防疫活動とは伝染病発生の予防です。そのため冠水した家屋を消毒しなければなりません。冠水した家屋は約1,400世帯あり衛生環境部職員約40名が消毒に当たることになりました。2人1組で20班、1日約40世帯を消毒して2日間で冠水世帯の全部の消毒を行うことになりました。消毒液を入れると約20キログラムになる噴霧器を背おって往復約1キロメートルもある家々を一軒一軒消毒して回るのは大変な作業でしたが、予定通り2日間で消毒作業を終了し伝染病の発生もありませんでした。

この様な災害活動が迅速・的確に行われるために重要な要素が3つあると思います。それは、的確な指示を行える優秀な指導者がいること、指示を確実に遂行できるマンパワーが充分あること、そして指示が正確に伝達される命令系統があることです。人間に例えれば、優秀な頭脳を持ち、四肢の筋力が強く、神経系が命令を正確に伝えられるということだと思います。

今回の災害時には、真岡保健所の保健予防課長をはじめ、適切な指示を出す指導者がいて、そ

れを確実に遂行できる職員のマンパワーがあったため大過なく防疫活動が終了したのだと思います。

今回の災害活動に従事させていただき、今後とも衛生行政に携わる者として、貴重な経験をさせていただいたことは不幸中の幸いだと思います。

災害業務を担当して

土木部森林土木課

副主幹兼治山係長　高　橋　東　平

8月5日早朝、「直ちに出勤するように」という課長補佐からの電話で今回の災害業務が始まった。以下、本課の担当者として災害復旧の経過など当時を思い出しながら記してみたい。取り急ぎ出勤してみると、降雨量が300ミリメートルを超えていること、茂木町周辺に被害が大きい様子であることを知られたが、近年の林地被害状況からみても台風によりこの程度の降雨量はほぼ毎年1回はあり、特に、56～58年にかけては600ミリメートル近い雨量があったので、今回も中規模程度の被害で当年度中に実施する緊急治山事業もそれほど多くはならないと考えていたものだった。

朝早く茂木町に向った宇都宮林務観光事務所の職員から連絡があり、冠水のため至る所で道路が寸断されているので町内に近づけないこと、途中の山腹法面の崩壊が多数発生しており被害調査には多くの日数が必要であること、役場には電話が不通で連絡がとれないことなどが判明し、また、烏山林務観光事務所も職員が庁舎に行き着けないのか連絡がとれない状況であった。早速、課内で翌日からの被害調査体制について協議し、取りあえず茂木町周辺の調査について、被害の少ない他の事務所からの応援の了解を得た。

6日からは災害報告の集計、災害対策本部と林野庁に1日数回の報告、林野庁係官の現地案内などに忙殺されていった。各事務所からの災害報告は8日には林地被害が 500箇所、林道被害も280箇所以上になり、しかも、緊急性の著しく高いものがかなりあることが判明し、知事専決と補正予算の準備に取り掛かる一方、人家裏等に土砂が堆積し放置しておくと危険な箇所を県単治山事業により排土することにした。緊急治山事業の予算打ち合わせ(国)も25日に決定し、箇所数も多いことから応援体制を組み全体で50箇所の計画書を作成した。林道についても、9月に入り8日間にわたり64箇所(36路線)の災害査定(国)を終了し一息ついたのが災害後約2箇月過ぎた9月末であった。

その後も、各事務所の懸命な努力により治山、林道を含め約230箇所の測量設計を実施して順次発注にこぎつけることができ、現在では大部が竣工に至っている。

今回の災害は、年間降雨量の4分の1強が一度に降ったこと、崩壊の規模は小さいものの、人

家、道路、農地等に直接被害を与えた箇所が多数発生したこと、また、林道は路肩欠壊や法面崩落の発生は少なかったものの、路面洗掘による被害が多数発生したこと等が特徴としてあげられる。

この災害による林地被害の完全復旧にはまだ相当の年数を要するが、緊急度合に応じて計画的に復旧工事を実施し森林の造成・維持を図ってく考えである。

(昭和62年２月25日記)

農作物の技術対策に取り組んで

農務部普及教育課
特別専門技術員　山　崎　　晃

８月５日は大洪水で明けた。各農業改良普及所からの報告で電話は鳴りどおしである。普及所は前夜の内に明朝は出勤までに状況を把握するように打合せがすんでいた。農作物の冠水は午前９時集計の水稲だけでも7,000ヘクタールを越えており、大被害発生が明らかであった。刻々と入る現地情報に基づき初期対策の指導に専念することとし、普及教育課では午後３時には「台風10号に伴う農作物の技術対策」を各普及所はじめ、関係機関及び報道機関に伝えた。

８月６日は農務部長、各課長からなる現地調査班に私も含め関係専門技術員も加わり対策指導の徹底をはかった。流れたゴミが電柱の中ほどにかかっている所もあり、水稲はまだ冠水したままのほ場が多く見られ、水の下で止葉がゆれている。ちょうど穂ばらみ期で１日間冠水すると70パーセントも大減収する時期なので非常に心配である。激流冠水の稲は傷が多くあるため、退水後は千草色になり遠くからでもそれとわかった。これでは病害発生が必至と予想された。また、提防決壊による土砂流入や埋没のほ場も多くあり、収穫皆無ほ場が何か所も見られた。大豆は開花期前後のほ場が多く、茎葉の汚れもひどい。かんぴようは蔓もふくべも一緒に流され、水田の隅に積って稲を押しつぶしている。いちごは育苗床にあって泥に汚れている。農家の人達が前日指導された技術対策を実行して芽ぐされ防止に噴霧機でいちご株を洗っていた。こんにゃくは傾斜地の栽培が多いこともあって、畑土壌とともに流失したり、茎葉の傾いたものが多く見られた。

現地から帰ると部内と課内で対策会議を開き、次期対策を協議した。現地調査の結果、水田の水路や用水施設が埋没・破損している所が多いのに気づいた。稲は最大要水期である。このままでは洪水後に旱ばつになる。灌水不能面積を至急調べる必要がある。課長のＯＫは早かった。普及所からの報告を７日10時までにまとめると2,200ヘクタールもあった。これは重大である。普及所に対し、土地改良事務所、市町村と連携を密にしながら、用水路及び施設の補修について集落や水利組合の代表者に強く指導し、用水確保に万全を期すよう指示した。そして、私も普及員と

一緒に現地に出た。

その後、各作物の生育状況と農家の管理状況を見とどけながら、8月13日に技術対策第2号を出した。また、各作物の水害後の生育と収量、品質について、普及所と農業試験場の協力を得て貴重なデータを多く得ることができた。これらから、対策実施によって被害を最小限に止めていたことがわかり満足している。

いつも災害時は農家の落胆は大きく、涙ぐんでしゃがみこむ姿がある。しかし、この農家が働かない限り作物は回復しない。私達、普及関係者が行う災害対策は、農家の人達を励まし、立ち上らせ、技術対策を実行するように仕向けることが本当の対策であると痛感した。早朝から夜遅くまで現地を回り、農家を励まし適切な指導を続けた普及員各位とこれに応えた地域の方々に敬意を表したい。

8月4、5日を顧みて

土木部河川課
課長補佐　入江　貢

悪夢の傷跡を残して去った台風10号、それ以後、河川課の仕事の内容が一変した。災害、災害と、あらゆる作業が災害対応に変った。8月4日、台風10号の接近にともない、13時10分、宇都宮地方気象台より大雨洪水注意報が発令された。雨そのものは降ったり止んだりで、台風の気配は感じられない。本土上陸寸前温帯性低気圧に変り、やれやれと一安心、待機班を残し、定時退庁と安易に考えていたが、刻一刻と雨足が強くなり、帰れる状況ではなくなってきた。20時30分、大雨注意報が警報に更新され、河川課内にあるテレメーター水位、雨量の数値が記録されるたびに増える。21時、数値の変化の状況を各土木事務所に連絡、特に雨量の多い真岡、烏山両土木事務所には水防活動体制に入るよう指示するとともに、被害状況の把握に努めた。23時頃になると更に雨足は強まり、県東部の各所に土砂崩れ、交通不能、提防溢水等の被害状況が数多く入ってくる。24時、テレビでは台風の峠が越えたと伝えられたが風雨は弱まるところを知らない。

5日1時～2時には、茂木町をはじめ各地で50ミリ前後の雨量を記録、真岡土木事務所より茂木町との通信不能の連絡が入り、河川課内の逆川テレメーター水位計も4.8メートルを記録し、2時でストップ、茂木町の状況がまったくつかめない。何か不測の事態が発生したとおもわれる。鹿沼土木事務所の無線車（途中の状況連絡のため）を借り受け、夜の白むのを待って4時30分、茂木町に向った。

出発して10分とたたないうちに第1の関門に出合った。宇農高前通りが川と化し、エンジンが水につかり停止寸前、柳田街道に迂回し難を逃れる。新4国手前で第2の関門、どうにか新4国にたどりつき、国道123号線に向う。123号交差点の流量には恐れをなしたが、車が止まるのを覚

悟でなんとか乗り越え、芳賀町に入ることができた。さらに、益子町に向って車を進めて行く。途中の左側、田園一帯は道路の堰上げにより一面冠水、家という家は軒並み床下浸水し、家財道具を片付ける痛ましい姿や、被災の状況を見ながら益子町まできた。

ここで一気に行く手を阻まれた。小貝川の氾濫である。驚くなかれ、通常40メートル程度の川巾が400～500メートルに広がり流れている。その凄まじい姿に呆然として、暫く立竦んで見とれていた。気を取り直し、次の茂木町に行く道を探し芳賀町を北上した。数多くの主要道路を迂回しながら進むが、低地は冠水、山地は土砂崩れ等ですべての行く手を阻まれた。最後の手段として烏山町経由で国道294号から入る計画をたてたが、烏山まで行くのが一苦労であった。数多い冠水箇所を運転手に無理強いし、南那須町までは着くことが出来た。ここで荒川の大氾濫。ブルドーザー、マイクロバス、乗用車と川岸に流れているのが見える。役場職員の案内で山道を迂回、途中、土砂崩れにより死者が出た話を聞く。愛宕台の山頂から見下す那珂川の悲惨な氾濫状況を見ながら、10時過ぎ、烏山土木事務所に着いた。茂木町に向う道路は皆無であることを聞き、河川課に被災状況を連絡、帰途についた。永い永い1日であった。

あれかはら6ケ月、2次～5次の災害査定も終り、本来の河川課業務にもどり、災害の復旧に追われている今日このごろである。

台風10号災害に対処して

教育委員会事務局施設課
助成係長　塚　田　昭　夫

前夜9時頃、横なぐりの雨に濡れながら帰宅の途上同僚と災害が発生しなければいいなと話していたのが、現実のものとして知ったのは、出勤前のテレビニュースからでした。ニュースは、本県東部の八溝地域を中心に集中的な豪雨被害をもたらし、特に、茂木町では、市街地中心を流れる逆川が氾濫し、市街地に壊滅的な被害が発生していることを、生々しく報じていました。

出勤早々、県内の小・中学校や高等学校の被害状況を把握するため、手分けして、電話により確認作業に入りましたが、その結果、茂木町等幾つかの町は、回線切断や混線等により一切の被災確認が出来ない状況でした。とりあえず確認のとれた被災校について文部省に一報を入れるとともに今後の対応を検討しました。

情報収集の唯一の手段である電話は、その後も非常な混線状態等にありました。こうしたことから、私共が受け持つ学校被災復旧の分野は、当面の影響度等を考えた場合、幸いにも夏休み期間中ということもあり、火急的に処置しなければならない必要性が少ないのではないかと判断し、急がれる民生復旧のためにも、電話や防災電話等の使用等は必要最小限にとどめるようにしまし

た。

その結果、学校被災の全容が把握出来たのは８月８日となりましたが、幸いにも学校建物そのものの被害は、皆無であり、その大部分は敷地法面の崩壊によるものでした。

最後まで、被災状況の把握が遅れた茂木町については、私共が町内の小・中学校に現場確認のため調査を行いましたが、行く先々で、道路が寸断され、あるいは山あいの民家が土砂に流されているのを目のあたりにして、改めて被害の大きさに心おののく思いがしました。町の中心街の状況は更にひどく、民家や商店の軒先までの浸水跡も生々しく、ゴミまた、ゴミの山でした。

その後、８月13日に訪れた時は、町民の方々の懸命な努力によりきれいにかたづけられていましたが、８月20日に訪れた時は、家電製品等を中心とした貴重な品々が家の前にうず高く積まれておりました。それぞれの家庭にあっては、いずれも思い出のある貴重なものではなかろうかと思われます。やっとの思いで住めるようにとかたづけた家の中を、疲れきった身体をふるいおこし改めて点検した結果、身を切る思いで廃品とした品々が、人通りの絶えた真夏の昼下りの中で、うっすらとホコリを積らせ、山をなしている様は、災害の恐ろしさを象徴的に表しているものとして今でも鮮明に思いおこされるものであります。

消毒作業を振り返って

真岡保健所
主事 横田公宏

非常に激しく雨の降った翌５日、空はカラッと晴れ渡りましたが、茂木の町は泥水に包まれていました。昼過ぎにやっと水は引いたものの、後には膨大な量のゴミと泥、そして絶望感とを残していきました。

消毒作業は６日から始まりました。茂木町に向かう途中にも随所に台風10号の爪あとが見られ、町に近づくにつれて悪臭が鼻をつくようになりました。道路や空地には泥まみれとなった畳や布団、家具、電気製品などあらゆるものが山と積まれ、川も板の切れはしや大木、流されてきたゴミで詰っていました。

交通渋滞から抜け出し、やっとのことで茂木町役場に到着すると、２人１組の班を編成し、早速消毒作業開始です。真夏の太陽がギラギラと照りつける中を、クレゾール石けん液を満たした噴霧器を背負い、一軒一軒余す所なく床下とトイレを中心に消毒に歩きました。柱や壁に残された浸水の跡を見、溢れ出したフンがトイレの壁にへばりついているのを見ると、床下とイトイレを中心とした消毒では意味が無いのではないかという疑問を抱きましたが、希望があれば他の場所も消毒するということで作業を続けました。

割当てられた地区の消毒を済ませ、本部となっている役場に戻ると、まず飲み物に飛びつきま

した。町中に漂う悪臭と消毒液の臭いのせいか、あまり食欲はありませんでしたが、灼熱の太陽の下での作業で体中の水分が汗となってしまったかのようで、ジュースの１本や２本ではとても足りませんでした。

昼食が終ると、すぐに別の地区の消毒作業の開始です。さらに強くなる日射しの中を午前中と同じように一軒一軒消毒して回ります。各家庭で片付けが進むにつれてゴミが道路や空地に溢れ出し、車の往来にも支障をきたすほどとなりました。またそれと同時に床下いっぱいに溜まった泥の取り除き作業も始められ、初めのうちはそのまま道路や空地に捨てられたため、水は引いたものの、今度はドロドロとした泥水が側溝を詰まらせ、道路に溜り出しました。さらに家具や生活用品をあちこちで洗い出したことも余計にそうさせたのですが、あるお年寄りは、泥で濁った水道水ではいくら洗ったところできれいになるものでないであろうに、それでもただひたすら洗い続けていました。それはあまりにも思いがけない突然の災害にどうしてよいかわからず、日頃の行動パターンに逃げこむことによってのみ精神の安定を得ようとしているかのようでした。

夕方、やっとその日の作業が終り、四方に散っていた作業班が１班また１班と役場に戻って来ましたが、その足どりは一様に重く、皆汗と泥にまみれていました。

保健所に戻ると、翌日は交通渋滞を避けるために保健所を６時に出発するということにして解散となりました。家に帰るなり、明日も着られるようにとすぐに服を洗濯し、乾かしてもらうのですが、何度洗っても泥水となり、クレゾールの臭いはとれませんでした。

結局、８月６日から８日、及び12日の消毒作業は、前半は市街地を中心に噴霧器を背負って各家屋を対象に、後半は軽自動車に載せた動力噴霧器を使って周辺集落や道路、側溝、ゴミ集積場を対象に行いましたが、終始、汗と泥と消毒液にまみれての作業でした。思えばつらい作業の毎日でしたが、後で住民からの感謝の言葉を聞くにつけ心安まる思いがし、今ではつらかった作業もなつかしい思い出となっています。

忘れられない１日

宇都宮林務観光事務所
所長補佐　植　田　文　雄

連日、猛暑が続いていたが台風10号の接近に伴い３日夜半から雨となり、４日の夜もなお雨は降り続いていた。５日早朝、ラジオのニュースで茂木方面の災害を知り、所長、事務補佐に連絡をとり、同行２名とともに被災地に向った。出発に当たり無線を調整、感度良好を確認して午前４時30分頃出発した。すでに、茂木町役場との電話は不通となっていた。ニュースでは市貝町経由茂木方面の道路は、通行不能となっている旨放送していたので真岡市経由で益子町に入り、そ

れから茂木方面に向うことにした。

進むにしたがい各中小河川はいたるところで氾濫し、水田や付近の人家は冠水又は浸水し、道路も各所で冠水している状況であり、注意しながら野元川、五行川を通過した。この頃事務所より茂木町町田地内で山腹崩壊により家屋が倒壊し、人身事故が生じたとの連絡があった。小貝川にかかっている紅取橋の通過を試みたが、道路を横断する水勢は強く、地元消防団が規制し通行不能となっていた。下流の塙橋、助成橋、田野橋も紅取橋同様となっており、水田等冠水により湖かと思われる様相を呈していた。田野橋より北上しながら無線連絡を試みたが、雑音が多く交信出来なかった。さらに北上し小貝橋に向った。いずれも同じで小貝橋の前後150メートルは道路が冠水していたが冠水は20センチメートル程度で注意しながら通行し、対岸の多田羅についた時は胸をなでおろしたものである。七井駅方面に南下したところ小貝川、大羽川、小宅川の三川合流地点は、七井駅を中心としてすべて冠水し通行不能となっていた。七井の手前より左折して益子町に入り、逆川上流の飯地区に近づくにつれ逆川の氾濫により県道、町道とも寸断され、かつ、山腹崩壊が各所に見られ、人家等の倒壊があり、その都度調査し、激励しつつ茂木町中心部に向ったが、下飯より木播に通じる道路は各所で流失しているため地元の方々に案内していただき、人家の庭や、畠等を利用して役場についたのが11時頃であった。

役場の一階事務室は泥の海で、机の上30センセメートル位まで冠水したあとがあった。職員と災害の打ち合わせをし、林野関係の被災調査は、事務所が主体となるから役場内の整理をされるよう話をして、本通りに出たところ、逆川の氾濫で家屋は２メートル位まで冠水したあとがみられ、道路の両側には各家庭からの廃棄物が山とつまれて異常な災害であることを示していた。紆余曲折しながら調査しつつ町田地区の人家が倒壊し人身事故が生じた現場に着いたのは午後２時過ぎであった。３戸が山腹崩壊により倒壊又は一部埋没し、死亡した人もあり、まことに惨たんたるものであった。

調査を完了し帰途についてのは７時過ぎであった。帰庁し山腹崩壊により被災した人家等の緊急排土の対策を検討し、緊急性の高い10箇所については、８月13日夕方までに突貫工事により完了し、うら盆会に間に合ったことが担当事務所としてせめてものなぐさめであった。

（昭和62年２月20日記）

真岡土木事務所最前線

真岡土木事務所
技師 田城 均

「台風10号は進路を変え、関東地方に上陸する模様です。」との気象情報で防災待機に入る。8月4日午後5時だった。そしてこの時が栃木県史上始まって以来といわれる大災害の幕開けだったのである。

午後8時ごろ、茂木町小井戸地区の主要地方道那須・黒羽・茂木線に小規模のがけ崩れが発生との一報に、パトカー3台にて管内パトロールに出る。私の班は益子町経由で茂木町へ入る。各河川の水位確認、道路、がけ等の危険箇所の点検に忙しい。そのうち、鮎田川の茂木町林地区より溢水が生じる。状況報告の後、水防活動に入る。この頃よりパトカーの無線は鳴り続けである。情報収集に茂木町を一巡し終えた頃には、8月5日になっていた。

茂木町の市街中心部にある榎本橋へ行く。この橋のあたりは、住居が逆川にはりつき、護岸はパラペットとなっていて、危険度ポテンシャルの非常に高い所である。橋に着くと、橋上左岸より溢水が始まっていた。消防団も出動し警戒に当たっていた。ラジオでは、台風の峠が越えたことを知らせていたが、そんな情報が入ったとたん雨足が強まった。溢水の状況を土木事務所に報告すると、しばらく監視を続けよとのこと。消防団員とともに警戒を続ける。

間もなく、右岸パラペットからも溢水が始まった。濁流の衝撃が橋全体を揺るがす。それが生き物の鼓動のように伝ってくる。溢水は、もう水防活動の域を越えてしまった。ただ茫然と立ちつくしていた。パトカーの運転手さんが「逃げましょう」と呼びに来た。発車と同時に国道上を水が走って来た。榎本橋上流の仲橋より、濁流が噴水のように溢れている。「茂木町全域水没。脱出します。」無線に向って夢中で叫んでいた。もうなすすべもなかった。雨に打たれ続けで、冷え切った身体がとも重い。〝命からがら〟とは、こんな事なのか。

事務所へ帰る途中、主要地方道宇都宮・茂木線天矢場付近で、大規模なが け崩れが発生していた。状況を事務所に報告すると、日の出とともに自衛隊がここより茂木町に入るようだ。車線確保の厳命が下る。疲労と空腹とにふらつく身体を励ましつつ益子までもどる。重機3台と人夫8人を確保して、すぐ車線確保にとりかかる。降り続く雨と、土と一緒に流出した竹木とで、作業は一向に捗らない。日の出まであと2時間しかない。そのうち、車が渋滞し始める。自分の身内の所へ、会社へと、茂木町へ向う車ばかりだ。遅々として進まない作業にいら立った運転手達に激しく叱責されるが、どうしようもない。

午前6時半になって一車線を確保すると、舟を積んだ自衛隊のトラックが何台も何台も轟音を上げて通り過ぎていった。トラックを見送りながら、ヘナヘナと座り込んでしまった。

午前9時半になって、やっと事務所にたどり着く。帰りながら白日の下に見えてくる景色は、つい昨日までのそれとは、あまりにも掛け離れていた。

未曾有の大災害を経験して

芳賀土地改良事務所
所長補佐　大　貫　雅　道

いつものように、枕元のラジオのスイッチをひねった。

「昨夜来の集中豪雨により、茂木町が水びたし、交通は遮断、通信は途絶、自衛隊が緊急出動……。」

さあ、エライことになった。茂木町は、我が事務所の所轄管内だ。睡気が吹っ飛ぶどころか、身の毛がよだつ思いだった。一生忘れられない昭和61年8月5日の早朝5時のニュースだ。

いよいよ、盛夏の戦闘開始だ。

被災の状況を早急に本庁へ報告しなければならないが、壊滅的な状態の町当局からの報告はとても期待出来るはずがない。事務所の職員独自で、4班の調査隊を編成し、早速、現地に踏み込む。田畑や道路がずたずたに切り裂かれているのが諸所方々に散在する。台風の爪痕の生々しさに思わず息をのむ。故郷を愛する詩人ならこの惨状をなんと詠むのだろう。

行く先々で道路は寸断される。その都度、車を乗り捨て、片手に持った地図を頼りに、山間地の調査が続く。焦る心とは無関係に真夏の日は暮れていった。

数日後、市街部に乗り込んだ。クレゾール独特の匂いが鼻をつき、あたり一面に散布された石灰の白さが一際目を引く。まさにパニック状態だ。疲労困ぱいした役場の職員を叱咤激励し、今後の作業行程の打ち合せをする。

焼き付く日中は野外での被害調査と測量、夜は室内での復旧計画書の作成と息つく暇もなく働いた。なりふりかまわず働いた。極度の緊張と心労は、激しい下痢を伴うということも初めて経験した。以後、作業は農水省と大蔵省の係官による被害の査定、精密なる実施設計書の作成、そして施工と続く訳である。

こういう突発事件に遭遇してみて、リーダーの判断と指示の的確さ、それを実践するものの能力とモラルの重要さをはっきりと身をもって体験した。私にとっては、またとない、非常に貴重な体験であった。

これだけの大災害は全くの未知の経験だけに、発生直後は、今後どうなるものかという一抹の不安もなかったといえばうそになる。しかも、国の景気刺激策で、公共工事の早期発注が強く要求されている最中だけに、所員からは故障が出ることが予想された。しかし、末だに、私の二つの耳は文句の一つも聞いた覚えがない。いや、むしろ、各人が危機感を持ったのか、力強い盛り上りさえ感じられた。災害というものは、人からすべてを奪うものとばかり思っていた私に、何かほのぼのとしたものを残して行った。

最後になりましたが、私達と辛苦を共にし応援して下さった方々、並びに、種々お世話して下さった皆さまに対し、衷心から感謝申し上げたいと思います。

山腹の崩壊と河川の氾らんにより水田が埋没する（茂木町深沢地内）

道路が決壊し、水田が埋没　　（茂木町深沢地内）

悪 夢 の 24 時 間

総務部消防防災課
課長補佐 小 堀 清 充

昭和61年８月４日、５日……、この日は消防防災課の職員にとって長い県庁生活において、一生涯忘れることの出来ない日である。

「災害は忘れたころにやってくる」、誰れが台風10号の災害を予想出来たろうか。待て！「災害は忘れたからやってくる！」、消防防災課にとって、茂木町民にとって、また県民にとって、台風10号は、まさに悪夢としかいいえない。

しかし、台風10号による災害をいつまでも悔やんでばかりいてははなるまい。私達はこの体験を教訓として生かし、二度とこのような被災に会わぬよう最善を尽くさなければならない。

８月４日から５日にかけての被害の発生と、その後の対応は、災対本部にいた私達にとっては被災という目に見え無い敵との戦いであり、水が引けば何とかなろうという時間との勝負でもあった。

あの時の私達の言動は、今正確に記録することは出来ないが、皆様の参考になればと筆を取りました。

〈大雨洪水警報の発令〉

８月４日､13時10分に大雨注意報が発令された｡課長は東京の中日大使館へ挨拶に出張中であった。

17時15分、補佐の指示で防災係は駒場主査、中野主事、阿部主事及び黒川主事が待機を命ぜられた。

20時30分、大雨・洪水警報が発令され、課内は緊張がみなぎった。21時、休暇中であった半田主任が、差し入れを持って出勤した。22時、課長が出張先きから帰宅し、警報が出ていたのでそのまま出勤した。課長以下７名の職員が警戒体制に入った。

雨は依然として強く、宇都宮気象台からの台風に関する情報が多くなり、また河川課からは増水のためのダム放流の通報がひっきりなしに入ってきた。

23時、各消防本部に対し、被害の報告を求めた。宇都宮市消防本部から、例によって川向町の国鉄のガードレール下の浸水の報告等があったが、さほど大きな被害報告はなかった。しかし、この時間になって、新聞記者の方が５人程来訪した。こんな真夜中にしかも雨足の強い時に、まさに異例である……まさに無気味な？訪問者であった。

〈被害報告が続出し、テンテコ舞いになる〉

８月５日、１時頃、某社の記者がおでんを差し入れてくれた。県警の動きが急であり、各新聞社の動きが活発となった。

２時頃から各消防本部からの被害報告が頻繁になってきた。川の氾濫、がけ崩れ等が報告された。課内は、電話の応答で殺気立ってきた。

2時50分、茂木町から緊急電話が入った。厚生課長の声は昂奮していた。「役場に40～50cm侵水しています。自衛隊の派遣を願います！」

「何人だ！」、「150人です。」「何が必要だ！」、「ボート10隻を！」。

補佐は一瞬自分の耳を疑った。何故茂木町で、ボートがしかも10隻も必要なのかと。補佐は電話を課長に引き継ぎ、自衛隊に対する災害派遣要請のための準備に入った。

茂木町の被害状況は相当にひどいようだ。茂木町との交信は、課長が担当し、その都度町へ激を飛ばした。

その間に、南那須町、烏山町、市貝町、益子町からがけ崩れにより死者又は行方不明者発生の報告。課内は騒然とし、声が一段と大きくなった。

3時30分頃だろうか、茂木町との交信が不能となった。茂木町はどうしたんだろうか！役場とも、分遣所とも連絡が取れない！芳賀広域消防本部にお願いし、茂木町の様子を調べてもらったが、全く手掛りが得られない状況である。

〈災害対策本部の設置を！〉

茂木町、益子町、烏山町……と被害状況は極めて憂慮すべきものであった。補佐は、課長と相談し、課員の非常招集を行った。また、災害救助法の適用を考慮し、県厚生課長宅へ電話し、情報を提供した。

4時頃から課員が登庁し、それぞれ応援体制に就いた。

小川町、烏山町、二宮町から自衛隊の災害派遣の要請があった。

自衛隊のヘリは小川町へ向ったところ、小川町長から警察、消防団等によって救助された旨の電話があった。直ちに自衛隊へ連絡し、二宮町にむかってもらった。

二宮町では反町地区で多勢が孤立しているらしい。自衛隊から連絡が入った——場所が不明だ！。課長は役場と連絡をとったが、役場と現地との連絡がとれず、町と県と自衛隊そしてヘリとの連絡がうまくつかない状態が続いた。課長の声は一段と大きくなり、課内は一層殺気立ってきた。

被害状況は想像以上のものがあった。補佐と石井係長は、災害対策本部を設置することを提唱した——災対本部の設置等については、栃木県地域防災計画に決めてあるが、今までに設置したことが無いので、タダ無我夢中で災対本部の設置を課長に求めたのだ。

総務部長と連絡をとり災対本部の設置について協議した。秘書課長と連絡をとり、災対本部の設置について出張中の知事の了解を得た。

〈とにかく災害対策本部を設置しよう〉

総務部長が、そして総務主幹が部屋へかけつけて来た。兎角災対本部を設置して、県庁を挙げて対処しなければならない。

「災対本部の設置はどうやるのか」、「非常招集は？」今までに経験のない事態にぶつかったため、こんな話から出発した。

「エーイ、2月の防災訓練の要領でやろう」と衆議一致した。とは言うものの、消防防災課と

しては何をしたらよいのか、混乱が続いた。各市町村から、被害状況が続々と報告される。時間も無い。「各部から被害状況を集約し、応急対策を実施する」ことに決まった。

10時10分、特別会議室で県政史上初めての「災害対策本部会議」が開催され「栃木県台風10号災害対策本部」が設置された。また、第１非常配置体制が決定された。

消防防災課にとって、４日の大雨注意報から大雨、洪水警報が出るまでは、長く感じられたが、５日１時から10時の災対本部の設置までは、あっという間に時間がたってしまった。

５日17時から予定されている第２回災害対策本部会議のための資料が整い、会場である大会議室の準備を終了し、冷たくなった遅い朝食をとったのは14時過ぎであった。

第２章　災害関係新聞記事（抜粋）

濁流に耐えた6時間

竹ヤブにしがみつき

救助途中、巻き込ま

もう1人は力尽きて？不明

のまれる家 消えた道路

ワイヤ外れ一度はヒヤリ

突然の豪雨 恐怖の一夜

災害少ない県が…

初の救助法適用を申請

寝込み襲った濁流

泥水に浮く茂木町

冠水現場をルポ

再生へ懸命の復旧作業

町覆う汚泥◎ガレキの山

豪雨禍の茂木

泥まみれの中心街

ゴミと一緒

給水に住民笑顔

ゴミ同然の家財や商品

豪雨禍の茂木

道路、依然各

電話混乱

復旧作業手間どる

断水や電話の不通

被害総額は240

復旧急ぐ水没の町

本格的な復旧作業始まる 茂木町

一戸一戸を消毒

家財道具など ゴミも少しずつ片付く

防災計画見直し必要

被害240億円、過去最高

豪雨被害240億円に

県、激甚災害法を申請

豪雨被害復旧へ

知事上京 きょう 秋までに

茂木中心に被害広がる

総額281億円に

国に「激甚災害」要望へ

台風10号豪雨被害

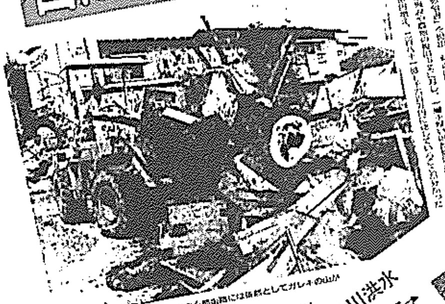

被災から３日目、町中心部街路には依然としてガレキの山が

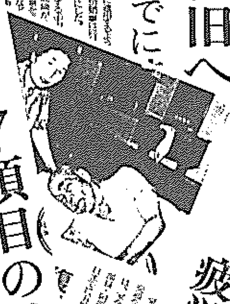

豪雨被害 茂木町

「早く家に帰りたい」

家失った避難所の6世帯

疲労と焦り濃く

7項目の特別措置

農業共済金早期支払いなど

知事らきょう

起こるべくして起きた!?

逆川洪水

実情無視の改修

『雨量目標値低過ぎ』の声

難しい計画変更

検証 335ミリ 茂木町にみる 〈上〉

人口三万人、静かな山あいの町茂木は、八月四日午前四時ごろから雨が降り出した。太陽が沈みかけるころには、雨はどんどん強くなり、夜に入ると前が見えないほどになった。そして町の中心を流れる逆川があふれ、またたく間に道や家をなめ尽くした。五日午前七時、ようやく雨がやむまでに降った雨は、記録的な三三五ミリ（真岡消防署茂木分署観測）。死者三人を含む大きな傷跡の残る町で復旧作業をする町民は「まさかこんなことになるとは」と口をそろえる。災害はほとんどないはずの本県を襲った大雨を、茂木町で検証してみる。

避難命令徹底せず

危険区域、有線では不明

発生前夜

茂木町の自慢の一つに有線テレビがある。町議会や音楽、町独自の放送で加入率は九〇％を超える。このテレビの大切な機能の一つに災害情報の提供がある。

真岡消防署茂木分署がテレビと直結、火災などが発生したときにはすぐテロップで流す。だから「サイレンが鳴れば、有線テレビをつける習慣を町民みんなが持っている」。町も分署も胸を張る。

●テロップ流す

八月四日午後九時すぎから逆川沿いで土のうを積む作業をしていた消防団員らから、町役場に「土のうを積んでもどうにもならない」と報告が入ったのは午後十一時。役場で課長らが協議し、午後十一時四十五分、避難命令を出した。「早過ぎてあとで町民にしかられるのではと思いながら出した」と町総務課。同時に町役場三所のサイレンを鳴らし、テロップを流した。「逆川沿岸で危険区域の方は、ただちに町民センターか小学校に避難してください」

逆川沿いの下横町。町中心部でも低い地区で、全壊した家も多い。七日朝、壊れかけた家の前で、主婦が泥で汚れた食器を洗っていた。「夜中にサイレンが聞こえて、テレビをつけたら『危険区域は避難してください』ってあったけど、危険区域ってどこだろう、と家族で話していた。川を見ても、道路より三十センチは低かったし、まさか家が危ないとは思わなかった」。

最初のサイレンで避難した家族は七世帯だけ。消防団員らが、特に危険な家を一軒ずつ起こして歩き、ようやく四百人ほどになったころには、道は大人の背丈近い水であふれていた。

茂木駅近くで衣料品を営む永山富美夫さん[illegible]は「有線テレビでも消防団の車も『危険です』だけ。逆川上流に住む親類から、『家に水が入り出した。そっちも危ない』と言われて、初めて本気で二階に避難した」と語る。

●訓練は年一回

「どこが危険か詳しく教えなくても、流域の人はわかっているはずと思った」と真岡消防署茂木分署。「川の増え方を見れば、危険さはわかるはず」と防災を担当する町総務課。だが、これまで茂木町でしてきた防災訓練は、年一回、消防団幹部が川沿いの危険個所を歩き、点検して歩いたり、関東各都県合同の防災訓練を見学に行ったり、といった程度。町民への直接の働きかけはなかった。

一方、町中心部から離れた山間部。土砂が襲い、死者三人の出た同町町田は、町中心部から約九キロ北にある。山口宏地区長[illegible]は「ひどい雨とは思ったが、たいしたことはないと眠っていた。土砂崩れが起きた、と近所の人に知らされるまで、全くわからなかった」と話す。

同地区でも近くのサイレンは鳴ったし、山口さん宅にも有線テレビはある。だが「雨音で全くサイレンの音は聞こえなかった」。緊急情報は、役場から地区長宅に電話連絡される決まりもあったが、何の連絡もなかったという。「役場から直接『危険だ』と言ってもらえれば、対応も変わった。死者を出さずにすんだかもしれない」と山口地区長は残念がる。

●連絡があれば

土砂崩れで妻と生後七カ月の長男を一度に失った米野新一さん[illegible]宅は、七日朝になっても、土砂は部屋になだれ込んだまま。八日の葬式を前に、玄関には花輪が並んでいた。米野さんは、部屋で座り込み「二晩ぐらいの雨で、裏山が崩れるとは思ってもみなかった。有線テレビもあったが、見ていなかった。避難命令などの連絡があれば……」とつぶやいた。

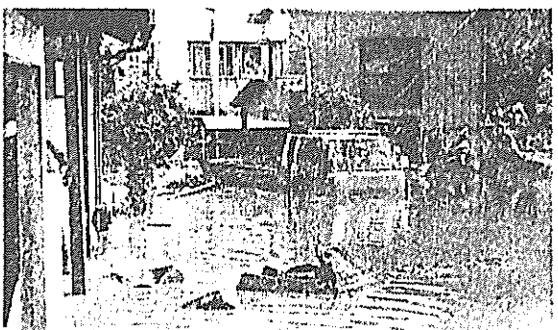

記録的な豪雨は、道を川に変えた＝5日午前9時ごろ、茂木町茂木で

検証 335ミリ 茂木町にみる 〈中〉

復旧遅らせた車渋滞 情報の不足からデマも

夜明け以後

雨が降り続いていた五日午前三時ごろ、町役場は外部と連絡を取る手段を全く失った。電話は不通。防災無線も水をかぶって切れた。しかも停電。なすすべもなく、役場の真ん前の家の屋根で、毛布をかぶって震える男子六人に、時々懐中電灯を振って合図をしていた役場職員約十人は、夜が明け、水が引き始めると同時に男子を救出した。

次に、避難した人への食事の手配。そして、大量に出るゴミを処理するため、建設業者にトラックを手配した。正午近くなって、やっと町の交通規制を話し合った。「とにかく初めてのことだから、緊急なものから片付けていった」と防災を担当する町厚生課。

復旧作業を優先させるには、全面通行規制しかないという意見も出た。「心配で駆けつける親類や手伝いの人を外から呼ろすのは忍びない」という声が多く、結局、「すべて通す」ことになった。

●ゴミも出せず

そして、五日の茂木町は大渋滞になった。茂木駅前の通りは国道123号で、茨城県と本県をつなぐ道。「雨水溜りの所に、観光バスまで通って、家の中のゴミを出すこともできなかった」と道沿いの旅館主。車の列は、隣の市貝町までつながった。

六日からは、町職員と警察官がつじつじに立ち、う回や規制を指示することにした。だが、茂木署の中井次長は「六日は見舞いに来たのになぜ町内に入れないのだ」と声を荒げる人も多かった。見舞客に『遠回りしろ』というのもつらいものです」と言う。

●「コレラが…」

八日朝から、町の広報車が二台、町内を回っている。「伝染病が発生しているといううわさがありますが、そういうことはありません。ご安心ください」

町の電話の回復率は八日現在で約七割。テレビやラジオも水に流されたり、冠水したりして使えなくなった家も多い。極端に情報が少ない中、様々な「情報」が町を流れている。「コレラ患者が出た。町の水道を飲むと赤痢になる」……。すべてデマだ。町の広報車五台はすべて動かなくなって、今、走っているのは真岡市などから借りたものだ。「こちらにもっと情報を伝える手段があれば……」と町。

五日早朝から、工事をしてきたNTT真岡電話局の大関勝行営業課長は、「茂木局の電話交換機は、密封された建物の中。午前四時半まで、水は入らなかった。だが、あれだけの雨、守りきれなかった」と語る。八日深夜までには、ほぼ一〇〇%の電話で通話ができるはずだ。

●田の水を使う

町中心部から、南へ直線で約十㌔。茨城県境の飯野地区は、八日になっても、まだ断水状態が続いていた。後片付けの進む中心部に比べ、同地区はまだ泥だらけの家が多い。役場からの給水車は一日一回、飲み水を運んでくれる。だが、泥を洗い流す水がない。田園地帯。「田んぼからポンプで水をくんで掃除してるけど、はかどらないわ」。八日朝、がれきの山を前に、主婦がくたびれ切った様子で座り込んでいた。水をくみ尽くしてしまったためか、目の前の田んぼに水はなく、ひび割れが始まっていた。

洗濯は田んぼの水を使っている。食事は地区婦人会が、自家水道のある家で炊き出してくれている。親類の人も手伝いに来てくれている。が、「命からがら外で二階のある家まで逃げて、助かったと思ったけど、水が出ないのがこんなに不便とはね」。

町水道課は、五日朝から水道復旧工事を開始、七日までに飯野地区を除いたほとんどの水道が出るようになった。だが、飯野地区へ水を送る取水場は、逆川より低いところにある。川があふれ、取水場は完全に水没。水が引いて、本格的に工事を始められたのが七日だ。「あんなに水があふれるとは思わないですから」と町水道課。飯野地区約二百世帯に、完全に水が行くようになるのは九日以降になる予定だ。

復旧作業が始まり、給水車に水を求めて集まる町民＝5日午後一時ごろ、茂木町茂木で

検証 335ミリ 茂木町にみる ＞下＜

これから

生活への不安大きく

決め手ない災害防止策

泥だらけだった茂木町も、少しずつきれいになってきた。町役場には九日、地元選出の藤尾文部大臣や、綿貫国土庁長官らが訪れた。

被害の大きかった町中心部の商店街。店内の泥を掃き出し、床をふき、商売を再開する店も出始めた。少しずつ余裕が生まれてきているかのような町。だが、住民には、様々な不安が残る。「商売を再開する資金はどうしようか」「川は二度とあふれないのだろうか」……。

商店街で旅館を営む小堀勝右さん([illegible])は、一時は旅館一階の軒下まで水があふれた国道123号を指さしながら、「この道の側溝は、私が子供のころからこの幅だった。あのころは砂利道だったし、空き地も多かったが、今は舗装道路で、側溝以外に水の流れるところがない。また大雨が降ると、側溝にあふれるんじゃないだろうかと思って不安だよ」と話す。

●改修計画ない

町建設課は「今回のような大水害を防ぐには、逆川の川幅を広げる河川改修しかない」という。茨城県境の下流は、今年度から改修に着工することになっている。だが、「町中心部の改修はいつできるやら」と悲観。川幅を広げるには町中心街の大改造になる。住民の同意を得られるのは大変と、具体的な改修計画は無い。

川沿いで洋服の仕立屋を営む小島信雄さん(50)は、消防団員でもある。「損害は四百万円になるのか五百万円になるのか、今は見当もつきません。一カ月後ぐらいに店を再開できればいいけれど。河川改修と言われても、他に同じ条件で商売できるところはないですから」

●山は点検なし

災害直後の五日、町を訪れた渡辺知事に、阿部町長は改めて河川改修を要望した。知事の答えは「河川改修に王道なし。こつこつとやっていきましょう」だった。

茂木町の山は、岩盤の上に関東ローム層があり、滑りやすい。町中心部の山すそは十年以上前に、ブロックで固めた。そのせいもあり、町は「大きな災害が起こるなら逆川だ」と、逆川沿いの約十世帯を「特に危険な個所」として、毎年点検に行っていた。だが、山間地の危険個所は「特につかんでいなかった」（町厚生課）。

土砂に埋められ、妻ら二人を失った平野新一さん宅に近い山口文明さん([illegible])の自宅は、五日未明、崩れた土砂で、家全体が約二メートル押し出された。今もまだ少しずつ前へ押され、つぶされかけている。夜は近くの公民館に泊まり、日中は家を見に来るが、危険で中のものを取り出すこともできない。

山口さんの妻付子さん([illegible])は、毎日、家を見に来ている。「この家を壊して、もう一度ここに家を建てます。平地に住む土地があるわけではないから。今は、少しでも家財道具を取り出したいと思ってます。建て直すのに、いくらお金がかかるかわからないから」と言ったあと、「建て直したあと、もう土砂崩れなんてことはないでしょうね」。不安げにつぶやいた。

●過疎化が心配

平野さんや、山口さんの住むあたりは、土砂崩れを防ぐ工事に国の補助金が出る「急傾斜地崩壊危険区域」ではない。県砂防課は「国から補助が出ない以上、県単独ではどうすることもできない。住んでいる人に危険を十分認識してもらう以外にない」と言っている。

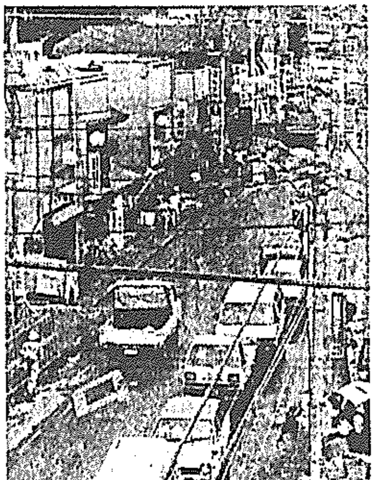

復旧作業が軌道にのり、道路には、工事車両に代わって一般乗用車が目立つ
10日午後1時ごろ、茂木町茂木で

町の中心部では、十日現在、全く通れない橋が三つある。道路の損壊は数知れない。町がしていかなくてはならない仕事は、山積している。その中で、今、阿部町長が一番心配しているのは、「過疎がさらに進んでしまうのではないか」ということだ。

昭和二十五年には約三万人だった人口が、今では二万人を割る。「町民が、この町にもう一度投資をして、商売を始めようという気持ちになってくれるものかどうか。全力を尽くさなくてはならない」

関口茂夫町商工会事務局長は「会長も副会長も会員全体がみな被災者で、これからのことを考える余裕がまだ無いと思う。できるだけ早急に会議を開き、倒産、廃業を少しでも防ぎたい」。商工会事務所の掃除の手を止め、話していた。

街が沈んだ

豪雨禍の茂木 ㊤

予測阻んだ油断

〝他山の石〟はあった

三百ミリを超える記録的な豪雨で、それに伴う逆川のはんらんで大きな打撃を受けた茂木町。濁流は千八百戸以上の民家をのみ込み、住民生活そのものを押し流し、がれきの山だけを残した。災害の前にもろくも崩れた防災、通信体制に問題はなかったのか。町はこれから、どう立ち直っていくのか。廃墟と化した茂木を取材する中で、豪雨禍で露呈した問題を検証してみた。

四日午後九時半。茂木町役場二階会議室に、職員十五人が集まった。滝のような雨が窓ガラスをたたきつける。この災害対策メンバーに、今春、厚生課に異動したばかりの矢野健司さん(三〇)もいた。矢野さんは、七月に町が策定した「災害予防計画」のスタッフでもある。

道は冠水、車捨てた

「避難命令を出すべきだ」。全員がうなずいた。逆川は一時間半も前に、警戒水位を超えている。各地区の消防団員からは「床下浸水が始まった」との被害報告が相次いだ。

「自分の家はだいじょうぶだろうか」。矢野さんは気が気ではなかった。役場から一〇〇ほど離れた平屋のアパートには、凌み月を迎えた身重の妻が、一人で帰りを待っている。その五十㍍裏は、荒れ狂う逆川だ。

五日午前零時、矢野さんは役場を出た。道路が冠水し、途中で車が動かない。車を乗り捨てて走ったが、自宅手前にあるはずの用水堀の橋が流されて渡れない。

「ダメか」と思いながらも、決死の覚悟で跳び越え、自宅にたどり着いた。水は既に畳から四十㌢に達している。「起きろ」と怒鳴りながらアパートの住人に危険を知らせた。

水害はない町のはず

この間も、逆川のはんらんでみるみる水位は増し、畳が持ち上がってくる。平屋なので逃げ場がない。しかたなく妻と二人で押し入れの上段に〝避難〟。万一の場合、「天井を突き破ろう」と金づちを握り締めながら、一夜を明かした。

皮肉にも矢野さんがまとめ上げた膨大な「災害予防計画書」には、今回の事態を想定した個所は一行もない。災害予防計画には一応、水害で「特に影響を受ける区域」として、茂木市街地が挙げられている。しかし、この時点で防災指導者の矢野さんはもちろん、町民だれもが今回の大惨事を予想すべくもなかった。

同町の山口貴一助役は「茂木町は二十一年の台風でさえ数世帯が床上浸水しただけ。それ以来、水害はなかった。まさかこんな事態になるとは」と戸惑いながらも、「油断がありました」と治水事業の遅れを認める。

釜川のケースと酷似

今回の災害の原因は、確かに想像を絶する記録的な集中豪雨だが、果たして本当に予測できなかったのだろうか。

五十七年夏、釜川のはんらんで多くの被害を出した宇都宮市は、河川バイパスを造り流水を分散。川床を三㍍掘り下げたため、今回の豪雨でもビクともしなかった。「河川のはんらんは、一日に何〝降るかよりも、短時間に降る雨の量が問題」と同市の関口義河川課長は言う。

釜川のはんらんは、都市化されたコンクリートの地表に染み込まない雨が、短時間に流入。さらに曲がりくねった川筋が、スムーズな流れを妨げたのが原因だ。

逆川のケースが、これに酷似する。上流の山から大量の雨水が一気に流れ込む。谷あいの市街地を貫通する逆川は、釜川同様に蛇行している。

同じ秀賀地方の真岡市では、四十五年に市の中心部を流れる五行川の改修を終えている。それでさえ、今度の豪雨では、はんらんまでわずか数センチだ。「あの改修がもし終わっていなかったら、と思うとゾッとする」と菊地恒三郎市長。

他市町村の「教訓」と、「先手」の行政がなければ、町の「災害予防計画」も机上の空論にすぎない。

（相道部取材班）

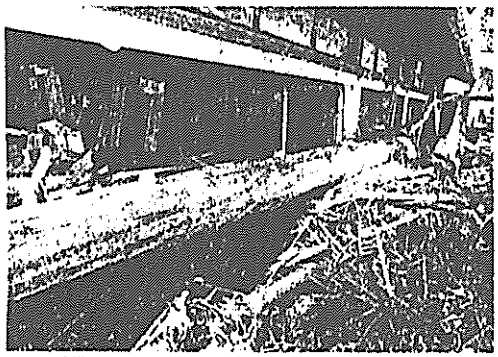

町の「災害予防計画」では、今回の事態を予想すべくもなかった。逆川の濁流に押し流された材木は、ようやく民家の〝開〟で止まった

災害予防計画

街が沈んだ
豪雨禍の茂木 ㊥

浸水、電話網ぷっつり
情報不明、災害パニック

絶叫調の"SOS"

「河川が増水して、あふれている。避難命令が出ています。このままでは局がダメになる。対策を…」。宇都宮市のNTT栃木支社・矢沢公司副支社長の自宅に、茂木の浜田局長から絶叫調のSOS連絡が入ったのは、五日午前一時ごろ。

その一時間足らず前、浜田局長は「河川はんらん」の情報でNTT茂木電報電話局に着いた。町にあふれた濁流は、水かさと勢いを増していく。窓の外の濁流を見ながら「これで引き始めるか、これで引き始めるか」と、ジリジリしながら待った。

二時間、三時間…、ついに水が局内に入り込んだ。床から二の場所に設置されたペ・クロスバー交換機も浸水。身の危険を感じた浜山局長は、残った唯一の通信手段である無線電話機を頭上に掲げ上げ、首までつかりながら町民センターにたどり着く。

一一〇番最後に不通

同日午前四時四十三分、茂木局のクロスバー交換機から真岡局に、異常事態を知らせるアラーム音発生。これで町の電話は、完全に不通になった。

「裏山が崩れ、老と子供が埋まった。助けて下さい」。茂木署の一般加入電話は五日午前三時十五分、母子が犠牲になった土砂崩れの一一〇番通報を最後に、使えなくなった。約五時間後、警察電話も不通に。駐在所、派出所、県警本部などとも連絡が取れない。

仕方なく、日ごろ警察官が使う携帯用無線で急場をしのぐ。雑音の入る無線で、必要最低限の情報を外部に伝えるのが精いっぱいだ。

「役場も五、六十センチ浸水している。自衛隊の出動を要請したい」。茂木町役場から県消防防災課に防災無線電話で連絡が入ったのは五日午前四時五分。この時点で役場の通信手段は、県と直通で結ぶ「防災行政無線」しか残っていなかった。役場一階の厚生課長席にあるその無線電話機も、間もなく水面下に没した。

無線だけが頼り…

前代未聞の事態に、県も町も戸惑った。災害状況が全く把握できないのだ。

茂木消防署の消防無線を使い、真岡消防本部を経由してどうにか県と連絡を取った。役場の防災無線が再開したのは、八時間後だ。

大災害の前に文明の利器はあまりにも、もろかった。今回の災害で町と外部を結ぶ"線"は一時、①浜田局長が運んだ無線電話②警察の無線機③消防無線―だけとなり、文字通り孤島となった。

NTT茂木局は平屋建てであるため、局内が一㍍以上浸水すれば交換機が使用不能になる。県内の電報電話局二十八局のうち、平屋建ての庁舎は十局。うち氏家、藤岡、烏山の三局は近くに河川がある。

町役場の防災無線機は、本体が二階にあったものの、一階の親電話機が冠水したため、非常時に用をなさなかった。県内市町村の大半は無線機本体、親電話とも二階以上にあるが、県は「改めて場所の確認と周辺の地勢を調べ、二度と同じ事態を招かないようにしたい」としている。

「死ぬ思い」で無線電話機を守った浜田局長は「通信の重要性をこれほど痛感したことはない」という。

「情報が入らなければ対策が立たない。災害状況がつかめて対応結果が出ても、それを関係機関に伝達できない」（町役場）状態が続き、町は一時情報が錯そう、パニックに陥った。

今回の豪雨禍は、通信手段が自然の力の前には「糸電話」のようにもろいことを思い知らせた。

（報道部取材班）

もろかった通信手段

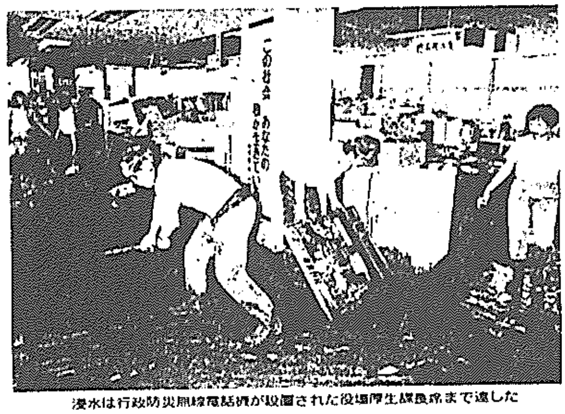

浸水は行政防災無線電話機が設置された役場厚生課長席まで達した

街が沈んだ

豪雨禍の茂木

㊦

開店の見当つかず

待たれる行政の〝英断〟

弱地に立つ商工業者

濁流に消えた1万冊

茂木町の中心街に店を構える書店「河内屋」の貴明が、ゆっくりと持ち上がった。「職人一」五台のショーウインドーがバリバリと音を立てて破れ、店内の本が国道123号に流れ出す。

五日未明の鍋川はんらんで、河内屋の店舗と倉庫の貴明約一万冊が濁流に消えた。書棚は商品だけでなく、家財道具も容赦なく奪い去った。

店主の渡辺純一郎さん(45)は「店の再建資金？　そんなとまで頭が回らない。まず後片付けが先だよ」と店内の泥をモップで押し出しながら、深いため息をついた。

流出した本の補償はどうなるのか。県書組は二千万円をほる必要があるかに迫えた。「これが商売と交渉しなければ」。その間屋も

同の浸水で、洋服を二階に上げる余裕もなかった。

シャッターの降ぎ二・五㍍部分に、くっきりと泥の線が残

給付金は入る。しかし、商工業者は「いつになったら商売が始められるか、全くめどがつかない」(渡辺さん)。

地元金融機関はいち早く、被災者に対する三百万円の緊急融資を決めた。県も二千万円を限度に、運転資金の融資に乗り出した。

利用は金融機関が五・五%、県が五・三%。通常融資に比べ二%近く低い代わり、融資期間

短期返済はとても…

ほとんどの業者が大塚さんと同じ状況の中で、たとえ融資を受けても短期返済は苦しい。しかも「三百万くらいは、店の改修費で消えてしまう」(渡辺さん)。被災業者はそれでなくも〝体力〟を失い、返済能力が乏しいのだ。

「早く町で利子補給することを検討している」と町当局は被

が二年(金融機関)、五年(県)とおい。

被災した商工業者の大半は、郷々と商売を営む商工や零細工業者。中心街でパン店を経営する大塚優夫さん(52)は「スポンを作る機械も、パン粉などの材料も全部ダメ。破産ですよ…」と早くも再建をあきらめたようでもある。

災前後、利息の半分を自治体が負担する方式をとった。「利息五%台、しかも据置返済では無理」と判断したのだろう。

県も「県議会の理解に対し『利子補給を検討せざるを得ない』と答えた。実現すれば被災者の負担はグンと軽減され、その分立ち直りもやすくなる。

自治体が次に選ぶ町・茂木は過疎脱却の方策として、観光に力を入れてきた。大瀬の観光やナ、町営キャンプ場、別荘、シイタケ教室、茂木焼…。そして観光に結めた商工業の発展が町の生き残る道―、とだれもが考えていた。

廃墟からの再建ほど、被災者の〝企業努力〟が不可欠なのはもちろんだが、こんな時こそ前例にとらわれない「血の通った行政」が必要なのではないだろうか。

(宇都宮版取材班)

壊滅的な打撃を受けた商店。いつになったら商売が始まるのか…

情報が消えた！

豪雨禍の茂木町

《上》

無線積んだ車〝水没〟

危機感薄い「大雨警報」

防災の無線

水かさり使用不能

バックアップもため

分かりやすい情報

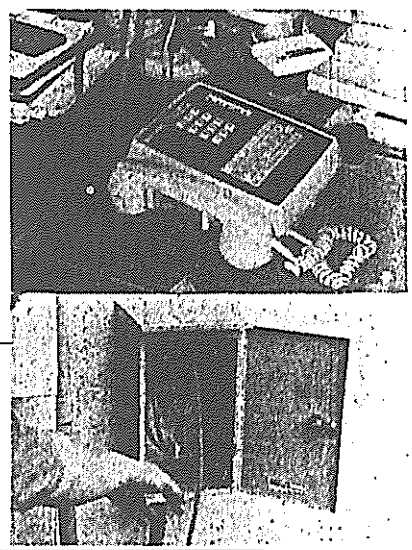

〝水没〟して使えなかった防災無線（上）とやはり水に攻め込まれ役立たずとなった緊急発電機用引き込み口（下）＝いずれも茂木町役場で

情報が消えた！《中》

豪雨禍の茂木町

5400回線の交換機不能

電話壊滅

世田谷通信火災に匹敵

「町には入れない」

「もう流されるだろう。来ても町には入れまい。とにかく連絡だけはしたからね」「確かに五日午前三時だったと記憶している」と道川のすぐそば、茂木町下砂田の「岩村サイクル」自転車店経営の岩村正明さん[illegible]。道川がはんらんし、「とにかく親類に連絡だけはしよう」と必死にダイヤルを回したがつながらない。電話は、宇都宮市氷室町の実姉、吉川トシ子さん[illegible]宅だけにかかった。「ルルルルー、ルルルルー」。真夜中のこの時間、吉川さん宅は寝静まっていた。「この電話が通じなければもうダメだと思い、つながるまで待った」。「〝吉川です〟」。五分後だった。突然の電話で茂木の現況だけを伝えた。そのあと電話は不通となった。

しかし、この一本の電話で宇都宮から高崎や東京の親類に電話がリレーできた。吉川さんはこの電話で翌五日夕、岩村さん宅へ応援に駆けつけた。九日ですでに五日目。「何が困るかといっても、電話が通じないことほど困ることはない」と嘆いた。

交換機は水の中

茂木町の電話が全滅に向かったのは五日午前四時四十三分から。町役場そばのNTT茂木電報電話局の電話交換機が〝水没〟になった時間だ。茂木町では茂木局四千百回線、道川局七百回線、北局六百回線と三局に分かれたシステムになっている。しかし、市外電話はいずれも茂木の〝中央局〟を経由する。このため茂木の交換機がやられたことで一時間後の午前五時半以降、茂木は完全に孤立した。

この交換機、茂木局裏の堅固な交換機棟にある。密閉されているが、道川のはんらんでトビラのすき間から泥水が入り込んだ。その高さ三十センチ。大事な交換機棟のため、茂木局より一段高い場所にある。局はすでに一メートルほどの水に浸っていた。NTTでは「はんらんなど考えられない土地柄、こんなことは全く予想外でした」とNTT宇都宮電報電話局の入舩勝行営業課長。

電池で24回線確保

NTT茂木局の浜田稔局長、気がついたときは着のみ着のまま避難先の町民センターへ。泥水が一メートルほどに下がった五日午前六時半、水の中、茂木局へたどり着き、〝疎開っ子〟の臨時無線機一台を確保した。この無線、単一電池九個で機能する。町民センターへ戻り、避難した住民の懐中電灯の電池を回収してもらい作動。三時すぎに対策本部を設置したNTT宇都宮局がようやく茂木局に到着。通信の拠点、茂木局が二時間も全くの空白になっていたが、この時点で初めて現状が分かった。「まず、臨時電話」と作業を開始。全面不通から十時間後の五日午後三時、町民センターと茂木局前の二カ所に合わせて二十四回線をつなぐことに成功した。五日から六日にかけ、さらに八百回線を持つ交換機を投入、医院、警察、消防、役場、学校など重要拠点に新しい番号の電話をつなぎ、その場をしのいだ。

日航機現場から運ぶ

まだ町民には電話は不通のままだが、この時点で新旧回復。茂木局の交換機は「テレビのブラウン管が水にすっぽりつかったのと同じ」で、回復は見込めなかった。NTTは可搬式の最新鋭交換機二台の投入を決めた。二台は奇しくも日本航空ジャンボ機墜落一周年に使われるため、群馬県の事故現場にセットされていた。一台重さ約十三トン。茂木局前の門柱を倒して搬入。八日午後七時半までに全線を回復させた。この日は職員五百六人を投入しての作業。ふだん六人の局員のざっと八十倍。「これは規模は違っても世田谷ケーブル火災（五十九年十一月）と同じようなもの」（NTT宇都宮局）だった。住民からは「もっと早く電話の回復ができないか」と催促されたNTTだが、茂木水害は実は全国規模の通信網混乱事件と同じだったというのだ。

情報不足のデマ

電話は九日まだ一部で市外とつながらないなど〝混乱〟が続いているが、この間、拠点以外で不通だったことの影響が出ていた。情報不足のうえ、町役場など関係機関と直接の連絡が取れないことが輪をかけていたらしい。「伝染病が出た」「赤痢で二人が入院した」「コレラで運ばれたらしい」「隣の人が病院へ運ばれて死んだらしい」。みんな「らしい」の推測情報だった。町職員、警察官、保健所職員がそれぞれ各家庭で尋ねられていた。デマ情報も飛びかった。町役場では水害による町民の動揺が生んだ〝パニック〟の産物とみて事態を重視。八日、薬剤配布と絡めて「伝染病のうわさが流れていますがその事実はありません」と広報車を出した。

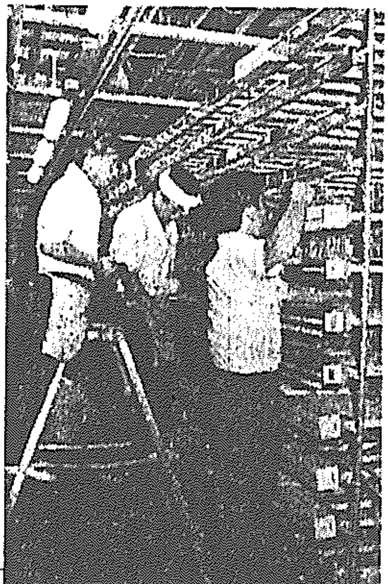

茂木電話全滅の原因、茂木局交換機修復の作業はさらに続く＝九日、NTT茂木局で

情報が消えた！

豪雨禍の茂木町

《下》

119・110番が3日間不通

SOS 広報車がフル回転

「嫁と孫を助けて」

茂木町中心部が"水没"した五日午前三時十五分、水のなかにあった茂木署に一一〇番通報。「助けてください、嫁と孫が埋まってしまった」。同署の主は茂木町から八キロ、同町町田の会社員、平野新一さん(三〇)の母親、ヤエさん(六〇)など。続いて新一さんが「早くしてください」と訴えた。裏側の山が崩れ、六畳間に寝ていた妻の妙子さん(三〇)と長男、明宏ちゃん(七カ月)がドドーと流れ込んできた土砂に押しつぶされた。一〇トントラック二十六台もの土砂で母子が助かるわけもない。隣の家の手も借りバケツや両手で掘り出したが、すでに死亡していた。茂木署の問い合わせには「救出したが、もうダメです」。午前四時半以降は電話も不通になり、消防や警察との連絡もつかなかった。そのころ、町は逆川のはんらんの真只中にあり、孤立無援の状態であった。

茂木署では前夜から署員を動員、次長も四日午後十一時すぎから町を視察、逆川より低い民家に対して避難するよう指導。平野さんの一一〇番前後に「車を動かしていて二人が流された」など十数本の"悲鳴"が駆け込んでいた。このうち平野さんの一一〇番はすぐに町田を管轄する千本駐在所に伝えられた。同駐在所の石川道保巡査部長(五〇)によると、駐在所前の道路は深さ三十センチほどの急流になり、各所でガケ崩れなどが起き車が通れる状態ではなかった。見回りの消防団員五、六人に平野さん方の事故を伝えて待機。一方、茂木署はパトカーを出動させたが、大雨で車が故障、警察官は茂木消防署にいったん避難するというアクシデントに見舞われた。結局、事故現場には午前六時ごろに地元消防団が歩いて、午前九時すぎに千本駐在所がオートバイで、茂木署は午前十一時前後に到着するという状態にならざるを得なかった。

4時間で40件の「119」

二人の葬儀を終えた翌日の十日、平野新一さんは「四日午後九時ごろ、テレビで台風10号のニュースは見ていたが、『今までもなかったし、台風が通っても水は出なかった。大丈夫だ』と思ってしまった」と青ざめた表情で話した。さらに「危険な状況を区長などを通して知らせられるようなやり方があってもいいのでは」とも言った。町中心部でも避難命令が出され「危険」と知らされても大半が半信半疑だったが、現実は一一〇番通報、そして特に一一九番、茂木消防署へのSOSにみられるように大変な事態が起きていたわけだ。

茂木消防署には四日午後十一時すぎから町の電話が全滅した五日午前四時半までざっと五時間のうちに五十六件の"通信"が記録されている。三台の一一〇番、二台の加入電話、一台の警察電話、そして消防無線の交信記録。このうち町民からの緊急連絡は約七割、四十件前後。平野さん方の事故はもちろん、「増水した」「落石がある」「がけが崩れた」「床上浸水した」「通行止めとなった」など。時間は午前三時すぎに集中しており、逆川のはんらん前後に悲鳴が殺到したことを裏づけている。

茂木消防署の一年間の一一〇番受理件数は二百八十件前後。一日一件あるかどうか。わずか五時間で一カ月半分のSOSが飛び込んできたことになる。事情は茂木署も同様で五日午前三時ごろには記録もできなかったし、「助けようにも助けられない。"水が来ても大丈夫なような高い所へ避難して"と言うのが精いっぱいの状態だった」と川和圭一茂木署長(五〇)。この訴えも五日午前四時半以降ピタリなくなった。電話回線不通で一一九番、一一〇番が"消えた"。

茂木署では八台の警察無線がなんとか機能していたが、「警電」と呼ばれる警察電話は五日午前八時三十七分に不通。警察庁関東管区局栃木通信部の移動式多重無線車が出動、再び警察通信が使えるようになったのは電話不通から八時間後の五日正午以降。茂木消防署はバッテリー式の消防無線キー局があり、司令車など四台が機能していた。しかし、これも署員、団員間の連絡に使われ、町民からのSOSは本署で受けられなかった。NTT茂木局が臨時無線機で六日にかけて警察、消防署の電話を仮設したが、町民に電話がなく実際のSOSは伝えようにも伝えられなかった。

40種類の情報流す

ふだんの一一〇、一一九番に戻ったのは八日夜。SOS機能が消えてから既に丸三日も経っていた。再開一一〇番は五日午後十時二十四分。夫婦げんかだった。一一九番は八日午後五時二十分、急病人。この間に、町民が最も知りたい情報を流していたのは町役場の広報車だった。町民以外はテレビ、ラジオ、新聞などで茂木災害を知り応援に駆けつけたが、茂木町民は目の前にある雑多なゴミを片づけるのが一番の仕事。泥にまみれ、汗とホコリの中で働き回る町民からは「手を休めないで分かる情報が助かる」という声を何人からも聞いた。

この広報車だが、町の公用車ではない。公用車四十一台はいずれも水害で故障、県、真岡市、交通安全協会、市貝町などが提供。六日は午後八時から三時間、七、八、九、十日は早朝から丸一日、一台から四台の広報車が町を回った。「こちらは町役場の広報車です」から始まる広報。初めは「日赤医療班が来ています」「食料の配給をします」、とけが人と食べ物、さらに「クレゾールの配布」など防疫。十日も「野菜の用意ができています」「郵便はがきを無料配布します」「運転免許証を流失した方は…」など七種類を広報。この六日間でざっと四十種類にも上る情報を提供してきた。「そうですか、そんなに利用されましたか」と担当の茂木町役場の古田士志郎文書広報係長(四〇)。この十日、「ゴミの収集は十一日で一時打ち切ります」の広報も加わった。情報は復活し、「ヤマ場」は越えた。

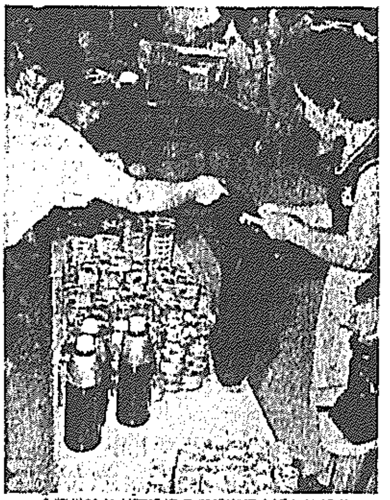

食料供給など町役場の広報車で身近な情報を得て集まる茂木町の主婦ら＝茂木町町民センターで

第３章　災害日誌

８月４日、台風第10号が関東地方に接近、５日午前中にかけて県内で大雨となる恐れがあるため、宇都宮地方気象台は13時10分「大雨・洪水注意報」を発表して注意を呼びかけた。

４日朝から降り続いた雨は、夜になって100ミリにも達し、５日朝までには平野部でも200ミリを超える所がある見込みとなったため、同気象台は20時30分「大雨・洪水警報」及び「強風注意報」を発表し、河川の氾濫、浸水、山崩れ、がけ崩れ等厳重な注意を呼びかけた。

これらを受けて県は災害対策関係各課による警戒体制をとり、水防本部を設置して厳重な警戒に当たったが、被害の情報が続々と入り、ついに５日午前10時10分災害対策本部を設置するに至り、第１非常配備により全庁をあげて災害対策を実施することになった。

以下は、県における災害情報の収集及び伝達の概要である。

８月４日(月)

○ 13：10　県内全域に「大雨、洪水注意報」発表。
○ 18：50　「大雨と台風第10号に対する情報（第１号)」発表。
○ 20：30　「大雨、洪水警報」「強風注意報」発表。
○ 20：45　逆川に水防警報発令（１m85cmの警戒水位突破)。
○ 21：10　道路維持課から県道那須黒羽茂木線塩田見上地内で、約10mにわたり約10m³の土砂崩落があり、片側通行止との報告があった。
○ 21：15　ＮＴＴ栃木支社に県の入手した被害状況を伝達した。
○ 21：33　各消防本部あてに、被害状況等を報告するよう防災無線により一斉指令した。
○ 21：40　宇都宮市消防本部から、宇都宮市簗瀬地内（ガード下）県道宇都宮・上三川線冠水40cm（排水中で現在迂回通行中）及び雀宮町さつき団地が40～50mにわたり30cmの冠水の報告があった。
○ 21：43　小山市消防本部から、床下浸水２箇所の報告があった。
○ 21：48　佐野地区広域消防組合消防本部から、床下浸水１箇所の報告があった。
○ 22：25　五行川に水防警報発令（１m83cmの警戒水位突破)。
○ 22：30　「大雨と低気圧に関する情報（第２号)」発表。
○ 23：10　小貝川に水防警報発令（水防機関出動中）（建設省直轄管理)。
○ 23：30　宇都宮市消防本部から、床下浸水１箇所の報告があった。
○ 23：45　巴波(うずま)川に水防警報発令（建設省直轄管理)。

８月５日(火)

○ 00：30　「大雨と低気圧に関する情報（第３号)」発表。

○ 00：30　田川に水防警報発令。

○ 00：35　小山市から、床下浸水２店舗以上の報告があった。

○ 01：32　河川課から、01：15茂木町本陣橋から下流榎本橋間溢水のため避難勧告命令（40～50戸）が出された旨の報告があった。

○ 01：35　小山市から、小山市駅南町６丁目地内で床上浸水約20棟の報告があった。

○ 01：35　南那須町から、南那須町大金251の中村一夫、岡利夫宅裏山でがけ崩れの報告があった。

○ 02：18　大田原地区広域消防組合消防本部から、大田原市内床上浸水４箇所、床下浸水７箇所、塩原町内床下浸水３箇所、ホテル神谷前で土砂崩れ、黒羽地内で土砂崩れによる道路寸断の報告があった。

○ 02：20　塩谷広域行政組合消防本部から、矢板市床下浸水４箇所、塩谷町床下浸水２箇所、豚舎１箇所、氏家町床下浸水３箇所、喜連川町床下浸水３箇所、高根沢町がけ崩れ１箇所の報告があった。

○ 02：25　小山市消防本部から、駅南町６丁目床上浸水３棟、床下浸水12棟の報告があった。

○ 02：26　足利市消防本部から、床上浸水１棟、床下浸水44棟、土砂崩れによる通行止の報告があった。

○ 02：30　「大雨と低気圧に関する情報（第４号）」発表。

○ 02：45　鹿沼地区広域行政事務組合消防本部から、武子川の木曾橋及び仁神堂橋付近に土嚢を積んでいるとの報告があった。

○ 02：55　鹿沼地区広域行政事務組合消防本部粟野町分署から、上永野山団地内で県道陥没のため（幅２ｍ長さ10ｍ）大型車通行止の報告があった。

○ 02：55　今市市消防本部から、床上浸水１棟、床下浸水11棟、土嚢積み１箇所（今後３箇所予定）の報告があった。

○ 03：05　芳賀地区広域行政事務組合消防本部から、真岡市床上浸水２棟、床下浸水１棟その他浸水１箇所、二宮町床上浸水６棟、床下浸水６棟、67歳の男性逃げ遅れ、益子町床下浸水５棟、茂木町01：15に避難命令、床上床下浸水不明、芳賀町床下浸水１棟の報告があった。

○ 03：15　南那須町災害対策本部から、南那須町田野倉地内で床上浸水７棟、床下浸水８棟、大金地内がけ崩れのため、家屋半壊２棟の報告があった。

○ 03：25　足利市から、床上浸水１棟、床下浸水51棟の報告があった。

○ 03：25　真岡土木事務所から、茂木町町内全体が50～60cmの浸水状態、国道294号線町田地内30ｍ位土砂崩れのため通行止、国道123号線天矢場地内20ｍ位土砂崩れのため通行止、同馬門地内20～30ｍ位土砂崩れのため通行止の報告があった。

○ 03：28　芳賀地区広域行政事務組合消防本部から、市貝町杉山地内で自動車を押していた女性が水に流され行方不明、二宮町宮地内１戸、水戸部地内１戸に避難命令の報告があ

った。

○ 03：30　足利市消防本部から、緑橋付近で土砂崩れ２箇所の報告があった。

○ 03：50　茂木町災害対策本部から、自衛隊の災害派遣要請依頼（ゴムボート10隻、隊員150名）があった。

○ 04：00頃　茂木町役場１階に設置してあった県防災行政無線電話が浸水のため不通となる。

○ 04：05　県は、陸上自衛隊宇都宮駐屯地に茂木町への災害派遣を要請した。

○ 04：05　砂防課から、茂木町町田地内（千本）で何人か生き埋めになっているが人数不明（110番通報による）との報告があった。

○ 04：15　消防防災課から、県民生活部へ被害状況を連絡した。

○ 04：23　宇都宮市長から、避難所（50人）へ食糧の供給要請があった。

○ 04：24　「大雨と低気圧に関する情報（第５号）」発表。

○ 04：25　佐野市から、床下浸水13棟、三杉川及び菊沢川が溢水したとの報告があった。

○ 04：30　烏山町から、床上浸水２棟、床下浸水18棟、がけ崩れ13箇所、土砂崩れ21箇所、家屋倒壊３棟、通行止15箇所、堤防破壊江川１箇所、03：35に那珂川一帯に避難命令を出したため町体育館に４世帯15名、宮原公民館に10名避難したとの報告があった。

○ 04：35　宇都宮市で食糧（缶詰）を取りに来た。

○ 04：42　県警察本部から、市貝町杉山で男１人死亡女１人行方不明、茂木町千本（須藤）で２人死亡、益子町で２人生き埋めだが生存の模様（祖母、子）、馬頭町和見地内がけ崩れ４人生存との報告があった。

○ 04：55　佐野地区広域消防組合消防本部から、三杉川関川町地内右岸10～12mに土嚢（のう）積み（２個分団出動中）の報告があった。

○ 05：25　高根沢町災害対策本部から、高根沢町中柏崎及び飯室地区でがけ崩れのため県道不通、床上浸水５棟、床下浸水200戸の報告があった。

○ 05：30　芳賀地区広域行政事務組合消防本部から、茂木町千本町田３６１－１平野政美宅２人死亡（女子29歳、明宏８ヶ月）、益子町益子１、１１１羽石タケオ宅生き埋め（祖母55歳生存確認、男子11歳生存不明）の報告があった。

○ 05：30　石橋地区消防組合消防本部から、上三川町床上浸水４棟、床下浸水100棟、上浦生地内の道路に50cm位の冠水、南河内町床上浸水５戸、床下浸水19棟、石橋町床下浸水２棟、田川の堤防調査中の報告があった。

○ 05：40　南那須地区広域行政事務組合消防本部から、烏山町床上浸水２棟、床下浸水18棟、がけ・土砂崩れ21箇所（家屋倒壊３棟）、通行止15箇所、堤防決壊江川１箇所、被害は増加の見込み（６時過ぎに状況判明する）、那珂川一帯に避難命令町体育館に４世帯13名収容中の報告があった。

○ 05：55　陸上自衛隊から、茂木町に向け救援隊出発（隊員70名、ボート12隻、大型車両７両、小型車両２両、給水車３ｔ１両）、ヘリコプター出動準備中の連絡があった。

○ 06：12　日光地区消防組合消防本部から、日光市山久保地内土砂崩れ（縦10m、深さ40cm、長さ20m、倒木20本）により県道今市小来川間不通、同所で山崩れも発生、現在調査中の報告があった。

○ 06：13　今市市消防本部から、床上浸水２棟、床下浸水18棟の報告があった。

○ 06：15　「洪水警報」発表、「大雨警報」解除。

○ 06：45　県警察本部から、小川町三輪の権津川の氾濫により１家屋孤立の報告があった。

○ 06：45　小川町から、自衛隊のヘリコプターの派遣要請依頼があった。

○ 06：50　県は、陸上自衛隊に小川町へのヘリコプターの派遣を要請した。

○ 07：17　県警察本部から、小川町の孤立者を馬頭警察署の２隻の舟で救助したとの報告があった。

○ 07：20　小川町から、救助完了の報告があったので、自衛隊にその旨連絡した。

○ 08：02　大田原市から、床上浸水15戸、床下浸水60戸、河川洗掘３箇所、土砂崩れ２箇所の報告があった。

○ 08：05　宇都宮市消防本部から、田川決壊２箇所、姿川決壊３箇所、土砂崩れ５箇所、床上床下浸水500～1,000戸、東勤労青少年ホームに避難人員50人（内ボート救出人員35人）、炊き出し人員100人の報告があった。

○ 08：20　烏山町から、床上浸水80棟、床下浸水50棟、上水道施設使用不能のため自衛隊の給水車の派遣要請依頼があった。

○ 08：20　県は、陸上自衛隊に烏山町への給水車の派遣を要請した。

○ 08：24　芳賀地区広域行政事務組合消防本部から、死者４名（茂木町男１名女１名、益子町男１名、市貝町男１名）、重傷者１名（益子町女１名）の報告があった。

○ 08：30　県政記者クラブ発表（７時現在の被害状況）。

○ 08：30　塩谷広域行政組合消防本部から、矢板市床上浸水50棟、床下浸水350棟、がけ崩れ５箇所、堤防決壊２箇所（内１箇所で家屋流失１棟）、塩谷町床下浸水５棟、氏家町床上浸水15棟、床下浸水100棟、がけ崩れ４箇所（家屋半壊１棟）、高根沢町床上浸水20棟、床下浸水300棟、がけ崩れ４箇所（家屋半壊１棟）、喜連川町床上浸水２棟、床下浸水17棟、がけ崩れ９箇所（家屋全壊１棟、家屋半壊３棟）、堤防決壊１箇所の報告があった。

○ 08：33　工業課から、東京電力栃木支店の情報として「茂木町中心街の3,900戸が停電中、東電職員100名が復旧のため待機中。」との報告があった。

○ 09：55　日本赤十字社栃木県支部から、「茂木町の駅西側には入れるようなので、救護班を１隊出動させる。（芳賀日赤から）出動後は無線で連絡する。」との報告があった。

○ 10：02　自衛隊から、「烏山町に対する給水支援に出発します。（宇都宮の第12特科連隊１ｔ車５両、相馬原の第12補給隊10ｔ車１両）」との報告があった。

○ 10：05　県政記者クラブ発表（９時現在の被害状況）。

○ 10：05　芳賀地区広域行政事務組合消防本部から、真岡市床上浸水11棟、床下浸水12棟、道路流失２箇所、二宮町床上浸水38棟、床下浸水17棟、電話不通(08：00～)、自衛隊のヘリコプター07：30分現地着、益子町がけ崩れにより死者１名(男)、重傷者１名(女)、家屋半壊１棟、床上浸水６棟、床下浸水６棟、電話不通(08：00～)、茂木町死者２名（男１名女１名)、床上床下浸水調査中、家屋半壊１棟、道路寸断３箇所、がけ崩れ４箇所、電話不通（04：00～）の報告があった。

○ 10：10　栃木県災害対策本部設置。第１非常配備体制決定。

○ 10：12　足利市消防本部から、床上浸水２棟、床下浸水78棟、土砂崩れ６箇所、道路破損１箇所の報告があった。

○ 10：45　茂木町災害対策本部から、自衛隊の給水車の派遣要請依頼があった。

○ 10：50　県は、自衛隊に茂木町への給水車の派遣を要請した。「了解した。３ｔ車を直ちに派遣する。」との回答を得た。

○ 10：50　小山市から、更に床上浸水が２棟増えたとの報告があった。

○ 10：55　県警察本部に自衛隊の給水車のパトカーの先導を依頼した。

○ 10：55　馬頭町から、家屋倒壊３棟（がけ崩れによる)、床上浸水３棟、床下浸水16棟の報告があった。

○ 11：35　馬頭町から、床上浸水７棟、床下浸水32棟、家屋全壊２棟、一部破損７棟、がけ崩れ20箇所の報告があった。

○ 11：50　宇都宮市水道局から、「給水タンク車の派遣に関し、現地との打合せは済んでいるか。」の照会あり。「打合せ済。」と回答した。

○ 11：55　黒羽町から、床上浸水５棟の報告があった。

○ 11：56　茂木町災害対策本部から、床上浸水約1,300棟の報告があった。

○ 12：00　塩谷町から、床下浸水５棟の報告があった。

○ 12：00　宇都宮市から、床上浸水137棟、消防の出動状況の報告があった。

○ 12：00　自衛隊から、「群馬県から大型トレーラー（約10ｔ）を烏山町、茂木町に向かわせるため、宇都宮駐屯地から県警本部のパトカーの先導をお願いしたい。」との依頼があった。

○ 12：04　烏山町災害対策本部から、床上浸水64棟、床下浸水63棟、土砂崩れ21箇所、家屋全壊２棟、半壊８棟の報告があった。

○ 12：05　県警察本部にパトカーの先導を依頼した。

○ 12：10　小川町災害対策本部から、軽傷者１名（腰部打撲）の報告があった。

○ 12：17　河川課から、「小貝川は溢水しているが、決壊しているかどうかは不明。」との報告があった。

○ 12：30　茂木町の県防災行政無線電話が復旧した。

○ 12：37　石橋町から、床下浸水７棟の報告があった。

○ 12：47　茂木町災害対策本部から、床上浸水1,200棟、罹災者8,000人、死亡者２人、行方不明２人、避難状況（町民センター200人、町体育館200人）の報告があった。

○ 12：55　烏山町災害対策本部から、「自衛隊の給水状況は、簡易水道から汲み上げて給水している。」との報告があった。

○ 13：16　小山市から、床上浸水11棟、床下浸水36棟の報告があった。

○ 13：23　野木町から、農作物の被害のみの報告があった。

○ 13：30　二宮町災害対策本部から、「小貝川が50m決壊し、小貝川右岸の反町に被害あり。現在調査中。」の報告があった。

○ 13：30　鹿沼市から、床上浸水５棟の報告があった。

○ 13：40　小山市から、床上浸水10棟、床下浸水40棟の報告があった。

○ 13：50　河内町から、床上浸水７棟、床下浸水69棟の報告があった。

○ 14：02　県警察本部から、茂木町の人的被害状況の報告があった。

○ 14：07　二宮町災害対策本部から、「自衛隊の救出活動は13：16完了した。救出人員は53名。」との報告があった。

○ 14：15　工業課から、東京電力栃木支店の情報として「茂木町は11：37から2,400戸に送電を開始した。馬門地区1,500戸は復旧作業中、15：00頃復旧の見込み。」との報告があった。

○ 14：28　茂木町災害対策本部及び県警察本部から、茂木町床上浸水1,200棟、家屋流失６棟の報告があった。

○ 14：48　烏山町災害対策本部から、「役場内大会議室に臨時電話を仮設した。」との報告があった。

○ 14：55　ＮＴＴ栃木支社から、「公衆電話回線24回線を今日中に復旧すべく工事中（災害用可搬型無線機ＴＺ－４０３使用）」の報告があった。

○ 14：57　14：50に「洪水、強風注意報」発表、「洪水警報」は解除。

○ 14：57　宇都宮市消防本部から、床上浸水（住家125棟、非住家55棟）、床下浸水（住家394棟、非住家57棟）の報告があった。

○ 15：35　石橋地区消防組合消防本部から、被害状況報告があった。

○ 16：12　南那須町災害対策本部から、被害状況報告があった。

○ 16：15　湯津上村から、被害状況報告があった。

○ 16：30　黒磯市災害対策本部から、被害状況報告があった。

○ 16：30　田沼町から、被害状況報告があった。

○ 16：31　消防防災課の現地派遣職員から、「宇都宮市水道局の給水車が茂木町役場前で給水している。」との報告があった。

○ 16：40　県政記者クラブ発表（15時現在の被害状況等）。

○ 16：40　壬生町から、被害状況報告があった。

○ 16：40　茂木町災害対策本部から、被害状況報告があった。
○ 16：40　喜連川町災害対策本部から、被害状況報告があった。
○ 16：45　芳賀町から、被害状況報告があった。
○ 16：45　益子町災害対策本部から、被害状況報告があった。
○ 16：47　小川町災害対策本部から、被害状況報告があった。
○ 16：50　上河内村から、被害状況報告があった。
○ 16：51　西那須野町から、被害状況報告があった。
○ 16：56　上三川町災害対策本部から、被害状況報告があった。
○ 17：00　真岡市災害対策本部から、被害状況報告があった。
○ 17：00　南那須地区広域行政事務組合から、被害状況報告があった。
○ 17：15　馬頭町から、被害状況報告があった。
○ 17：20　県南部に「洪水注意報」発表、「強風注意報」は解除。
○ 17：24　消防防災課の現地派遣職員から「救援物資（県のカップラーメン2,000食、足利銀行の弁当300食、タオル300本）が茂木町に到着した。町の炊き出し（ダンボール２箱分のおにぎり）が役場に到着した。小山市から２ｔの給水タンク車が到着した。臨時電話（15回線）が町民センターに通じた。」との報告があった。
○ 17：28　市貝町災害対策本部から、被害状況報告があった。
○ 17：33　高根沢町災害対策本部から、被害状況報告があった。
○ 17：47　小川町災害対策本部から、被害状況報告があった。
○ 18：11　消防防災課の現地派遣職員から、「茂木町で18：10に課長会議を開く。県民生協からパン、おにぎり、牛乳が到着。」の報告があった。
○ 18：30　河川課から、「茂木町の航空写真の概算分析をしたところ浸水家屋は1,500棟位の模様。利用されたし。」の報告があった。被害の数字は役場の報告を使っているので、役場と調整されたい旨回答した。
○ 18：50　自衛隊から給水体制に関し（１　茂木、烏山町で給水を必要としている世帯数及び人員数。２　県の給水体制。３　現状の給水体制（自衛隊）で足りるか。４　給水に関する自衛隊への要望。）照会があった。
　環境整備課対応とし、環境整備課から連絡する旨回答。
○ 19：20　工業課から、「茂木町全戸に17：35電気が復旧したとの確認を東電から得た。」との報告があった。
○ 22：00　芳賀地区広域行政事務組合消防本部から、「真岡市消防署裏の五行川の状況により付近住民に避難準備の勧告を出した。荒町地内で20ｍにわたり土手にひびが入っている。警戒水位160cmのところ20：30現在の実水位は277cm。」との報告があった。
○ 22：07　医務課から、「茂木町の水害防疫対策は、真岡保健所と協議の上当面伝染病の発生予防に最大限の努力を払うこととし、一斉消毒を実施する。（１班２名編成、20班計40

名、8月6日及び7日の2日間。)」との報告があった。

○ 22：30　芳賀地区広域行政事務組合消防本部から、「五行川の水位は275cmと2cm下がったが、避難勧告はそのままである。」との報告があった。

○ 災害救助法適用（10：00茂木町、16：30益子町、20：30芳賀町）

○ 第1回栃木県台風10号災害対策本部会議開催

○ 第2回　　〃

○ 各部所管の被害状況について取りまとめ。（以後、毎日15時現在で実施。）

8月6日(水)

○ 01：05　芳賀地区広域行政事務組合消防本部から、「五行川の水位は250cmと下がったが、勧告はそのままで消防関係、土木関係者で警戒している。」との報告があった。

○ 06：23　同消防本部から、「五行川の堤防の状況は昨夜と変化なし。なお、水位、堤防の状況は1時間おきに巡視している。(04：30現在210～215cm)」との報告があった。

○ 08：45　県は、各市町村及び消防本部あて、被害状況報告に関し、防災無線により一斉指令した。

○ 08：50　市貝町災害対策本部から、被害状況報告があった。

○ 08：53　日本赤十字社栃木県支部から、県内の被害状況の照会と5日に実施した救援物資の報告があった。

○ 09：27　石橋地区消防組合消防本部から、「石橋町民から救援物資を送りたいとの要望あり。何が必要か連絡して下さい。」との依頼があった。

○ 09：30　日本赤十字社栃木県支部から、災害救護活動状況について報告があった。

○ 10：30　栃木放送の「奥様サロン」の時間で、被災地に対する義援キャンペーンを開始した。

○ 13：00　県から各市町村及び消防本部あて、被害状況報告に関し防災無線により一斉指令した。

○ 16：15　県政記者クラブ発表（15時現在の被害状況等）。

○ 18：11　環境整備課から、「烏山町の給水について、22：00から第1水源、第2水源の試験給水を行う。自衛隊は、給水の状況を見るため8月7日も町内にとどまる。」との報告があった。

○ 18：11　自衛隊から、5日及び6日の救助、救援活動状況の報告があった。

○ 21：10　国土庁防災業務課から被害状況の照会があった。

○ 21：40　ＮＴＴ栃木支社災害対策本部から「茂木町の電話復旧について、8月6日24：00に430回線復旧した。8月11～12日には全面復旧見込。現在茂木局の不通は、4,167回線である。電話の不通理由は、茂木局の交換器水没のため。」との報告があった。

○ 第1回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催

8月7日(木)

○ 09：07　神奈川県茅ヶ崎市の建設業グループから、ボランティアの申し入れがあった。

○ 09：40　葛生町から、町内の企業から原石の供給申し入れがあった旨報告があった。

○ 09：53　東洋水産北関東営業所から、「カップラーメン1,200食供給したい。」との申し入れがあった。

○ 09：55　県から各市町村あて、被害状況調査報告に関して防災無線により一斉指令した。

○ 12：00　県からＮＴＴ栃木支社災害対策本部に対し、電話の復旧状況について問い合わせた。「茂木局（町中心部）０２８５６－３局不通3,700局（約4,200のうち500復旧）、茂木北局（町北部）０２８５６－２局約600復旧済、逆川局（町南部）０２８５６－５局約700復旧済、茂木局の全面復旧は９日の見込。」

○ 14：00県庁職員に対し、庁内放送で支援物資の協力を呼びかけた。

○ 14：35　茂木町災害対策本部から、「茂木町の復旧作業において、風、埃がものすごい状態なので、作業が不能である。大至急マスク2,000人分送ってほしい。」との依頼があった。県から送付することとなった。

○ 16：00　県政記者クラブ発表（15：00現在の被害状況等）

○ 18：20　県警察本部から、「県警で把握している負傷者46名のうち重傷者は４名である。」との報告があった。

○ 20：05　消防庁防災課から、避難命令の伝達手段について照会があった。

○ 第２回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催

8月8日(金)

○ 13：00　消防防災課の現地派遣職員から、「茂木町で足利銀行、栃木相互銀行及び宇都宮信用金庫が、災害対策特別融資を行う。町では½の利子補給を決定した。商店に対する融資対策はどうなっているか。町民が自炊体制ができるようになってきているので、炊き出しへの切り換えのタイミングをどうするか。（今後は有償に切り換えたい。）」との報告照会があった。

○ 14：00　消防防災課の現地派遣職員から、「茂木町の住民が自活体制をとるためには、至急に次の対策が必要である。各部に連絡されたい。１　米の供給体制確立、２　町内での販売体制（町内の小売商）、３　生鮮食料品供給体制、４　日用雑貨等の供給体制」との報告があった。

農務部及び商工労働部へ連絡した。

○ 14：35　現地派遣職員から、「茂木町長から逆川の流木、ゴミ等の除去について、早急に実施の依頼があった。」との報告があった。

真岡土木事務所において河川の被害状況調査を実施した結果が、本日中にまとまる見込み。今後、町の建設課長と打合せの上、具体的スケジュールをたて実施する。状況により隣接の土木事務所も応援体制をとることとした。

○ 15：15　現地派遣職員から、「茂木町から救援物資の希望品として、ござ、生理用品が良いとの申し入れがあった。」との報告があった。

○ 16：20　国鉄バス烏山営業所から、「茂木町坂井地内菅又口バス停付近が片側通行であるが、現場がカーブになっており安全確認できないため、運行を見合わせている。現在、国鉄職員が現場の状況を調査しているので、その報告を待って判断する。」との報告があった。

○ 16：30　県政記者クラブ発表（15時現在の被害状況等）

○ 19：20　茂木町災害対策本部から、「茂木町北高岡地区１戸に18：00避難命令を出した。土砂崩れのおそれがあるためで、１世帯２人は親類の家へ避難した。」との報告があった。

○ 第３回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催

○ 県庁職員タオル収集

○ 日本消防協会から非常食1,000食着

○ 知事、国の関係機関等に陳情

8月9日(土)

○ 07：35　ＮＴＴ栃木支社災害対策本部に対して、電話の復旧状況について照会した。

○ 08：35　同上の回答あり。「茂木局（町中心部）02856―３局は4,128回線のうち約3,000回線（約73％）が復旧した。９日中には全回線復旧の見込みであるが、線路及び電話機の故障しているところが遅れると思われる。」

○ 09：20　島根県益田市から、「見舞いの電報を打ちたいので、被害の大きい市町村を教えて欲しい。」との照会があった。

○ 14：30　現地派遣職員から、茂木町の担当者からの情報として「木幡、鮎田、黒田西、北高岡、飯上、上新及び塩田地区の住民から、地割れ、ひび割れがあり危険との情報が入った。町としては復旧に追われて、調査、確認、応急処置ができない。」との報告があった。宇都宮林務観光事務所で５日から調査中、危険な場所は緊急処置を行った。

○ 16：00　県政記者クラブ発表（15時現在の被害状況等）

○ 18：25　ＮＴＴ栃木支社災害対策本部から、「茂木町の電話復旧状況について、９日17：00現在不通260回線（復旧率約94％）であり、今日は22：00まで作業の予定。」との報告があった。

○ 23：30　国土庁から電話の復旧状況について照会があった。

○ 第４回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催

○ 政府調査団茂木町視察

○ 台風10号の被災に対する対応状況の作成

8月10日(日)

○ 11：36　県警察本部に重傷者の状況について照会した。

○ 17：55　国土庁から、電話の復旧状況について照会があった。

8月11日(月)

○ 08：50　　消防庁防災課から、被害状況報告の内容について照会があった。

○ 10：30　栃木放送から、「佐野市から茂木町への救援物資について、関係機関と協議した結果佐野土木のトラックにより茂木町へ直送することになった。」との報告があった。
　各方面からの救援物資の受入れ場所を町民センターから茂木小学校体育館に変更した。

○ 11：50　ＮＴＴ栃木支社災害対策本部から、「茂木町の電話復旧の状況は、10：00現在で不通231回線であり、12日中には全面復旧したい。」との報告があった。

○ 14：00県から各市町村あて「被害状況の電話による報告は、本日をもって終了する。」を防災無線により一斉指令した。

○ 16：30　県政記者クラブ発表（15時現在の被害状況等）

○ 応急仮設建築物に対する制限の緩和を行う区域を指定した。（茂木町、益子町、芳賀町外８町）

○ 第５回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催

○ 衆議院災害対策特別委員会調査団 茂木町視察

○ 茂木町に係る台風10号災害応急対策の作成

８月12日(火)

○ 10：10　二宮町から、「二宮町災害対策本部は、８月11日17：00に解散した。」との報告があった。

○ 10：20　ＮＴＴ栃木支社災害対策本部から、「茂木町の電話の復旧状況は、不通231回線である。」との報告があった。

○ 12：00　各市町村及び各消防本部あて、茂木町への事務用机、椅子の譲与の件を防災無線で一斉指令した。

○ 12：00県警察本部から、行方不明者の状況について報告があった。

○ 16：30　県政記者クラブ発表（15時現在の被害状況等）

○ 16：40　現地派遣職員から、「茂木町の戸籍簿関係の被害は戸籍簿等82冊であり、現在住民課が市貝町職員の応援を得て乾燥作業に当たっている。」との報告があった。

○ 17：40　ＮＴＴ栃木支社災害対策本部から、「茂木町の電話の不通回線は、約100回線である。」との連絡があった。

○ 第３回板栃木県台風10号災害対策本部会議開催

○ 第６回　　〃　　連絡員会議開催

○ 災害により被害を受けた児童、生徒の教科書の無償給与に関し、教科書の滅失又はき損状況調査完了。

８月13日(水)

○ 09：14　茂木町災害対策本部から、「日赤救護班が本日９時をもって引き上げた。今後の医療及び開業医の状況は、当初から開業…石井医院、大森歯科、８日から開業…大金医院、11日から開業…青木医院、茂木中央病院、今瀬医院、13日から開業…水野歯

科、18日から開業予定…今井医院、未定…金沢医院、大坪医院、島田医院である。」との報告があった。

○ 16：15　市貝町災害対策本部から、「市貝町は、８月13日17：00をもって災害対策本部を解散する。」との報告があった。

○ 16：30　県政記者クラブ発表（15時現在の被害状況等）

○ 17：00　県警察本部から、「茂木町の交通規制は、８月13日までで８月14日からは行わない。」との報告があった。

○ 17：10　ＮＴＴ栃木支社から、「茂木町の電話の復旧状況は、８月13日の12：00現在全回線復旧した。」との報告があった。

○ 第７回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催

○ 茂木町役場へ県、芳賀町及び二宮町から、机、椅子各70脚を届けた。

８月14日(木)

○ 11：00　各市町村あて、各市町村災害対策本部の設置状況の報告に関し、防災無線で一斉指令した。

○ 14：38　茂木町災害対策本部あて「茂木町住民への救援物資を14日をもって取り止める。」旨、防災無線により一斉指令した。

○ 16：30　県政記者クラブ発表（15時現在の被害状況等）

８月18日(月)

○ 各消防本部あて、危険物施設の被害状況の報告に関し防災無線により一斉指令した。

○ 県政記者クラブ発表（被害状況の確定）

８月19日(火)

○ 第８回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催

○ 参議院災害対策特別委員会調査団茂木町視察

８月20日(水)

○ 災害応急対策及び災害復旧対策の作成

８月27日(水)

○ 第９回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催

９月26日(金)

○ 激甚災害の指定（茂木町に局地激甚災害適用）〈閣議決定〉

９月30日(火)

○ 激甚災害の指定（茂木町に局地激甚災害適用）〈政令公布〉

10月７日(火)

○ 第10回栃木県台風10号災害対策本部連絡員会議開催

10月14日(火)

○ 第４回栃木県台風10号災害対策本部会議開催

○ 栃木県台風10号災害対策本部解散

〈参 考 資 料〉

○ 災害対策本部組織図

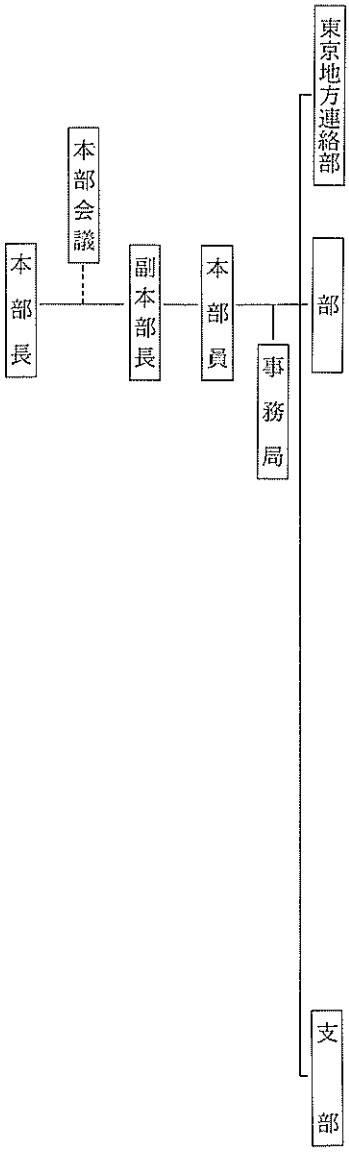

名　称	部長担当職	構　成　機　関
総　務　部	総　務　部　長	各部に所属する各課室及び出先機関（支部の構成機関を除く。）
企　画　部	企　画　部　長	
県民生活部	県民生活部長	
衛生環境部	衛生環境部長	
商工労働部	商工労働部長	
農　務　部	農　務　部　長	
林務観光部	林務観光部長	
土　木　部	土　木　部　長	
出　納　部	出　納　局　長	
教　育　部	教　　育　　長	
企　業　部	企　業　局　長	
警　察　部	警察本部長	

○ 本部長、副本部長及び本部員

本　部　長	知事
副本部長	副知事及び出納長
本　部　員	教育長、警察本部長、各部長、企業局長及び出納局長

○ 事務局及び事務局員

事務局長	総務部長
事務局員	総務部財政班長、同人事班長、同消防防災班長、企画部企画調整班長、同広報班長、民生部厚生班長、衛生環境部医務班長、商工労働部商工振興課班長、農務部農政班長、林務観光部林政班長、土木部監理班長、同河川班長、出納部出納班長、教育部総務班長、企業部総務班長及び警察部警備班長

○ 名称・位置及び担当区域

名　称	位　置	区　域
河内支部	宇都宮県税事務所内	宇都宮市、河内郡
上都賀支部	鹿　沼　〃	鹿沼市、日光市、今市市、上都賀郡、栗山村、藤原町
芳賀支部	真　岡　〃	真岡市、芳賀郡
下都賀支部	栃　木　〃	栃木市、小山市、下都賀郡
塩谷支部	矢　板　〃	矢板市、塩谷郡（栗山村、藤原町を除く。）
那須支部	大田原　〃	大田原市、黒磯市、那須郡（烏山町、南那須町、馬頭町、小川町を除く。）
南那須支部	南那須福祉事務所内	烏山町、南那須町、馬頭町、小川町
安蘇支部	佐　野県税事務所内	佐野市、安蘇郡
足利支部	足　利　〃	足利市

○ 支部長、副支部長及び構成機関

支　部　長	県税事務所長（南那須支部にあっては福祉事務所長）
副支部長	土木事務所長及び福祉事務所長
構成機関	県税事務所、福祉事務所、保健所、農政事務所、土地改良事務所、林務観光事務所、土木事務所、農業改良普及所、地方出納事務所、教育事務所

○ 災害時非常招集系統図

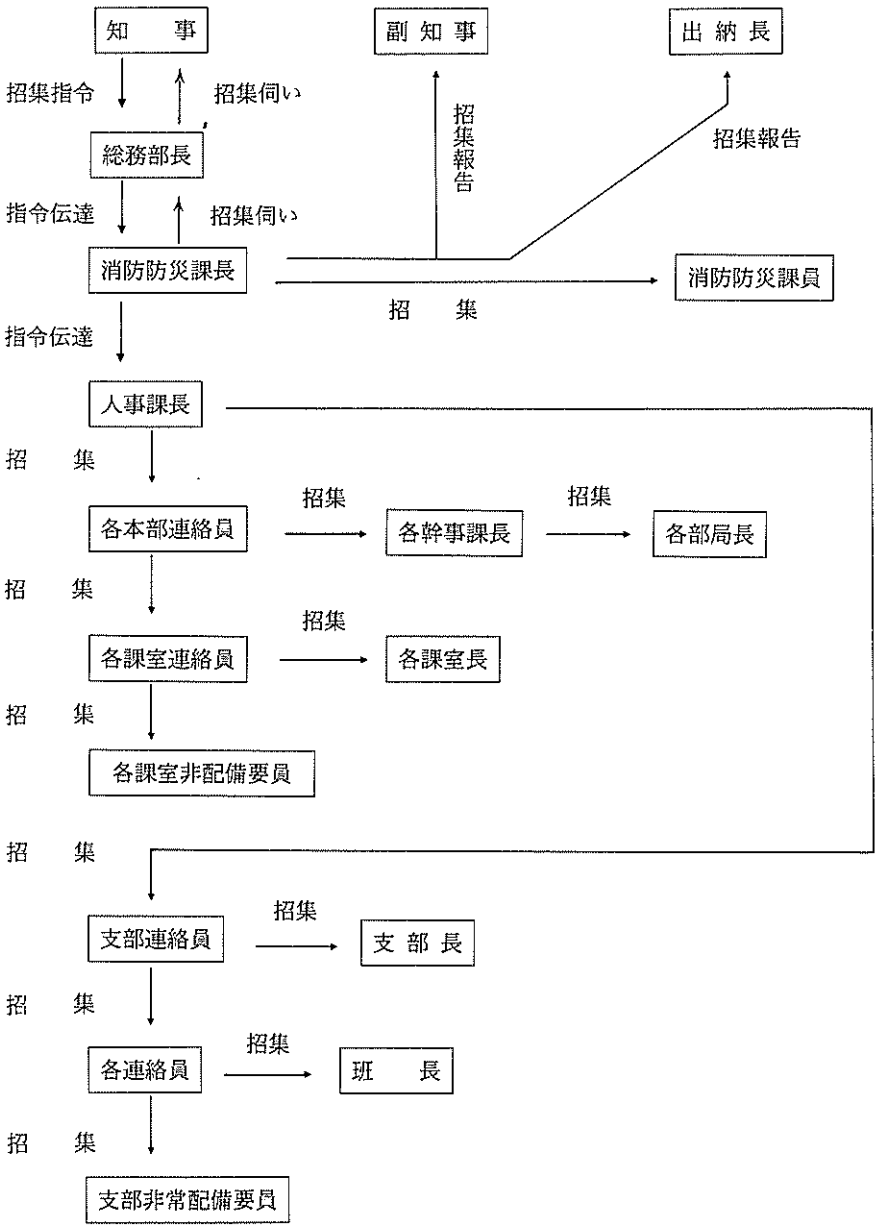

※　伝達ルートは自宅からの一般加入電話によることを通例とする。

○ 栃木県台風10号災害対策本部員等名簿

本部長	知事 渡辺文雄

副本部長	副知事 推津弘之
	出納長 田島一郎

本部員	総務部長 小坂紀一郎
	企画部長 大江敏雄
	県民生活部長 勝井文夫
	衛生環境部長 鈴木忠義
	商工労働部長 大気弘久
	農務部長 和賀井睦夫
	林務観光部長 浅野冨雄
	土木部長 岡田朋
	出納局長 鈴木慶治
	教育長 池嶋和雄
	警察本部長 田中和夫

事務局員	事務局長（総務部長） 小坂紀一郎
	総務部財政班長 坂井秀司
	〃 人事班長 高松忠昭
	〃 消防防災班長 長嶋幸男
	企画部企画調整班長 矢口亘昭
	〃 広報班長 秋場孝夫
	県民生活部厚生班長 今井聡彦
	衛生環境部医務班長 福田守孝
	商工労働部商工振興班長 青柳正尚
	農務部農政班長 小菅充
	林務観光部林政班長 竹原宏
	土木部監理班長 網代精一
	〃 河川班長 田野辺文司
	出納部出納班長 寺内英雄
	教育部総務班長 清水明
	企業部総務班長 高橋薫
	警察部警備班長 大野俊文

本部連絡員	総務部財政班 蓮見浩
	〃 人事班 堀口昭雄
	〃 消防防災班 小堀清充
	企画部企画調整班 梅沢秀夫
	〃 広報班 木曽弘
	県民生活部厚生班 矢口富士夫
	衛生環境部医務班 太田代雄三
	商工労働部商工振興班 猪股康雄
	農務部農政班 田島進
	林務観光部林政班 寺岡威
	土木部監理班 清水準一
	〃 河川班 塚原芳和
	出納部出納班 角納勝
	教育部総務班 大島幸久
	企業部総務班 仙波久男
	警察部警備班 斎藤定夫

○ 栃木県水防本部組織図

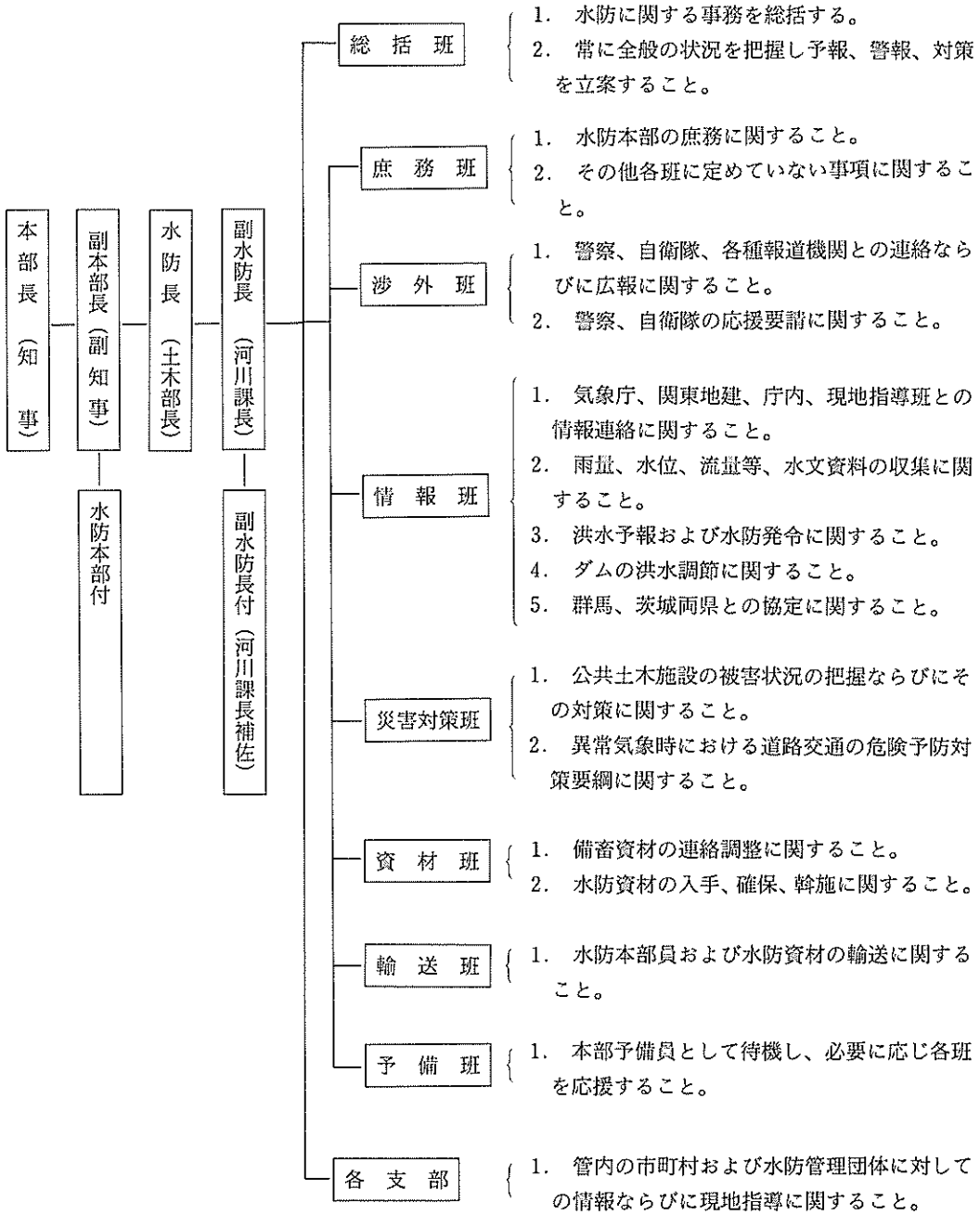

各支部名……宇都宮、鹿沼、日光、真岡、栃木、矢板、大田原、烏山、佐野、足利、
中禅寺ダム管理事務所、那珂川水系ダム建設事務所

○ 栃木県警災害警備本部組織図

警備本部長	警備副本部長	幕僚	班長		班員	任務
警察本部長 本部付 秘書課長	警備部長	(兼) 警備部長	実施	警備第二課長	警備第二課 5 警備第一課 2	1 警備本部の設置、運営に関すること。 2 警備部隊の編成、運用に関すること。 3 警備事件の捜査に関すること。 4 警察庁、管区警察局との連絡、報告に関すること。 5 気象情報の通報、伝達に関すること。
			情報	警備第一課長	警備第一課 3	1 被害の実態は握、分析に関すること。 2 災害警備情報の収集、分析に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。
		警務部長	装備	警務課長	警務課 2	1 車両、装備器材等の整備、支給、調達に関すること。 2 ヘリコプターの整備、運用に関すること。
			広報	広報官	秘書課 1	1 災害広報に関すること。 2 報道に関すること。
			補給	会計課長	会計課 2	1 警備要員の補給に関すること。 2 警察庁舎、施設の管理等に関すること。
			救護	厚生課長	厚生課 1	1 警備要員の救護、厚生に関すること。
		刑事部長	捜査・鑑識	捜査第一課長 捜査第二課長 鑑識課長 機動捜査隊長	捜査第一課 2 捜査第二課 1 鑑識課 1 機動捜査隊 1	1 捜査情報の収集、分析に関すること。 2 刑事事件の捜査に関すること。 3 死体の検視に関すること。 4 検察庁等との連絡に関すること。 5 死体の身元確認に関すること。
		防犯部長	防犯・保安	防犯少年課長 生活保安課長	防犯少年課 2 生活保安課 2	1 防犯、生保関連情報の収集、分析に関すること。 2 犯罪の予防に関すること。 3 銃砲刀剣、危険物等の取締りに関すること。 4 迷い子等の保護に関すること。
			警ら	外勤課長	外勤課 1 指令室 1	1 警ら用無線自動車の運用に関すること。 2 無線通信指令に関すること。
		交通部長	交通	交通企画課長 交通指導課長 交通規制課長 運転免許課長 交通機動隊長 高速隊長	交通企画課 2 交通指導課 2 交通規制課 2 運転免許課 1 交通機動隊 1 高速隊 1	1 交通情報の収集、分析に関すること。 2 緊急輸送車両の確認に関すること。 3 交通事故事件の捜査、取締りに関すること。 4 交通規制、管理に関すること。 5 交通被害調査に関すること。
		警察学校長	警察学校	警察学校副校長	警察学校 1	1 特命事項に関すること。
		通信部長	通信	通信庶務課長 通信運用課長 通信有線課長 通信無線課長	通信庶務課 1 通信運用課 2 通信有線課 1 通信無線課 1	1 機動通信に関すること。 2 通信施設、機器の保全強化、施設の防護に関すること。 3 応急通信施設の設置、被災施設の復旧に関すること。

○ 栃木県台風10号災害記録誌編集委員会

1. 目　　的

昭和61年8月4日から5日にかけての「台風第10号及びその後の低気圧」による災害を記録し、防災関係機関に対する教訓と県民に対する防災意識の啓蒙に資するため、記録誌を編集する。

2. 編集委員

編集委員長	総務部		部長	大江敏夫
編集委員	総務部	財政課	課長補佐	蓮実浩
〃	企画部	企画調整課	課長補佐	梅沢秀夫
〃	県民生活部	厚生課	課長補佐	矢口富士夫
〃	衛生環境部	医務課	課長補佐	太田代雄三
〃	商工労働部	商工振興課	課長補佐	猪股康雄
〃	農務部	農政課	課長補佐	田島進
〃	林務観光部	林政課	課長補佐	寺岡威
〃	土木部	監理課	課長補佐	清水準一
〃	教育委員会	総務課	課長補佐	大島幸久
〃	警察本部	警備二課	課長補佐	斎藤定夫
〃	総務部	消防防災課	課長補佐	小堀清充
編集事務局長		消防防災課課長		長嶋幸男
編集事務局員		消防防災課課職員		

激流との戦い

—昭和61年8月 台風10号災害の記録—

編　集　栃木県台風10号災害記録誌編集委員会

発　行　栃　木　県

発行年月日　昭和62年3月31日

印　刷　朝陽堂印刷興業株式会社